名古屋市における自動車環境対策の推進について（報告）

令和６年12月

名古屋市自動車公害対策推進協議会

目　　次

《第3次なごや自動車環境対策アクションプラン・第3次自動車騒音優先対策マップ》
1　第3次なごや自動車環境対策アクションプラン---------- 1
2　第3次自動車騒音優先対策マップ---------- 15
3　第3次なごや自動車環境対策アクションプランの進捗状況とその課題
（1）進捗状況---------- 19
（2）課題及び方策等---------- 20
（3）関係機関・団体等における取組内容---------- 27

《自動車環境対策関連データ》
資料 1　名古屋市内の大気汚染の経年変化 ---------- 54
資料 2　環境基準適合率の他都市比較 ---------- 66
資料 3　微小粒子状物質(PM2.5)成分分析結果 ---------- 72
資料 4　二酸化炭素(温室効果ガス)排出量と削減目標 ---------- 74
資料 5　「環境性能優良車」の市内保有台数 ---------- 75
資料 6　市内の環境性能優良車普及状況---------- 76
資料 7　騒音対策関連資料---------- 78
資料 8　幹線道路沿線における騒音調査結果 ---------- 88
資料 9　名古屋市内の自動車保有台数の推移 ---------- 89
資料 10　名古屋市内の交通量の推移 ---------- 90
資料 11　名古屋市内の自動車騒音・振動苦情件数の推移 ---------- 90
資料 12　交通機関別の利用状況 ---------- 91
資料 13　大気環境・騒音と交通量の比較 ---------- 92
資料 14　自動車 NOx・PM 法による車種規制非適合車実態把握調査等結果 ---------- 94
資料 15　ガソリン及び軽油の販売量の推移(愛知県) ---------- 96

《参考資料》
参考資料 1　名古屋市自動車公害対策推進協議会について ---------- 97
参考資料 2　名古屋市自動車公害対策推進協議会の協議内容 ---------- 98
参考資料 3　第3次自動車騒音優先対策マップの更新の経緯と運用方法 ---------- 99
参考資料 4　自動車環境対策の推進に関する提案(経済産業省・国土交通省・環境省) ---- 102
参考資料 5　自動車環境対策の推進に関する提案(日本自動車工業会) ---------- 105
参考資料 6　自動車排出ガス規制値 ---------- 107
参考資料 7　今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第十五次答申)の概要 ------- 109
参考資料 8　今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について(答申)の概要 ---------- 110
参考資料 9　微小粒子状物質の国内における排出抑制策の在り方について(中間取りまとめ)の概要 - 111
参考資料 10　乗用自動車の燃費基準 ---------- 112
参考資料 11　貨物自動車の燃費基準 ---------- 114
参考資料 12　自動車騒音規制値 ---------- 117
参考資料 13　今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について(第四次答申)の概要 ----- 119
参考資料 14　名古屋地域における低公害車等補助・融資・税制優遇制度 ---------- 120
参考資料 15　自動車燃料品質規制値 ---------- 136
参考資料 16　公用車への電動車の導入方針 ---------- 137
参考資料 17　市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例(抄) ---------- 141
参考資料 18　市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則(抄) ---- 142
参考資料 19　名古屋市自動車公害対策推進協議会運営要領 ---------- 144
参考資料 20　名古屋市自動車公害対策推進協議会から専門部会への付議事項 -------- 147
参考資料 21　名古屋市自動車公害対策推進協議会委員等名簿 ---------- 148

第3次なごや自動車環境対策
アクションプラン

第3次自動車騒音優先対策マップ

《第 3 次なごや自動車環境対策アクションプラン・第 3 次自動車騒音優先対策マップ》

1　第 3 次なごや自動車環境対策アクションプラン---------- 1
2　第 3 次自動車騒音優先対策マップ---------- 15
3　第 3 次なごや自動車環境対策アクションプランの進捗状況とその課題
　（1）進捗状況---------- 19
　（2）課題及び方策等---------- 20
　（3）関係機関・団体等における取組内容---------- 27

1　第3次なごや自動車環境対策アクションプラン

（令和3年1月25日策定）
（令和6年3月28日一部改正）

（1）改定の背景

自動車は、社会経済活動や日々の暮らしに欠かせないものとなっているが、一方では、大気汚染や騒音等の環境問題、さらには二酸化炭素の排出といった地球環境問題の一つの原因にもなっている。

これらの問題を解決していくためには、発生源対策、交通量対策、交通流対策、道路施設対策などの多岐にわたる対策が必要であることから、名古屋市は関係する機関・団体と「名古屋市自動車公害対策推進協議会」を設置し、自動車公害対策を総合的かつ計画的に推進してきた。

また、平成19年3月(2007年3月)には自動車に起因する大気汚染、二酸化炭素の排出及び騒音に対しての対策を着実に推進するため、「なごや自動車環境対策アクションプラン」（以下、「第1次アクションプラン」という。）を策定した。

第1次アクションプランでは、平成22年度(2010年度)を中期的な目標年次として、二酸化窒素・浮遊粒子状物質対策、二酸化炭素対策、騒音対策、エコカー普及の4項目について具体的な目標を定め、目標達成に向けた取り組みを進めた。

その結果、二酸化窒素・浮遊粒子状物質対策、二酸化炭素対策、騒音対策の3項目については、平成22年度(2010年度)において目標を達成した。また、エコカー普及についても、目標達成には至っていないが、普及台数は着実に増加した。その一方で、微小粒子状物質（ＰM2.5）への対応など、新たな課題や問題等も発生した。

そこで、自動車環境対策の現状や新たな課題等を踏まえて、第1次アクションプランで定めた長期的目標の達成に向けて、新たな中期的目標（第2次目標）の設定や施策等の見直しを行い、平成22年12月(2010年12月)に「第2次なごや自動車環境対策アクションプラン」（以下、「第2次アクションプラン」という。）を策定した。

第2次アクションプランでは、令和2年度（2020年度）を目標年次として、新たな中間目標として、これまでの項目に加え、新たに微小粒子状物質、騒音（環境基準）、次世代自動車についての目標を設定し、達成に向けた取り組みを進めてきた。

その結果、浮遊粒子状物質対策、微小粒子状物質対策、騒音（環境基準）、低公害・低燃費車、次世代自動車については、目標年次を待たずに目標を達成している。一方で、自動車環境対策を取り巻く状況はこの10年で変化しており、長期的目標の達成に向けて目標の再設定・対策内容の再確認が必要となっている。

そこで、第3次目標の設定及び対策内容の見直しを行うこととした。

なお、令和元年度末より発生した新型コロナウィルス感染症については、人やモノの移動である交通に大きく影響を与えており、交通の変化は当アクションプランの目標についても影響を与えると考えられる。第3次目標の進捗状況の管理にあたっては、新型コロナウィルス感染症の影響にも注視し、影響が大きい場合には目標設定についても再度検討することも考慮していく。

（2）第 2 次目標（2010 年度～2020 年度）の達成状況

事項	第 2 次目標 (2020 年度)	2019年度結果	達成度
二酸化窒素 （NO_2）	すべての常時監視測定局で 「環境基準・環境目標値」を達成	環境基準達成局数 18局／18局（100%）	達成
		環境目標値達成局数 17局／18局（94%）	未達成
浮遊粒子状物質 （ＳＰＭ）	現状の改善 [2010 年度 年平均 0.022mg/㎥]	環境基準達成局数 18局／18局（100%） 年平均値　0.015mg/m^3	達成
微小粒子状物質 （ＰＭ2.5）	現状の改善 [2011 年度 年平均 17.6μg/㎥] (2011 年度から測定開始)	環境基準達成局数 18局／18局（100%） 年平均値　10.8μg/m^3	達成
二酸化炭素 （CO_2）	市内の温室効果ガス排出量を 1990 年度比 25%削減 (429 万 t－CO_2削減)	温室効果ガス排出量 (2017年度) 1,477万t－CO_2　15%削減 (削減量　262万t－CO_2)	未達成
騒音 (要請限度)	第 2 次自動車騒音優先対策マップ 対象区間での要請限度超過状況の 改善	A区間のうち 要請限度を下回る区間数 4区間／7区間	未達成
騒音 (環境基準)	幹線道路全体での 環境基準達成率(昼夜間)95% 以上	環境基準達成率（昼夜間） 96.9% (256,197/264,471戸)	達成
低公害・低燃費車の継続普及	低公害・低燃費車 90 万台	95　万台	達成
次世代自動車の普及	自動車保有台数に占める割合 20%以上	27　%	達成

（3）第 3 次目標の設定について

ア　計画期間

「低炭素都市なごや戦略第 2 次実行計画」に合わせて、2021 年度～2030 年度までの 10 年間を第 3 次目標の計画期間とする。

ただし、今後、本市環境基本計画の改定等により情勢が変化した場合は、必要に応じて目標の見直しを行うものとする。

イ　目標の構成

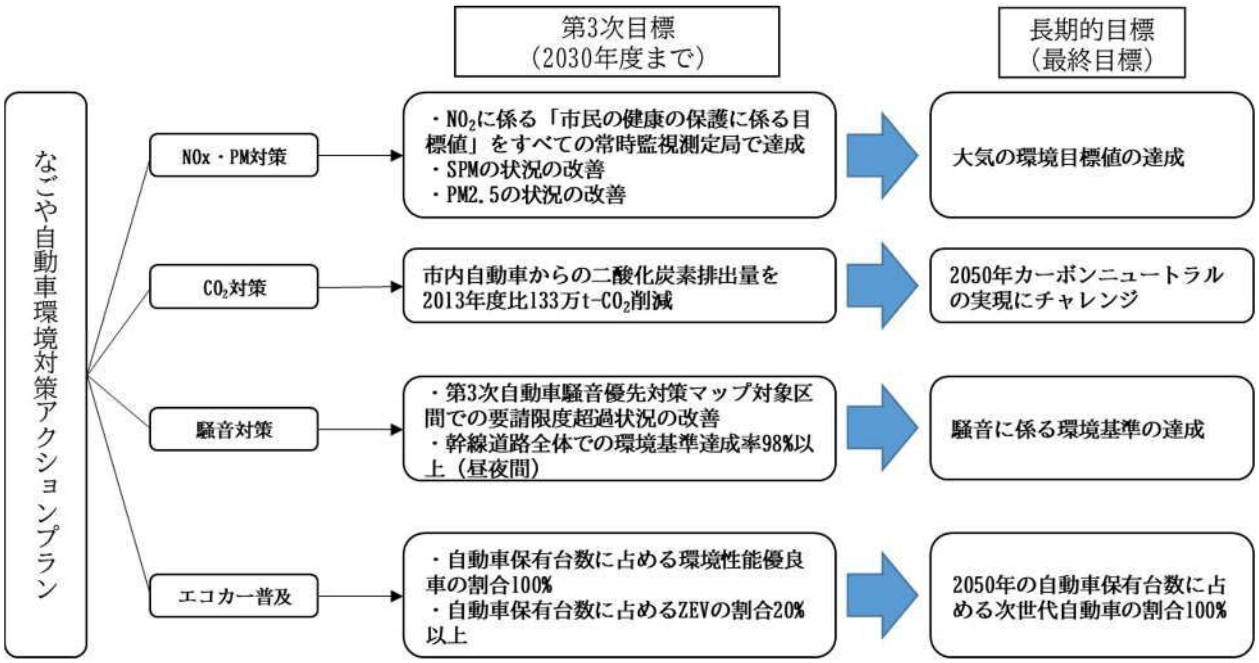

ウ　目標の内容

＜NO_x・PMについて＞

第3次目標 ・(二酸化窒素)「市民の健康の保護に係る目標値」をすべての常時監視測定局(18局)で達成・維持 ・(浮遊粒子状物質) 状況の改善 ・(微小粒子状物質) 状況の改善

〈目標設定の考え方〉

◯NO_2について

市内における常時監視測定局において、第2次目標である、『環境基準』は18局すべてで達成している。一方で『市民の健康の保護に係る目標値』については非達成の測定局があることから、第3次目標では、**18局すべてで目標値の達成**を目指す。

◯SPMについて

『快適な生活環境の確保に係る目標値(年平均値 0.015mg/㎥)』の達成時期については、名古屋市の環境目標値を定める告示では、『達成し、維持するよう努めるものとする』とされている。

また、SPMの環境濃度の将来予測において、2030 年度の年平均値は現状よりも減少するが、全測定局での目標値の達成は困難であるとの結果が出ていることから、第3次目標では**2019年度結果の改善**を目指す。

◯PM2.5について

本市独自の目標値である『市民の健康の保護に係る目標値(年平均値 15μg/㎥以下かつ日平均値35μg/㎥以下)』について、18局すべてで達成しているものの、達成期間が短く今後とも達成が継続されるとは判断できないため、経過を注視していく必要があり、名古屋市の環境目標値を定める告示では、今後も『達成を維持するものとする』とされている。

また、PM2.5の環境濃度の将来予測において、年平均値・日平均値ともに改善すると予測されていることから、第3次目標では**2019年度結果の改善**を目指す。

＜CO_2について＞

第 3 次目標 ・市内自動車からの二酸化炭素排出量を 2013 年度比 133 万 t-CO_2削減

〈目標設定の考え方〉

自動車環境に係る計画であることから、自動車による排出分についての目標とし、数値については本市の計画である**「名古屋市地球温暖化対策実行計画 2030」の自動車による排出分の目標**とした。

今後、名古屋市環境基本計画や「名古屋市地球温暖化対策実行計画 2030」の更新や脱炭素化の情勢次第では変更の可能性がある。

〈課題〉

・マイカーの低燃費化：ＺＥＶへの代替促進及び燃費性能に優れた最新規制適合車への代替促進
・レンタカー・カーシェアリングにおける車両の低燃費化
・トラック・バスの低燃費化：燃費性能に優れた最新規制適合車への代替促進
・エコドライブ

〈参考指標〉

乗用車（登録車）新規登録台数に占めるＺＥＶの割合	1.5 ％ （2019 年）

＜騒音について＞

第 3 次目標 ・（要請限度）名古屋市内の幹線道路沿道における要請限度超過状況の改善 ・（環境基準）幹線道路全体での環境基準達成率 98%以上(昼夜間)

〈目標設定の考え方〉

◯要請限度について

市内における要請限度測定(1 週間測定)において、要請限度を超過している地点が 3 地点あるため、**要請限度超過状況の改善**を目指す。

◯環境基準について

2019 年度の環境基準達成率(昼夜間)は 96.9%であり、第 2 次目標を達成している。そのため、長期的目標である環境基準の達成(達成率 100%)に向けて、段階的に引き上げていく。

第 3 次目標の期間が 2021 年度から 2030 年度までの 10 年であること、および長期的目標(100%)の目標年次が 2050 年度であることから、第 4 次目標の設定も考慮し、第 3 次目標では **98%以上の達成**を目指す。

＜エコカー普及について＞

第 3 次目標 ・（低公害・低燃費車）自動車保有台数に占める環境性能優良車の割合 100 % ・（ＺＥＶ）自動車保有台数に占めるＺＥＶの割合 20 %以上

〈定義〉

○環境性能優良車

① 電気自動車
② 燃料電池自動車
③ プラグインハイブリッド自動車
④ 天然ガス自動車
⑤ 2015 年度燃費基準達成クリーンディーゼル車（平成 21・22 年排出ガス規制適合ディーゼル車）
⑥ 車両総重量 3.5t 超の 2015 年度燃費基準達成平成 21･22 年排出ガス規制適合ディーゼル車
⑦ 2015 年度燃費基準達成平成 17・21 年排出ガス規制適合ガソリン車
⑧ 車両総重量 3.5t 超の平成 17・21 年排出ガス規制適合ガソリン車
⑨ 2020 年度燃費基準達成平成 17・21 年排出ガス規制適合 LP ガス自動車

のことをいう。

なお、2015 年度燃費基準、平成 21･22 年排出ガス規制以降の新たな燃費基準・排出ガス規制に適合した車両も環境性能優良車に含める。

○ＺＥＶ（zero emission vehicle）：

走行時（ＰＨＶ/ＰＨＥＶはＥＶモード走行時）にCO_2等の排出ガスを出さない電気自動車（ＥＶ/ＢＥＶ)やプラグインハイブリッド自動車（ＰＨＶ/ＰＨＥＶ)、燃料電池自動車（ＦＣＶ/ＦＣＥＶ）とする。

〈目標設定の考え方〉

○低公害・低燃費車について

第 2 次計画策定時から、排出ガス規制や燃費基準等が大幅に引き上げられているため、低公害・低燃費車の定義では「環境にやさしい自動車」とは呼べなくなってきたため。新たな定義・枠組みを作成する必要性が生じた。

現状で一般化している定義では良いものが見つからなかったため､本市において新たな定義を設定することとした。

定義の設定に際しては、**2030 年度末時点で存在する車両の最低ライン**とすることを考え設定した。

○ＺＥＶについて

将来的な脱炭素社会の実現や大気環境のさらなる改善を目指すため、**環境性能が特に優良である車両（ＺＥＶ）を対象車種**とする。

〈課題〉

・環境性能優良車への代替促進
・ＺＥＶの認知度向上
・ＺＥＶの車両価格
・充電インフラ、水素ステーションの整備

エ　対策の体系

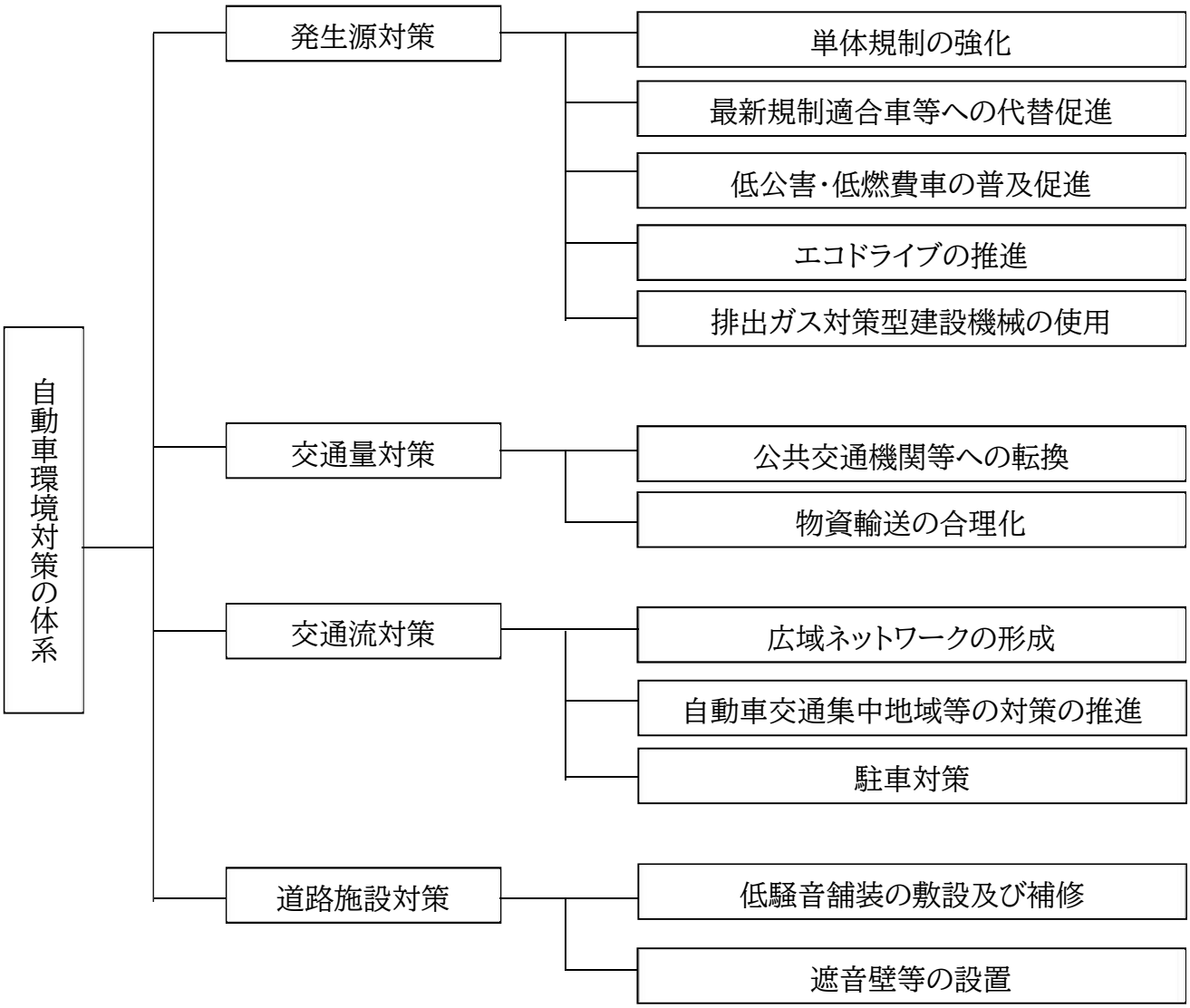

これらの対策について、主な事業を次表のようにまとめる。

分類	主な対策	主な施策
発生源対策	単体規制の強化	○ 国への排出ガス・騒音規制強化の提案・働きかけ
		・ 自動車メーカーに対する技術開発・市場への早期導入等に係る働きかけ
		・ ディーゼルクリーンキャンペーンの実施
	最新規制適合車等への代替促進	・ 国への補助制度充実等の要望・働きかけ
		・「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」による自動車NOx・PM法非適合車の使用抑制等の働きかけの実施
	低公害・低燃費車の普及促進	○ 環境性能優良車※の率先導入
		・ 環境性能優良車の普及啓発
		・ 環境性能優良車の補助・助成等
		・ 法、条例による導入義務等
		・ グリーン配送の推進
	エコドライブの推進	○ 周知活動、啓発活動の実施
		・ エコドライブ支援装置等の導入・普及
		・ グリーン経営認証、なごやSDGsグリーンパートナーズの認定取得
		・ 事業所でのエコドライブの推進
		・ 法、条例に基づく義務化・指導等
	排出ガス対策型建設機械の使用	・ 排出ガス対策型建設機械指定制度で指定された建設機械の使用
交通量対策	公共交通機関等への転換	○「名古屋交通計画2030」
		・ パークアンドライド駐車場の整備
		・ 公共交通機関利用者のための優遇措置の充実
		・ 自転車利用環境の整備
	物資輸送の合理化	・ 物資輸送の合理化に係る対策の推進
		・ モーダルシフトの推進
交通流対策	広域ネットワークの形成	・ 名古屋環状２号線の整備
		・ 名古屋高速道路の整備
		・ 幹線道路、橋梁の整備、立体交差化の推進
	自動車交通集中地域等の対策の推進	○ 国道23号通行ルール（名古屋南部地域）の推進
		・「中京圏渋滞ボトルネック対策協議会」及び「愛知県道路交通渋滞対策推進協議会」での取組
		・ 交通情報の提供、交通管制システム等の整備
	駐車対策	・ 違法駐車の取締り、啓発
		・ 駐車場の適正な整備等
道路施設対策	低騒音舗装の敷設及び補修	・ 低騒音舗装の敷設及び修繕
	遮音壁等の設置	・ 遮音壁等の設置

○：重点施策

※「環境性能優良車」とは、

① 電気自動車
② 燃料電池自動車
③ プラグインハイブリッド自動車

ＺＥＶ：ゼロ・エミッション・ビークル

④ 天然ガス自動車
⑤ 2015 年度燃費基準達成クリーンディーゼル車（平成 21・22 年排出ガス規制適合ディーゼル車）
⑥ 車両総重量 3.5t 超の 2015 年度燃費基準達成平成 21・22 年排出ガス規制適合ディーゼル車
⑦ 2015 年度燃費基準達成平成 17・21 年排出ガス規制適合ガソリン車
⑧ 車両総重量 3.5t 超の平成 17・21 年排出ガス規制適合ガソリン車
⑨ 2020 年度燃費基準達成平成 17・21 年排出ガス規制適合 LP ガス自動車

のことをいう。

なお、2015 年度燃費基準、平成 21・22 年排出ガス規制以降の新たな燃費基準・排出ガス規制に適合した車両も環境性能優良車に含める。

オ　事業内容の詳細

対策の体系における対策の分類毎の主な対策と主な施策内容をまとめた。

マークの見方

（例）

①→ a　**単体規制の強化**　NOx・PM　騒音　CO_2　エコカー普及 ←③

②→ ○　国への排出ガス、騒音規制強化の提案・働きかけ　重点 ←④

自動車の排出ガス規制及び単体騒音規制は、国により大気汚染防止法、騒音規制法、道路運送車両法の保安基準により定められており、次期排出ガス規制値、騒音規制値の強化に向けて国へ働きかけていく。

実施機関：県、市、名古屋市自動車公害対策推進協議会

①：主な対策の名称	②：主な施策の名称及び内容
③：当対策が対象とする目標項目	④：重点施策対象の施策

（ア）　発生源対策

自動車から排出される窒素酸化物・粒子状物質、騒音、二酸化炭素の削減対策の基本は自動車１台１台から発生する大気汚染物質、騒音、二酸化炭素を削減することであり単体規制の強化、最新規制適合車へ代替促進、低公害・低燃費車の普及促進、エコドライブの推進等といった発生源での削減が主要な対策となる。

a　単体規制の強化 NOx・PM　騒音　CO_2　エコカー普及

○　国への排出ガス、騒音規制強化の提案・働きかけ 重点

自動車の排出ガス規制及び単体騒音規制は、国により「大気汚染防止法」、「騒音規制法」、「道路運送車両法の保安基準」により定められており、次期排出ガス規制値、騒音規制値の強化に向けて国へ働きかけていく。

実施機関：県、市、名古屋市自動車公害対策推進協議会

○　自動車メーカーに対する技術開発・市場への早期導入等に係る働きかけ

自動車の次期排出ガス規制値、騒音規制値への適合に向けて技術開発の推進及び最新規制適合車が市場に早期導入されるよう車種の増加等を自動車メーカーに働きかけていく。

実施機関：県、市、名古屋市自動車公害対策推進協議会

○　ディーゼルクリーンキャンペーンの実施

使用過程ディーゼル自動車からの黒煙の低減を図るため、ディーゼルクリーンキャンペーンを実施し、車両の点検・整備の実施の必要性を啓発するとともに、整備不良車両に対する指導・取締りを実施する。

実施機関：国、県、市、トラック協会、バス協会

b　最新規制適合車等への代替促進 NOx・PM　騒音　CO_2　エコカー普及

○　国への補助制度充実等の要望・働きかけ

最新規制適合車等へ代替に係る補助制度、融資制度、税制優遇制度の充実を国へ働きかけていく。

実施機関：国、県、市

○　「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」に関する取り組み

要綱に基づき、運送業者、荷主・旅行業者、中継施設管理者に対して、自動車ＮＯｘ・ＰＭ法非適合車の使用抑制、エコドライブの推進を図る。

実施機関：県、市

c　低公害・低燃費車の普及促進 NOx・PM　騒音　CO_2　エコカー普及

○　環境性能優良車の率先導入 重点

名古屋市は「公用車への電動車の導入方針」に基づき、環境に配慮した自動車の導入を一層推進する。

愛知県は、「愛知県庁の環境保全のための行動計画及び愛知県環境物品等調達方針」に基づき公用車へ率先導入する。

国は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 20 条に基づく政府実行計画」に基づき公的部門への率先導入を行う。

（※各計画・方針が変更された場合は随時修正する。）

実施機関：国、県、市、関係団体

○　環境性能優良車の普及啓発

市民・事業者に対しイベント等を通じた周知、啓発を図る。情報誌、リーフレット等により情報の提供に努めるほか、セミナーの開催、イベントでの展示・試乗等につとめる。さらに、ＺＥＶについては、災害時の電源利用など、環境面以外の有用性についてもＰＲを行う。

また、「あいちＥＶ・ＰＨＶ普及ネットワーク会議」及び「中部ＦＣＶ水素供給インフラ整備推進会議」等の推進組織により関係機関・団体が連携した取組みを行う。

さらに、低公害車の導入、燃料供給体制の整備に対する補助制度・税制上優遇措置の拡充・継続等について国への要望・働きかけを行うとともに、自動車メーカーに対して、低公害車の技術開発・実用化等に係る働きかけを行う。

実施機関：国、県、市、トラック協会、バス協会、ガス協会、ＬＰガス協会、ガス事業者

○　環境性能優良車の補助・助成等

車両の導入やインフラの整備に係る補助制度、税制上の優遇制度を実施する。

実施機関：国、県、市、トラック協会、バス協会、ガス協会、ＬＰガス協会

○　法、条例による導入義務等

国及び愛知県は、自動車ＮＯｘ・ＰＭ法の対策地域内に 30 台以上の車両を使用する特定事業者に対して、「自動車使用管理計画書」等の提出にあわせて指導を行う。

また、名古屋市は「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」（以下「市条例」という。）で低公害車の購入、使用に努めるよう規定しているほか、自動車販売業者に対しては購入者に自動車環境情報を周知することを義務付けている。

愛知県は「県民の生活環境の保全等に関する条例」（以下「県条例」という。）で低公害車の購入等に努めることを義務付けているほか、乗用車換算で 200 台以上使用する事業者に対して一定割合以上の低公害車の導入義務及びその状況の報告を課している。

実施機関：国、県、市

○　グリーン配送の推進

物品納入業者に対して、低公害・低燃費車等の環境負荷の少ない自動車の使用を求めることで、民間でのより一層の普及促進を図る。

実施機関：県、市

ｄ　エコドライブの推進 NOx・PM 騒音 CO_2

○　周知活動、啓発活動の実施 重点

「エコドライブ普及・促進アクションプラン」（平成 18 年 6 月 警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省）に基づき、環境月間、エコドライブ推進月間に各種講座等を開催するほか、各種イベントを利用して市条例により義務化されているアイドリング・ストップなど「エコドライブ 10 のすすめ」の周知、啓発活動を

実施する。また、荷主、旅行業者等から運送を行う者に対しエコドライブの実施等を求めていくよう働きかけを行う。

実施機関：国、県、市、関係団体

○　エコドライブ支援装置等の導入・普及

アイドリング・ストップ装置、エコドライブ支援機器等、エコドライブを支援する装置の導入・普及に努めるほか、国や自動車メーカーに対し、これらの標準装備化を働きかける。

実施機関：国、関係団体、名古屋市自動車公害対策推進協議会

○　グリーン経営認証、なごや SDGs グリーンパートナーズの認定取得

環境に配慮した取組みを積極的に推進するため、グリーン経営の認証取得やなごや SDGs グリーンパートナーズなどの認定取得に努める。

実施機関：関係団体

○　事業所でのエコドライブの推進

事業所での積極的なエコドライブの取組みを促進するため、エコドライブ推進の旗振り役となる人材を育成する。

実施機関：市、関係団体

○　法、条例に基づく義務化・指導等

市条例においてアイドリング･ストップを義務化しているほか、自動車ＮＯｘ・ＰＭ法の対策地域内に 30 台以上の車両を使用する特定事業者に対して、「自動車使用管理計画書」等の提出にあわせて指導を行う。

実施機関：国、県、市

ｅ　排出ガス対策型建設機械の使用 NOx・PM

○　排出ガス対策型建設機械指定制度により、公共工事において指定された建設機械の使用促進を働きかける。

実施機関：国、県、市、名古屋高速道路公社

（イ）　交通量対策

自動車交通量の減少により、市域全体での排出ガスの量を減らすことで、窒素酸化物・粒子状物質、二酸化炭素の削減が進められることから、単位輸送量当たりの二酸化炭素排出量が少ない公共交通機関等への転換、自動車利用の割合が多くなっている物資輸送の合理化などにより交通量を減少させることが主な対策となる。

ａ　公共交通機関等への転換 NOx・PM　騒音　CO_2

○　「名古屋交通計画 2030」 重点

「名古屋交通計画 2030」に基づき、まちづくりと連携した交通政策を推進する。

実施機関：市

○　パークアンドライド駐車場の整備

「名古屋市パークアンドライド駐車場整備計画」に基づき、パークアンドライド駐車場の整備・確保を図る。

実施機関：市、関係団体

○　公共交通機関利用者のための優遇措置の充実

ＩＣカード乗車券により、公共交通機関利用者の利便性の向上を図る。また、鉄道網の整備、車両や施設の改良・整備等により利用者のための優遇措置の充実等を図っていく。

実施機関：国、県、市、鉄道事業者、バス事業者（バス協会）

○　自転車利用環境の整備

自転車通行空間及び自転車駐車場を整備することにより、自転車利用環境の整備を行う。

実施機関：国、市

ｂ　物資輸送の合理化に係る対策の推進 NOx・PM　騒音　CO_2

○　物資輸送の合理化に係る対策の推進等

「物流業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく物流拠点の集約化、「自動車ＮＯｘ・ＰＭ法」に基づく自動車使用管理計画書及び実績報告書に基づく指導、共同集配送の普及により物資輸送の合理化を図る。

実施機関：国、県、トラック協会

○　モーダルシフトの推進

トラック交通量を削減するため、鉄道・海上輸送への転換を促すモーダルシフトの推進を図る。

実施機関：国

（ウ）　交通流対策

交通流の集中を抑制し、交通渋滞を解消し、自動車の走行を円滑にすることで渋滞や加速による、窒素酸化物・粒子状物質、騒音、二酸化炭素の削減が進められることから、広域ネットワークの形成、自動車交通集中地域等の対策の推進等が主な対策となる。

ａ　広域ネットワークの形成 NOx・PM　騒音　CO_2

○　名古屋環状 2 号線の整備

実施機関：国、中日本高速道路㈱

○　名古屋高速道路の整備

実施機関：名古屋高速道路公社

○　幹線道路の整備、橋梁の整備、立体交差化の推進

実施機関：国、市、鉄道事業者

ｂ　自動車交通集中地域等の対策の推進 NOx・PM　騒音　CO_2

○　国道 23 号通行ルール（名古屋南部地域）の推進 重点

名古屋南部地域の国道 23 号において、歩道寄り車線（歩道側に最も近い車線）を沿道環境に配慮する環境レーンと位置付け、大型車に中央寄り走行の協力を求めるなどの取組を進める。

実施機関：国、県、市、警察本部、愛知県トラック協会

○　「中京圏渋滞ボトルネック対策協議会」及び「愛知県道路交通渋滞対策推進協議会」での取組

関係機関が連携し、効果的な渋滞対策を推進する。

実施機関：国、県、警察本部、市、名古屋高速道路公社、愛知県道路公社、中日本高速道路㈱、愛知県トラック協会、愛知県バス協会、愛知県タクシー協会、名古屋タクシー協会

○　交通情報の提供、交通管制システム等の整備

交通渋滞を緩和するため、交通情報板等交通情報提供装置を整備し、ドライバーへの交通情報の提供を行い、交通流の分散を図るとともに、信号機の集中制御化等交通管制システムの整備、交通実態に適合した交通規制、信号運用を行う。

実施機関：警察本部

c　駐車対策 NOx・PM　騒音　CO_2

○　違法駐車の取締り、啓発

駐車違反の取締りや違法駐車防止の啓発活動を強化する。また、歩道上への片足掛け駐車防止柵設置等の乗り上げ防止対策を推進する。

実施機関：警察本部、市

○　駐車場の適正な整備等

駐車場条例等に基づき、駐車場整備地区、商業地域及び近隣商業地域では、荷捌き駐車場を含めた適正な駐車場整備を図る。

実施機関：市

（エ）　道路施設対策

道路施設対策については低騒音舗装の敷設及び補修、遮音壁等の設置が主な対策となる。

a　低騒音舗装の敷設及び補修 騒音

低騒音舗装は自動車の走行に伴って発生する騒音を低減する効果があることから、引き続き敷設・補修により対策を行う。

実施機関：国、市、中日本高速道路㈱、名古屋高速道路公社

b　遮音壁等の設置 騒音

遮音壁の設置などにより対策を実施する。なお、沿道住民の利便性や意見、また、住居の立地状況なども考慮し、地域の実情を反映させ必要に応じて対策を行う。

実施機関：国、市、中日本高速道路㈱、名古屋高速道路公社

2　第３次自動車騒音優先対策マップ

（令和 3 年 1 月 25 日策定）

（1）　改定の背景

2014 年度に策定した第 2 次自動車騒音優先対策マップ(以下、「第 2 次優先対策マップ」という)の対象区間について 2019 年度時点で大部分の区間で環境基準達成率(昼夜間)が改善した。

一方で、幹線道路全体で見ると環境基準達成率(昼夜間)96.9%と右肩上がりではあるが、個別のセンサス区間で見た場合、環境基準達成率が減少し、第 2 次優先対策マップの区間選定条件である 95%未満となった区間もみられる。

そこで、第 3 次なごや自動車環境対策アクションプラン（以下、「第 3 次目標」という）における、環境基準に係る目標を達成するために、優先的に対策を行うべき区間を図示したマップを策定し、自動車騒音対策の推進を図る。

また、優先的に対策を行うべき区間の内、要請限度に係る目標を達成するための対策区間を A 区間、残りの区間を B 区間に設定する。

（2）　選定条件

ア　第 3 次自動車騒音優先対策マップ対象区間

本市における環境基準の評価対象である 359 センサス区間のうち、2019 年度の評価において環境基準達成率(昼夜間)95%未満の区間(69 センサス区間) が 95%以上に改善した場合、騒音の環境基準に係わる第 3 次目標を達成することから、**「2019 年度の評価において環境基準達成率(昼夜間)95%未満のセンサス区間」**とする。

なお、第 2 次優先対策マップにおいて、名古屋第二環状自動車道の建設工事に伴い、評価ができていない区間についても、引き続き対象区間とする。

イ　Ａ区間の選定条件

環境基準測定(1 日測定)の結果、要請限度値を超過している区間においては、要請限度測定(1 週間測定)を実施した場合、要請限度を超過する恐れがあることから、**「2019 年度における名古屋市内の幹線道路沿道における直近の 1 日測定の値が要請限度の値を超えたセンサス区間(要請限度：昼間 75dB、夜間 70dB)」**とする。

ウ　Ｂ区間の選定条件

「第 3 次自動車騒音優先対策マップ対象区間のうち、A 区間を除く区間」

（3） 第 3 次自動車騒音優先対策マップ

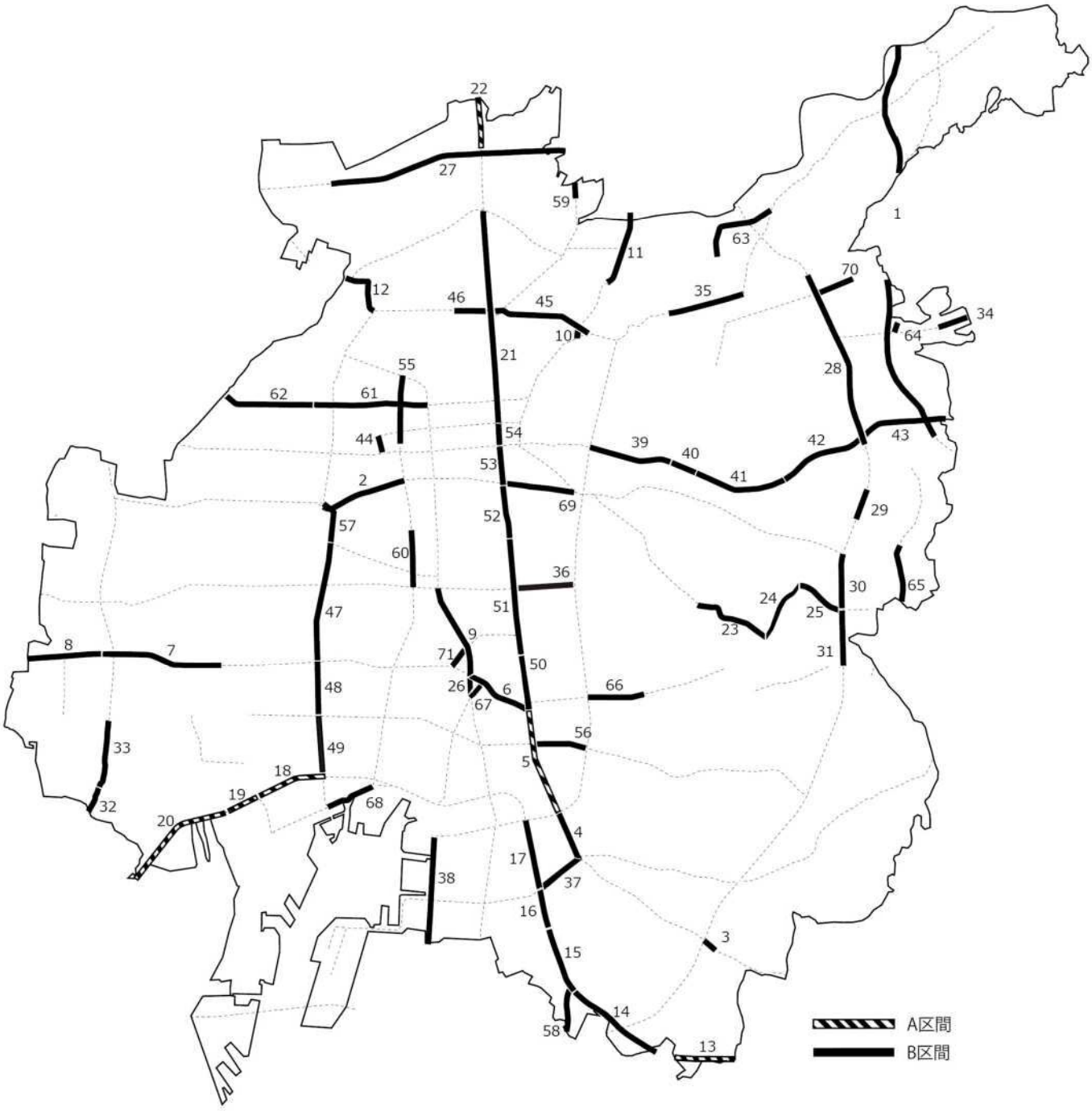

対象区間の選定について

対象区間	2019 年度の評価において環境基準達成率(昼夜間)95%未満のセンサス区間	71 区間
Ａ区間	2019 年度時点で名古屋市内の幹線道路沿道における直近の 1 日測定の値が要請限度の値を超えたセンサス区間(要請限度：昼間 75dB、夜間 70dB)	6 区間
Ｂ区間	第 3 次自動車騒音優先対策マップ対象区間のうち、A 区間を除く区間	65 区間

４　第3次自動車騒音優先対策マップ対象区間

Ａ区間については**ゴシック・太字**にて表示。

No.	H27センサス	路線名	始点	終点	達成率（昼夜間）
1	90	東名高速道路	名東区小井堀町	守山区大字下志段味	90.8%
2	5060	名古屋市道高速1号	中村区畑江通	中村区名駅南三丁目	94.7%
3	10011	一般国道1号	緑区有松	緑区有松	89.8%
4	10040	一般国道1号	南区星崎	南区前浜通	78.5%
5	**10050**	**一般国道1号**	**南区前浜通**	**瑞穂区河岸一丁目**	**73.1%**
6	10070	一般国道1号	瑞穂区神穂町	熱田区伝馬一丁目	85.5%
7	10130	一般国道1号	中川区昭和橋通	中川区かの里	93.9%
8	10140	一般国道1号	港区南陽町大字福田	中川区福島	94.5%
9	10150	一般国道19号	熱田区伝馬一丁目	熱田区新尾頭三丁目	86.8%
10	10230	一般国道19号	北区大曽根三丁目	北区山田一丁目	94.9%
11	10250	一般国道19号	北区上飯田町	守山区幸心三丁目	91.4%
12	10300	一般国道22号	西区康生通	西区堀越町	91.6%
13	**10320**	**一般国道23号**	**緑区桶狭間南**	**緑区野末町**	**0.0%**
14	10330	一般国道23号	緑区清水山二丁目	緑区大高町	75.2%
15	10350	一般国道23号	緑区大高町	緑区鳴海町	85.4%
16	10360	一般国道23号	緑区鳴海町	南区丹後通	89.6%
17	10370	一般国道23号	南区丹後通	南区弥次ヱ町	90.2%
18	**10410**	**一般国道23号**	**港区名四町**	**港区十一屋**	**93.7%**
19	**10420**	**一般国道23号**	**港区十一屋**	**港区宝神**	**71.4%**
20	**10430**	**一般国道23号**	**港区宝神**	**港区藤前**	**93.0%**
21	10460	一般国道41号	東区東桜二丁目	北区成願寺町	77.5%
22	**10480**	**一般国道41号**	**北区大我麻町**	**北区新沼町**	**63.0%**
23	10530	一般国道153号	昭和区広路町	天白区植田南	89.9%
24	10540	一般国道153号	天白区植田南	天白区元植田	93.9%
25	10550	一般国道153号	天白区元植田	天白区梅が丘	57.5%
26	10610	一般国道247号	熱田区伝馬一丁目	熱田区伝馬二丁目	41.6%
27	10741	一般国道302号	西区山田町大字平田	北区三軒町	90.3%
28	10770	一般国道302号	守山区喜多山	名東区上社	92.7%
29	10781	一般国道302号	名東区陸前町	名東区猪高町大字高針	82.7%
30	10790	一般国道302号	名東区猪高町大字高針	天白区梅が丘	91.6%
31	10800	一般国道302号	天白区梅が丘	天白区平針	87.3%
32	10680	一般国道302号	港区小川三丁目	港区小川三丁目	－
33	10690	一般国道302号	港区小川三丁目	港区春田野三丁目	－
34	10890	一般国道363号	守山区白山	守山区白山	76.2%
35	40040	名古屋多治見線	守山区守山三丁目	守山区小幡一丁目	91.2%

Ａ区間については**ゴシック・太字**にて表示。

No.	H27センサス	路線名	始点	終点	達成率（昼夜間）
36	40160	弥富名古屋線	昭和区東郊通	昭和区桜山町	93.9%
37	40280	諸輪名古屋線	南区星崎	南区丹後通	86.0%
38	40350	名古屋半田線	港区大江町	港区船見町	0.0%
39	40650	名古屋長久手線	千種区今池五丁目	千種区末盛通	83.9%
40	40660	名古屋長久手線	千種区末盛通	千種区末盛通	86.8%
41	40670	名古屋長久手線	千種区末盛通	千種区星が丘元町	71.5%
42	40680	名古屋長久手線	千種区星が丘元町	名東区上社	80.8%
43	40690	名古屋長久手線	名東区上社	名東区小井堀町	86.0%
44	40790	名古屋津島線	中村区名駅一丁目	中村区名駅南一丁目	0.0%
45	40940	名古屋環状線	北区山田一丁目	北区志賀南通	93.0%
46	40950	名古屋環状線	北区志賀南通	北区城見通	86.5%
47	41000	名古屋環状線	中川区長良町	中川区昭和橋通	85.6%
48	41010	名古屋環状線	中川区昭和橋通	港区川西通	92.4%
49	41020	名古屋環状線	港区川西通	港区名四町	91.0%
50	41040	堀田高岳線	瑞穂区河岸一丁目	瑞穂区堀田通	78.7%
51	41050	堀田高岳線	瑞穂区堀田通	昭和区御器所一丁目	76.3%
52	41060	堀田高岳線	昭和区御器所一丁目	中区千代田五丁目	94.4%
53	41070	堀田高岳線	中区千代田五丁目	中区新栄一丁目	87.3%
54	41080	堀田高岳線	中区新栄一丁目	東区東桜二丁目	91.4%
55	41100	江川線	西区新道一丁目	中村区名駅四丁目	91.7%
56	41160	東海橋線	南区千竈通	南区桜本町	94.8%
57	41310	名古屋環状線	中村区黄金通	中川区長良町	76.2%
58	42280	名古屋半田線	緑区大高町	緑区大高町定納山	50.0%
59	60030	名古屋犬山線	北区東味鋺一丁目	北区東味鋺一丁目	76.0%
60	60090	中川中村線	中川区南八熊町	中川区山王三丁目	82.8%
61	60290	名古屋甚目寺線	中区丸の内二丁目	中村区本陣通	84.0%
62	60300	名古屋甚目寺線	中村区本陣通	中村区日比津町	94.7%
63	60310	守山西線	守山区川東山	守山区高島町	87.1%
64	60400	松本名古屋線	守山区四軒家一丁目	守山区四軒家二丁目	91.0%
65	60520	浅田名古屋線	名東区大針三丁目	名東区梅森坂西二丁目	78.9%
66	60600	岩崎名古屋線	瑞穂区弥富通	瑞穂区瑞穂通	94.4%
67	60690	名古屋東港線	熱田区伝馬二丁目	熱田区伝馬二丁目	86.6%
68	60745	港中川線	港区浜一丁目	港区築三町	88.3%
69	80030	矢場町線	中区千代田五丁目	昭和区車田町	93.7%
70	80360	千代田通線	守山区大森	守山区八剣	91.3%
71	80420	豆田町線	熱田区白鳥町	熱田区旗屋町	88.9%

3　第3次なごや自動車環境対策アクションプランの進捗状況とその課題

（1）進捗状況

項目		第3次目標 （2030年度）	2023年度結果
二酸化窒素 （NO_2）		すべての常時監視測定局で 「市民の健康の保護に係る目標値」を 達成・維持	環境目標値達成局数 18局/18局（100%）
浮遊粒子状物質 （SPM）		状況の改善 ［2019年度　年平均値　0.015 mg/m^3］	環境基準達成局数 18局／18局(100%) 年平均値　0.014mg/m^3
微小粒子状物質 （PM2.5）		状況の改善 ［2019年度　年平均値　10.8μg/m^3］	環境基準達成局数 18局／18局(100%) 年平均値　9.1μg/m^3
二酸化炭素 （CO_2）		市内自動車からの二酸化炭素排出量を 2013年度比133万t-CO_2削減 ［2013年度排出量　350万t-CO_2］	市内自動車からの 二酸化炭素排出量（2021年度） 248万t-CO_2 （102万t-CO_2削減）
騒音	要請限度	第 3 次自動車騒音優先対策マップ対象区間での要請限度超過状況の改善	A区間のうち 要請限度を上回る区間数 3区間／6区間
	環境基準	幹線道路全体での環境基準達成率 （昼夜間）98%以上	環境基準達成率（昼夜間） 96.8% (289,414/299,003戸)
環境性能優良車[※1]の継続普及		自動車保有台数に占める 環境性能優良車の割合　100%	75% (約94万台/約125万台)
ZEV[※2]の普及		自動車保有台数に占める ZEVの割合　20%以上	1.17% (14,604台/約125万台)

※1　名古屋市では、電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリッド自動車・天然ガス自動車・2015 年度燃費基準達成クリーンディーゼル車・車両総重量3.5t 超の2015 年度燃費基準達成平成21・22(2009,2010）年排出ガス規制適合ディーゼル車・2015 年度燃費基準達成平成17・21（2005,2009)年排出ガス規制適合ガソリン車・車両総重量3.5t 超の平成17・21(2005,2009）年排出ガス規制適合ガソリン車・2020 年度燃費基準達成平成17・21(2005.2009）年排出ガス規制適合LP ガス自動車のことをいう。なお、2015 年度燃費基準、平成21・22(2009.2010）年排出ガス規制以降の新たな燃費基準・排出ガス規制に適合した車両も環境性能優良車に含める。

※2　走行時（PHV/PHEV はEV モード走行時）にCO_2等の排出ガスを出さない電気自動車（EV/BEV)やプラグインハイブリッド自動車（PHV/PHEV)、燃料電池自動車（FCV/FCEV）とする

（2）課題及び方策等

進捗状況の詳細、目標達成に向けた課題・方策は以下のとおりである。

ア　二酸化窒素（NO_2）

第3次目標

・「市民の健康の保護に係る目標値」をすべての常時監視測定局（18局）で達成・維持

（ア）現状

・「市民の健康の保護に係る目標値（日平均値0.04ppm以下)」を18測定局全てで達成した。

○市民の健康の保護に係る目標値達成局数の推移

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
達成局数	17/18	17/18	16/17	17/18	17/18	17/18	17/18	16/17	18/18	17/17	18/18

○年平均値の推移

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
自排局平均	0.021	0.020	0.020	0.018	0.019	0.017	0.016	0.014	0.014	0.014	0.013
一般局平均	0.016	0.015	0.015	0.014	0.014	0.013	0.012	0.011	0.011	0.011	0.010
年平均値	0.018	0.017	0.017	0.015	0.016	0.015	0.014	0.012	0.012	0.012	0.011

（イ）課題

・自動車NOx・PM法対策地域外からの非適合車流入対策

（ウ）主な方策

・「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」に基づく自動車NOx・PM法の非適合車の使用抑制
・最新規制適合車、ZEVへの代替・購入補助、公用車への電動車の導入
・多様な広報媒体、関係機関と連携した国道23号通行ルールの幅広い周知

イ　浮遊粒子状物質（SPM）

第 3 次目標
・状況の改善

（ア）現状

・年平均値は 0.014mg/㎥となり、2019 年度の年平均値（0.015 mg/㎥）を下回った。
・環境基準、環境目標値（2%除外値 0.10mg/㎥以下かつ 1 時間値 0.20mg/㎥以下）を 18 測定局全てで達成した。
・「快適な生活環境の確保に係る目標値（年平均値 0.015mg/㎥以下)」を 18 測定局中 14 局で達成した。

○年平均値の推移

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
自排局平均	0.022	0.021	0.021	0.018	0.017	0.017	0.015	0.015	0.013	0.013	0.014
一般局平均	0.022	0.021	0.020	0.018	0.017	0.017	0.015	0.015	0.013	0.013	0.014
年平均値	0.022	0.021	0.020	0.018	0.017	0.017	**0.015**	0.015	0.013	0.013	0.014

○快適な生活環境の確保に係る目標値達成局数の推移

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
達成局数	2/18	7/18	12/17	18/18	16/18	14/18

（イ）課題

・自動車 NOx・PM 法対策地域外からの非適合車流入対策

（ウ）主な方策

・「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」に基づく自動車 NOx・PM 法の非適合車の使用抑制
・最新規制適合車、ZEV への代替・購入補助、公用車への電動車の導入

ウ　微小粒子状物質（PM2.5）

第 3 次目標
・状況の改善

（ア）現状

・年平均値は 9.1μg/㎥となり、2019 年度の年平均値（10.8μg/㎥）を下回った。
・環境基準、環境目標値（年平均値 15μg/㎥以下かつ日平均値 35μg/㎥以下）を 18 測定局全てで達成した。

○年平均値の推移

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
自排局平均	17.9	15.9	14.3	12.8	12.4	12.4	11.1	10.3	9.3	9.7	9.6
一般局平均	16.5	15.3	13.8	12.5	12.3	11.9	10.6	9.4	8.7	9.2	8.8
年平均値	17.1	15.6	14.0	12.6	12.4	12.1	**10.8**	9.8	8.9	9.4	9.1

（イ）課題

・自動車 NOx・PM 法対策地域外からの非適合車流入対策
・微小粒子状物質の発生源の把握

（ウ）主な方策

・「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」に基づく自動車 NOx・PM 法の非適合車の使用抑制
・最新規制適合車、ZEV への代替・購入補助、公用車への電動車の導入
・微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析結果の解析

エ　二酸化炭素（CO_2）

第3次目標
- 市内自動車からの二酸化炭素排出量を2013年度比133万t-CO_2削減
- 【参考指標】乗用車（登録車）新規登録台数に占めるZEVの割合（2019年1.5%）

（ア）現状
- 2023年度に、「名古屋市地球温暖化対策実行計画2030」の改定に伴い、目標の見直しを行った。
- 2021年度の自動車からの二酸化炭素排出量は、2013年度比102万t-CO_2減であった。
- 2023年度の乗用車（登録車）新規登録台数に占めるZEVの割合は、4.07%であった。
- アイドリング・ストップなどエコドライブを実践している人の割合は66%（令和5年度環境対策に関する市民アンケート結果）であった。
- 条例によるアイドリング・ストップ義務化規定の認知率は41.5%（令和5年度環境対策に関する市民アンケート結果）であった。
- アイドリング・ストップ装置、EMS（エコドライブ管理システム）、エコドライブ支援装置等は、バス、トラック、タクシーのような業界での取組みが進んでいる。一般自動車への装備の取組みも徐々に始められている。

（イ）課題
- マイカー、レンタカー、カーシェアリングにおける車両の低燃費化
- トラック・バスの低燃費化
- エコドライブの実施

（ウ）主な方策
- 自動車低燃費化のための技術開発
- エコドライブの周知啓発活動の実施
- エコカーの普及啓発

オ　騒音（要請限度、環境基準）

第 3 次目標
（要請限度）名古屋市内の幹線道路沿道における要請限度超過状況の改善
（環境基準）幹線道路全体での環境基準達成率 98%以上（昼夜間）

（ア）現状

（要請限度）

・第 3 次自動車騒音優先対策マップ A 区間（6 区間）※のうち、3 区間において要請限度を超過した。

第３次マップ策定時（2021 年 1 月）

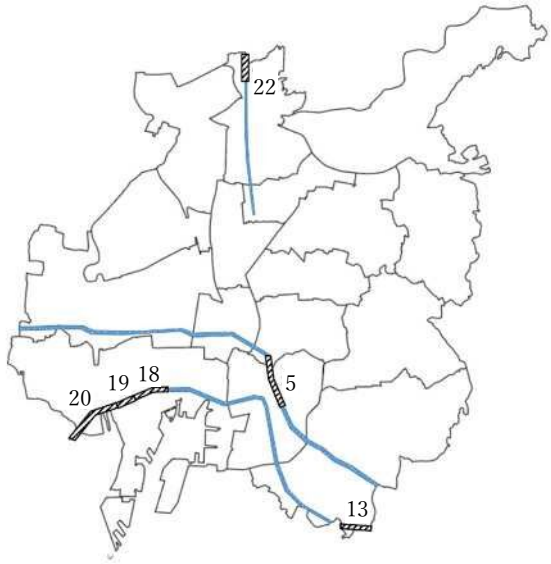

A区間：2030 年度を目途に地域の状況等を踏まえた騒音対策に優先的に取り組む区間
（2019 年度の調査における名古屋市内の幹線道路沿道での直近の 1 日測定の値が昼間 75dB、夜間 70dB を超過していた区間）
：A区間を有する路線
番号：第 3 次マップ番号

2023 年度調査結果（A区間）

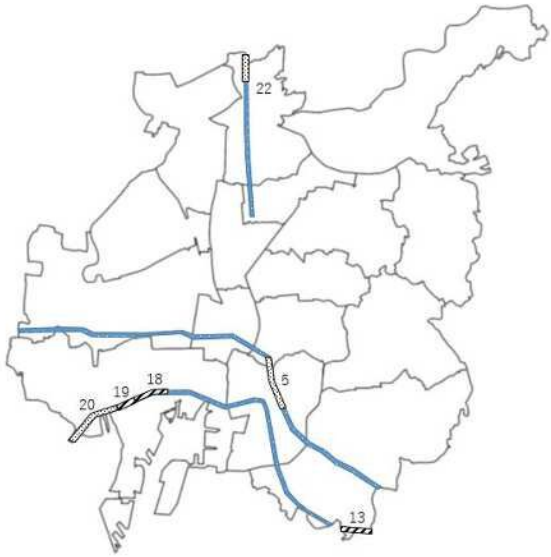

調査地点において要請限度を上回ったA区間
調査地点において要請限度を下回ったA区間
：A区間を有する路線
番号：第 3 次マップ番号

（環境基準）

・環境基準達成率は 96.8%（289,414/299,003 戸）であった。

○環境基準達成率（昼夜間）の推移

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2022
達成率（昼夜間）	95.3%	95.3%	95.9%	96.4%	95.3%	96.7%	96.9%	96.8%	97.2%	97.0%	96.8%

（イ）課題

・自動車単体から発生する騒音規制の強化及び実効性の確保
・交通流及び交通量集中の解消
・低騒音舗装の拡大及び劣化への対応

（ウ）主な方策

・国への騒音規制等の強化、自動車メーカーへの技術開発の推進等の要請
・広域的な道路ネットワークの整備、物資輸送の合理化による交通量分散、交通規制による交通渋滞低減等の総合的な騒音対策
・低騒音舗装の計画的な敷設の推進及び補修の徹底
・第 3 次自動車騒音優先対策マップ対象区間における、区分に応じた騒音状況の把握

カ　エコカー普及

第 3 次目標
・（低公害・低燃費車）自動車保有台数に占める環境性能優良車の割合 100 %
・（ZEV）自動車保有台数に占める ZEV の割合 20 %以上

（ア）現状

・2023 年度末時点において、自動車保有台数に占める環境性能優良車の割合は 75%である。（約 943,000 台/約 1,249,000 台）
・2023 年度末時点において、自動車保有台数に占めるＺＥＶの割合は 1.17%である。（14,604 台/約 1,249,000 台）
・ゼロエミッション車の認知度は、電気自動車で 80.4%、プラグインハイブリッド自動車で 51.3%、燃料電池自動車で 38.8%（令和 5 年度環境対策に関する市民アンケート結果）であった。
・市民のゼロエミッション車の購入意向のうち、「次に車を購入する際はゼロエミッション車を選択したい」は 6.1%であり、「価格、車種、インフラ整備などが現状より改善されれば購入したい」は、58.0%（令和 5 年度環境対策に関する市民アンケート結果）であった。

（イ）課題

・環境性能優良車への代替促進
・ZEV に対する認知度向上
・ZEV の車両価格
・充電インフラ、水素ステーションの整備

（ウ）主な方策

・環境性能優良車の普及啓発
・ZEV の価格低下・車種拡大のための技術開発
・ZEV 及びインフラ整備に対する補助制度の拡充
・公用車等への ZEV 率先導入
・インフラ設備の拡充

環境性能優良車及び ZEV の台数と市内全自動車に占める割合の推移

年度	2019	2020	2021	2022	2023	目標（2030）
市内全自動車台数	約 124.4 万	約 124.3 万	約 124.1 万	約 124.7 万	約 124.9 万	－
環境性能優良車台数	約 80.9 万	約 84.4 万	約 87.7 万	約 91.2 万	約 94.3 万	－
割合	65 %	68 %	71 %	73 %	75 %	100 %
ZEV 台数	7,426	8,035	9,395	11,529	14,604	－
割合	0.60 %	0.65 %	0.76 %	0.92 %	1.17 %	20 %

（３）関係機関・団体等における取組内容

「第３次なごや自動車環境対策アクションプラン」では、目標達成に向けた主な対策について以下のように体系化し、取りまとめている。

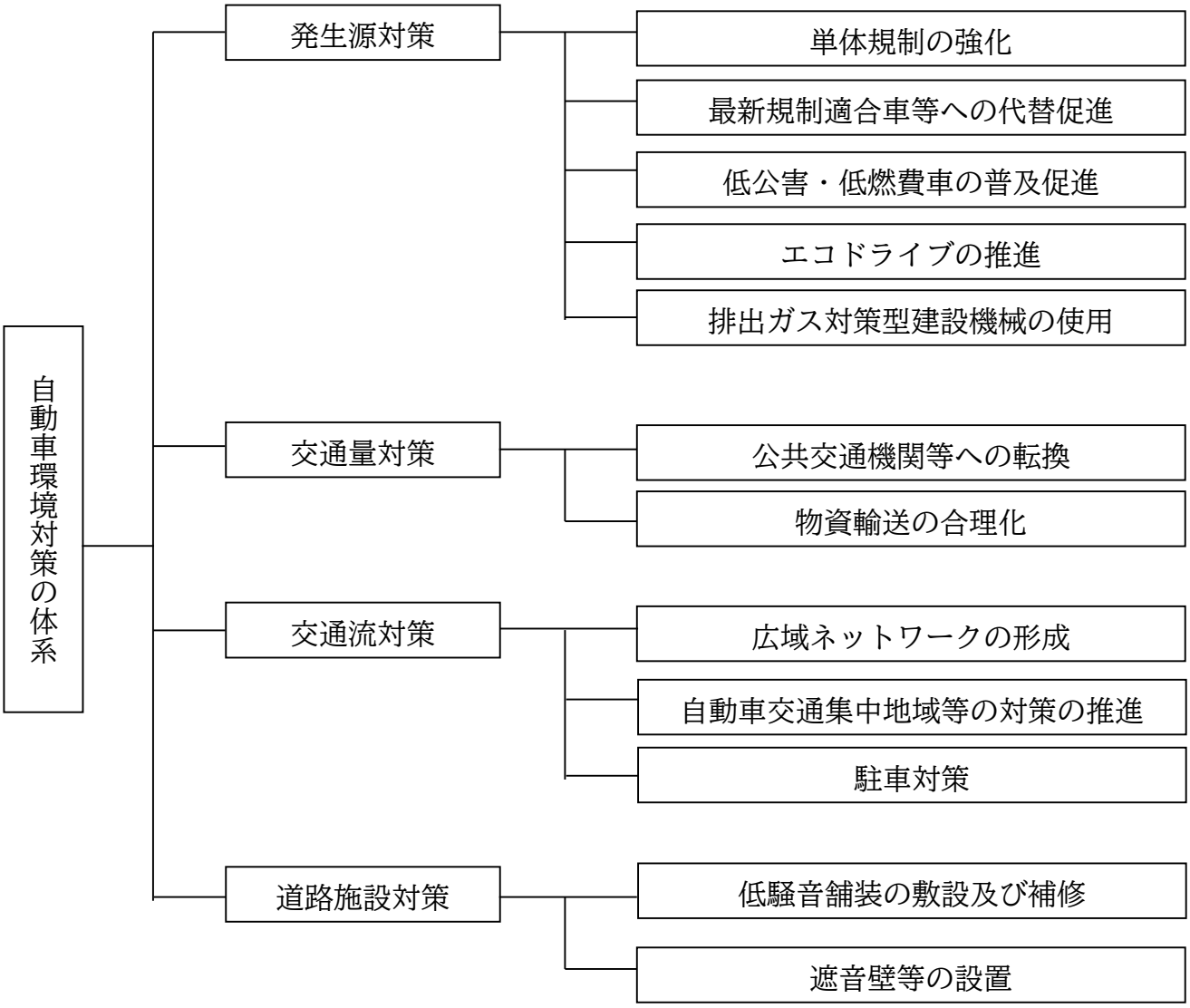

これらの各対策について、本協議会はじめ関係機関・団体等における取組状況は次のとおりである。

ア　発生源対策

区　　分		施策・事業等 (実施機関名)	2023年度に実施された施策・事業等	2024年度に予定されている施策・事業等	2025年度以降に予定されている施策・事業等
自動車単体規制の強化	国への要望・働きかけ	国に対する規制強化の働きかけ （市環境局） （愛知県環境局）	○ 国家予算に関する提案等 ・ 排出ガス規制の強化、自動車の省エネルギー対策の推進等 （大都市環境保全主管局長会議（市環境局）） （名古屋市自動車公害対策推進協議会） ○ 国への要望 ・ EV・PHV・FCVの大量普及に向けた支援制度の拡充を図ること （愛知県環境局）	○ 継続実施 ○ 継続実施	○ 継続実施 ○ 継続実施
	自動車メーカー等に対する働きかけ	排出ガス低減技術開発・実用化等に係る働きかけ （市環境局）	○ 技術開発の推進 （名古屋市自動車公害対策推進協議会） ○ 六大都市自動車技術評価委員会による調査研究の実施 （市環境局）	○ 継続実施 ○ 継続実施	○ 継続実施 ○ 継続実施
	使用過程車の検査・指導	ディーゼル車を対象とした街頭検査 （中部運輸局）	○ 硫黄分濃度測定器を使用し不正軽油（規格外燃料）を対象とした街頭検査・指導の実施 R5年度　2回　2台実施（県内）	○ 継続実施	○ 継続実施
最新規制適合車等への代替促進	国への要望・働きかけ	自動車ＮＯｘ・ＰＭ法に基づく車種規制の実効性を高めるための対策強化の働きかけ （市環境局） （愛知県環境局） （あいち自動車環境戦略会議）	○ 国家予算に関する提案 ・ 規制対象の拡大、ステッカー貼付の義務化 ・ ＮＯｘ・ＰＭ低減処理装置の早期開発 （大都市環境保全主管局長会議（市環境局）） ○ 国への要望 ・ EV・PHV・FCVの大量普及に向けた支援制度の拡充を図ること（再掲） ○ あいち自動車ゼロエミッション化加速プラン ・ 全国的な対応が必要な規制緩和等については、各主体の要望を取りまとめ、働きかける （愛知県環境局） ○ あいち自動車環境戦略2020 使用過程ディーゼル車の規制の実施、従来車の低公害車及び最新規制適合車への転換を促進するほか、啓発活動を実施 （H25.3.28～） （あいち自動車環境戦略会議）	○ 継続実施 ○ 継続実施 ○ 継続実施 ○ 自動車NOx・PM総量削減計 使用過程ディーゼル車の規制の実施、従来車の電動車等への転換を促進するほか、啓発活動を実施 （R6.4.1～） （愛知県環境局）	○ 継続実施 ○ 継続実施 ○ 継続実施 ○ 継続実施
	自動車メーカー等に対する働きかけ	最新規制適合車の生産及び販売に係る働きかけ （市環境局）	○ 六大都市自動車技術評価委員会による調査研究の実施 （市環境局） ○ 日本自動車工業会への提案 ・ 次期規制適合車の早期市場投入促進等 （名古屋市自動車公害対策推進協議会）	○ 継続実施 ○ 継続実施	○ 継続実施 ○ 継続実施
	自動車ＮＯｘ・ＰＭ法、道路運送車両法に基づく規制	自動車ＮＯｘ・ＰＭ法、道路運送車両法に基づく規制 （中部運輸局）	○ 自動車ＮＯｘ・ＰＭ法及び道路運送車両法に基づく規制（H14.10施行） ・ 自動車検査証に排出基準への適否、使用可能最終日を記載 （H14.8～）	○ 継続実施	○ 継続実施

区　　分		施策・事業等 （実施機関名）	2023年度に実施された施策・事業等	2024年度に予定されている施策・事業等	2025年度以降に予定されている施策・事業等
最新規制適合車等への代替促進（つづき）	最新規制適合車等への代替等に係る働きかけ、助成誘導策の充実等	**車種規制非適合車の使用抑制等に関する取り組み** （愛知県環境局） （市環境局）	○ H22年8月に制定・施行した「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」に基づき、車種規制非適合車の使用抑制等を働きかけ	○ 継続実施	○ 継続実施
		事業者等に対する最新規制適合車等への代替に対する助成、指導等 （愛知県経済産業局） （愛知県トラック協会） （市環境局） （名古屋商工協同組合協会）	○ 各種助成・融資制度による代替促進支援 ・ 愛知県経済環境適応資金 （愛知県経済産業局） ・ 近代化基金融資 （ﾎﾟｽﾄ新長期規制適合車導入事業 令和5年度：52件） （愛知県トラック協会） ・ 名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業 R5年度：2台 ・ 名古屋市環境保全・省エネルギー設備資金融資 R5年度：2件 （市環境局） ・ 機関誌及びホームページでの関係制度の情報提供・啓発 （名古屋商工協同組合協会）	○ 継続実施 ・ 愛知県経済環境適応資金 （愛知県経済産業局） ・ 継続実施 （ポスト新長期規制適合車導入事業：継続実施） ・ 継続実施 ・ 継続実施 （市環境局） ・ 継続実施 （名古屋商工協同組合協会）	・ 継続実施予定 ・ 継続実施 ・ 継続実施予定 ・ 継続実施予定 ・ 継続実施予定 ・ 継続実施
低公害・低燃費車の普及	国への要望・働きかけ	**補助制度、優遇措置の拡充強化の要望** （愛知県環境局） （市環境局）	○ 国家予算に関する提案 ・ 低公害・低燃費車の導入、燃料・電源供給施設整備のための補助制度・税制上優遇措置の拡充・継続等 （大都市環境保全主管局長会議 （市環境局）） （名古屋市自動車公害対策推進協議会） ○ 国への要望 ゼロエミッション自動車の導入補助制度の充実、燃料供給施設等の整備促進のための支援制度の拡充 （愛知県環境局）	○ 継続実施 ○ 継続実施	○ 継続実施 ○ 継続実施
	自動車メーカー等に対する働きかけ	**低公害車技術開発・実用化等に係る働きかけ** （市環境局） （全国ハイヤー・タクシー連合会）	○ 六大都市自動車技術評価委員会による調査研究の実施 （市環境局） ○ 日本自動車工業会への提案 （名古屋市自動車公害対策推進協議会） ○ ハイブリッドLPG車の開発、改良 （全国ハイヤー・タクシー連合会）	○ 継続実施 ○ 継続実施 ○ 継続実施	○ 継続実施 ○ 継続実施 ○ 継続実施

区　　分		施策・事業等 （実施機関名）	2023年度に実施された施策・事業等	2024年度に予定されている施策・事業等	2025年度以降に予定されている施策・事業等
低公害・低燃費車の普及（つづき）	計画的な低公害･低燃費車の導入	低公害･低燃費車の導入 （中部経済産業局） （中部地方整備局） （中部地方環境事務所） （愛知県環境局） （あいち自動車環境戦略会議） （名古屋港管理組合） （NEXCO中日本） （名古屋高速道路公社）	○ 低公害･低燃費車の率先導入による普及啓発 ・ 中部経済産業局(R5年度末) ハイブリッド車：3台 （局：2台　支局：1台） ・ 中部地方整備局 低公害車の導入 ・ 中部地方環境事務所 ハイブリッド車：3台（特殊作業燃料電池自動車1台 ・ 愛知県庁の環境保全のための行動計画、愛知県環境物品等調達方針、あいち自動車環境戦略2020に基づく公用車への低公害・低燃費車の率先導入 R5年度ハイブリッド車33台導入 R5年度電気自動車7台導入	・ 継続実施 ・ 継続実施 ・ 継続実施 ・ 愛知県庁の環境保全のための行動計画、愛知県環境物品等調達方針に基づく公用車への電動車の率先導入 R6年度ハイブリッド車47台導入予定 R6年度電気自動車36台導入予定 R6年度プラグインハイブリッド自動車5台導入予定 R6年度燃料電池自動車1台導入予定	・ 継続実施 燃料電池自動車1台導入予定 ・ 継続実施 ・ 継続予定 ・ 継続実施
			・ あいち自動車ゼロエミッション化加速プラン EV・PHV・FCVの普及加速を総合的・計画的に推進 （愛知県環境局）	・ 継続実施	・ 継続実施
			・ あいち自動車環境戦略2020 次世代自動車等先進エコカーの導入促進や、燃料供給施設等のインフラ整備促進（H25.3.28～） （あいち自動車環境戦略会議）	・ あいち自動車ゼロエミッション化加速プランに基づく取組みとして継続実施 （愛知県環境局）	・ あいち自動車ゼロエミッション化加速プランに基づく取組みとして継続実施
			・ 名古屋港管理組合 公用車の電動化の推進 R5年度ハイブリッド車2台導入 （R5年度末時点：ハイブリッド車合計5台） R5年度燃料電池自動車1台導入	・ 継続実施	・ 継続実施
			・ NEXCO中日本名古屋支社（R5年度末） 平成17年排出ガス基準（☆☆☆，☆☆☆☆）適合ガソリン車：84台 （うち、ハイブリッド車：14台） NOx・PM法適合ディーゼル車 ：161台	・ 継続実施 引き続き一般社用車について順次低公害車に転換 （NEXCO中日本）	・ 継続実施 引き続き一般社用車について順次低公害車に転換
			・ 名古屋高速道路公社（R5年度末） ハイブリッド車：5台 低排出ガス車（新☆☆☆以上） ：21台	・ 継続実施	・ 継続実施

区　　分	施策・事業等 （実施機関名）	2023年度に実施された施策・事業等	2024年度に予定されている施策・事業等	2025年度以降に予定されている施策・事業等
低公害・低燃費車の普及（つづき） 計画的な低公害･低燃費車の導入（つづき）	**低公害･低燃費車の導入（つづき）** （市環境局） （市観光文化交流局） （市交通局） （ジェイアール東海バス㈱） （名鉄バス㈱） （東邦ガス㈱） （名古屋タクシー協会） （中部運輸局） （愛知県環境局）	・名古屋市（R5年度末） 電気自動車 30台 ハイブリッド自動車 165台 プラグインハイブリッド車 14台 天然ガス自動車 29台 燃料電池自動車 23台 クリーンディーゼル車 790台 ※ポスト新長期規制以降適合車含む 低排出ガス（☆☆☆以上）車、LPガス車 1,140台 車両総重量3.5t超のｶﾞｿﾘﾝ車（☆☆以上）、新長期規制適合車 532台 ・公用車への電動車の導入方針を施行（R4.4.1） （市環境局） ・市バスへの燃料電池バス１両の試行導入・運行開始 （市環境局・市交通局）（名古屋市分再掲） ・なごや観光ルートバス（メーグル）への燃料電池バス1両の導入（R6.3.31～） （市観光文化交流局）（名古屋市分再掲） ・ポッカレモン消防音楽隊に燃料電池マイクロバス1両の導入 （市消防局）（名古屋市分再掲） ・低公害バスの導入 R5年度：2016年規制適合バス107両 （市交通局）（名古屋市分再掲） R5年度：28年度排出ガス規制適合2両 （ジェイアール東海バス㈱） R5年度：ポスト新長期規制適合バス49両 （名鉄バス㈱） ・天然ガス自動車の導入 令和5年度末　59台 （東邦ガス㈱） ・低公害タクシーの導入 低燃費ＬＰＧタクシー車両（☆☆☆☆かつ22年度燃費基準達成）の導入 LPGﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞUD車1623台 （R6.3月末現在） （名古屋タクシー協会） ・中部運輸局（R5年度末） ハイブリッド車18台、低排出・低燃費車9台、燃料電池自動車1台 ・燃料電池自動車・バスの導入 R5年度末 愛知県5台、名古屋市23台、 東邦ガス3台、中部運輸局1台、 中部地方環境事務所1台、 名古屋港管理組合1台	・公用車への電動車の導入方針に基づき導入 ・低公害バスの導入 R6年度：2016年規制適合バス107両 （市交通局） R6年度：28年度排出ガス規制適合：7両 （ジェイアール東海バス㈱） R6年度：ポスト新長期規制適合バス42両、HVバス10両、EVバス1両、燃料電池バス1両 （名鉄バス㈱） ・継続実施 （東邦ガス㈱） ・継続導入 LPGハイブリッドUD車両逐次導入 EV車両導入予定60台 （R7.3月末予定） （名古屋タクシー協会） ・継続実施 ・燃料電池自動車・バスの導入 R6年度 愛知県1台 名鉄バス1両	・公用車への電動車の導入方針に基づき導入 ・継続実施 継続実施 継続実施 ・継続実施 ・継続導入 LPGハイブリッドUD車両逐次導入 EV車両継続導入 （名古屋タクシー協会） ・継続実施
	環境にやさしい燃料の導入 （市環境局）	○B5軽油、次世代バイオディーゼル混合軽油を試験使用（各2両）（R4.10～R5.9） （市環境局）	○B5軽油、次世代バイオディーゼル混合軽油を自家用スタンドにて試行導入（各1か所）	○B5軽油、次世代バイオディーゼル混合軽油の導入拡大を検討

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>施策・事業等
（実施機関名）</th><th>2023年度に実施された施策・事業等</th><th>2024年度に予定されている施策・事業等</th><th>2025年度以降に予定されている施策・事業等</th></tr>
<tr><td rowspan="11">低公害・低燃費車の普及（つづき）</td><td rowspan="11">低公害・低燃費車の導入促進及び助成・誘導策の充実</td><td rowspan="11">低公害･低燃費車普及助成事業等
（中部経済産業局）
（中部地方環境事務所）
（中部運輸局）
（愛知県総務局
・環境局）
（愛知県トラック協会）
（愛知県バス協会）</td><td>○ 各種助成制度等による普及促進
・ クリーンエネルギー自動車等導入促進事業
（中部経済産業局）</td><td>・ 継続実施
（クリーンエネルギー自動車導入促進等補助金）</td><td>・ 未定</td></tr>
<tr><td>・ 環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業（環境省・国交省・経済産業省連携事業）</td><td>・ 継続実施</td><td>・ 未定</td></tr>
<tr><td>・ 低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業（環境省・国交省連携事業）</td><td>・ 継続実施</td><td>・ 未定</td></tr>
<tr><td>・ 商用車の電動化促進事業（環境省・国交省・経済産業省連携事業）</td><td>・ 継続実施</td><td>・ 未定</td></tr>
<tr><td>・ 自動車重量税の免税等の特例による優遇措置（一定の排出ガス低減、燃費基準達成車に税制優遇措置）
（中部運輸局）</td><td>・ 継続実施</td><td>・ 継続実施</td></tr>
<tr><td>・ 自動車税種別割の課税免除の実施
（愛知県総務局・環境局）</td><td>・ 継続実施</td><td>・ 未定</td></tr>
<tr><td>・ 自動車環境総合改善対策費補助金
電気バス→「事業用自動車における電動車の集中的導入支援」（充電設備も可）
<table><tr><th>R5年度（台）</th><th>中部運輸局（愛知県内）</th></tr><tr><td>電気バス（事業用）</td><td>3</td></tr><tr><td>充電設備</td><td>3</td></tr></table>（中部運輸局）</td><td>・ 環境省所管の「商用車の電動化促進事業」にバスも追加して移管。
さらに充電設備等も補助対象に追加。入れ替えで「自動車環境総合改善対策費補助金」は廃止。
（中部運輸局）</td><td>・ 未定</td></tr>
<tr><td>・ 先進環境対応自動車導入促進費補助金
<table><tr><th>R5年度</th><th>補助台数（台）</th></tr><tr><td>電気自動車</td><td>591</td></tr><tr><td>プラグインハイブリッド自動車</td><td>696</td></tr><tr><td>燃料電池自動車</td><td>30</td></tr><tr><td>その他</td><td>157</td></tr></table>（愛知県環境局）</td><td>・ 先進環境対応自動車導入促進費補助金（CNG車（トラック・バス）、優良ハイブリッド車（トラック・バス）、電気自動車（トラック・バス・乗用車）、ﾌﾟﾗｸﾞｲﾝﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ自動車（トラック・バス・乗用車）、燃料電池自動車（トラック・バス・乗用車））</td><td>・ 未定</td></tr>
<tr><td>・ 環境対応車導入促進助成事業
令和5年度：
ハイブリッド車16台
天然ガス自動車1台
（愛知県トラック協会）</td><td>・ 継続実施</td><td>・ 継続実施</td></tr>
<tr><td>・ ハイブリッド車、CNG車助成
令和5年度実績なし
（愛知県バス協会）</td><td>・ 継続実施</td><td>継続実施予定</td></tr>
</table>

区　　分		施策・事業等 （実施機関名）	2023年度に実施された施策・事業等	2024年度に予定されている施策・事業等	2025年度以降に予定されている施策・事業等
低公害・低燃費車の普及（つづき）	低公害・低燃費車の導入促進及び助成・誘導策の充実（つづき）	低公害･低燃費車普及助成事業等（つづき） （愛知県経済産業局） （市環境局） （東邦ガス㈱）	・愛知県経済環境適応資金 （愛知県経済産業局） ・名古屋市最新規制適合自動車代替 R5年度：2台 ・名古屋市環境保全・省エネルギー設備資金融資 R5年度：2件 ・ゼロエミッション車の購入補助金 R5年度：795件 （市環境局） ・天然ガス自動車導入応援 令和5年度　1台適用 （東邦ガス㈱）	・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施	・継続実施 ・継続実施予定 ・継続実施予定 ・継続実施予定 ・継続実施予定
	基盤整備の促進	電気自動車（ＥＶ）用急速充電スタンドの整備 （NEXCO中日本）	○電気自動車用急速充電システムの整備 ・愛知県内は、東名高速道路 上郷SA（上下線各1基）、美合PA（下り線1基）、赤塚PA（上り線1基）、新東名高速道路 岡崎SA（上下線各2基）、長篠設楽原（上り線1基、下り線2基）、名神高速道路 尾張一宮PA（上り線2基、下り線1基）、中央自動車道 内津峠PA（上下線各1基）、伊勢湾岸道 刈谷PA（上下線各2基）、東海環状自動車道 鞍ヶ池PA（上下線各1基）の15箇所整備済	○継続実施 ・名神高速道路　尾張一宮PA（下り線4口）	○継続実施 ・東海環状自動車道 鞍ヶ池PA（上下線各2口） ・新東名高速道路 岡崎SA（上下線各6口）
		電気自動車（ＥＶ）・プラグインハイブリッド自動車（ＰＨＶ）充電設備の整備 （中部経済産業局） （愛知県環境局） （市環境局）	○電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金 （中部経済産業局） ○充電インフラの整備、管理 県庁本庁舎（H26）、環境調査センター（R01） （愛知県環境局） ○区役所庁舎への充電ｲﾝﾌﾗの整備、管理（H27天白区役所） ○瑞穂運動場充電設備設置のモデル事業の実施 （市環境局）	○クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金 （中部経済産業局） ○継続実施 ○充電インフラ導入促進費補助金 （愛知県環境局） ○継続実施 ○継続実施 （市環境局）	○未定 ○継続実施 ○未定 ○継続実施 ○継続実施
		燃料電池自動車用水素供給設備の整備 （中部経済産業局） （愛知県経済産業局）	○燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業補助金 （中部経済産業局） ○移動式水素ステーションの設置・運用が可能な普及啓発の場を県庁敷地内に整備（H26～） ○愛知県水素ステーション整備費補助金、愛知県水素ステーション需要創出活動費補助金（H27～） （愛知県経済産業局）	○クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業）として継続実施 ○事業終了 ○継続実施	○未定 ○未定
		燃料供給施設の整備 （東邦ガス㈱） （NEXCO中日本）	○市内天然ガススタンド整備状況 天然ガススタンド　6ヶ所 ※民間事業者の急速充填所各1ヶ所を含む （東邦ガス㈱） ○天然ガススタンド（エコ・ステーション） 愛知県内は、東名高速道路 上郷SA下線の1箇所整備（ただし、R2年11月から休止中） ※上線は廃止(H29年度) （NEXCO中日本）	○新規整備予定なし	○新規整備予定なし

区　　分		施策・事業等 （実施機関名）	2023年度に実施された施策・事業等	2024年度に予定されている施策・事業等	2025年度以降に予定されている施策・事業等
低公害・低燃費車の普及（つづき）	低公害･低燃費車に関する情報の提供、普及啓発の充実	**推進組織の整備等** （中部経済産業局） （愛知県環境局、経済産業局） （中部経済連合会）	○ 中部FCV水素供給インフラ整備推進会議の運営 （中部経済産業局）	○ 継続実施	○ 継続実施予定
			○ あいち自動車環境戦略会議の運営	○ 総量削減計画策定協議会の運営	○ 継続実施
			○ あいちＥＶ・ＰＨＶ普及ネットワークの運営（H21年度～） （愛知県環境局）	○ 継続実施	○ 継続実施
			○ あいち次世代自動車インフラ整備推進協議会の設置・運営（H25年度～） （愛知県経済産業局、環境局）	○ 継続実施	○ 継続実施
			○ あいちFCV普及促進協議会の運営（H17年度～） （愛知県経済産業局）	○ 継続実施	○ 継続実施
			○ 委員会・事務局活動において、次世代自動車に関する調査研究を実施 （中部経済連合会）	○ 継続実施	○ 継続実施
		環境にやさしい自動車の情報提供、普及啓発 （中部運輸局） （愛知県環境局） （市環境局） （東邦ガス㈱）	○ 低燃費車（燃費目標基準値達成車）についての市民・事業者への情報提供と普及啓発	○ 継続実施	○ 継続実施
			○ 「低排出ガス車認定実施要領」による低排出ガス車の普及（低減レベル識別ステッカーの貼付）	○ 継続実施	○ 継続実施
			○ 超低ＰＭ排出ディーゼル車の認定制度を創設（認定自動車にステッカーを貼付） H14.9.1施行	○ 継続実施	○ 継続実施
			○ 自動車ＮＯｘ･ＰＭ法適合車ステッカー制度の創設 H20.1.1施行 （中部運輸局）	○ 継続実施	○ 継続実施
			○ 低排出ガス車認定制度普及のためのリーフレットの配布	○ 継続実施	○ 継続実施
			○ 「あいち自動車環境戦略2020」に基づく施策の推進（H25.3.28～）	○ あいち自動車ゼロエミッション化加速プランに基づく取組みとして承継	
			○ あいち自動車ゼロエミッション化加速プランに基づく取組を推進 （愛知県環境局）	○ 継続実施	○ 継続実施
			○ 燃料電池自動車等を活用した普及啓発の実施 （愛知県環境局、東邦ガス㈱、市環境局）	○ 継続実施	○ 継続実施
			○ エコカーガイド及び市ホームページによる普及啓発の実施 （市環境局）	○ 継続実施	○ 継続実施

区　　分		施策・事業等 (実施機関名)	2023年度に実施された施策・事業等	2024年度に予定されている施策・事業等	2025年度以降に予定されている施策・事業等
低公害・低燃費車の普及（つづき）	低公害･低燃費車に関する情報の提供、普及啓発の充実（つづき）	**低公害車フェア等の実施** (環境デーなごや実行委員会) (愛知県ＬＰガス協会)	○ 市民、事業者への普及啓発 ・ 環境デーなごやでの低公害･低燃費車の啓発等 (環境デーなごや実行委員会) (愛知県LPガス協会、市環境局)	○ 継続実施 ・ 環境デーなごや	○ 継続実施 ・ 環境デーなごや
		行政による普及方針等の策定とそれに基づく情報の提供、普及啓発 (愛知県環境局、経済産業局)	○「あいち自動車環境戦略2020」に基づく施策の推進（H25.3.28～）	○ あいち自動車ゼロエミッション化加速プランに基づく取組みとして承継	
			○「愛知県次世代自動車充電インフラ整備・運用ガイドライン」の作成、運用（H26.10.9～）	○ 継続実施	○ 継続実施
			○ 事業所におけるEV・PHV・FCV活用促進ガイドラインの作成、運用(R5.3.31～)(「従業員向け充電設備整備促進ガイドライン」及び「EV･PHV用充給電設備整備促進ガイドライン」を統合し、改定)	○ 継続実施	○ 継続実施
			○「あいち自動車ゼロエミッション化加速プラン」の策定、運用(R3.3.23～) (愛知県環境局)	○ 継続実施	○ 継続実施
			○「愛知県水素ステーション整備・配置計画」の策定、運用（H26.2.17～） (愛知県経済産業局)	○ 継続実施	○ 継続実施
		条例による低公害車の導入促進 (愛知県環境局) (市環境局)	○ 県・市条例による規定 ・ 低公害車の購入等に対する努力規定 ・ 自動車販売業者による環境情報の説明義務付け (愛知県環境局・市環境局) ・ 県民生活環境条例（第80条）に基づく、事業者に低公害車の導入及び状況報告の義務付け（H19.4.1施行） (愛知県環境局)	○ 継続実施	○ 継続実施
		グリーン配送の実施 (愛知県) (名古屋市)	○ グリーン配送制度の導入 H17.12.27～　(愛知県) H18.12.1～　(名古屋市)	○ 継続実施	○ 継続実施
		研修等における低公害・低燃費車の情報提供 (中部運輸局) (愛知県環境局) (日本ガス協会) (東邦ガス㈱) (愛知県ＬＰガス協会)	○ 自動車運送事業者（運行管理者、整備管理者）、自動車整備事業者、自動車検査員等研修会等の開催 (中部運輸局)	○ 継続実施	○ 継続実施
			○ あいち地球温暖化対策フォーラムの開催 (愛知県環境局)	○ 継続実施	○ 継続実施
			○ NGV啓発資料の作成、配布等 (日本ガス協会、東邦ガス㈱)	○ 継続実施	○ 継続実施
			○ LPG車普及啓発資料の作成、配布 (愛知県LPガス協会)	○ 継続実施	○ 継続実施

区　　分	施策・事業等 （実施機関名）	2023年度に実施された施策・事業等	2024年度に予定されている施策・事業等	2025年度以降に予定されている施策・事業等
エコドライブの推進	**環境にやさしい自動車の率先的導入** （市交通局） （名鉄バス㈱） （三重交通㈱） （名古屋タクシー協会）	○ アイドリングストップバスの導入 ・ 市バス：累計1014両（100%） R5年度：107両 ・ 名鉄バス：645両（R5年度：39両） （全一般乗合車両の99%） ・ 三重交通：501両 （全一般乗合車両の75%） ○ アイドリング・ストップ・タクシーの導入 LPGﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞUD車両(ｱｲﾄﾞﾘﾝｸﾞｽﾄｯﾌﾟ対象車）1263台（R6.3末現在） （名古屋タクシー協会）	○ 継続実施 ・ 市バス：107両予定 ・ 名鉄バス：35両予定 ・ 三重交通：1両予定 （桑名管内） ○ アイドリング・ストップ・タクシーの導入 EV車両の導入予定　60台 （R7.3月末予定）	○ 継続実施 ・ 名鉄バス 代替による逐次導入 ・ 三重交通 代替による逐次導入 ○ 継続実施
	環境に配慮した自動車の導入・運行への助成・支援 （愛知県トラック協会）	○ EMS機器の導入助成 令和5年度：3,013基 ○ アイドリング・ストップ支援機器の導入助成 令和5年度：9基	○ 継続実施 ○ 継続実施	○ 継続実施予定 ○ 継続実施予定
	アイドリング・ストップの義務化 （愛知県環境局） （市環境局）	○ 条例によりアイドリング・ストップを義務化（H15.10.1施行） （愛知県環境局・市環境局）	○ 継続実施	○ 継続実施
	自動車エコ事業所の認定 （愛知県環境局）	○ あいち自動車環境戦略の施策に取組む事業所を認定し、認定証・表示板を交付 累計：142事業所（R6.3末現在） （あいち自動車環境戦略会議）	○ 自動車利用における脱炭素化に資する取組を行う事業所を認定し、認定証、表示板を交付	○ 継続実施
	自動車ＮＯｘ・ＰＭ法に基づく適正運転等についての事業者指導 （中部運輸局） （愛知県環境局）	○ 自動車ＮＯｘ・ＰＭ法に基づく事業者指導 （中部運輸局） ○ 自動車使用管理計画書を基に適正運転の実施や走行量の削減等を指導（H14年度～） （愛知県環境局）	○ 継続実施 ○ 自動車使用管理計画書を基に適正運転の実施や車両の維持管理等を指導（H14年度～）	○ 継続実施 ○ 継続実施
	エコドライブ支援装置の導入 （名鉄バス㈱） （三重交通㈱） （愛知県トラック協会） （名古屋タクシー協会）	○ エコドライブ支援装置等の導入によるエコドライブの推進 ・ デジタルタコグラフ導入によるエコドライブの推進及びドライブレコーダーによるエコドライブの推進 名鉄バス㈱：全車両導入 三重交通㈱：全車両導入 ・ 燃費コンテストの実施 （三重交通㈱） ・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞｰ導入助成 令和5年度：2,877基 （愛知県トラック協会） ・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞｰ登載ﾀｸｼｰ　4805両 ・ 配車アプリによるタクシー配車サービス　66社（R6.3末現在） （名古屋タクシー協会）	○ 継続実施 ・ 継続実施 ・ 継続実施 ・ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞｰ登載ﾀｸｼｰ ・ 継続実施	○ 継続実施 ・ 継続実施 ・ 継続実施予定 ・ 継続実施

区　　分	施策・事業等 （実施機関名）	2023年度に実施された施策・事業等	2024年度に予定されている施策・事業等	2025年度以降に予定されている施策・事業等
エコドライブの推進 （つづき）	エコドライブの普及促進 （中部地方整備局） （中部運輸局） （中部地方環境事務所） （愛知県環境局） （あいち自動車環境戦略会議） （市環境局） （JAF愛知支部）	○ 各種啓発活動の実施 ・ エコドライブ推進啓発 （中部地方整備局） ・ 自動車点検整備推進運動による啓発 ・ 迷惑黒煙相談窓口（黒煙110番）設置（H15年度～） ・ 運送事業者に対するグリーン経営の普及･促進 ・ エコドライブ普及推進アクションプランに基づく「エコドライブ10のすすめ」の周知啓発 （中部運輸局） ・ 自動車運転免許取得時にエコドライブ啓発資料配付 ・ エコドライブメンバーズクラブの運営 ・ エコドライブ啓発パネルの作成・展示、パンフレットの作成・配布 ・ 中部運輸局及び中部地方整備局が実施する街頭検査における啓発活動の実施 （愛知県環境局） ・ 脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの全体像・絵姿をご紹介することで、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を促す国民運動「デコ活」において、自動車を利用する際にはエコドライブ実践の呼びかけ。 ・ 環境デーなごやなどイベントを通して普及啓発を実施。また、毎年11月をエコドライブ推進月間とし、積極的な広報や普及啓発を実施。 （中部地方環境事務所） ・「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」に基づき、運送事業者に対するエコドライブの実施及び荷主等・旅行業者に対するエコドライブの実施要請の働きかけ （愛知県環境局・市環境局） ・ あいち自動車環境戦略2020 エコドライブの実践率向上を目指すとともに、エコドライブシステムの導入を促進（H25.3.28～） （あいち自動車環境戦略会議） ・ エコトレーニング（エコドライブ講習会）の開催 愛知県共催： WEB型エコドライブ推進企画あいちエコドライブキャンペーンの実施 名古屋市共催： エコドライブセミナー（ウェブ）の開催 （愛知県環境局、市環境局、JAF愛知支部）	・ 継続実施 ・ 継続実施 ・ 継続実施 ・ 継続実施 ・ 継続実施 ・ 継続実施 ・ 事業終了 ・ 継続実施 ・ 継続実施 ・ 継続実施 ・ 継続実施 ・ 継続実施 ・ 自動車Nox・PM総量削減計画 エコドライブの実践率向上を目指すとともに、エコドライブシステムの導入を促進（R6.4.1～） ・ 継続実施 愛知県共催： エコドライブキャンペーンの実施（7/19～12/31） 名古屋市共催： エコドライブセミナー（ウェブ）の実施予定	・ 継続実施 ・ 継続実施 ・ 継続実施 ・ 継続実施 ・ 継続実施 ・ 継続実施 ・ 継続実施 ・ 継続実施 ・ 継続実施 ・ 継続実施 ・ 継続実施 ・ 継続実施

区　　分	施策・事業等 （実施機関名）	2023年度に実施された施策・事業等	2024年度に予定されている施策・事業等	2025年度以降に予定されている施策・事業等
エコドライブの推進（つづき）	エコドライブの普及促進（つづき） （市環境局） （名古屋高速道路公社） （愛知県バス協会） （市交通局） （名鉄バス㈱） （三重交通㈱） （ジェイアール東海バス㈱） （愛知県自動車会議所） （愛知県トラック協会） （名古屋タクシー協会）	・環境デーなごやなどイベントを通して普及啓発を実施 ・エコドライブマイスター認定制度 R5年度末：4,553人 ・エコドライブマイスター認定講習を兼ねたエコドライブセミナーの開催 （市環境局） ・ラジオCM、公社HP、道路情報板、チラシによる道路環境改善の啓発活動の実施 （名古屋高速道路公社） ・自動車の点検整備推進運動、ディーゼルクリーンキャンペーン、不正改造車排除運動、アイドリング・ストップ運動、エコドライブ等各種啓発運動の展開 （愛知県バス協会、市交通局、名鉄バス㈱、三重交通㈱、ジェイアール東海バス㈱） ・ラッピングバス2台による飲酒運転根絶の啓発 ・不正改造車排除の広報啓発（6月の強化月間、年6回の街頭点検に参加） ・エコドライブ啓発ポスターを6月に名古屋駅構内及び車検場内にある会議所各事務所窓口等に掲示 （愛知県自動車会議所） ・交通安全実施要領によるアイドリング・ストップや深夜・早朝の静音走行運転のよびかけ ・省エネ走行研修の開催 令和5年度：22社39名参加 ・自動車環境改善等に関するマスメディアを通じての広報 ・グリーン経営認証取得・更新助成制度 令和5年度：新規4社、更新76社 ・各種啓発ポスターの会員配布 （愛知県トラック協会） ・アイドリング・ストップ運動の推進タクシー特措法の事業認定66社 ・エコドライブ啓発用シールの貼付 一般タクシー全車両対象 ・「エコドライブ10のすすめ」ポスター掲示 法人タクシー66社の営業所に掲示 ・グリーン経営認証取得の推進（交通エコロジー・モビリティ財団） （名古屋タクシー協会）	・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 JAFと共催で実施予定 （ウェブ） ・継続実施 ・各種啓発運動の展開 （自動車の点検整備推進運動、不正改造車排除運動、アイドリング・ストップ運動、エコドライブ等） ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施	・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施予定 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施

区　　分		施策・事業等 （実施機関名）	2023年度に実施された施策・事業等	2024年度に予定されている施策・事業等	2025年度以降に予定されている施策・事業等
エコドライブの推進（つづき）		エコドライブの普及促進（つづき） （名古屋商工会議所） （愛知県トラック協会） （名古屋商工協同組合協会）	○ ホームページ等での普及啓発 ・ ホームページ等での会員啓発 （名古屋商工会議所） ・ 機関誌「トラックあいち」、ホームページ等で会員に周知 （愛知県トラック協会） ・ 機関誌及びホームページによる紹介 （名古屋商工協同組合協会）	・ 継続実施 ・ 継続実施 ・ 継続実施	・ 継続実施 ・ 継続実施 ・ 継続実施
排出ガス対策型建設機械の使用	排出ガス対策型建設機械の使用	排出ガス対策型建設機械指定制度の推進 （中部地方整備局） （愛知県建設局） （市緑政土木局） （NEXCO中日本） （名古屋高速道路公社）	○ 排出ガス対策型建設機械指定制度（第3次基準）（H18.3） （中部地方整備局、愛知県建設局、市緑政土木局） ○ 排出ガス対策型建設機械の使用促進 （NEXCO中日本） ○ 排出ガス対策型建設機械指定制度（第3次基準）（H18.3）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械の使用原則化 （名古屋高速道路公社）	○ 継続実施 ○ 継続実施 ○ 継続実施	○ 継続実施 ○ 継続実施 ○ 継続実施
	オフロード車対策	オフロード特殊自動車の排出ガス規制適合車の利用促進 （愛知県環境局、建設局） （市環境局）	○ 関係業界団体等への啓発 「建設機械等からのNOx・PM排出削減マニュアル」の作成、配布 （愛知県環境局、建設局） ○ 特定特殊自動車の使用に係る大気汚染防止に関する要綱に基づき事業者指導の実施 （市環境局）	○ 継続実施 ○ 継続実施	○ 継続実施 ○ 継続実施
		オフロード法に基づく規制 （愛知県環境局）	○ オフロード法に基づく事業者指導の実施及び行政検査用の測定機器の整備（H29.4.1に国から県へ権限委譲）	○ 継続実施	○ 継続実施

イ　交通量対策

区　　分	施策・事業等（実施機関名）	2023年度に実施された施策・事業等	2024年度に予定されている施策・事業等	2025年度以降に予定されている施策・事業等
自家用車から公共交通機関等への転換 利用しやすい公共交通機関の整備促進	**名古屋交通計画２０３０に基づく施策・事業** （市住宅都市局）	○ 名古屋交通計画２０３０（R5.3策定）の推進 ○ 地域公共交通計画の策定・公表 ○ 交通エコライフの推進 ・ モビリティ・マネジメントの普及啓発（交通まちづくりホームページの活用等）	○ 名古屋交通計画２０３０の推進 ○ 地域公共交通計画の推進 ○ 継続実施	○ 名古屋交通計画２０３０の推進 ○ 地域公共交通計画の推進 ○ 継続実施
	交通需要マネジメント（ＴＤＭ）施策の推進の要望 （市環境局）	○ 国家予算に関する要望 公共交通機関への転換のための利便性向上 （大都市環境保全主管局長会議（市環境局））	○ 継続実施	○ 継続実施
	鉄道網の整備 （東海旅客鉄道㈱） （名古屋鉄道㈱） （近畿日本鉄道㈱） （東海交通事業㈱） （愛知環状鉄道㈱） （上飯田連絡線㈱） （名古屋臨海高速鉄道㈱） （市住宅都市局） （市交通局）	◇ 整備状況 （市内） ＪＲ東海 4路線 60.1km 名　鉄 6路線 43.7km 近　鉄 1路線 8.9km 東海交通事業 1路線 11.2km（近郊含む） 地下鉄 6路線 93.3km あおなみ線 1路線 15.2km （近郊） 愛知環状鉄道 1路線 45.3km		
	新交通システムの整備 （名古屋ガイドウェイバス㈱） （愛知高速交通㈱）	◇ 整備状況 （市内） 志段味線 1路線 6.5km（H13.3開業） （近郊） 東部丘陵線 1路線 8.9km（H17.3開業）	○ 継続実施	○ 継続実施
	駅前広場の整備 （市住宅都市局、緑政土木局）	○ 駅前広場の整備促進による鉄道と道路との有機的な連携の強化 （R5時点で10箇所整備完了）	○ 継続整備	○ 継続整備 鳴海北駅前広場
	鉄道車両・施設の改良、 整備等 （東海旅客鉄道㈱） （名古屋鉄道㈱） （近畿日本鉄道㈱） （市交通局） （名古屋臨海高速鉄道㈱） （名古屋ガイドウェイバス㈱） （名鉄バス㈱） （愛知高速交通㈱）	○ 車両の改良、整備等 ・ 新型（新造）車両の導入 JR（在来線）：134両 名鉄：18両（R5） 近鉄：大阪･名古屋線　0両（R5） 市交通局：次期車両更新に向けた検討 名古屋ガイドウェイバス：次期車両更新に向けた検討 ・ 車両の改造・機器更新 名鉄：《R5》16両（車両特別整備）、16両（機器更新） 近鉄：52両（R5車両リニューアル） 市交通局：36両(R5) ・ 車両のバリアフリー化 名鉄：新造車両、工事（両数） 車内案内表示装置 30両 車椅子スペース 32両 扉開閉チャイム 30両 扉開閉LED 34両 近鉄：バリアフリー化工事の進捗率 車内案内表示装置取付 52% 車椅子スペース取付 66% 転落防止外幌取付 100%	○ 継続整備 ・ 新型（新造）車両の導入 ＪＲ（在来線）：64両 名鉄：16両 近鉄：大阪･名古屋線　0両（R6） 市交通局：次期車両更新に向けた検討 名古屋ガイドウェイバス：次期車両更新に向けた検討 ・ 車両の改造、機器更新 名鉄：16両（車両特別整備）、20両（機器更新） 近鉄：36両（R6車両リニューアル） 市交通局：36両（R6） ・ 車両のバリアフリー化 名鉄：新造車両、工事（両数） 車内案内表示装置 16両 車椅子スペース 24両 扉開閉チャイム 28両 扉開閉LED 32両 近鉄：新造車両、工事（両数） 車内案内表示装置 44両 車椅子スペース 22両	○ 継続整備 ・ 新型（新造）車両の導入 ＪＲ（在来線）：64両 名鉄：30両 近鉄：大阪･名古屋線　20両(R7)以降順次 市交通局：次期車両更新に向けた検討 名古屋ガイドウェイバス：次期車両更新に向けた検討 ・ 車両の改造、機器更新 名鉄：16両（車両特別整備）、28両（機器更新） 近鉄：34両（R7車両リニューアル） 市交通局：機器更新継続 ・ 車両のバリアフリー化 名鉄：新造車両、工事（両数） 車内案内表示装置 30両 車椅子スペース 38両 扉開閉チャイム 30両 扉開閉LED 46両 近鉄：新造車両、工事（両数） 車内案内表示装置 34両 車椅子スペース 34両

区　　分		施策・事業等 （実施機関名）	2023年度に実施された施策・事業等	2024年度に予定されている施策・事業等	2025年度以降に予定されている施策・事業等
自家用車から公共交通機関等への転換（つづき）	利用しやすい公共交通機関の整備促進（つづき）	鉄道車両・施設の改良、 整備等（つづき） （東海旅客鉄道㈱） （名古屋鉄道㈱） （近畿日本鉄道㈱） （市交通局） （名古屋臨海高速鉄道㈱） （名古屋ガイドウェイバス㈱） （名鉄バス㈱） （愛知高速交通㈱） （愛知環状鉄道㈱）	○ 施設の改良、整備等 ・ 駅舎の改築・改良等（改修、冷房化、エレベータ、エスカレータ、点字ブロックの設置、点字タイル改良、ホームの嵩上げ、トイレリニューアル、ホームと車両の段差・隙間改善、天井脱落防止等） あおなみ線：3駅トイレのリニューアル ・ ホームの延伸等改良 ・ バス・地下鉄乗継案内の充実 ・ 地下鉄駅構内表示器の設置 ・ 複合駅務端末機の導入 ・ エレベータ設置 地下鉄：5駅整備(伏見、御器所、本山、新瑞橋、瑞穂運動場西） 名鉄：2基（金山） ・ 内方線付き警告ﾌﾞﾛｯｸ設置 戸田駅始め乗降3千人以上の駅を整備済(近鉄) ・ 可動式ホーム柵の整備 JR名古屋駅東海道本線ﾎｰﾑ下りﾎｰﾑ(6番線):R5 あおなみ線：4駅ホーム柵の更新 ○ ICカード乗車券「manaca(マナカ)」の導入・相互利用サービスの継続 ・ manaca(マナカ)の導入継続 (H23.2.11導入) （市交通局、名古屋鉄道㈱、名鉄バス㈱、豊橋鉄道㈱、名古屋臨海高速鉄道㈱、名古屋ガイドウェイバス㈱、愛知高速交通㈱、知多乗合㈱一部路線、名鉄東部交通㈱、岐阜乗合自動車㈱一部路線、北陸鉄道㈱一部路線） ・ 北陸鉄道 一部路線の導入拡大（R4.10.17） （名古屋鉄道㈱） ・ 全国の交通系ICカード（乗車券機能・電子マネー機能）との相互利用継続（H25.3.23開始） ※名古屋臨海高速鉄道㈱、名古屋ガイドウェイバス㈱での相互利用継続（H28.3.12開始） ※愛知高速交通㈱での相互利用継続（H28.3.12開始） ※愛知環状鉄道㈱での相互利用継続（H31.3.2開始）	○ 継続整備 ・ 駅舎やトイレのリニューアル、ホーム冷房化、ホームと車両の段差・隙間改善等の継続整備 近鉄：名古屋駅2・3番線ホーム3番線側　段差・隙間解消予定 あおなみ線：2駅トイレのリニューアル、在線表示案内システムの整備 ・ エレベータ設置 地下鉄：6駅整備（伏見、御器所、本山、新瑞橋、瑞穂運動場西、本郷） ・ 可動式ホーム柵の整備 地下鉄鶴舞線　19駅（R6～R8） JR名古屋駅東海道本線ﾎｰﾑ下りﾎｰﾑ(5番線):R6 あおなみ線：3駅ホーム柵の更新 ○ 継続実施 ・ 「タッチ決済（EMVコンタクトレス決済）」機能を使った鉄道乗車サービスを開始予定（※タッチ決済対応のカード（クレジット、デビット、プリペイド）や同カードが設定されたスマートフォン等による鉄道の乗車サービス） （近畿日本鉄道㈱）	○ 継続整備 ・ 駅舎やトイレのリニューアル、ホーム冷房化、ホームと車両の段差・隙間改善等の継続整備 近鉄：名古屋駅2・3番線ホーム2番線側　段差・隙間解消予定 あおなみ線：更新の継続実施 ・ エレベータ設置 地下鉄：6駅整備（伏見、御器所、本山、新瑞橋、瑞穂運動場西、本郷） ・ 可動式ホーム柵の整備 地下鉄鶴舞線　19駅（R6～R8） JR名古屋駅東海道本線ﾎｰﾑ上りﾎｰﾑ(1・2番線) JR金山駅中央線ホーム、JR千種駅、JR大曽根駅 近鉄名古屋駅3番線乗車側ホーム あおなみ線：更新の継続実施 ○ 継続実施

区　　分	施策・事業等 （実施機関名）	2023年度に実施された施策・事業等	2024年度に予定されている施策・事業等	2025年度以降に予定されている施策・事業等
自家用車から公共交通機関等への転換（つづき） 利用しやすい公共交通機関の整備促進（つづき）	**バス車両・バス停の改良、整備等** （名鉄バス㈱） （三重交通㈱） （市交通局） （名古屋ガイドウェイバス㈱）	○ 車両・バス停の改良、整備等 ・ ﾉﾝｽﾃｯﾌﾟﾊﾞｽ等新型車両の導入（R5年度） 名鉄ﾊﾞｽ：49両（うちﾉﾝｽﾃｯﾌﾟﾊﾞｽ37両） 市ﾊﾞｽ：107両（すべてﾉﾝｽﾃｯﾌﾟﾊﾞｽ：累計1,014両（100%）） ・ ﾊﾞｽ停の新設 名鉄ﾊﾞｽ：11箇所・17基 三重交通：「江松」R5.10.1 ・ ﾊﾞｽ運行総合情報ｼｽﾃﾑ等の整備（更新） ｶﾞｲﾄﾞｳｪｲﾊﾞｽｼｽﾃﾑ志段味線：1路線 ・ ﾊﾞｽ停上屋、ベンチ、照明付バス停標識の整備 ・ ﾊﾞｽ・地下鉄乗継ぎ案内の設置 ・ ﾊﾞｽ無線の導入 ・ 時刻表検索ｼｽﾃﾑの整備 以上（各バス運行事業者） ・ 「なごや乗換ナビ」の提供 ・ ICｶｰﾄﾞ乗車券「emica(ｴﾐｶ)」の導入、ICｶｰﾄﾞ乗車券に定期券ｼｽﾃﾑを搭載、ﾊﾞｽﾛｹｰｼｮﾝｼｽﾃﾑのｴﾘｱ拡大 （三重交通㈱） ・ ICｶｰﾄﾞ乗車券「manaca(ﾏﾅｶ)」の導入継続（再掲） （市交通局、名鉄ﾊﾞｽ㈱、名古屋ｶﾞｲﾄﾞｳｪｲﾊﾞｽ㈱）	○ 継続整備・充実 ・ 新型車両の導入 名鉄バス：54両予定（うちノンステップバス48両） 市バス：107両予定（ノンステップバス：100%） ・ ﾊﾞｽ停の新設 ・ 継続運用 ・ 継続実施 ・ 継続実施	○ 継続整備・充実 ・ 市バス：継続導入 ・ 名鉄バス：継続導入 ・ 三重交通：毎年1～2両程度導入 ・ 継続運用 ・ 継続実施 ・ 継続実施
	地域公共交通確保維持改善事業による事業者支援 （中部運輸局）	○「地域公共交通確保維持改善事業費補助（地域公共交通ﾊﾞﾘｱ解消促進等事業）」の助成制度を活用し、ﾊﾞｽ利用者の移動の利便性、安全性の向上を図るため、ﾉﾝｽﾃｯﾌﾟﾊﾞｽの導入、乗継情報提供案内板、BRTｼｽﾃﾑの導入等に対する助成・支援を行う。 R5年度：実績無し	○ 継続実施	○ 継続実施
	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業による事業者支援 （中部運輸局）	○「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助（交通ｻｰﾋﾞｽｲﾝﾊﾞｳﾝﾄﾞ対応支援事業）」の助成制度を活用し、訪日外国人旅行者の入国から目的地までの移動を円滑に実施するため、ﾊﾞｽ運行情報ｼｽﾃﾑの整備、ﾉﾝｽﾃｯﾌﾟﾊﾞｽの導入、案内標識、BRTｼｽﾃﾑの導入等に対し助成・支援を行う。 ・ ﾉﾝｽﾃｯﾌﾟﾊﾞｽ等導入支援 R5年度：69両 ・ 案内標識、可変式情報表示装置等 R5年度：実績なし ・ ﾊﾞｽﾛｹｰｼｮﾝｼｽﾃﾑの整備 R5年度：実績なし	○ 継続実施	○ 継続実施
	輸送力の増強 （東海旅客鉄道㈱） （名古屋鉄道㈱） （近畿日本鉄道㈱）	○ 輸送力の増強 ・ 「しなの」「ひだ」等の特急列車の需要に合わせた増結・増発 ・ 大規模なイベント開催時の臨時列車の運転や車両の増結、快速列車などの臨時停車 ・ 新型車両導入 ・ 新規列車種別の設定による停車回数増（新守山） （東海旅客鉄道㈱） ・ 鉄道車両数の増強等 ・ 需要に合わせた組成の増強 ・ 中部国際空港アクセスの利便性向上 （名古屋鉄道㈱） ・ 新仕様リニューアル工事 （近畿日本鉄道㈱）	○ 継続実施 ・ 特急列車の増結・増発、イベント開催時の対応については継続実施 （東海旅客鉄道㈱） ・ 鉄道車両数の増強等 （名古屋鉄道㈱） ・ 新仕様リニューアル工事 ・ 新型車両導入 （近畿日本鉄道㈱）	○ 継続実施 ・ 特急列車の増結・増発、イベント開催時の対応については継続実施 （東海旅客鉄道㈱） ・ 鉄道車両数の増強等 （名古屋鉄道㈱） ・ 新仕様リニューアル工事 ・ 新型車両導入 （近畿日本鉄道㈱）

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>施策・事業等
（実施機関名）</th><th>2023年度に実施された施策・事業等</th><th>2024年度に予定されている施策・事業等</th><th>2025年度以降に予定されている施策・事業等</th></tr>
<tr><td rowspan="4">自家用車から公共交通機関等への転換（つづき）</td><td rowspan="2">パークアンドライド駐車場の整備</td><td>パークアンドライド駐車場の整備
（東海旅客鉄道㈱）
（名古屋鉄道㈱）
（近畿日本鉄道㈱）
（東海交通事業㈱）
（市住宅都市局）</td><td>◇整備状況
〈名古屋市域から10km圏内〉
<table><tr><td></td><td>箇所数</td><td>駅数</td><td>台数</td></tr><tr><td>ＪＲ東海</td><td>14</td><td>10</td><td>480</td></tr><tr><td>名　鉄</td><td>247</td><td>82</td><td>約13,770</td></tr><tr><td>近　鉄</td><td>17</td><td>6</td><td>400</td></tr><tr><td>東海交通事業</td><td>1</td><td>1</td><td>20</td></tr><tr><td>名古屋市</td><td>4</td><td>2</td><td>248</td></tr></table>（鉄道駅等周辺）
○認定制度の活用による民間パークアンドライド駐車場の確保及びパークアンドライド駐車場の利用促進
・民間によるパークアンドライド駐車場の整備・確保(R6年1月末実績)
整備型16ヶ所10駅257台
店舗利用型4ヶ所4駅610台
郊外契約型　1ヶ所1駅50台
（市住宅都市局）</td><td>○継続整備
駐車場事業者による既存立体駐車場のEV化対応(設備増強)
（名古屋鉄道㈱）
○継続実施</td><td>○継続実施</td></tr>
<tr><td>広域的なパークアンドライドの推進
（東海三県一市）</td><td>○東海三県一市広域環境対策協議会によるパークアンドライドの推進
（愛知県環境局、都市・交通局）
（市総務局、環境局、住宅都市局）</td><td>○各県市による個々の取り組み</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">自転車駐車場の整備、サイクルアンドライドシステムの実現</td><td>自転車駐車場の整備
（東海旅客鉄道㈱）
（名古屋鉄道㈱）
（近畿日本鉄道㈱）
（市緑政土木局）</td><td>◇整備状況
〈名古屋市域から10km圏内〉
<table><tr><td></td><td>箇所数</td><td>台数</td></tr><tr><td>JR東海</td><td>1</td><td>約330</td></tr><tr><td>名　鉄</td><td>103</td><td>約23,700</td></tr><tr><td>近　鉄</td><td>5</td><td>約3,800</td></tr><tr><td>名古屋市</td><td>306</td><td>約79,700</td></tr></table></td><td>○継続整備
・シェアサイクル設置
（名古屋鉄道㈱）
・シェアサイクル設置
近鉄八田駅１箇所
烏森駅３箇所
黄金駅１箇所
（近畿日本鉄道㈱）
・自転車駐車場
大須観音駅
（市緑政土木局）</td><td>○継続整備</td></tr>
<tr><td>自転車利用環境の整備
（市緑政土木局）
（中部地方整備局）</td><td>○自転車通行空間の整備
◇整備状況
・市道等：約128.7km
（市緑政土木局）
・国道1号　：約2.2 km
・国道19号　：約9.5 km
・国道22号　：約1.9 km
・国道41号　：約2.8 km
・国道153号：約2.0 km
（中部地方整備局）</td><td>○継続整備
・市道等
○継続整備</td><td>○継続整備
○継続整備
・国道19号:約1.8 km
・国道22号:約1.1 km</td></tr>
<tr><td>バス路線の有効活用</td><td>バス交通網の整備、輸送力の増強
（名鉄バス㈱）
（三重交通㈱）
（市交通局）</td><td>○バス交通網の整備
◇整備状況　（名古屋市内）
<table><tr><td></td><td>路線</td><td>系統</td><td>営業距離</td></tr><tr><td>名鉄バス</td><td>－</td><td>63</td><td>約141km</td></tr><tr><td>三重交通</td><td>－</td><td>21</td><td>約55km</td></tr><tr><td>市バス</td><td>－</td><td>165</td><td>約764km</td></tr></table>○輸送力の増強
・路線の新設等を実施
（市交通局）
・路線の新設、深夜バス、空港特急バス、市内乗入高速通勤バスの運行・増強等を実施
（名鉄バス㈱、三重交通㈱）</td><td>○継続整備</td><td>○継続整備
・空港特急バスの系統新設
（三重交通㈱）</td></tr>
<tr><td></td><td>基幹バスの運行等
（名鉄バス㈱）
（市交通局）</td><td>◇整備状況（2系統：20.7km）
・新出来町線：10.2km（中央走行方式）
・東郊線：10.5km（路側走行方式）</td><td>○継続整備</td><td>○継続整備</td></tr>
<tr><td></td><td>バスレーン規制
（愛知県警察本部）</td><td>◇整備状況（名古屋市内分）
・17区間、90.3km</td><td>○継続整備
必要に応じ見直し</td><td>○継続整備
必要に応じ見直し</td></tr>
</table>

区　　分		施策・事業等 （実施機関名）	2023年度に実施された施策・事業等	2024年度に予定されている施策・事業等	2025年度以降に予定されている施策・事業等
自家用車から公共交通機関等への転換（つづき）	公共交通機関利用者のための優遇措置の充実	**割引乗車券、施設・乗車セット券の発行等** （東海旅客鉄道㈱） （名古屋鉄道㈱） （名鉄バス㈱） （近畿日本鉄道㈱） （三重交通㈱） （市交通局） （名古屋臨海高速鉄道㈱） （名古屋ガイドウェイバス㈱） （ジェイアール東海バス㈱） （愛知高速交通㈱）	○ 利便性の高い乗車券等の発行 ・ 各種乗車券 （1日フリー券、定期券等） ・ デジタルきっぷ （QRコードを利用した企画乗車券） ・ 各種回数券 ・ 各種周遊券 ・ 各種施設セット乗車券 （観光施設の入場割引等） ・ 各種クーポン券 （他業者との乗継きっぷ） ・ 各種プリペイドカード等 （各交通事業者） ・「SHORYUDO Nagoya Subway&Bus 1 Day Pass」 （市交通局） ・「昇龍道フリーバスきっぷ」を販売 （名古屋鉄道㈱・名鉄バス㈱・濃飛乗合自動車㈱・ジェイアール東海バス㈱・北陸鉄道㈱・岐阜乗合自動車㈱ほか） ・ バス通勤定期券の全線化(H18.4～) ・ ドニチエコきっぷの導入(H18.4～) ・ 特得60バス定期の導入(H18.4～) ・ バス幼児料金の無料化の拡大(H18.4～) ・ バス学生全線定期券の導入(H20.4～) ・ 通学要件を緩和した学生定期券の導入(H22.3～) ・ バス学生全線定期券：中学生以上 値下げ、小学生以下 導入(H23.2～) ・ バス・地下鉄共通全線定期券：3ヶ月・6ヶ月券の導入(H23.2～) ・ バス・地下鉄共通学生全線定期券の導入(H23.2～) ・ 地下鉄全線24時間券の導入（R1.5～） （市交通局） ・ 市バス・地下鉄とゆとりーとライン（高架区間）との乗継割引制度及び割引連絡定期券の導入(H23.2～) ・ 幼児料金の無料化の拡大（H30.5～） （市交通局、名古屋ガイドウェイバス㈱） ・ 環境定期制度の導入 ・ 通学定期券の割引強化 ・ 年間通学定期券、全線フリー通学定期券 ・ 運転免許返納者割引定期券導入（H29.3～） （三重交通㈱） ・ 名古屋市「敬老パス」対象交通機関拡大（R4.2～） 【近鉄名古屋～戸田】 ・ 伊勢志摩観光型 Maas「ぶらりすと」サービス開始（R6.3） （近畿日本鉄道㈱） ・ 名古屋市「敬老パス」「福祉特別乗車券」対象交通機関拡大（R4.2～） 【名古屋～南大高・新守山・春田】 （東海旅客鉄道㈱） ・ 名古屋市「敬老パス」対象交通機関拡大（R4.2～） 【市内対象区間】 （名古屋鉄道㈱）	○ 継続実施 ・「SHORYUDO Nagoya Subway&Bus 1 Day Ticket」 ・ 継続実施 ・ 継続実施 （名古屋市事業） ・ 継続実施	○ 継続実施 ・ 継続実施 ・ 継続実施 （名古屋市事業） ・ 継続実施

区　　分		施策・事業等（実施機関名）	2023年度に実施された施策・事業等	2024年度に予定されている施策・事業等	2025年度以降に予定されている施策・事業等
自家用車から公共交通機関等への転換（つづき）	公共交通機関利用者のための優遇措置の充実（つづき）	**割引乗車券、施設・乗車セット券の発行等（つづき）** （東海旅客鉄道㈱） （名古屋鉄道㈱） （名鉄バス㈱） （近畿日本鉄道㈱） （市交通局） （名古屋臨海高速鉄道㈱） （名古屋ガイドウェイバス㈱） （愛知高速交通㈱） （愛知環状鉄道㈱）	○ ＩＣカード「manaca(マナカ)」の導入（H23.2～）継続 ・乗車券機能 マイレージポイント 乗継割引 各事業者間の共通利用 （市交通局、名古屋鉄道㈱、名古屋臨海高速鉄道㈱、名古屋ガイドウェイバス㈱、名鉄バス㈱、愛知高速交通㈱、豊橋鉄道㈱、知多乗合㈱一部路線、名鉄東部交通㈱、岐阜乗合自動車㈱一部路線、北陸鉄道㈱一部路線） ・電子マネー機能 （市交通局、名古屋鉄道㈱） ・ICカード「manaca（マナカ）」の利用拡大 北陸鉄道㈱　一部路線 （名古屋鉄道㈱） ○ ICカード乗車券「TOICA」の利用促進 ・「TOICA定期券」での新幹線乗車サービス（H22.3～） ・「TOICA」での電子ﾏﾈｰｻｰﾋﾞｽ（H22.3～） （東海旅客鉄道㈱） ○ 愛知環状鉄道への「TOICA」サービスの導入（H31.3～） （東海旅客鉄道㈱、愛知環状鉄道㈱） ○ ICｶｰﾄﾞ乗車券「PiTaPa」の導入継続（一部線区を除く） ・ICｶｰﾄﾞ「区間指定割引」ｻｰﾋﾞｽ（H21.6.1～） （近畿日本鉄道㈱） ○ 全国の交通系ICカードの相互利用サービスの実施 （市交通局、名古屋鉄道㈱、名古屋臨海高速鉄道㈱、名古屋ガイドウェイバス㈱、名鉄バス㈱、東海旅客鉄道㈱、近畿日本鉄道㈱、愛知高速交通㈱、豊橋鉄道㈱、愛知環状鉄道㈱）、知多乗合㈱一部路線、名鉄東部交通㈱、岐阜乗合自動車㈱一部路線、北陸鉄道㈱一部路線） ・北陸鉄道㈱の一部路線への導入拡大（R4.10.17） （名古屋鉄道㈱） ・ICカード「ICOCA」による定期券サービス（H24.12～） ・ICカード「ICOCA」による自動券売機での乗車券購入開始（H28.3～） ・「近鉄 ICOCA ポイント還元サービス」開始（R6.2～） （近畿日本鉄道㈱）	○ 継続実施	○ 継続実施
	公共交通機関の利用推進に対する取組	**モビリティ・マネジメントによる「エコ通勤」の推進** （中部運輸局）	○ モビリティ・マネジメントによる「エコ通勤優良事業所認証制度」を推進	○ 継続実施	○ 継続実施
	自動車利用自粛の啓発キャンペーンの拡充、自動車適正利用行動指針の作成等普及啓発の充実	**あいちエコモビリティライフ推進事業** （愛知県都市・交通局）	○ ｸﾙﾏと公共交通、自転車、徒歩などをかしこく使い分けるﾗｲﾌｽﾀｲﾙ「エコ モビリティ ライフ」（エコモビ）の普及・定着を図るあいちエコモビ推進事業の実施 ・「エコモビ実践セミナー」の開催 ・「あいちエコ モビリティ ライフの日(エコモビの日)」（毎月第1水曜日：H21.10制定）の普及啓発 ・普及啓発活動の実施 ・エコ通勤転換促進事業の実施 ・「エコモビ実践キャンペーン」の実施	○ 継続実施 ・ 継続実施 ・ 継続実施 ・ 継続実施 ・ 継続実施 ・ 継続実施	○ 継続実施 ・ 継続実施 ・ 継続実施 ・ 継続実施 ・ 継続実施 ・ 継続実施

区　　分		施策・事業等（実施機関名）	2023年度に実施された施策・事業等	2024年度に予定されている施策・事業等	2025年度以降に予定されている施策・事業等
自家用車から公共交通機関等への転換（つづき）	自動車利用自粛の啓発キャンペーンの拡充、自動車適正利用行動指針の作成等普及啓発の充実（つづき）	**環境保全の日の実施** （市環境局、交通局）	○ 環境保全の日を通じての自動車利用自粛意識の高揚 ○ ドニチエコきっぷの発行による公共交通機関利用への転換促進	○ 継続実施 ○ 継続実施	○ 継続実施 ○ 継続実施
		スマート・ムーブ普及啓発事業 （中部地方環境事務所）	○ 脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの全体像・絵姿をご紹介することで、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を促す国民運動「デコ活」の一環として、“「移動」を「エコ」に。”をテーマに、よりCO_2排出量の少ない「移動」を推進する「smart move（スマート・ムーブ）」キャンペーンを実施	○ 継続実施	○ 継続実施
		歩行者天国の実施 （名古屋市商店街振興組合連合会　等）	○ 南大津通において歩行者天国を実施（栄交差点～矢場町交差点）	○ 継続実施	○ 継続実施
物資輸送の合理化	物資輸送の合理化に係る対策の推進等	**共同輸配送等物流効率化の推進** （市環境局）	○ 国家予算に関する要望（再掲） 物流効率化のための共同配送や物流トラックの自営転換の推進 （大都市環境保全主管局長会議（市環境局））		
		総合物流施策の推進 （中部地方整備局） （中部運輸局）	○「物流業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(H17.7公布、H28.5改正、H28年10月施行)に基づく、物流拠点の集約化等によりCO_2排出量削減等が図られる総合効率化計画にかかる制度の周知等 R5年度実績：10件（愛知県内） （中部運輸局）	○ 継続実施	○ 継続実施
		物流対策の推進 （愛知県環境局） （市環境局）	○ 大気環境改善に係る物流対策検討会 ・ 物流対策実施可能性検討調査の実施 ・ 推進指針の作成・啓発活動 ○ 事業所における貨物自動車排出ガス抑制 自主管理指導要領による物流対策指導とパンフレット配布 ○ 自動車ＮＯｘ・ＰＭ法に基づく自動車使用管理計画書及び実績報告書に基づく指導 （愛知県環境局） ○ 東海三県一市環境配慮型物流推進宣言（H15.11.5） （愛知県環境局、市環境局）	○ 継続実施	○ 継続実施
		共同集配送の普及 （愛知県トラック協会）	○ ㈱愛知共同配送サービスセンターによる小口貨物の共同集配送の実施	○ 継続実施	○ 未定
	トラック交通量を削減するため鉄道・海上輸送への転換の促進	**モーダルシフトの推進** （中部運輸局） （近畿日本鉄道㈱）	○ モーダルシフト等推進事業の公募及び制度の周知等 （中部運輸局） ○ 貨客混載事業 ・ 福山通運との協業でアーバンライナーでの荷物輸送を実施【難波～名古屋駅間】（R3.7～） （近畿日本鉄道㈱）	○ 継続実施 ○ 貨客混載事業 ・ 赤福との協業でアーバンライナーでの商品輸送を実施【五十鈴川～名古屋駅間】（R5.7～） ※車両を伊勢志摩ライナーに変更（R6.6～） （近畿日本鉄道㈱）	○ 継続実施 ○ 継続実施・新規拡大

ウ　交通流対策

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>施策・事業等
（実施機関名）</th><th>2023年度に実施された施策・事業等</th><th>2024年度に予定されている施策・事業等</th><th>2025年度以降に予定されている施策・事業等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">道路の広域ネットワークの形成</td><td>名古屋環状２号線の建設・管理
（中部地方整備局）
（NEXCO中日本）</td><td>○ 都市高速道路と一体となった自動車交通網の骨格の形成による流出入交通の適正な迂回と分散誘導
１．計画概要
（１）一般部　　約58.6km
・国道302号　　約58.6km
（２）専用部　　約66.2km
（伊勢湾岸道路重複部：約11.9km）
２．進捗状況(供用区間延長等)
（１）一般部(暫定供用を含む)
・国道302号　　約58.6km
（4車線：約44.2km）
（暫定2車線：約14.4km）
（２）専用部　　約66.2km
・名古屋第二環状自動車道
（飛島JCT～名古屋南JCT・IC）
約54.3km
※令和3年5月1日開通
近畿自動車道伊勢線
（名古屋西JCT～飛島JCT）
約12.2km
・伊勢湾岸自動車道
（飛島JCT～名古屋南JCT）
約11.9km</td><td>○ 継続整備</td><td>○ 継続整備</td></tr>
<tr><td>名古屋高速道路の建設・管理
（名古屋高速道路公社）</td><td>○ 名古屋第二環状自動車道と一体となった自動車交通網の骨格の形成による自動車交通の円滑化及び平面街路との機能分離
◇ 管理状況
<table>
<tr><th>路線</th><th>開通区間</th><th>距離</th></tr>
<tr><td>①高速都心環状線</td><td>環状線部分</td><td>10.3km</td></tr>
<tr><td>②高速1号楠線</td><td>東片端JCT～楠JCT</td><td>5.6km</td></tr>
<tr><td>③高速2号東山線</td><td>新洲崎JCT～高針JCT</td><td>10.3km</td></tr>
<tr><td>④高速3号大高線</td><td>鶴舞南JCT～名古屋南JCT</td><td>12.1km</td></tr>
<tr><td>⑤高速4号東海線</td><td>山王JCT～東海JCT</td><td>12.0km</td></tr>
<tr><td>⑥高速5号万場線</td><td>新洲崎JCT～名古屋西JCT</td><td>6.8km</td></tr>
<tr><td>⑦高速6号清須線</td><td>明道町JCT～清洲JCT</td><td>7.0km</td></tr>
<tr><td>⑧高速11号小牧線</td><td>楠JCT～小牧IC</td><td>8.2km</td></tr>
<tr><td>⑨高速16号一宮線</td><td>清洲JCT～一宮中入口</td><td>8.9km</td></tr>
</table>
⑥（仮称）新黄金出入口
①③（仮称）新洲崎出入口
③（仮称）栄出入口
①③丸田町JCT西・南渡り線</td><td>○ 都心アクセス関連事業の継続整備</td><td>○ 都心アクセス関連事業の継続整備</td></tr>
</table>

区　　分	施策・事業等 （実施機関名）	2023年度に実施された施策・事業等	2024年度に予定されている施策・事業等	2025年度以降に予定されている施策・事業等
道路の広域ネットワークの形成（つづき）	**交通流の円滑対策** （NEXCO中日本）	○ ＥＴＣの整備促進による交通渋滞緩和（名古屋市内） ・ 対象なし	○ ＥＴＣ設備更新 ・ 対象無し	○ ＥＴＣ設備更新 ・ 対象無し
	幹線道路の整備 （市緑政土木局）	○ 都市活動の骨格となり広域ﾈｯﾄﾜｰｸの形成につながる道路など、整備効果の高い幹線道路を整備	○ 継続整備	○ 継続整備
	交通網整理に関する国への要望・働きかけ （中部経済連合会）	○「国際競争力強化プロジェクトを支える広域幹線道路の整備促進要望」を展開（毎年夏秋実施）	○ 継続実施	○ 継続実施
		○ 西知多道路整備促進要望（毎年夏秋冬実施）	○ 継続実施	○ 継続実施
		○ 東海環状自動車道西回り区間の整備促進要望（毎年夏秋実施）	○ 継続実施	○ 継続実施
		○ 一宮西港道路・名古屋三河道路の早期実現に向けた要望（毎年夏秋実施）	○ 継続実施	○ 継続実施
		○ 名岐道路の早期実現に向けた要望（毎年秋実施）	○ 継続実施（夏秋冬実施予定）	○ 継続実施
		○「中部圏交通ネットワークビジョン　～道路・港湾整備のあり方～」を展開（3月実施） 名古屋環状２号線の外側に、既存の東名・名神に、調査中路線である一宮西港道路、名古屋三河道路を加えた環状道路整備を新規提案	○ 継続実施 ○ 新たな国土形成計画で重要視されている「日本中央回廊」の効果最大化に向けた道路ネットワーク整備について検討・とりまとめ・展開（3月実施） 「リニア中間駅に直結する南北の高速道路」や「中間駅と道路のアクセス道路」などの整備促進を要請	○ 継続実施 ○ 継続実施
自動車交通集中地域等の対策の推進	**交通渋滞の解消に向けた総合的な取り組み**			
	愛知県内の「地域の渋滞箇所」の選定 （中部地方整備局） （中部運輸局） （愛知県都市整備局・建設局） （愛知県警察本部） （市住宅都市局、緑政土木局） （NEXCO中日本） （名古屋高速道路公社） （愛知県道路公社）	○ 愛知県道路交通渋滞対策推進協議会開催 ・ 地域の渋滞対策の検討・実施	○ 継続実施	○ 継続実施
	あいち自動車環境戦略での取組 （愛知県）	○ あいち自動車環境戦略2020 物流の改善、自動車利用方法の改善・多様化等、交通需要の調整・低減に取り組む （H25.3.28～） （あいち自動車環境戦略会議）	○ 自動車Nox・PM総量削減計画 物流の改善、自動車利用方法の改善・多様化等、交通需要の調整・低減に取り組む （R6.4.1～） （愛知県）	○ 継続実施
	信号システムの充実、信号機の整備 （愛知県警察本部）	○ 信号システムの充実・見直しと各種信号機の整備 ①信号機の集中制御化 1,938交差点 ②信号の系統化　　533交差点 ③信号サイクルの見直し 40交差点（R5年度中） ④公共車両優先システム（ＰＴＰＳ）の整備	○ 継続整備 ① 信号機の集中制御化 ② 信号機の系統化 ③ 信号サイクルの見直し	○ 継続整備

区分		施策・事業等（実施機関名）	2023年度に実施された施策・事業等	2024年度に予定されている施策・事業等	2025年度以降に予定されている施策・事業等
自動車交通集中地域等の対策の推進（つづき）	交通渋滞の解消に向けた総合的な取り組み（つづき）	**リバーシブルレーンの設定** （愛知県警察本部）	○ 県道緑瑞穂線（緑～南区：900m）に設置（H11年1月～）（継続）	○ 継続実施	○ 継続実施
		都心部の大型車流入抑制規制 （愛知県警察本部）	○ 規制の実施（名古屋市内） ・ 大型車等通行禁止規制：597区間、約275kmで実施	○ 継続実施 ・ 引続き必要な場所で実施	○ 継続実施
		タクシーベイの設置 （愛知県警察本部）	○ 整備状況 97区間　631台〈名古屋市内分〉	○ 継続実施	○ 継続実施
		市周辺部への物流施設の整備 （経済局）	○ 北部市場の整備		
	交通流の分散	**自動車専用道路における交通分散を図るための料金の設定** （名古屋高速道路公社） （NEXCO中日本）	○ 名古屋都心流入割引・名二環迂回料金の実施	○ 継続実施	○ 継続実施
		自動車専用道路への利用転換を図るための割引の実施 （名古屋高速道路公社）	○ ETC夜間割引の実施	○ 継続実施	○ 継続実施
	沿道環境に配慮した走行の促進	**沿道環境に配慮した通行区分の設定** （愛知県警察本部） （中部地方整備局） （中部地方環境事務所） （愛知県建設局、環境局） （市環境局） （愛知県トラック協会） （名古屋港管理組合）	○ 特定種類の車両の通行区分規制：国道23号市街地区間9.4kmで実施 （愛知県警察本部） ○ 国道23号通行ルール（名古屋南部地域） 大型車に中央寄り走行等を依頼 （中部地方整備局、中部地方環境事務所、愛知県建設局、環境局、市環境局、愛知県警、愛知県トラック協会、名古屋港管理組合）	○ 継続実施 ○ 継続実施	○ 継続実施 ○ 継続実施
	沿道環境対策の推進	**沿道環境対策の推進** （あいち自動車環境戦略会議） （愛知県環境局） （市環境局）	○ あいち自動車環境戦略2020 自動車交通集中地域等の対策を推進（H25.3.28～） （あいち自動車環境戦略会議） ○「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」に基づき、車種規制非適合車の使用抑制等を働きかけ（再掲） （愛知県環境局・市環境局）	○ 自動車Nox・PM総量削減計画 自動車交通集中地域等の対策を推進（R6.4.1～） （愛知県） ○ 継続実施	○ 継続実施 ○ 継続実施
	立体交差化等交差点の改良	**道路と鉄道の立体交差化** （中部地方整備局） （東海旅客鉄道㈱） （名古屋鉄道㈱） （近畿日本鉄道㈱） （市住宅都市局、緑政土木局）	○ 整備状況（事業完了箇所） ①立体交差化工事等：4ヶ所 ②連続立体交差事業：8ヶ所 ③単独立体交差事業：9ヶ所	○ 継続実施 ③ 単独立体交差事業 ・ 名鉄瀬戸線（小幡架道橋）（S63～） ・ 名鉄名古屋本線呼続地区（R2～） ・ 国道1号線（伝馬跨線橋改築）	○ 継続実施 ② 連続立体交差事業 ・ 名鉄名古屋本線（桜駅～本星崎駅） ③ 単独立体交差事業 ・ 名鉄瀬戸線（小幡架道橋）（継続） ・ 名鉄名古屋本線呼続地区（継続） ・ 国道1号線（伝馬跨線橋改築）
		交差点等の道路構造の改良 （中部地方整備局） （愛知県警察本部） （市緑政土木局）	○ 右折帯の設置等交差点の改良による交差点における道路交通ボトルネックの解消 ①右折帯の設置等 ・名古屋市管轄路線：2交差点 （市緑政土木局） ②交差点の立体化 ・かの里東交差点暫定2車線供用 （中部地方整備局）	○ 継続整備	○ 継続整備

区　　分		施策・事業等（実施機関名）	2023年度に実施された施策・事業等	2024年度に予定されている施策・事業等	2025年度以降に予定されている施策・事業等
自動車交通集中地域等の対策の推進（つづき）	交通情報システム、交通管制システムの整備	**交通情報提供装置の整備・運用** （愛知県警察本部）	○ 整備・運用状況（名古屋市内） ・光ビーコン：1,938基 （933方路） ・マルチパターン等：35基 ・旅行時間計測システム：7式	○ 継続整備	○ 継続整備
		高速道路等情報サービス施設の整備・運用 （NEXCO中日本） （名古屋高速道路公社）	○ 整備・運用状況 ・各種道路情報板による情報提供 ・ラジオによるハイウェイ（道路）情報の提供 ・ETC2.0による情報提供 （NEXCO中日本、名古屋高速道路公社） ・スマホアプリ「みちラジ」によるハイウェイ（道路）情報の提供 （NEXCO中日本） ・ホームページによる混雑情報の提供 ・ハイウェイテレホンによる情報提供 ・名古屋高速お客様センターにて各種問合せに対応 ・スマホサイトによる所要時間情報等の提供 （名古屋高速道路公社）	○ 継続実施	○ 継続実施
駐車対策	路外駐車場等の整備	**路外駐車場等の整備** （中部地方整備局） （市住宅都市局、緑政土木局）	◇ 整備状況 ①都市計画駐車場の整備（供用済）14ヶ所・5,004台 ②駐車場法に基づく届出駐車場（都市計画駐車場含む）486か所・128,962台 （市住宅都市局） ③特定交通安全施設等整備事業による整備　4ヶ所・901台※ ※中部地方整備局：194台 名古屋市 3ヶ所：707台 （中部地方整備局・市緑政土木局）	○ 継続実施	○ 継続実施
		専用駐車場の整備 （市住宅都市局）	○ 駐車場条例に基づく整備促進	○ 継続実施	○ 継続実施
		パーキングメーター等の設置 （愛知県警察本部）	○ パーキングメーターの整備、 ・整備状況 867基（R5年度末）	○ 継続実施	○ 継続実施
		駐車場の有効利用 （市住宅都市局） （名古屋市商店街振興組合連合会）	○ 駐車場案内システムの管理・運営 ・小型案内板（個別案内板・補助案内板）の一部撤去 ○ 駐車場情報の提供 ・名古屋パーキングナビの運営 （市住宅都市局） ○ 商店街振興組合経営の共同駐車場の効率的活用と商店街周辺の金融機関や行政機関等の週休日・休業日の無料開放の働きかけ （名古屋市商店街振興組合連合会）	○ 継続実施 ・小型案内板（個別案内板・補助案内板）の点検 ○ 継続実施 ○ 継続実施	○ 継続実施 ・小型案内板（個別案内板・補助案内板）の一部撤去 ○ 継続実施 ○ 継続実施

区　　分	施策・事業等 （実施機関名）	2023年度に実施された施策・事業等	2024年度に予定されている施策・事業等	2025年度以降に予定されている施策・事業等
違法駐車の取締啓発等	**違法駐車等防止啓発活動** （市スポーツ市民局）	○ 住民を中心とするパトロール等による啓発活動を支援 6月から翌年3月まで	○ 継続実施	○ 継続実施
	違法駐車等防止重点地域活動 （市スポーツ市民局） （愛知県警察本部）	○「名古屋市違法駐車等の防止に関する条例」に基づく取組の実施 ・ 栄地区を引き続き違法駐車防止重点地区として指定(H6年～) （市スポーツ市民局） ○ 都心部における違法駐車状態解消のための各種施策の実施 ・ 栄三丁目の違法駐車状態解消のための若宮大通の夜間駐車禁止規制の解除（H8.12.13～） ・ 官庁街・名古屋城周辺道路の駐車禁止規制の解除（H9.7.26～） （愛知県警察本部）	○ 継続実施 ○ 継続実施	○ 継続実施 ○ 継続実施
	違法駐車等防止重点地域活動 （愛知県警察本部）	・ 都心部の土曜・日曜のミニパークアンドライドの実施　7路線 ・ 錦三地区内交差点の狭隘化等違法駐車ハード対策の実施　8交差点 ○ 駐車監視員による放置駐車確認業務の運用 ・ 名古屋市内16警察署のガイドライン内における確認業務を100名で運用（H18.6.1～、H29.9運用変更、R5.10～100名に運用変更） ○ 繁華街対策 ・ 中警察署において駐車監視員の夜間運用を実施 ○ 都市部における貨物に配慮した交通規制（H18.6.1～） ①貨物専用パーキングメーターの設置 ・中村区名駅四丁目　4基 9～19時　H18.7.28～ ・中村区椿町　4基 9～19時　H19.7.27～ ・中区錦三丁目　7基 8～20時、H18.6.1～ ・中区錦二丁目　4基 8～20時、H18.6.1～ ・東区東桜一丁目　4基 9～19時、H21.8.28～ ②貨物自動車の駐車可 ・錦通等30区間1,803m	 ○ 継続実施 ○ 継続実施 ○ 継続実施	 ○ 継続実施 ○ 継続実施 ○ 継続実施
	違法駐車防止対策 （中部運輸局） （市緑政土木局）	○ 車検証不返付制度 放置違反金の納付がされなければ、車検手続きが完了できなくなる （中部運輸局） ○ 違法駐車防止対策 ・ 歩道上への片足掛け駐車防止柵設置等の乗り上げ防止対策の推進 （市緑政土木局）	○ 継続実施	○ 継続実施 ○ 必要に応じて交通安全対策の中で実施 （市緑政土木局）
高齢運転者等専用駐車区間の設置	**高齢運転者等専用駐車区間の設置** （愛知県警察本部）	○ 高齢運転者等専用駐車区間の設置（H22.4.19～ ） 平和公園内の3区間15台分など14区間82台設置	○ 継続実施	○ 継続実施

エ　道路施設対策

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>施策・事業等
（実施機関名）</th><th>2023年度に実施された施策・事業等</th><th>2024年度に予定されている施策・事業等</th><th>2025年度以降に予定されている施策・事業等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">低騒音舗装の敷設及び補修</td><td>低騒音舗装（排水性舗装）の実施
（中部地方整備局）
（NEXCO中日本）
（名古屋高速道路公社）
（市緑政土木局）</td><td>◇実施状況（名古屋市内・R5末）
<table><tr><th>路　線</th><th>距　離</th></tr><tr><td>東名高速道路</td><td>約 15.9km</td></tr><tr><td>名古屋第二環状自動車道</td><td>約 51.5km</td></tr><tr><td>国道1号</td><td>約 17.3km</td></tr><tr><td>国道19号</td><td>約　6.6km</td></tr><tr><td>国道22号</td><td>約　1.3km</td></tr><tr><td>国道23号</td><td>約 23.3km</td></tr><tr><td>国道41号</td><td>約　8.2km</td></tr><tr><td>国道153号</td><td>約　2.0km</td></tr><tr><td>国道302号</td><td>約 35.3km</td></tr><tr><td>名古屋高速道路</td><td>約111.2km</td></tr><tr><td>名古屋市道等</td><td>約178.5km</td></tr></table></td><td>○継続整備
・市道等：4.6km
（市緑政土木局）
・国道１号：0.2km
（中部地方整備局）
○リフレッシュ工事
・高速16号一宮線
一宮中入り口～清州JCT
（南行き）
8.9km
（名古屋高速道路公社）</td><td>○継続整備
・市道等：10.8km
（市緑政土木局）
○リフレッシュ工事
（名古屋高速道路公社）</td></tr>
<tr><td>低騒音舗装（排水性舗装）等の騒音低減効果把握のための調査
（市環境科学調査センター）</td><td>○道路交通騒音対策の効果把握に関する研究
・低騒音舗装</td><td>○道路交通騒音対策の効果把握に関する研究
・低騒音舗装</td><td>○低騒音舗装の騒音低減効果に関する研究</td></tr>
<tr><td>遮音壁等の設置</td><td>遮音壁等の設置
（中部地方整備局）
（NEXCO中日本）
（名古屋高速道路公社）
（市緑政土木局）
（あいち自動車環境戦略会議）</td><td>◇設置状況（名古屋市内・R5末）
<table><tr><th>対策</th><th>路　線</th><th>距　離</th></tr><tr><td rowspan="6">遮音壁</td><td>東名高速道路</td><td>約12.7km</td></tr><tr><td>名古屋第二環状自動車道</td><td>約57.3km</td></tr><tr><td>国道23号</td><td>約31.7km</td></tr><tr><td>国道41号</td><td>約 1.0km</td></tr><tr><td>国道302号</td><td>約29.5km</td></tr><tr><td>名古屋高速道路</td><td>約178.7km</td></tr><tr><td>名古屋市道等</td><td>約4.6km</td></tr><tr><td rowspan="2">新型遮音壁</td><td>名古屋高速道路（半地下区間、都心環状線及び清須線）</td><td>約3.9km</td></tr><tr><td>名古屋環状2号線</td><td>約2.8km</td></tr><tr><td>新型（分岐型）遮音壁</td><td>名古屋第二環状自動車道</td><td>約11.1km</td></tr><tr><td rowspan="2">ノイズリデューサー</td><td>東名高速道路</td><td>162m</td></tr><tr><td>東名阪自動車道</td><td>241m</td></tr><tr><td>特殊吸音ルーバー</td><td>名古屋第二環状自動車道</td><td>9.6km</td></tr><tr><td rowspan="3">裏面吸音板</td><td>第2東名（高架部）</td><td>2.5km</td></tr><tr><td>名古屋第二環状自動車道</td><td>7.2km</td></tr><tr><td>名古屋高速道路</td><td>6.7km</td></tr><tr><td>側壁吸音板</td><td>名古屋高速道路（半地下区間）</td><td>約2.9km</td></tr><tr><td>内面吸音板</td><td>名古屋高速道路（トンネル坑口部）</td><td>約0.2km</td></tr><tr><td rowspan="4">低層遮音壁</td><td>国道41号</td><td>約9.6km</td></tr><tr><td>国道1号</td><td>約1.2km</td></tr><tr><td>国道153号</td><td>約2.0km</td></tr><tr><td>名古屋市道等</td><td>約3.4km</td></tr><tr><td rowspan="2">遮音壁嵩上げ</td><td>国道302号</td><td>約3.5km</td></tr><tr><td>国道23号</td><td>約0.9km</td></tr></table>・あいち自動車環境戦略2020
道路構造対策・沿道の環境改善対策を推進（H25.3.28～）
（あいち自動車環境戦略会議）</td><td>○継続整備
・遮音壁
（中部地方整備局）
・現時点で予定なし
（NEXCO中日本）
・事業終了</td><td>○継続整備
・藤前西地区：約0.22km
藤前東地区：約0.30km
浜田町東地区：約0.26km
浜田町西地区：約0.26km
弥次エ地区：約0.15km
（中部地方整備局）
・現時点で予定なし
（NEXCO中日本）</td></tr>
</table>

区　　分	施策・事業等 （実施機関名）	2023年度に実施された施策・事業等	2024年度に予定されている施策・事業等	2025年度以降に予定されている施策・事業等
遮音壁等の設置（つづき）	**環境施設帯の設置** （中部地方整備局） （名古屋高速道路公社） （市緑政土木局）	◇ 設置状況（名古屋市内・R5末） 路　線 / 距　離 国道23号 / 約　6.5km 国道302号 / 約 28.8km 名古屋高速道路 / 約　1.4km 名古屋市道等 / 約　1.0km	○ 継続整備	○ 継続整備 国道23号：藤前東地区、藤前西地区、名四町地区、浜田町西地区、浜田町東地区、元塩町西地区、大江川緑地地区 （中部地方整備局）
	植樹帯の設置 （名古屋高速道路公社） （市緑政土木局）	◇ 実施箇所（名古屋市内） ・ 歩道緑化　　約492.5km ・ 中央分離帯の緑化 約205.4km ・ 名古屋高速道路(中央分離帯の緑化)　約23.0km ・ 主要幹線道路等の高木街路樹* 91,317本　　*名古屋市管理分	○ 継続整備 ・ 歩道緑化：約 0.1km （市緑政土木局）	○ 継続整備
	広幅員歩道の設置 （市緑政土木局）	○ 歩行者の安全を確保する必要がある区間を重点に、広幅員歩道（幅員3m以上）を約657.3km設置 （R5年度：約1.3km） （名古屋市管理分）	○ 継続実施	○ 継続実施 ・ 新設・改築道路 約2.8kmに設置予定

オ　その他の対策

区　　分	施策・事業等 （実施機関名）	2023年度に実施された施策・事業等	2024年度に予定されている施策・事業等	2025年度以降に予定されている施策・事業等
その他の対策	**民家防音工事の助成** （NEXCO中日本） （名古屋高速道路公社）	○ 2道路沿線で住宅防音工事に対する助成を実施 ○ 対策状況（名古屋市内・R5） 路　線 / 件 数 東名高速道路沿線 / 0件 名古屋高速道路沿線 / 1件	○ 継続実施 自動車専用道路沿線において、騒音レベルが基準を超える家屋を対象に適宜実施 （NEXCO中日本、名古屋高速道路公社）	○ 継続実施
	環境常時観測局の設置 （中部地方整備局）	○ 道路管理者として沿道の環境を把握するため観測局を設置（継続） 国道　1号：2ヶ所,国道 22号：1ヶ所 国道 23号：5ヶ所,国道302号：3ヶ所	○ 継続運用 国道　1号：2ヶ所 国道 23号：5ヶ所 国道302号：3ヶ所	○ 継続運用予定 国道　1号：2ヶ所 国道 23号：5ヶ所 国道302号：3ヶ所
	環境監視・道路沿道環境情報の提供 （愛知県環境局） （市環境局）	○ 自動車排出ガス測定局数 R5年度末：24局（愛知県内） ○ 道路交通情報板を利用した大気環境負荷軽減のための情報の提供	○ 継続運用 ○ 継続実施	○ 継続運用 ○ 未定
	環境常時観測局の設置 （市住宅都市局）	○ 名古屋高速道路などの沿道の環境を把握するため観測局の設置（継続） R5年度末：9局	○ 継続運用	○ 継続運用

自動車環境対策関連データ

《自動車環境対策関連データ》

資料 1　名古屋市内の大気汚染の経年変化 ---------- 54
資料 2　環境基準適合率の他都市比較 ---------- 66
資料 3　微小粒子状物質(PM2.5)成分分析結果 ---------- 72
資料 4　二酸化炭素(温室効果ガス)排出量と削減目標 ---------- 74
資料 5　「環境性能優良車」の市内保有台数 ---------- 75
資料 6　市内の環境性能優良車普及状況---------- 76
資料 7　騒音対策関連資料---------- 78
資料 8　幹線道路沿線における騒音調査結果 ---------- 88
資料 9　名古屋市内の自動車保有台数の推移 ---------- 89
資料 10　名古屋市内の交通量の推移 ---------- 90
資料 11　名古屋市内の自動車騒音・振動苦情件数の推移 ---------- 90
資料 12　交通機関別の利用状況 ---------- 91
資料 13　大気環境・騒音と交通量の比較 ---------- 92
資料 14　自動車 NOx・PM 法による車種規制非適合車実態把握調査等結果 ---------- 94
資料 15　ガソリン及び軽油の販売量の推移(愛知県) ---------- 96

資料1　名古屋市内の大気汚染の経年変化

1　名古屋市内の大気汚染の経年変化

(1)二酸化窒素の経年変化（常時監視結果）

（年平均値、単位：ppm）

測定局＼年度		2019	2020	2021	2022	2023
自動車排出ガス測定局	上下水道局北営業所	0.016	0.015	0.015	0.014	0.013
	名塚中学校	0.012	0.011	0.011	0.011	0.010
	若宮大通公園[注1]	0.016	0.014	0.014	0.014	0.014
	熱田神宮公園	0.014	0.012	0.013	0.012	0.012
	港　　陽	0.015	0.013	0.013	0.012	0.013
	千　　竈	0.017	0.014	0.014	0.013	0.012
	元塩公園	0.023	0.021	0.020	0.020	0.018
	平　均　値	0.016	0.014	0.014	0.014	0.013
一般環境大気測定局	国設名古屋大気環境測定所	0.010	0.009	0.008	(0.007)	0.008
	城北つばさ高校[注2]	0.014	(0.010)	0.012	0.011	0.011
	名楽町[注3]	0.012	0.011	0.011	0.011	0.010
	滝川小学校	0.011	0.011	0.010	0.010	0.009
	八幡中学校	0.012	0.011	0.010	0.011	0.011
	富田支所	0.011	0.010	0.010	0.010	0.010
	惟信高校	0.012	0.010	0.010	0.010	0.010
	白水小学校	0.016	0.014	0.014	0.013	0.013
	守山保健センター[注2]	0.012	0.011	0.010	0.010	0.009
	大高北小学校	0.013	0.012	0.011	0.011	0.010
	天白保健センター[注2]	0.012	0.011	0.010	0.010	0.009
	平　均　値	0.012	0.011	0.011	0.011	0.010
全測定局平均値		0.014	0.012	0.012	0.012	0.011

（　）の数字は、年間測定時間が6,000時間に満たないため参考値

注1 2019年1月7日にテレビ塔測定局は廃止し、2019年4月1日より若宮大通公園測定局にて測定を開始した。

注2 2018年4月1日より、愛知工業高校は「城北つばさ高校」に、守山・天白の各保健所は「保健センター」に測定局名を変更した。

注3 2023年1月より、中村保健センターは「名楽町」に測定局名を変更した。

(2)　二酸化窒素の環境基準、市民の健康の保護に係る目標値の達成状況　　(98%値、単位：ppm)

測定局＼年度		2021			2022			2023		
		98%値	適（○）否（×）		98%値	適（○）否（×）		98%値	適（○）否（×）	
			環境基準	市民の健康の保護に係る目標値		環境基準	市民の健康の保護に係る目標値		環境基準	市民の健康の保護に係る目標値
自動車排出ガス測定局	上下水道局北営業所	0.027	○	○	0.029	○	○	0.028	○	○
	名塚中学校	0.025	○	○	0.023	○	○	0.024	○	○
	若宮大通公園	0.029	○	○	0.030	○	○	0.029	○	○
	熱田神宮公園	0.028	○	○	0.029	○	○	0.028	○	○
	港　　陽	0.030	○	○	0.029	○	○	0.028	○	○
	千　　竈	0.028	○	○	0.027	○	○	0.028	○	○
	元塩公園	0.038	○	○	0.038	○	○	0.037	○	○
一般環境大気測定局	国設名古屋大気環境測定所	0.021	○	○	(0.019)	－	－	0.023	○	○
	城北つばさ高校	0.025	○	○	0.026	○	○	0.025	○	○
	名楽町	0.024	○	○	0.026	○	○	0.025	○	○
	滝川小学校	0.025	○	○	0.023	○	○	0.025	○	○
	八幡中学校	0.025	○	○	0.028	○	○	0.026	○	○
	富田支所	0.022	○	○	0.023	○	○	0.023	○	○
	惟信高校	0.023	○	○	0.025	○	○	0.025	○	○
	白水小学校	0.032	○	○	0.029	○	○	0.030	○	○
	守山保健センター	0.024	○	○	0.022	○	○	0.023	○	○
	大高北小学校	0.027	○	○	0.025	○	○	0.027	○	○
	天白保健センター	0.025	○	○	0.024	○	○	0.024	○	○

※　環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
※　市民の健康の保護に係る目標値：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。
※　2022年度国設名古屋大気環境測定所は、年間測定時間が6,000時間未満であり、有効測定局ではないため、長期的評価をしていない。

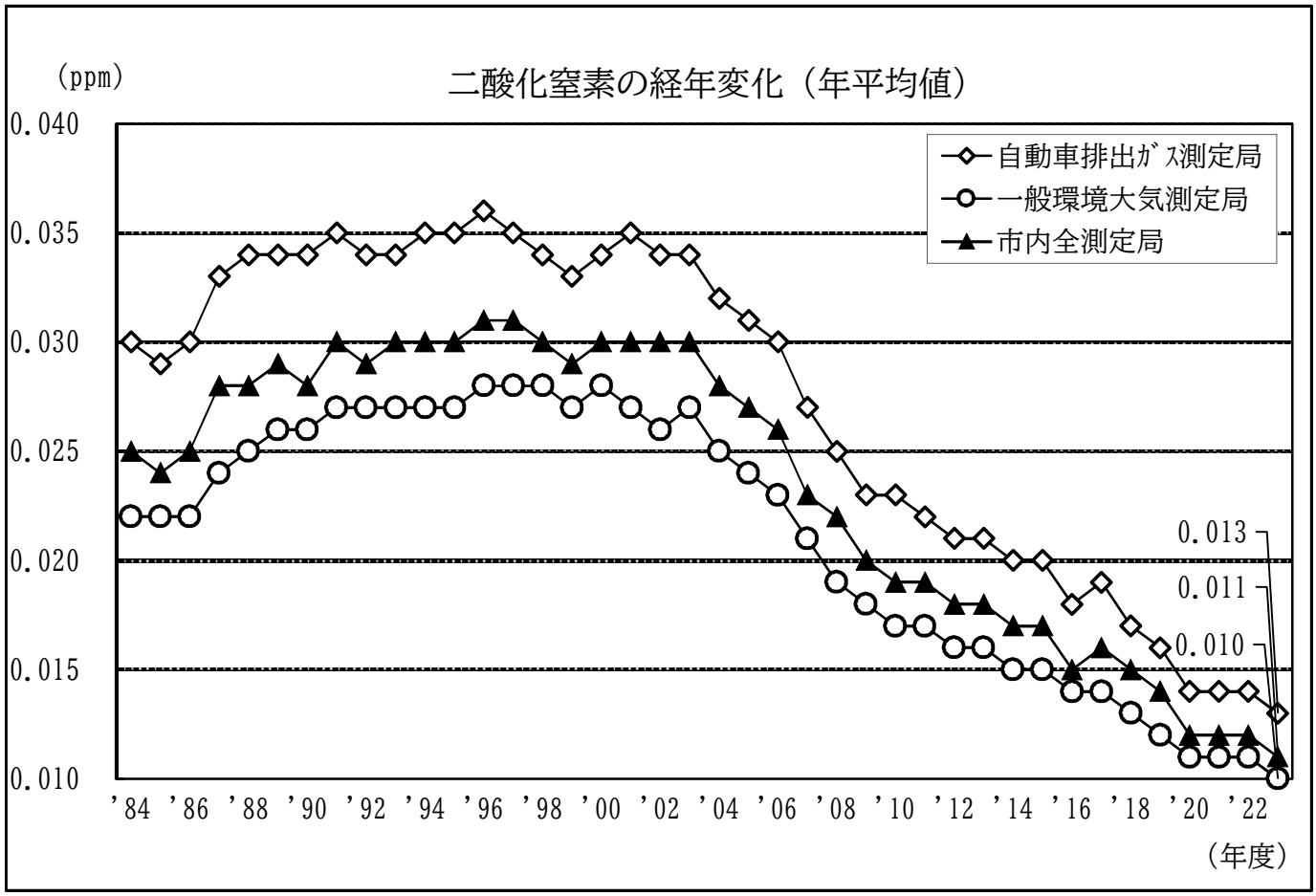

環境基準、市民の健康の保護に係る目標値の達成状況 （二酸化窒素）

達成状況 ＼ 年度			2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	**2023**	備　考
環境基準	自動車排出ガス測定局	達成率　（%）	100	100	100	100	100	100	100	100	100	**100**	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下であること。
		達成測定局数／全測定局数	7／7	7／7	7／7	7／7	7／7	7／7	7／7	7／7	7／7	**7／7**	
	全測定局	達成率　（%）	100	100	100	100	100	100	100	100	100	**100**	
		達成測定局数／全測定局数	18／18	17／17	18／18	18／18	18／18	18／18	17／17	18／18	17／17	**18／18**	
市民の健康の保護に係る目標値	自動車排出ガス測定局	達成率　（%）	86	86	86	86	86	86	86	100	100	**100**	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。
		達成測定局数／全測定局数	6／7	6／7	6／7	6／7	6／7	6／7	6／7	7／7	7／7	**7／7**	
	全測定局	達成率　（%）	94	94	94	94	94	94	94	100	100	**100**	
		達成測定局数／全測定局数	17／18	16／17	17／18	17／18	17／18	17／18	16／17	18／18	17／17	**18／18**	

(3) 浮遊粒子状物質の経年変化（常時監視結果）、快適な生活環境の確保に係る目標値の達成状況

年平均値（mg／m³）

測定局＼年度		2019		2020		2021		2022		2023	
		年平均値	適（○）否（×）快適な生活環境の確保に係る目標値	年平均値	適（○）否（×）快適な生活環境の確保に係る目標値	年平均値	適（○）否（×）快適な生活環境の確保に係る目標値	年平均値	適（○）否（×）快適な生活環境の確保に係る目標値	年平均値	適（○）否（×）快適な生活環境の確保に係る目標値
自動車排出ガス測定局	上下水道局北営業所	0.016	×	0.015	○	0.013	○	0.012	○	0.013	○
	名塚中学校	0.016	×	0.015	○	0.014	○	0.016	×	0.017	×
	若宮大通公園	0.015	○	0.014	○	0.013	○	0.014	○	0.014	○
	熱田神宮公園	0.013	○	0.012	○	0.010	○	0.011	○	0.011	○
	港　　陽	0.017	×	0.016	×	0.015	○	0.015	○	0.016	×
	千　　竈	0.017	×	0.017	×	0.014	○	0.014	○	0.015	○
	元塩公園	0.014	○	0.013	○	0.011	○	0.012	○	0.012	○
	平　均　値	0.015	－	0.015	－	0.013	－	0.013	－	0.014	－
一般環境大気測定局	国設名古屋大気環境測定所	0.014	○	0.012	○	0.011	○	0.011	○	0.011	○
	城北つばさ高校	0.015	○	(0.017)	－	0.013	○	0.014	○	0.014	○
	名楽町	0.016	×	0.015	○	0.014	○	0.015	○	0.015	○
	滝川小学校	0.016	×	0.016	×	0.014	○	0.013	○	0.014	○
	八幡中学校	0.016	×	0.015	○	0.014	○	0.014	○	0.015	○
	富田支所	0.016	×	0.015	○	0.012	○	0.013	○	0.014	○
	惟信高校	0.017	×	0.016	×	0.015	○	0.012	○	0.013	○
	白水小学校	0.016	×	0.015	○	0.014	○	0.016	×	0.016	×
	守山保健センター	0.014	○	0.013	○	0.011	○	0.009	○	0.011	○
	大高北小学校	0.016	×	0.016	×	0.015	○	0.015	○	0.016	×
	天白保健センター	0.013	○	0.012	○	0.010	○	0.010	○	0.013	○
	平　均　値	0.015	－	0.015	－	0.013	－	0.013	－	0.014	－
全測定局平均値		0.015	－	0.015	－	0.013	－	0.013	－	0.014	－

※　快適な生活環境の確保に係る目標値：1年平均値が0.015mg/m³以下であること。（告示日：2017年12月21日）
※　（　）の数字は、年間測定時間が6,000時間に満たないため参考値

(4) 浮遊粒子状物質の環境基準、市民の健康の保護に係る目標値の達成状況

(2%除外値、単位：mg/㎥)

測定局＼年度		2021			2022			2023		
		2%除外値	適（○）否（×）		2%除外値	適（○）否（×）		2%除外値	適（○）否（×）	
			環境基準	市民の健康の保護に係る目標値		環境基準	市民の健康の保護に係る目標値		環境基準	市民の健康の保護に係る目標値
自動車排出ガス測定局	上下水道局北営業所	0.027	○		0.028	○		0.033	○	
	名塚中学校	0.030	○		0.032	○		0.035	○	
	若宮大通公園	0.026	○		0.028	○		0.034	○	
	熱田神宮公園	0.024	○		0.023	○		0.027	○	
	港　　陽	0.030	○		0.031	○		0.038	○	
	千　　竈	0.029	○		0.029	○		0.035	○	
	元塩公園	0.023	○		0.024	○		0.028	○	
一般環境大気測定局	国設名古屋大気環境測定所	0.023	○		0.024	○		0.025	○	
	城北つばさ高校	0.029	○		0.029	○		0.034	○	
	名楽町	0.027	○		0.029	○		0.036	○	
	滝川小学校	0.030	○		0.027	○		0.033	○	
	八幡中学校	0.027	○		0.029	○		0.035	○	
	富田支所	0.027	○		0.029	○		0.036	○	
	惟信高校	0.029	○		0.028	○		0.034	○	
	白水小学校	0.030	○		0.031	○		0.038	○	
	守山保健センター	0.022	○		0.020	○		0.025	○	
	大高北小学校	0.032	○		0.031	○		0.037	○	
	天白保健センター	0.023	○		0.025	○		0.033	○	

※　環境基準、市民の健康の保護に係る目標値：1時間値の1日平均値が0.10mg/㎥以下であり、かつ1時間値が0.20mg/㎥以下であること。（ただし、適否の評価は長期的評価で行った。）

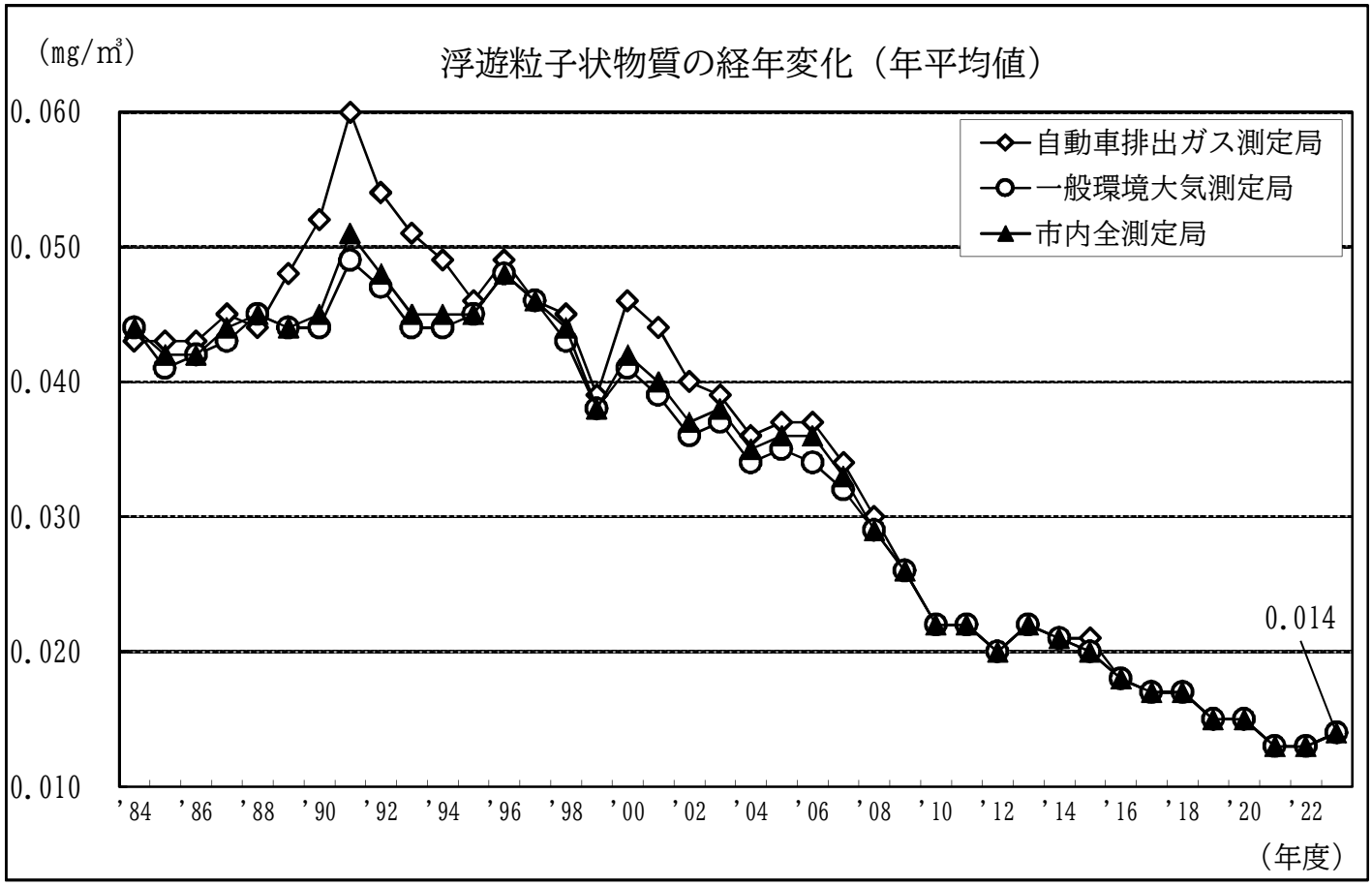

環境基準、市民の健康の保護に係る目標値、快適な生活環境の確保に係る目標値の達成状況（浮遊粒子状物質）

達成状況＼年度			2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	**2023**	備考
環境基準、市民の健康の保護に係る目標値	自動車排出ガス測定局	達成率（%）【長期的評価】	100	100	100	100	100	100	100	100	100	**100**	**環境基準** 1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、1時間値が0.20mg/m³以下であること。 **市民の健康の保護に係る目標値** 環境基準と同じ。
		達成測定局数／全測定局数	7/7	7/7	7/7	7/7	7/7	7/7	7/7	7/7	7/7	**7/7**	
	全測定局	達成率（%）【長期的評価】	100	100	100	100	100	100	100	100	100	**100**	
		達成測定局数／全測定局数	18/18	18/18	18/18	18/18	18/18	18/18	17/17	18/18	18/18	**18/18**	
快適な生活環境の確保に係る目標値	自動車排出ガス測定局	達成率（%）【長期的評価】				14	14	43	71	100	86	**71**	**快適な生活環境の確保に係る目標値** 1年平均値が0.015mg/m³以下であること。
		達成測定局数／全測定局数				1/7	1/7	3/7	5/7	7/7	6/7	**5/7**	
	全測定局	達成率（%）【長期的評価】				11	11	39	71	100	89	**78**	
		達成測定局数／全測定局数				2/18	2/18	7/18	12/17	18/18	16/18	**14/18**	

(5) 微小粒子状物質の経年変化（常時監視結果）

年平均値（μg／㎥）

測定局＼年度		2019	2020	2021	2022	2023
自動車排出ガス測定局	上下水道局北営業所	11.1	10.5	9.5	8.6	8.8
	名塚中学校	11.7	10.1	8.3	9.3	8.8
	若宮大通公園	11.3	9.8	8.4	9.2	8.7
	熱田神宮公園	8.2	8.1	7.8	8.5	8.1
	港　陽	11.7	11.1	10.3	10.0	10.4
	千　竈	12.0	11.1	10.1	10.8	11.1
	元塩公園	12.0	11.2	10.7	11.2	11.1
	平 均 値	11.1	10.3	9.3	9.7	9.6
一般環境大気測定局	国設名古屋大気環境測定所	11.1	9.7	9.0	9.4	9.1
	城北つばさ高校	11.5	(10.9)	7.9	8.9	8.3
	名楽町	10.2	8.1	7.4	8.1	7.6
	滝川小学校	10.0	9.2	8.7	8.9	8.7
	八幡中学校	11.1	10.4	9.4	11.0	11.3
	富田支所	10.5	8.6	9.2	8.5	8.4
	惟信高校	11.1	10.2	9.1	8.9	8.5
	白水小学校	10.2	9.4	8.7	10.0	9.7
	守山保健センター	10.4	9.4	8.9	9.3	8.4
	大高北小学校	10.4	9.8	8.7	9.3	8.6
	天白保健センター	9.9	9.1	8.5	8.8	8.1
	平 均 値	10.6	9.4	8.7	9.2	8.8
全測定局平均値		10.8	9.8	8.9	9.4	9.1

※　（ ）の数字は、有効測定日数が250日に満たないため参考値

(6)　微小粒子状物質の環境基準、市民の健康の保護に係る目標値の達成状況

（μg/㎥）

測定局＼年度		2021				2022				2023			
		年平均値	日平均値の98パーセンタイル値	適（○）否（×）		年平均値	日平均値の98パーセンタイル値	適（○）否（×）		年平均値	日平均値の98パーセンタイル値	適（○）否（×）	
				環境基準	市民の健康の保護に係る目標値			環境基準	市民の健康の保護に係る目標値			環境基準	市民の健康の保護に係る目標値
自動車排出ガス測定局	上下水道局北営業所	9.5	21.8	○		8.6	20.1	○		8.8	21.2	○	
	名塚中学校	8.3	19.1	○		9.3	20.7	○		8.8	20.4	○	
	若宮大通公園	8.4	18.7	○		9.2	20.0	○		8.7	20.3	○	
	熱田神宮公園	7.8	18.1	○		8.5	19.4	○		8.1	20.0	○	
	港　　陽	10.3	21.8	○		10.0	22.7	○		10.4	23.7	○	
	千　　竈	10.1	21.9	○		10.8	23.3	○		11.1	25.3	○	
	元塩公園	10.7	21.4	○		11.2	22.9	○		11.1	25.9	○	
一般環境大気測定局	国設名古屋大気環境測定所	9.0	20.0	○		9.4	20.5	○		9.1	21.9	○	
	城北つばさ高校	7.9	18.0	○		8.9	20.3	○		8.3	19.0	○	
	名楽町	7.4	17.1	○		8.1	18.7	○		7.6	18.1	○	
	滝川小学校	8.7	18.7	○		8.9	19.5	○		8.7	20.5	○	
	八幡中学校	9.4	21.2	○		11.0	23.6	○		11.3	24.7	○	
	富田支所	9.2	20.4	○		8.5	20.8	○		8.4	20.3	○	
	惟信高校	9.1	19.8	○		8.9	21.6	○		8.5	20.0	○	
	白水小学校	8.7	20.2	○		10.0	21.6	○		9.7	23.5	○	
	守山保健センター	8.9	18.7	○		9.3	20.3	○		8.4	19.8	○	
	大高北小学校	8.7	19.3	○		9.3	19.7	○		8.6	21.0	○	
	天白保健センター	8.5	18.7	○		8.8	19.2	○		8.1	19.7	○	

※　環境基準、市民の健康の保護に係る目標値：1年平均値が15μg/㎥以下であり、かつ、1日平均値が35μg/㎥以下であること。

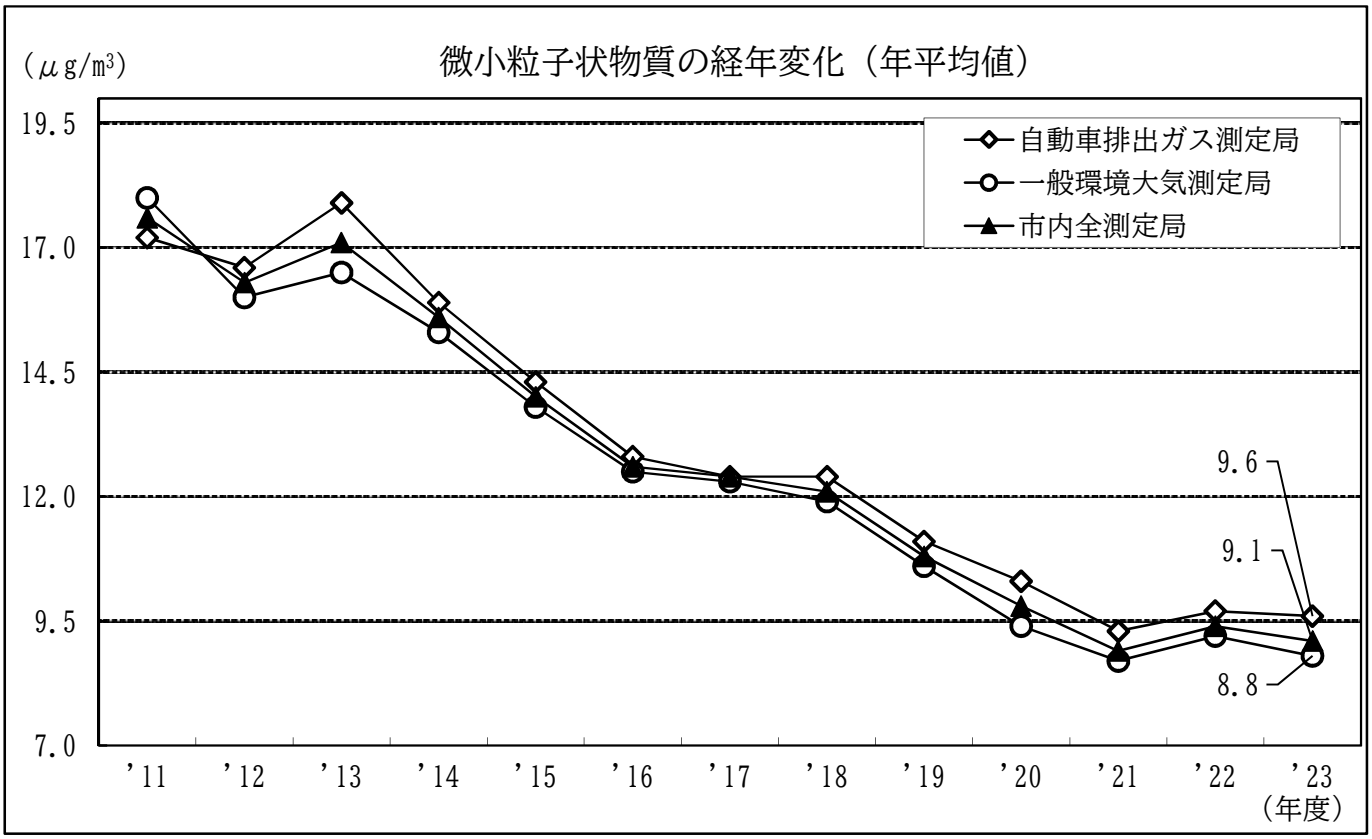

環境基準、市民の健康の保護に係る目標値の達成状況 （微小粒子状物質）

達成状況＼年度		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	**2023**	備　考
自動車排出ガス測定局	達成率（%）	28.57	86	100	100	100	100	100	100	100	**100**	**環境基準** 1年平均値が15μg/㎥以下であり、かつ、1日平均値が35μg/㎥以下であること。
	達成測定局数／全測定局数	2／7	6／7	7／7	7／7	7／7	7／7	7／7	7／7	7／7	**7／7**	
全測定局	達成率（%）	17.65	83	100	100	100	100	100	100	100	**100**	**市民の健康の保護に係る目標値** 環境基準と同じ。
	達成測定局数／全測定局数	3／17	15／18	18／18	18／18	18／18	18／18	17／17	18／18	18／18	**18／18**	

2　幹線道路沿線における大気環境測定結果

(1)二酸化窒素＜経年変化＞　　（年平均値、単位：ppm）

地点名＼年度		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
都市高速	堀田	0.023	0.022	0.024	0.024	0.022	0.021	0.019	0.019	0.018	0.015
	大井	0.014	0.014	0.013	0.016	0.015	0.014	0.013	0.012	0.010	0.011
	清水	0.022	0.021	0.019	0.019	0.017	0.016	0.015	0.014	0.012	0.013
	日岡	0.016	0.016	0.015	0.015	0.013	0.013	0.012	0.011	0.011	0.010
	新沼	0.026	0.026	0.024	0.024	0.021	0.020	0.019	0.019	0.018	0.016
	上名古屋	0.019	0.019	0.019	0.018	0.017	0.016	0.014	0.014	0.013	0.012
	大宝	0.020	0.019	0.018	0.019	0.018	0.017	0.016	0.016	0.016	0.014
環状2号	小幡	0.016	0.014	0.013	0.013	0.012	0.010	0.009	0.007	0.008	0.007
	社口	0.016	0.015	0.013	0.016	0.014	0.013	0.013	0.012	0.011	0.008
国道1号	伝馬	0.023	0.023	0.021	0.021	0.019	0.018	0.017	0.016	0.016	0.015
	昭和橋	0.018	0.018	0.016	0.016	0.015	0.014	0.014	0.014	0.013	0.013
国道22号	堀越	0.019	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国道23号	宝神	0.028	0.028	0.025	0.025	0.023	0.022	0.021	0.021	0.019	0.018
	いろは町	0.025	0.023	0.021	0.021	0.019	0.018	0.017	0.018	0.017	0.016
	東築地町	0.025	0.025	0.023	0.023	0.022	0.021	0.019	0.019	0.018	0.017
	七条町	0.020	0.019	0.017	0.017	0.016	0.015	0.013	0.013	0.013	0.012
	要町	0.025	0.024	0.023	0.022	0.021	0.021	0.019	0.019	0.018	0.017
国道302号	平中	0.015	0.015	0.013	0.014	0.012	0.012	0.011	0.011	0.011	0.010
	高針	0.013	0.013	0.012	0.013	0.012	0.011	0.010	0.010	0.009	0.008
	有松	0.014	0.014	0.013	0.013	0.012	0.011	0.010	0.010	0.009	0.009

（都市高速及び環状2号は市住宅都市局資料から、国道1号、22号、23号及び302号は中部地方整備局資料から作成）

(2)浮遊粒子状物質<経年変化>　　（年平均値、単位：mg/㎥）

地点名＼年度		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
都市高速	堀田	0.022	0.021	0.018	0.017	0.017	0.016	0.014	0.013	0.013	0.013
	大井	0.021	0.020	0.017	0.016	0.016	0.014	0.013	0.010	0.014	0.013
	清水	0.022	0.022	0.018	0.017	0.019	0.015	0.014	0.011	0.013	0.011
	日岡	0.022	0.022	0.018	0.016	0.015	0.013	0.013	0.011	0.012	0.011
	新沼	0.023	0.022	0.018	0.017	0.019	0.018	0.015	0.013	0.014	0.013
	上名古屋	0.022	0.021	0.018	0.017	0.016	0.014	0.014	0.012	0.014	0.013
	大宝	0.021	0.021	0.019	0.016	0.017	0.015	0.014	0.012	0.012	0.013
環状2号	小幡	0.021	0.019	0.016	0.014	0.016	0.014	0.014	0.011	0.011	0.010
	社口	0.022	0.021	0.018	0.016	0.016	0.014	0.012	0.010	0.009	0.010
国道1号	伝馬	0.026	0.024	0.022	0.021	0.021	0.017	0.013	0.011	0.012	0.012
	昭和橋	0.025	0.023	0.022	0.022	0.022	0.019	0.011	0.011	0.009	0.010
国道22号	堀越	0.025	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国道23号	宝神	0.025	0.024	0.022	0.020	0.020	0.015	0.014	0.012	0.012	0.013
	いろは町	0.025	0.023	0.021	0.021	0.021	0.016	0.011	0.010	0.010	0.010
	東築地町	0.026	0.023	0.021	0.018	0.016	0.014	0.013	0.012	0.012	0.012
	七条町	0.025	0.023	0.021	0.018	0.021	0.012	0.010	0.010	0.010	0.011
	要町	0.025	0.024	0.022	0.020	0.020	0.018	0.016	0.015	0.015	0.015
国道302号	平中	0.024	0.022	0.021	0.021	0.022	0.018	0.017	0.015	0.014	0.014
	高針	0.021	0.020	0.020	0.020	0.019	0.016	0.016	0.014	0.013	0.013
	有松	0.017	0.018	0.017	0.014	0.015	0.014	0.014	0.012	0.013	0.013

（都市高速及び環状2号は市住宅都市局資料から、国道1号、22号、23号及び302号は中部地方整備局資料から作成）

(3)二酸化窒素<環境基準の達成状況>　　(98%値、単位：ppm)

地点名＼年度		2019		2020		2021		2022		2023	
		98%値	達成状況	98%値	達成状況	98%値	達成状況	98%値	達成状況	98%値	達成状況
都市高速	堀田	0.037	○	0.036	○	0.035	○	0.034	○	0.031	○
	大井	0.031	○	0.031	○	0.026	○	0.022	○	0.026	○
	清水	0.033	○	0.034	○	0.029	○	0.025	○	0.029	○
	日岡	0.031	○	0.029	○	0.026	○	0.025	○	0.024	○
	新沼	0.036	○	0.038	○	0.034	○	0.033	○	0.029	○
	上名古屋	0.032	○	0.032	○	0.029	○	0.028	○	0.028	○
	大宝	0.036	○	0.036	○	0.035	○	0.036	○	0.031	○
環状2号	小幡	0.019	○	0.019	○	0.015	○	0.016	○	0.016	○
	社口	0.030	○	0.029	○	0.027	○	0.022	○	0.021	○
国道1号	伝馬	0.035	○	0.035	○	0.033	○	0.033	○	0.031	○
	昭和橋	0.031	○	0.032	○	0.029	○	0.029	○	0.028	○
国道23号	宝神	0.041	○	0.042	○	0.038	○	0.039	○	0.035	○
	いろは町	0.034	○	0.033	○	0.033	○	0.034	○	0.030	○
	東築地町	0.038	○	0.038	○	0.035	○	0.035	○	0.033	○
	七条町	0.032	○	0.030	○	0.030	○	0.031	○	0.028	○
	要町	0.040	○	0.038	○	0.036	○	0.035	○	0.033	○
国道302号	平中	0.026	○	0.025	○	0.023	○	0.025	○	0.023	○
	高針	0.027	○	0.026	○	0.024	○	0.022	○	0.023	○
	有松	0.028	○	0.026	○	0.025	○	0.022	○	0.024	○

(都市高速及び環状2号は市住宅都市局資料から、国道1号、23号及び302号は中部地方整備局資料から作成)

(4)浮遊粒子状物質<環境基準の達成状況>　　(2%除外値、単位：mg/㎥)

地点名＼年度		2019		2020		2021		2022		2023	
		2%除外値	達成状況	2%除外値	達成状況	2%除外値	達成状況	2%除外値	達成状況	2%除外値	達成状況
都市高速	堀田	0.039	○	0.035	○	0.029	○	0.026	○	0.031	○
	大井	0.041	○	0.033	○	0.023	○	0.029	○	0.033	○
	清水	0.045	○	0.037	○	0.024	○	0.025	○	0.028	○
	日岡	0.036	○	0.033	○	0.024	○	0.024	○	0.027	○
	新沼	0.050	○	0.033	○	0.026	○	0.027	○	0.030	○
	上名古屋	0.032	○	0.034	○	0.026	○	0.028	○	0.030	○
	大宝	0.041	○	0.037	○	0.028	○	0.029	○	0.032	○
環状2号	小幡	0.040	○	0.044	○	0.027	○	0.029	○	0.030	○
	社口	0.048	○	0.033	○	0.024	○	0.022	○	0.028	○
国道1号	伝馬	0.038	○	0.033	○	0.026	○	0.028	○	0.030	○
	昭和橋	0.043	○	0.031	○	0.028	○	0.024	○	0.025	○
国道23号	宝神	0.035	○	0.035	○	0.026	○	0.028	○	0.028	○
	いろは町	0.037	○	0.031	○	0.024	○	0.025	○	0.025	○
	東築地町	0.037	○	0.033	○	0.027	○	0.029	○	0.031	○
	七条町	0.033	○	0.028	○	0.023	○	0.025	○	0.025	○
	要町	0.041	○	0.036	○	0.031	○	0.030	○	0.032	○
国道302号	平中	0.041	○	0.037	○	0.029	○	0.026	○	0.028	○
	高針	0.038	○	0.036	○	0.025	○	0.025	○	0.029	○
	有松	0.042	○	0.034	○	0.028	○	0.028	○	0.031	○

(都市高速及び環状2号は市住宅都市局資料から、国道1号、23号、302号は中部地方整備局資料から作成)

（参考）測定局の配置図

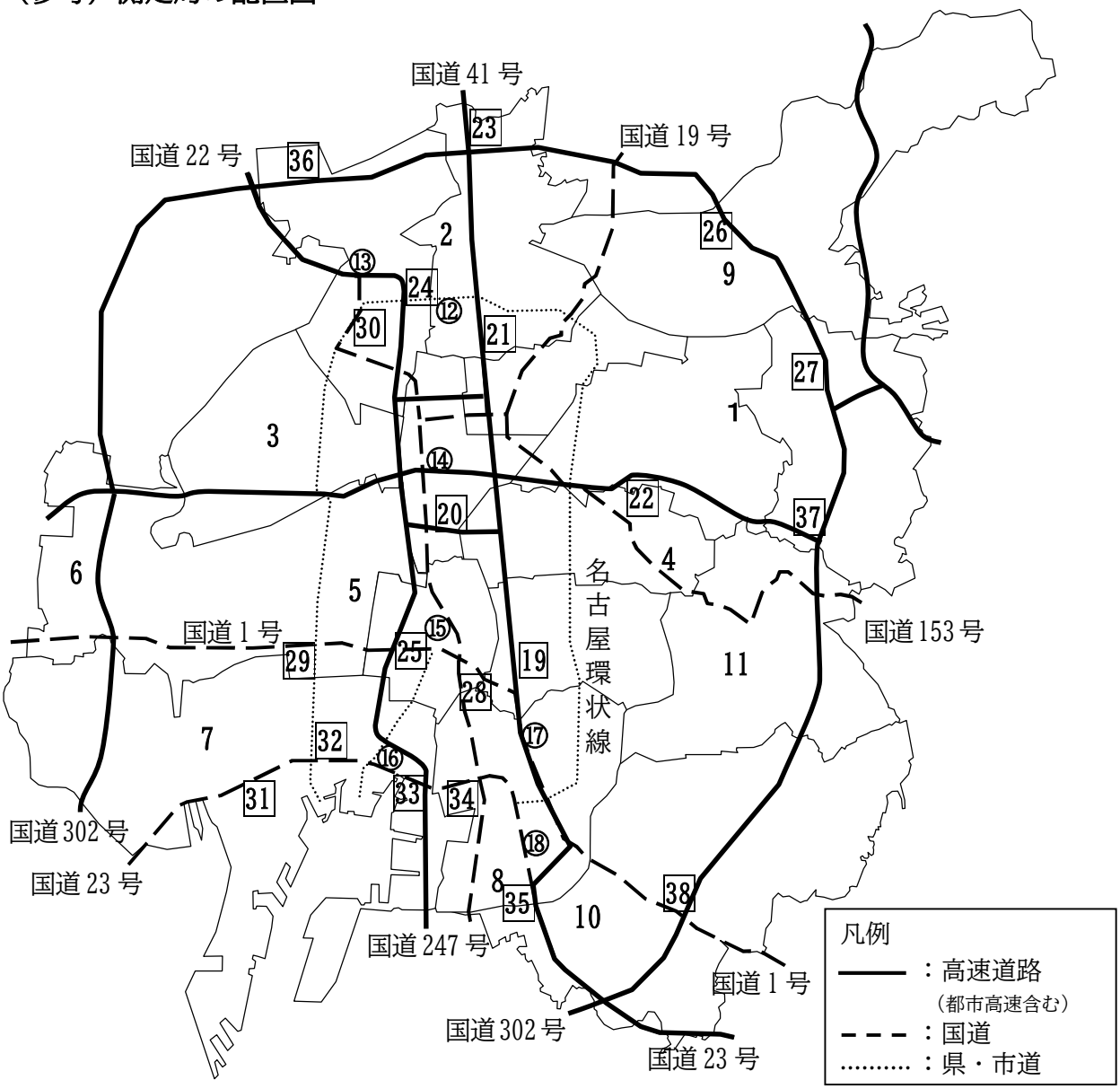

一般環境大気測定局		自動車排出ガス測定局		都市高速道路		国道		
1	国設名古屋大気環境測定所	⑫	上下水道局北営業所	19	堀田	28	伝馬	1号
2	城北つばさ高校	⑬	名塚中学校	20	大井	29	昭和橋	
3	名楽町	⑭	若宮大通公園	21	清水	30	堀越	22号
4	滝川小学校	⑮	熱田神宮公園	22	日岡	31	宝神	23号
5	八幡中学校	⑯	港陽	23	新沼	32	いろは町	
6	富田支所	⑰	千竈	24	上名古屋	33	東築地町	
7	惟信高校	⑱	元塩公園	25	大宝	34	七条町	
8	白水小学校			名古屋環状2号線		35	要町	
9	守山保健センター			26	小幡	36	平中	302号
10	大高北小学校			27	社口	37	高針	
11	天白保健センター					38	有松	

管理者：愛知県 1、市環境局 2～11、⑫～⑱、市住宅都市局 19～27、中部地方整備局 28～38

資料2　環境基準適合率の他都市比較

(1)二酸化窒素（一般局）

年度／都市	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
名古屋市	0.015	0.015	0.014	0.014	0.013	0.012	0.011	0.011	0.011	0.010
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	11/11	10/10	11/11	11/11	11/11	11/11	10/10	11/11	10/10	11/11
東京都区部	0.019	0.019	0.018	0.018	0.016	0.015	0.014	0.014	0.014	0.013
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	27/27	27/27	27/27	27/27	27/27	27/27	27/27	27/27	27/27	25/25
川崎市	0.019	0.018	0.017	0.017	0.016	0.015	0.014	0.014	0.013	0.012
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9	8/8	9/9	9/9
横浜市	0.016	0.017	0.016	0.016	0.015	0.015	0.014	0.013	0.013	0.011
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	20/20	20/20	20/20	20/20	20/20	20/20	18/18	19/19	19/19	19/19
大阪市	0.020	0.019	0.019	0.019	0.018	0.017	0.015	0.015	0.015	0.015
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	13/13	13/13	13/13	13/13	13/13	13/13	13/13	12/12	11/11	12/12
神戸市	0.014	0.015	0.014	0.014	0.013	0.013	0.011	0.011	0.011	0.010
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	15/15	14/14	13/13	14/14	13/13	12/12	12/12	13/13	13/13	11/11

注　上段は年平均値(ppm)、中段は環境基準への適合率、下段は「適合局数／測定局数」を表す。

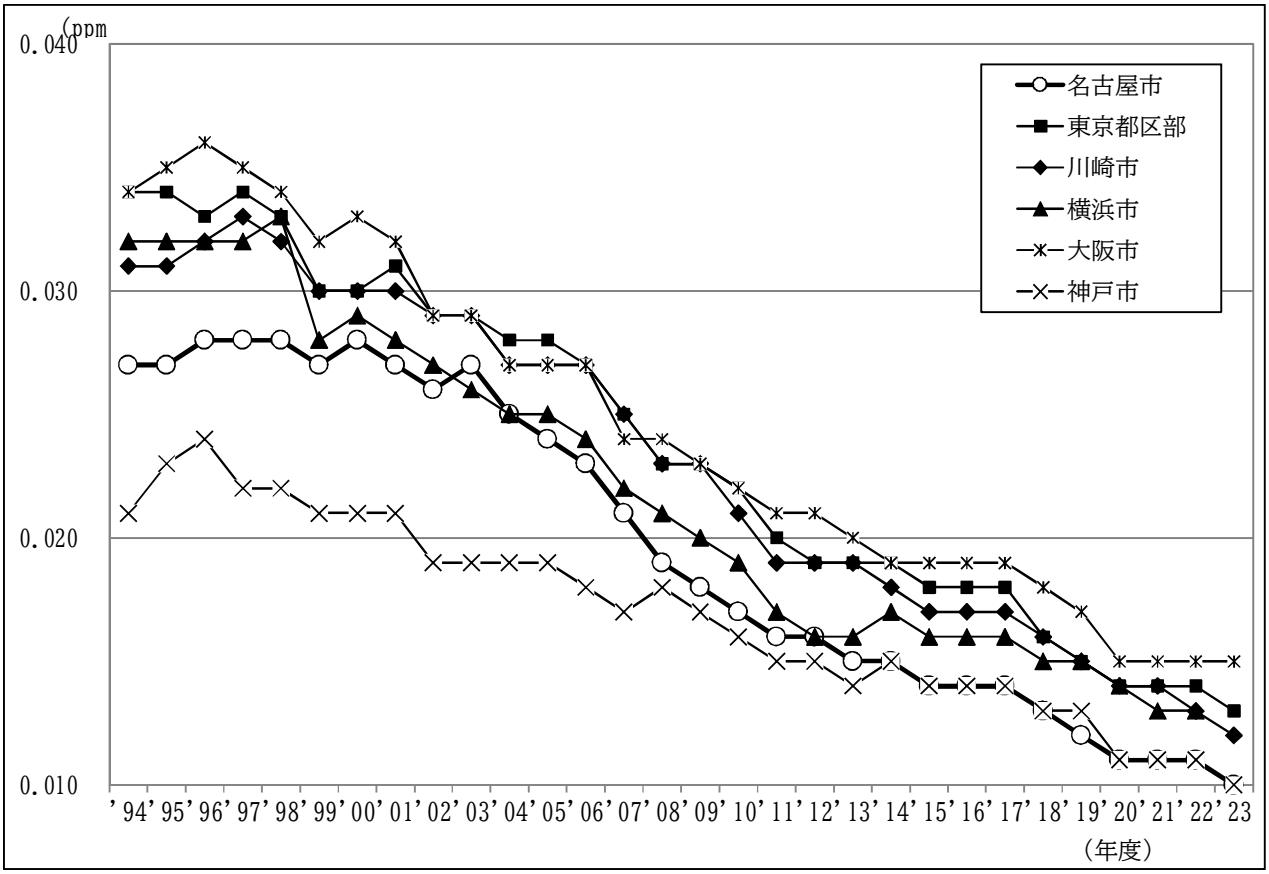

(2)二酸化窒素（自排局）

年度／都市	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
名古屋市	0.020	0.020	0.018	0.019	0.017	0.016	0.014	0.014	0.014	0.013
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	7/7	7/7	7/7	7/7	7/7	7/7	7/7	7/7	7/7	7/7
東京都区部	0.028	0.027	0.025	0.025	0.022	0.021	0.020	0.019	0.019	0.018
	96%	96%	96%	96%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	25/26	25/26	25/26	24/25	25/25	25/25	25/25	24/24	24/24	24/24
川崎市	0.027	0.026	0.024	0.024	0.022	0.021	0.020	0.019	0.018	0.017
	89%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	8/9	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9	8/8	9/9	9/9	9/9
横浜市	0.021	0.021	0.021	0.020	0.019	0.019	0.017	0.017	0.016	0.015
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	8/8	8/8	8/8	8/8	8/8	8/8	8/8	8/8	8/8	8/8
大阪市	0.026	0.026	0.025	0.025	0.023	0.021	0.019	0.019	0.019	0.019
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	11/11	11/11	11/11	11/11	11/11	11/11	11/11	11/11	8/8	8/8
神戸市	0.021	0.020	0.018	0.019	0.017	0.016	0.015	0.015	0.015	0.013
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	6/6	6/6	6/6	5/5	5/5	6/6	6/6	5/5	5/5	5/5

注　上段は年平均値(ppm)、中段は環境基準への適合率、下段は「適合局数／測定局数」を表す。

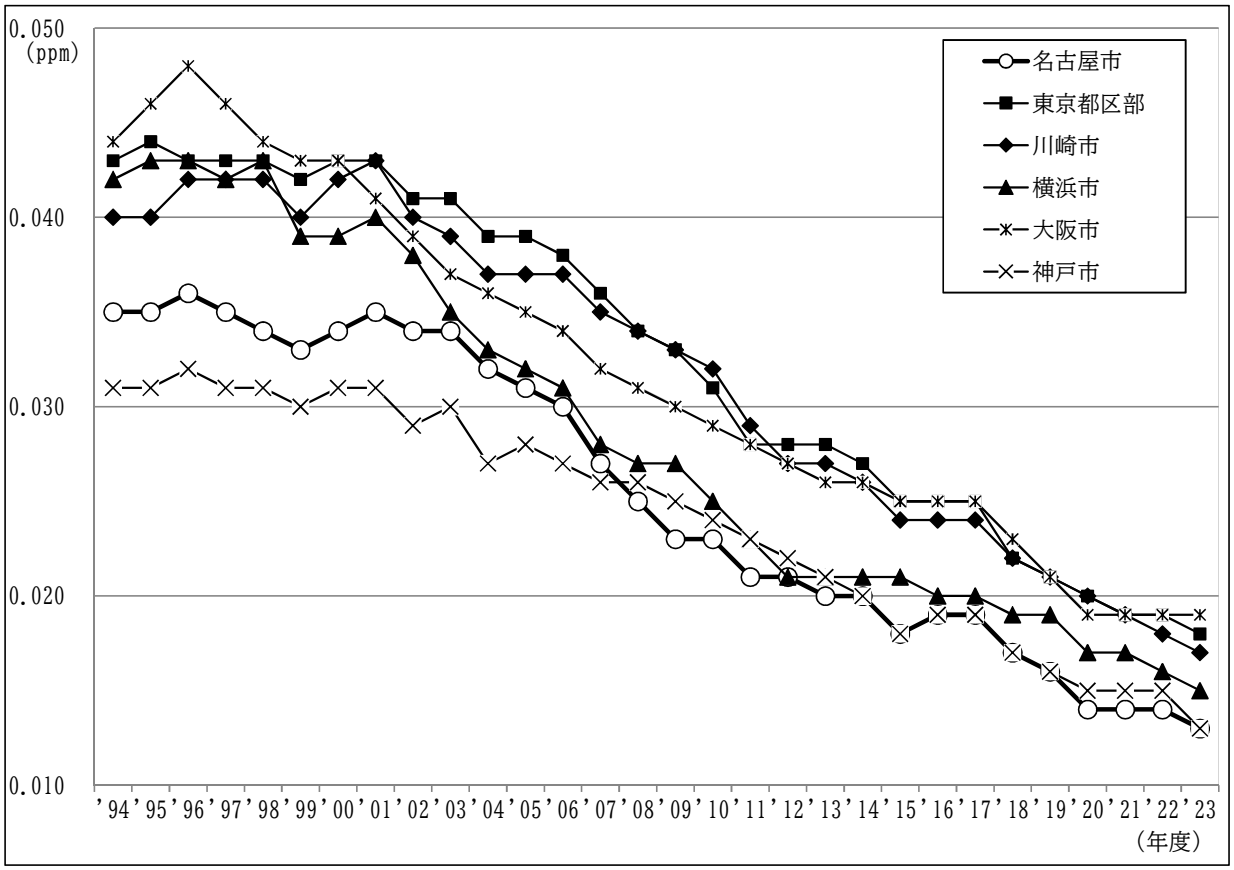

(3)浮遊粒子状物質（一般局）

年度／都市	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
名古屋市	0.021	0.020	0.018	0.017	0.017	0.015	0.015	0.013	0.013	0.014
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	11/11	11/11	11/11	11/11	11/11	11/11	10/10	11/11	11/11	11/11
東京都区部	0.021	0.020	0.017	0.018	0.019	0.016	0.015	0.013	0.014	0.014
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	28/28	28/28	28/28	28/28	28/28	28/28	28/28	28/28	28/28	26/26
川崎市	0.018	0.017	0.015	0.015	0.016	0.014	0.013	0.012	0.012	0.012
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9
横浜市	0.024	0.022	0.020	0.020	0.018	0.017	0.016	0.015	0.015	0.015
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	20/20	20/20	20/20	20/20	20/20	20/20	18/18	19/19	19/19	19/19
大阪市	0.022	0.021	0.020	0.020	0.018	0.016	0.016	0.014	0.016	0.017
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	14/14	14/14	14/14	14/14	14/14	14/14	14/14	13/13	7/7	8/8
神戸市	0.018	0.018	0.017	0.017	0.016	0.014	0.014	0.012	0.013	0.013
	100%	100%	100%	92%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	15/15	13/13	13/13	12/13	12/12	11/11	11/11	12/12	12/12	11/11

注　上段は年平均値(mg/m³)、中段は環境基準（長期的評価）への適合率、下段は「適合局数／測定局数」を表す。

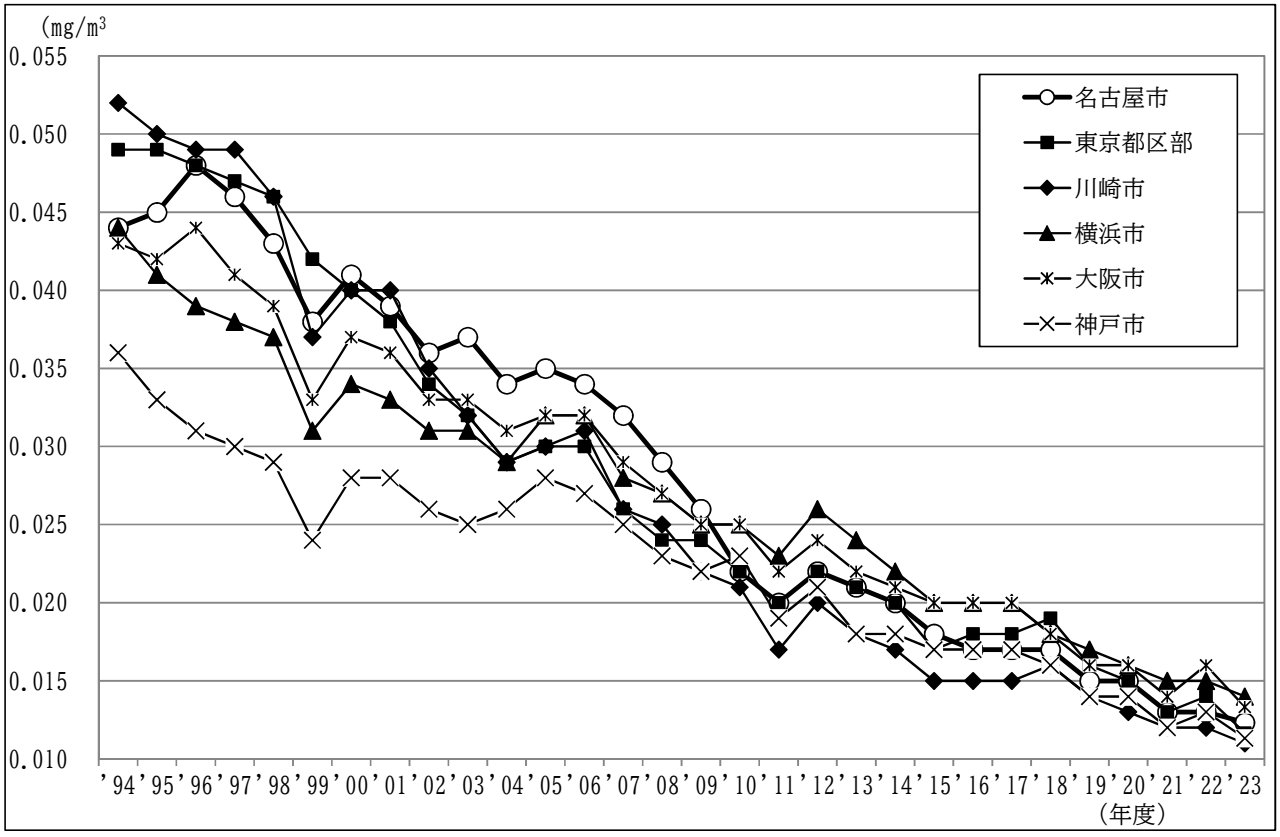

(4)浮遊粒子状物質（自排局）

年度／都市	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
名古屋市	0.021	0.021	0.018	0.017	0.017	0.015	0.015	0.013	0.013	0.014
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	7/7	7/7	7/7	7/7	7/7	7/7	7/7	7/7	7/7	7/7
東京都区部	0.022	0.021	0.019	0.019	0.020	0.017	0.016	0.014	0.015	0.015
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	26/26	26/26	26/26	25/25	25/25	25/25	25/25	24/24	24/24	24/24
川崎市	0.020	0.019	0.017	0.017	0.018	0.015	0.014	0.012	0.013	0.013
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9	8/8	9/9	9/9	9/9
横浜市	0.025	0.024	0.022	0.021	0.018	0.016	0.015	0.014	0.015	0.015
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	8/8	8/8	8/8	8/8	8/8	8/8	8/8	8/8	8/8	8/8
大阪市	0.023	0.022	0.021	0.021	0.020	0.017	0.017	0.015	0.015	0.016
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9	4/4	4/4
神戸市	0.020	0.019	0.019	0.017	0.016	0.014	0.014	0.012	0.013	0.013
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	6/6	6/6	6/6	5/5	5/5	6/6	6/6	5/5	5/5	5/5

注　上段は年平均値(mg/m³)、中段は環境基準（長期的評価）への適合率、下段は「適合局数／測定局数」を表す。

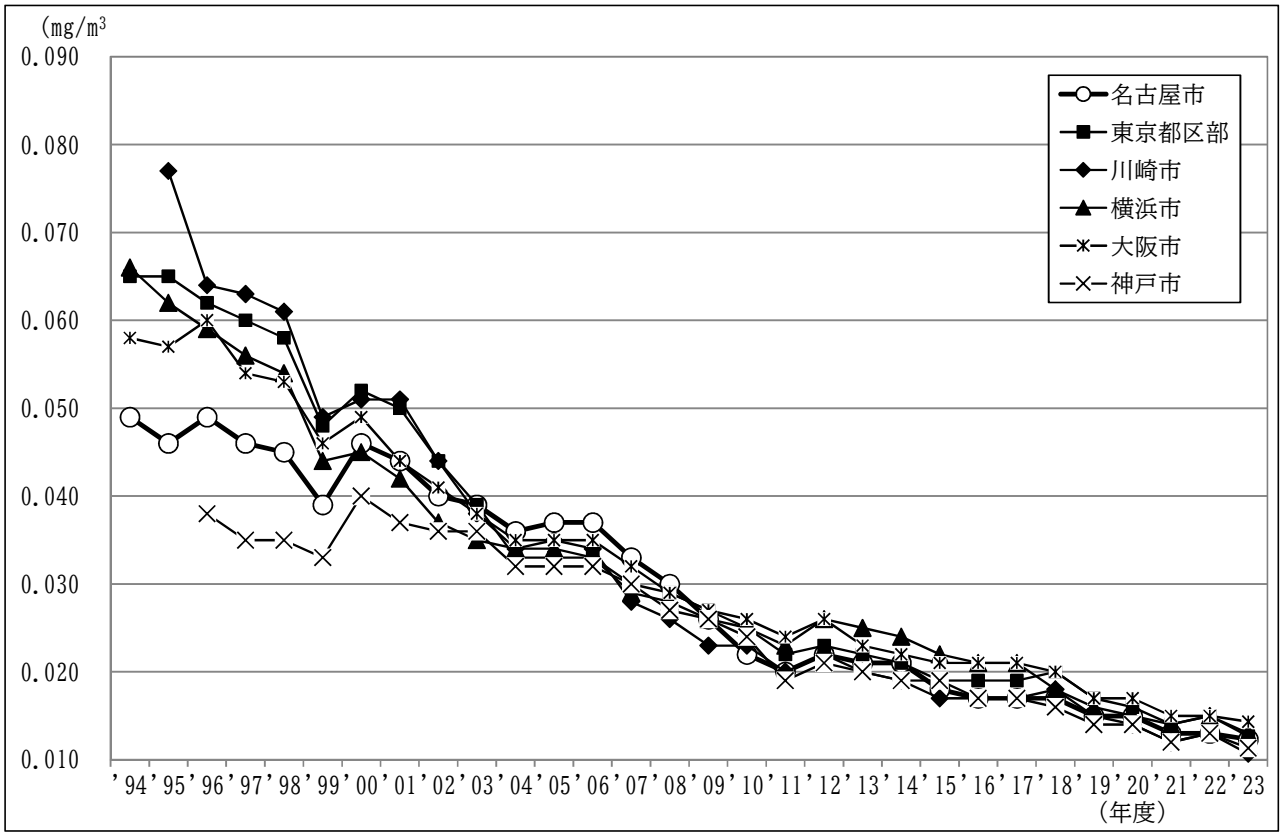

(5)微小粒子状物質（一般局）

年度／都市	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
名古屋市	15.3	13.8	12.5	12.3	11.9	10.6	9.4	8.7	9.2	8.8
	10%	82%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	1/10	9/11	11/11	11/11	11/11	11/11	10/10	11/11	11/11	11/11
東京都区部	16.9	14.3	13.3	13.4	13.0	11.0	10.3	9.0	9.5	9.3
	0%	75%	96%	79%	100%	100%	100%	100%	100%	100
	0/27	21/28	27/28	22/28	28/28	28/28	28/28	28/28	28/28	26/26
川崎市	14.3	13.6	12.4	12.3	12.4	10.7	9.8	8.5	8.9	8.3
	13%	88%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	1/8	7/8	8/8	8/8	8/8	8/8	8/8	8/8	9/9	9/9
横浜市	14.7	13.5	11.8	10.8	9.3	9.3	9.0	8.0	8.3	7.9
	13%	88%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	2/15	15/17	17/17	17/17	17/17	17/17	16/16	17/17	17/17	17/17
大阪市	16.7	15.4	14.7	15.4	14.0	12.5	12.3	10.4	10.2	10.1
	0%	0%	71%	43%	71%	100%	100%	100%	100%	100%
	0/7	0/7	5/7	3/7	5/7	7/7	7/7	7/7	6/6	6/6
神戸市	14.3	13.5	12.3	12.6	11.6	10.4	10.2	9.3	9.3	9.1
	69%	69%	100%	92%	100%	100%	100%	100%	100%	100
	9/13	9/13	13/13	12/13	12/12	11/11	11/11	13/13	13/13	12/12

注　表の上段は年平均値(μg/m³)、中段は環境基準への適合率、下段は「適合局数／測定局数」を表す。

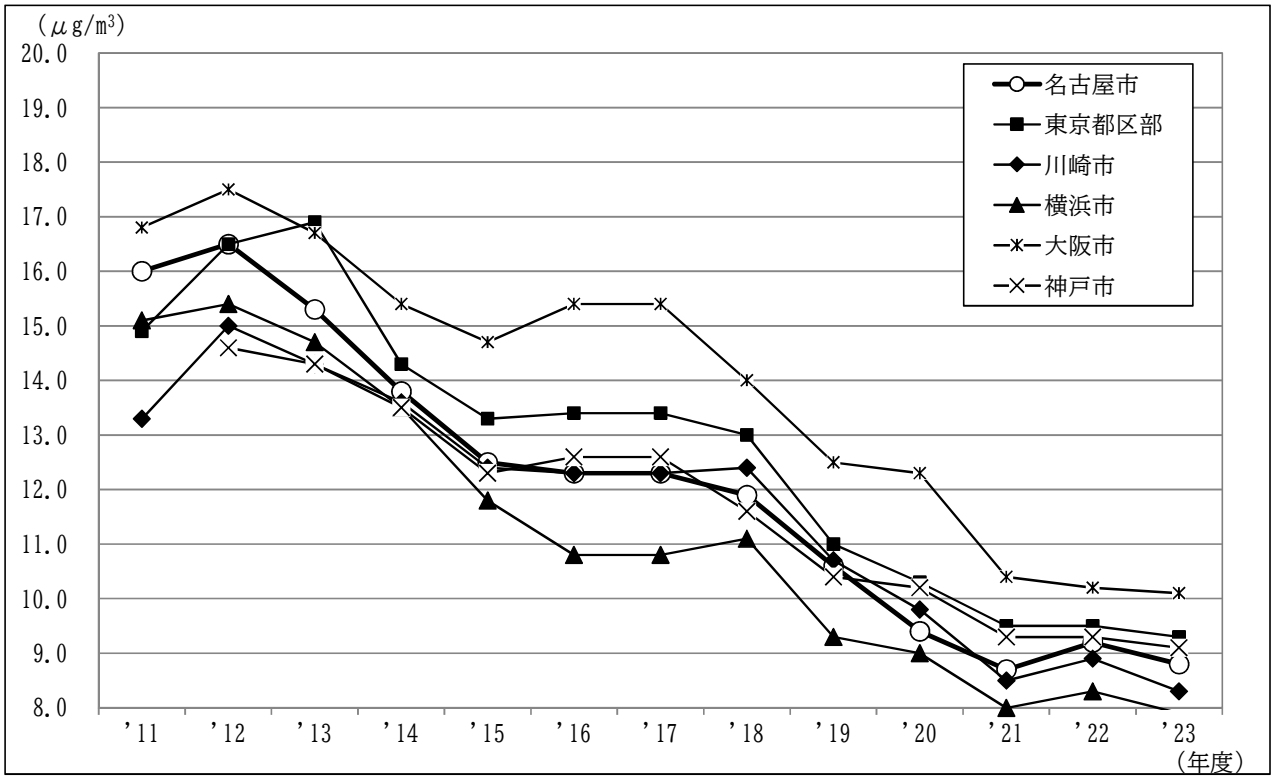

(6)微小粒子状物質（自排局）

年度／都市	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
名古屋市	15.9	14.3	12.8	12.4	12.4	11.1	10.3	9.3	9.7	9.6
	29%	86%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	2/7	6/7	7/7	7/7	7/7	7/7	7/7	7/7	7/7	7/7
東京都区部	17.6	15.4	14.1	14.1	13.6	11.5	10.7	9.0	9.7	9.6
	0%	23%	81%	72%	92%	100%	100%	100%	100%	100%
	0/26	6/26	21/26	18/25	23/25	25/25	25/25	24/24	24/24	24/24
川崎市	15.7	14.6	12.7	12.6	12.6	10.7	9.8	8.7	9.1	8.3
	17%	67%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100
	1/6	4/6	6/6	7/7	7/7	8/8	7/7	8/8	8/8	8/8
横浜市	16.8	15.7	14.1	13.4	11.9	11.9	11.9	10.6	11.0	10.9
	0%	33%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	0/3	1/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3
大阪市	17.9	16.1	14.7	15.6	13.8	12.2	12.0	10.5	11.4	10.9
	0%	0%	60%	40%	60%	80%	80%	100%	100%	100%
	0/5	0/5	3/5	2/5	3/5	4/5	4/5	5/5	4/4	4/4
神戸市	16.4	15.2	14.3	15.2	13.8	11.9	11.7	10.8	10.0	10.2
	25%	0%	75%	67%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	1/4	0/4	3/4	2/3	3/3	5/5	5/5	4/4	4/4	4/4

注　表の上段は年平均値(μg/m³)、中段は環境基準への適合率、下段は「適合局数／測定局数」を表す。

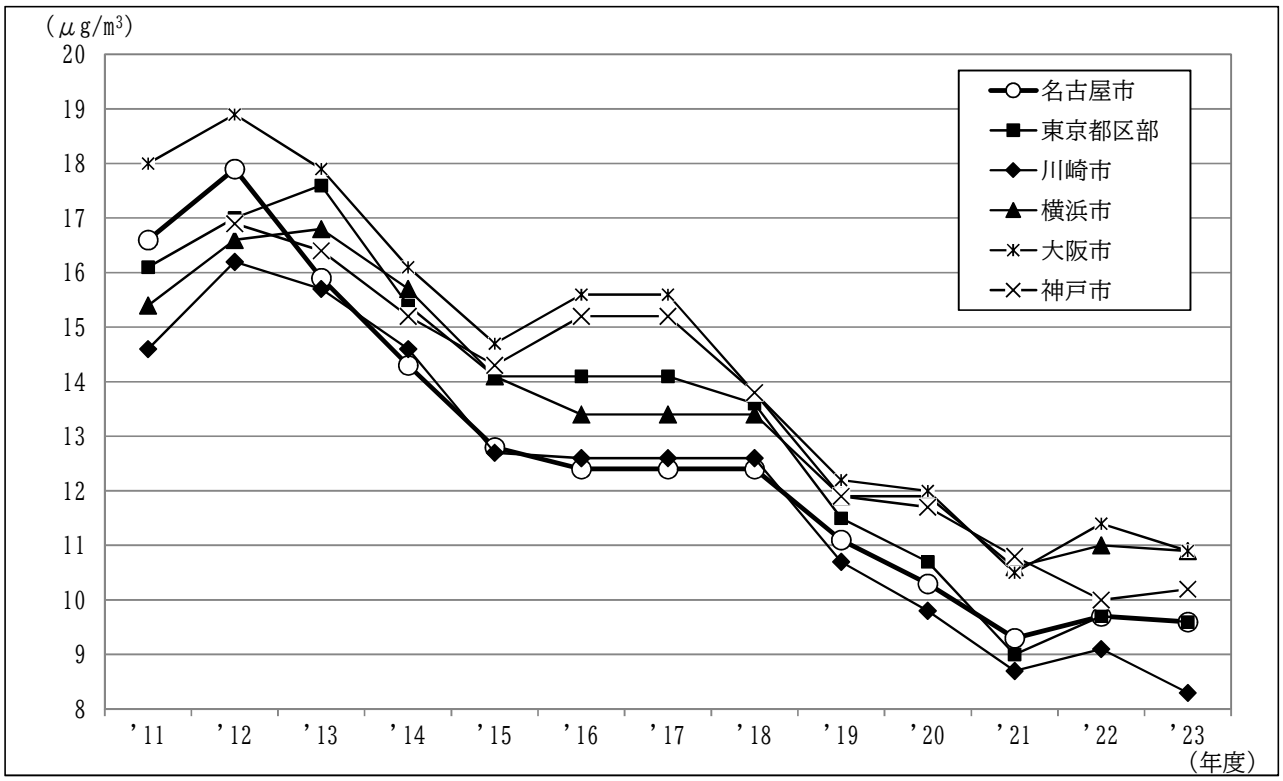

資料３　微小粒子状物質（ＰＭ２．５）成分分析結果

５局（一般局３局、自排局２局）で、春期、夏期、秋期、冬期の以下の実施期間にそれぞれ２週間、１日ごとに採取装置で微小粒子状物質を捕集し、成分分析を実施した。

なお、守山保健センターは春期、天白保健センターは夏期から冬期に調査を行った。

１日ごとの分析結果の平均は、以下のとおり。

＜実施期間＞

春期：2023 年 5 月 11 日～5 月 25 日　　夏期：2023 年 7 月 20 日～8 月 3 日

秋期：2023 年 10 月 18 日～11 月 1 日　　冬期：2024 年 1 月 18 日～2 月 1 日

富田支所（一般局、56 日間）

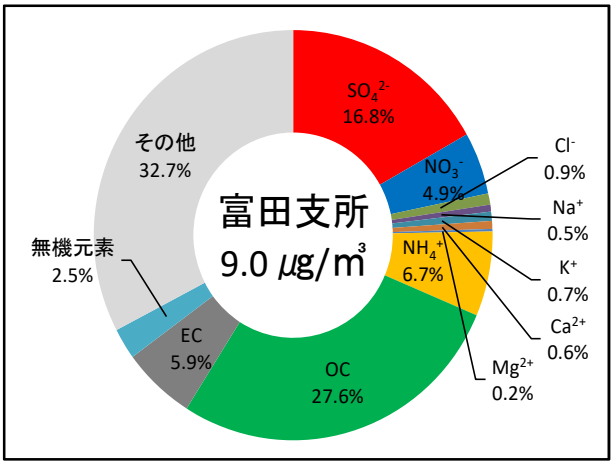

守山保健センター（一般局、14 日間）

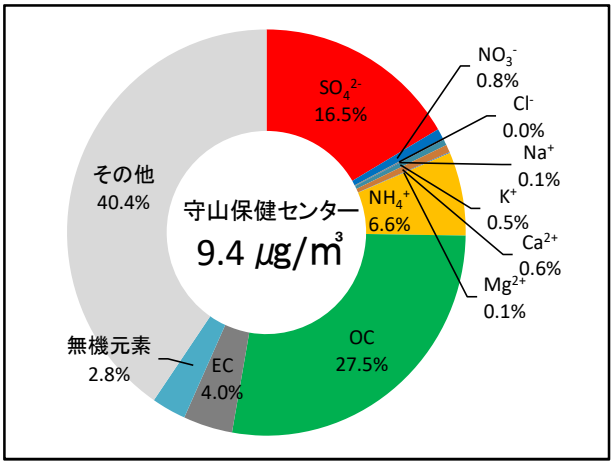

天白保健センター（一般局、42 日間）

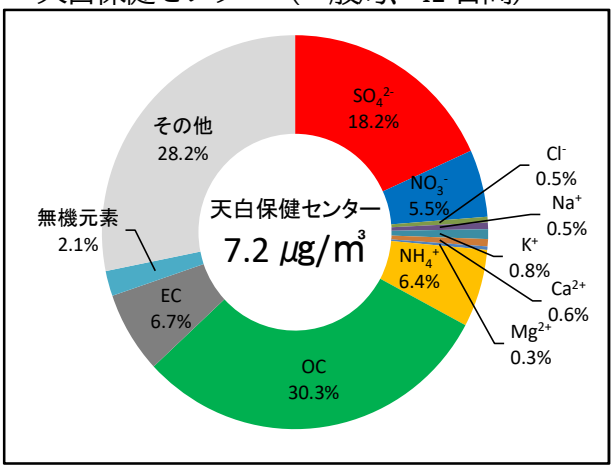

千竈（自排局、55 日間）

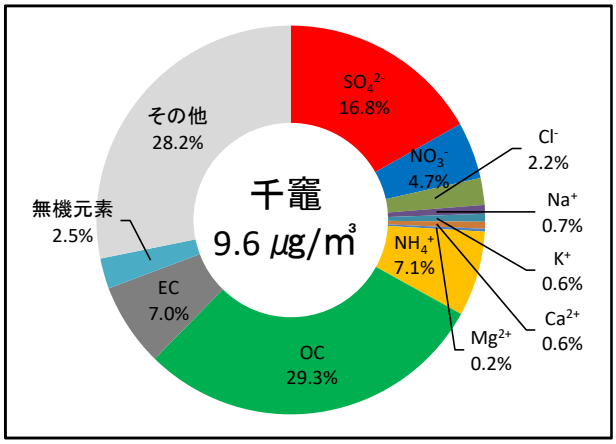

元塩公園（自排局、56 日間）

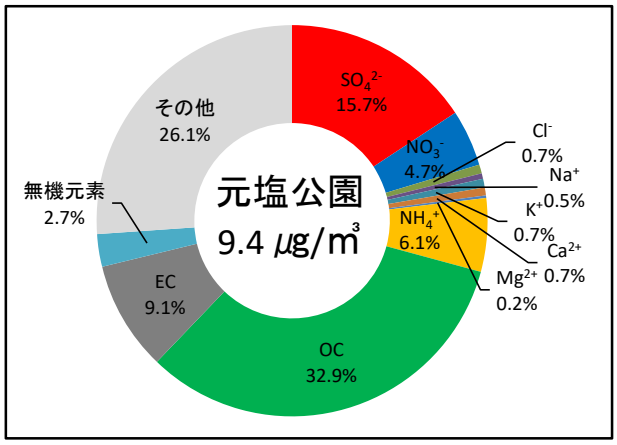

全測定局平均

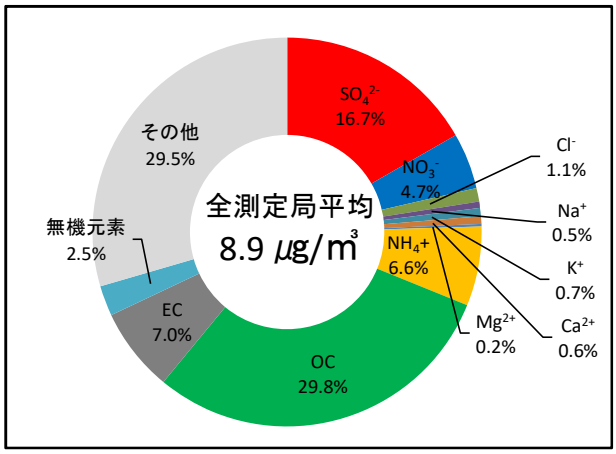

SO_4^{2-}：硫酸イオン
NO_3^-：硝酸イオン
Cl^-：塩化物イオン
Na^+：ナトリウムイオン
K^+：カリウムイオン
Ca^{2+}：カルシウムイオン
Mg^{2+}：マグネシウムイオン
NH_4^+：アンモニウムイオン
OC：有機炭素
EC：元素状炭素
無機元素：鉄、アルミニウム、亜鉛など

一般局平均

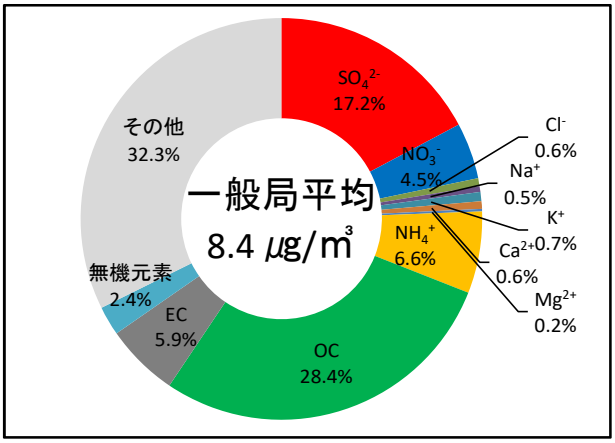

自排局平均

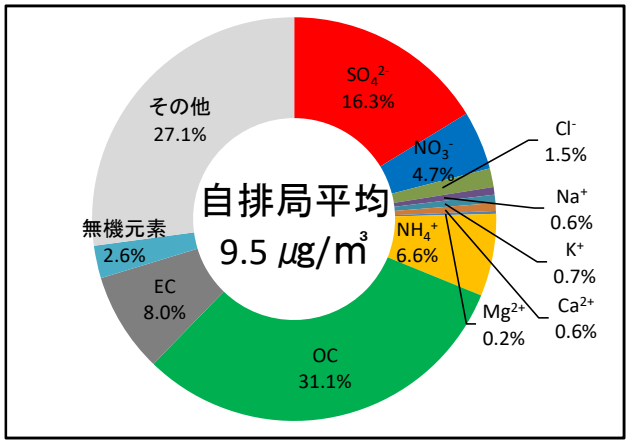

注　合計して 100%にならない場合がある。

資料4　二酸化炭素（温室効果ガス）排出量と名古屋市地球温暖化対策実行計画2030における削減目標

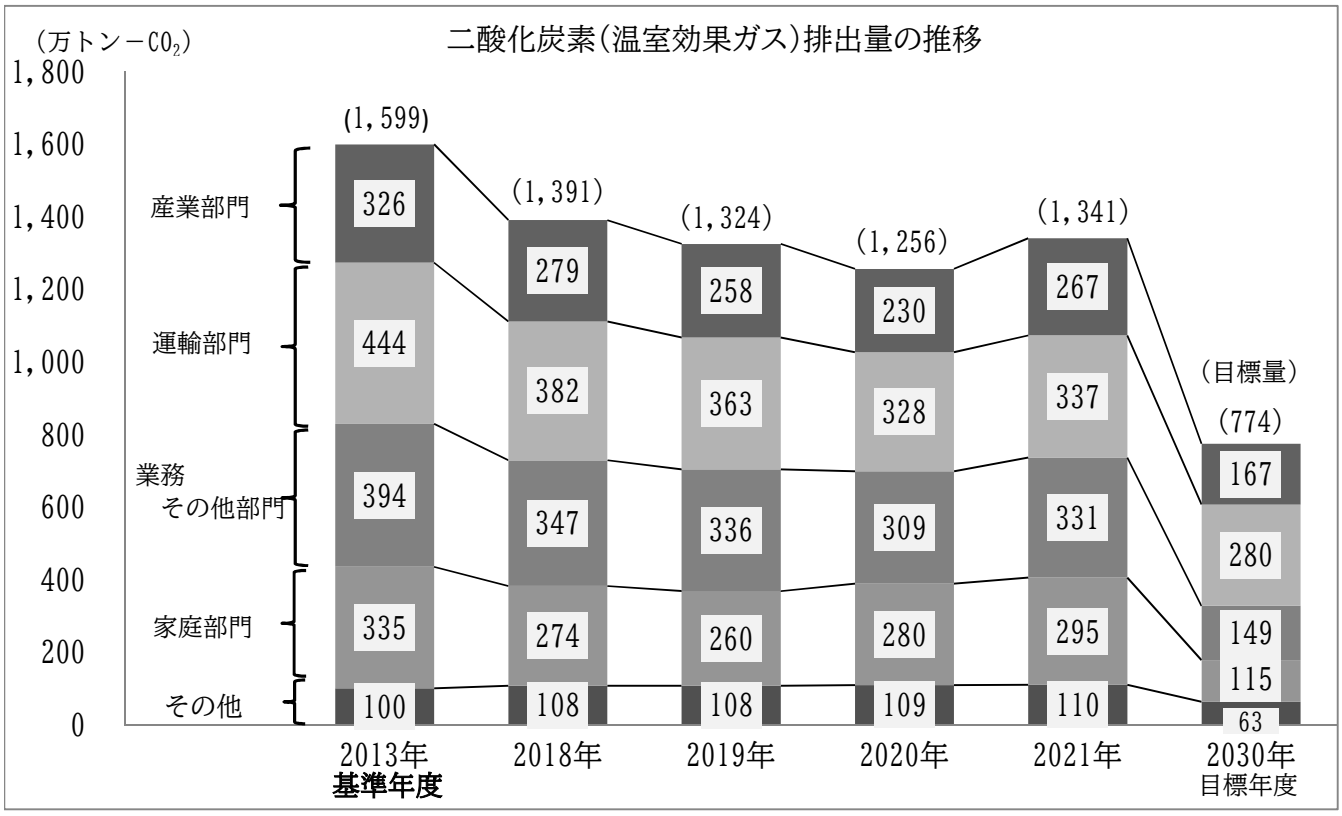

注　「その他」とは、エネルギー転換部門、廃棄物部門及びCO_2以外の温室効果ガスの合計値

注　2030年度の部門別での排出量内訳は試算である。

（単位：万トン－CO_2）

区分		2013年度 ※基準年度	2018年 排出量	2019年 排出量	2020年 排出量	2021年度		2030年度の目標量等		
						排出量	削減量（2013年度比）	排出目標量	削減目標量（2013年度比）	削減率（2013年度比）
温室効果ガス排出量（注2）		1,599	1,391	1,324	1,256	1,341	△ 258	774	△ 825	△ 52%
基準年比			△13.0%	△17.2%	△21.5%	△16.1%				
内訳	産業	326	279	258	230	267	△ 59	167	△ 159	△ 49%
	運輸	444	382	363	328	337	△ 107	280	△ 165	△ 37%
	自動車	350	292	275	244	248	△ 102	(217)	(△ 133)	(△ 38%)
	業務その他	394	347	336	309	331	△ 63	149	△ 245	△ 62%
	家庭	335	274	260	280	295	△ 40	115	△ 220	△ 66%
	その他	101	108	108	109	110	9	63	△ 38	△ 38%

注1　数値は四捨五入しているため、合計に一致しない場合がある。

注2　2013年度以降の排出量については、中部電力(株)以外の小売電気事業者に係る電気使用量を考慮している。

注3　()内の数値については、第3次なごや自動車環境対策アクションプランの目標に係る数値である。

資料5　「環境性能優良車」の市内保有台数

（単位：台）

区分				市内保有台数	
				2022年度末	2023年度末
環境性能優良車	ZEV	軽自動車・乗用自動車	電気自動車	5,321	7,057
			燃料電池自動車	651	651
			プラグインハイブリッド自動車	5,518	6,819
		貨物自動車(被けん引車除く) 乗合自動車 特殊自動車	電気自動車	31	66
			燃料電池自動車	1	4
			プラグインハイブリッド自動車	7	7
		ZEV計［A］		**11,529**	**14,604**
		ZEV保有割合［A/C］		**0.92%**	**1.17%**
	その他	軽自動車	天然ガス自動車	推計57	推計42
			優良ガソリン車	推計183,734	推計192,219
		乗用自動車	天然ガス自動車	0	0
			優良ガソリン車	586,688	601,795
			優良ディーゼル車	35,515	37,948
			優良LPガス車	1,358	1,607
		貨物自動車 (被けん引車除く)	天然ガス自動車	112	101
			優良ガソリン車	43,880	44,945
			優良ディーゼル車	39,500	40,651
		乗合自動車	天然ガス自動車	4	3
			優良ガソリン車	60	59
			優良ディーゼル車	1,366	1,489
		特種自動車	天然ガス自動車	22	21
			優良ガソリン車	1,087	1,025
			優良ディーゼル車	6,696	6,763
	環境性能優良車計［B］			**約912,000**	**約943,000**
	環境性能優良車保有割合［B/C］			**73%**	**75%**
市内全自動車計［C］				1,246,590	1,249,073
内訳	軽自動車等	ミニカー		2,180	2,281
		乗用自動車		226,608	230,590
		貨物自動車・特種自動車		52,585	53,516
	登録車	乗用自動車		821,184	818,925
		貨物自動車（被けん引を除く）		123,110	122,804
		乗合自動車		2,816	2,816
		特種自動車		18,582	18,694

注1　優良ガソリン車とは、2015年度燃費基準達成以上の燃費性能をもつ平成17・21年排出ガス規制適合ガソリン車及び車両総重量3.5t超の平成17・21年排出ガス規制適合ガソリン車を指す。

注2　優良ディーゼル車とは、2015年度燃費基準達成以上の燃費性能をもつ平成21・22年排出ガス規制適合ディーゼル車を指す。

注3　優良LPガス車とは、2020年度燃費基準達成以上の燃費性能をもつ平成17・21年排出ガス規制適合LPガス自動車を指す。

資料６　市内の環境性能優良車普及状況

１　ＺＥＶの車種別台数推移

① 電気自動車（EV/BEV）

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
台数	1,284	1,584	1,926	2,334	2,751	3,015	3,284	3,483	4,103	5,352	7,123

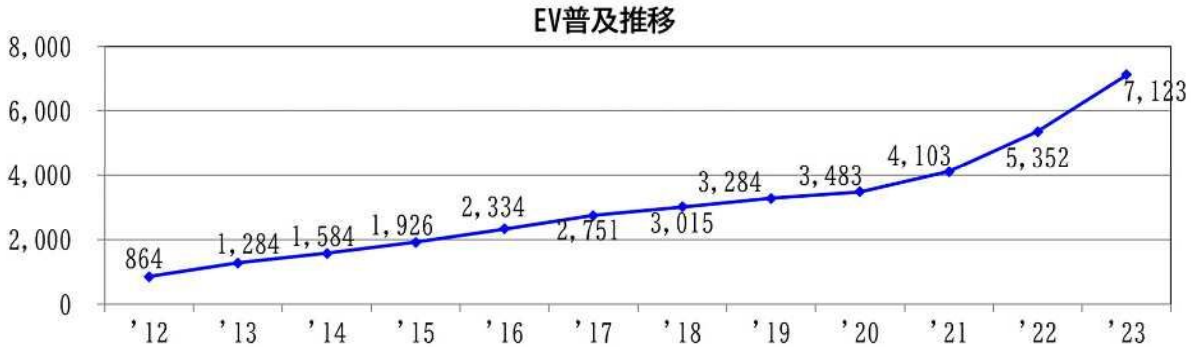

② 燃料電池自動車（FCV/FCEV）

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
台数	1	10	66	233	296	359	421	486	649	652	655

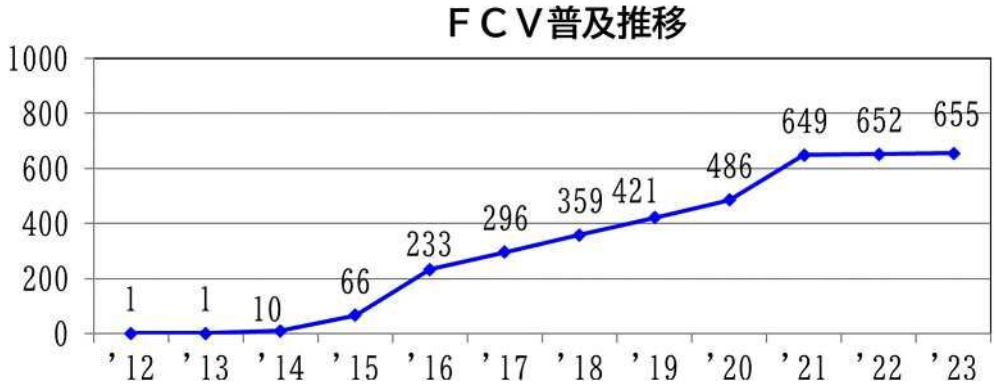

③ プラグインハイブリッド自動車（PHV/PHEV）

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
台数	758	1,158	1,470	1,862	2,866	3,449	3,721	4,066	4,643	5,525	6,826

２　環境性能優良車（ＺＥＶを除く）の車種別台数推移

④ 天然ガス自動車（NGV）

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
台数※	1,200	1,100	900	800	600	500	400	300	230	195	167

※ 天然ガス軽自動車の台数を東邦ガス株式会社提供データから推定しているため、概数である。

⑤⑥ 優良ディーゼル車

年度	2019	2020	2021	2022	2023
乗用車	26,049	29,712	32,535	35,515	37,948
トラック・バス	32,897	36,104	38,484	40,866	42,104

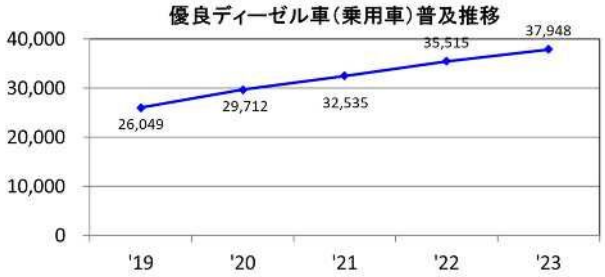

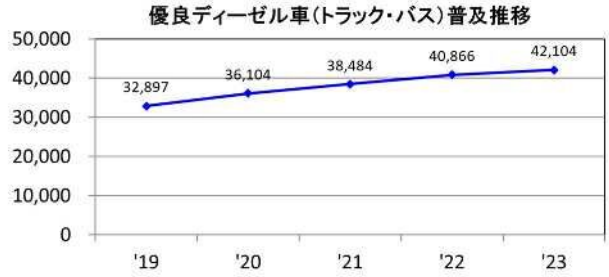

⑦⑧ 優良ガソリン車

年度	2019	2020	2021	2022	2023
台数※	736,000	763,000	790,000	815,000	840,000

※軽自動車の台数が推計のため概算値である。

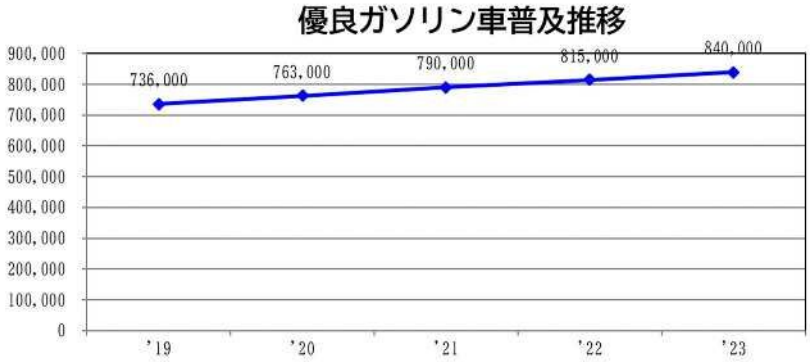

⑨ 優良 LP ガス車

年度	2019	2020	2021	2022	2023
台数	832	1,093	1,217	1,358	1,607

資料7　騒音対策関連資料

1　2023年度自動車騒音調査結果について

（1）要請限度

（L_{Aeq}　単位：dB）

番号	3次マップ番号	区間	道路名（調査地点）	2021年度		2022年度		2023年度		要請限度	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
①	－	－	一般国道1号（中川区昭和橋通）	69	64	68	64	68	63	75	70
②	－	－	一般国道19号（北区山田町）	70	65	70	66	69	66		
③	17	B	一般国道23号（南区浜田町）	65	66	67	67	66	67		
④	－	－	一般国道23号（南区堤町）	61	58	61	59	62	59		
⑤	21	B	一般国道41号 名古屋高速1号楠線（北区萩野通）	71	66	71	67	71	67		
⑥	27	B	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道（西区八筋町）	59	54	58	53	59	54		
⑦	43	B	主要県道名古屋長久手線（名東区小井堀町）	70	68	70	65	65	59		
⑧	48	B	主要市道名古屋環状線（中川区小碓通）	70	66	69	66	69	65		
⑨	5	A	一般国道1号 名古屋高速3号大高線（瑞穂区明前町）	71	68	71	68	71	69		
⑩	13	A	一般国道23号 伊勢湾岸自動車道（緑区桶狭間南）	72	69	72	71	73	71		
⑪	18	A	一般国道23号（港区十一屋二丁目）	72	71	71	71	71	71		
⑫	19	A	一般国道23号（港区善南町）	70	70	71	70	71	71		
⑬	20	A	一般国道23号（港区藤前四丁目）	73	74	－※	－※	59	60		
⑭	22	A	一般国道41号 名古屋高速11号小牧線（北区大我麻町）	71	68	70	68	70	68		

注1　昼間：6時～22時　夜間：22時～翌6時
注2　1週間調査を行い、代表する3日間の結果を用いて要請限度の評価を行った。
注3　①～⑧は、毎年継続して調査している。
注4　⑨～⑭は、2021年度から第3次自動車騒音対策優先マップA区間として、毎年調査している。
注5　※は周辺工事のため、調査を休止した。
注6　要請限度を超えたものについては、下線で示した。

（２）環境基準

ア　定期監視

番号	3次マップ番号	区間	道路名（調査地点）	等価騒音レベル LAeq（dB）		道路に面する地域における面的評価				環境基準値（dB）	
						環境基準達成状況（達成戸数）			区間内全戸数（戸）		
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜間			
①	－	－	一般国道１号（中川区昭和橋通）	68	64	99.9%（696）	99.6%（694）	99.6%（694）	697	70	65
②	－	－	一般国道19号（北区山田町）	70	66	97.6%（818）	86.4%（724）	85.9%（720）	838		
③	17	B	一般国道23号（南区浜田町）	67	67	100%（33）	97.0%（32）	97.0%（32）	33		
④	－	－	一般国道23号（南区堤町）	62	59	100%（454）	100%（454）	100%（454）	454		
⑤	21	B	一般国道41号 名古屋高速１号楠線（北区萩野通）	71	67	67.9%（642）	67.9%（642）	66.9%（633）	946		
⑥	27	B	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道（西区八筋町）	59	54	84.6%（236）	84.6%（236）	84.6%（236）	279		
⑦	43	B	主要県道名古屋長久手線（名東区小井堀町）	65	59	98.6%（706）	98.3%（704）	98.3%（704）	716		
⑧	48	B	主要市道名古屋環状線（中川区小碓通）	69	65	99.0%（284）	99.3%（285）	99.0%（284）	287		
2023年度定期監視地点を含む評価区間全体						91.0%（3,869）	88.7%（3,771）	88.4%（3,757）	4,250		
（参考）2022年度定期監視地点を含む評価区間全体						93.2%（3,078）	90.5%（2,989）	90.1%（2,974）	3,301		

注１　昼間:6時～22時　夜間:22時～翌6時

注２　環境基準は1日の調査結果を用いて評価を行った。

注３　幹線交通を担う道路に近接する空間における環境基準の値を超過したものについては、下線で示した。

イ　現況調査

番号	3次マップ番号	区間	道路名（調査地点）	等価騒音レベルLAeq（dB）		道路に面する地域における面的評価				環境基準値（dB）	
						環境基準達成状況（達成戸数）			区間内全戸数（戸）		
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜間			
⑨	5	A	一般国道1号 名古屋高速3号大高線 （瑞穂区明前町）	72	68	87.3% (110)	83.3% (105)	83.3% (105)	126	70	65
⑩	13	A	一般国道23号 伊勢湾岸自動車道 （緑区桶狭間南）	73	71	4.5% (1)	4.5% (1)	4.5% (1)	22		
⑪	18	A	一般国道23号 （港区十一屋二丁目）	71	71	66.7% (24)	25.0% (9)	25.0% (9)	36		
⑫	19	A	一般国道23号 （港区善南町）	71	72	100% (77)	71.4% (55)	71.4% (55)	77		
⑬	20	A	一般国道23号 （港区藤前四丁目）	60	60	83.3% (5)	50.0% (3)	50.0% (3)	6		
⑭	22	A	一般国道41号 名古屋高速11号小牧線 （北区大我麻町）	71	68	93.9% (124)	84.1% (111)	84.1% (111)	132		
⑮	－	－	東名阪自動車道 （中川区新家二丁目）	60	55	84.4% (54)	84.4% (54)	84.4% (54)	64		
⑯	－	－	一般国道1号 （緑区有松町）	72	66	99.0% (413)	99.3% (414)	99.0% (413)	417		
⑰	5	A	一般国道1号 名古屋高速3号大高線 （南区千竈通）	70	67	100% (74)	90.5% (67)	90.5% (67)	74		
⑱	4	B	一般国道1号 名古屋高速3号大高線 （南区寺部通）	70	67	98.8% (257)	77.7% (202)	77.7% (202)	260		
⑲	6	B	一般国道1号 （瑞穂区塩入町）	63	58	99.1% (320)	99.1% (320)	99.1% (320)	323		
⑳	7	B	一般国道1号 （中川区下之一色町）	64	57	100% (222)	100% (222)	100% (222)	222		
㉑	8	B	一般国道1号 （中川区富永一丁目）	72	68	97.3% (71)	91.8% (67)	91.8% (67)	73		
㉒	－	－	一般国道19号 （中区栄二丁目）	67	65	100% (526)	98.3% (517)	98.3% (517)	526		
㉓	10	B	一般国道19号 （北区大曽根四丁目）	67	62	96.8% (522)	98.1% (529)	96.8% (522)	539		

番号	3次マップ番号	区間	道路名（調査地点）	等価騒音レベルLAeq（dB）		道路に面する地域における面的評価				環境基準値（dB）	
						環境基準達成状況（達成戸数）			区間内全戸数（戸）		
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜間			
㉔	－	－	一般国道22号 （中区三の丸一丁目）	66	63	97.9% （612）	97.1% （607）	97.1% （607）	625	70	65
㉕	12	B	一般国道22号 （西区笹塚町）	71	68	95.0% （96）	84.2% （85）	84.2% （85）	101		
㉖	12	B	一般国道22号 名古屋高速6号清須線 （西区堀越二丁目）	72	67	75.2% （94）	82.4% （103）	75.2% （94）	125		
㉗	14	B	一般国道23号 名古屋高速3号大高線 （緑区大高台一丁目）	52	50	64.6% （102）	49.4% （78）	49.4% （78）	158		
㉘	15	B	一般国道23号 名古屋高速3号大高線 （緑区大高町）	60	58	100% （63）	100% （63）	100% （63）	63		
㉙	－	－	一般国道23号 （港区東築地町）	59	58	100% （100）	99.0% （99）	99.0% （99）	100		
㉚	24	B	一般国道153号 （天白区植田西二丁目）	62	58	94.3% （1,172）	95.1% （1,182）	94.3% （1,172）	1,243		
㉛	－	－	一般国道154号 （港区入船一丁目）	55	48	100% （546）	100% （546）	100% （546）	546		
㉜	33	B	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道 （港区秋葉二丁目）	58	53	97.6% （123）	100% （126）	97.6% （123）	126		
㉝	27	B	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道 （西区貴生町）	61	56	74.5% （190）	76.5% （195）	74.5% （190）	255		
㉞	35	B	主要県道名古屋多治見線 （守山区新城）	68	63	99.9% （1,166）	99.9% （1,166）	99.9% （1,166）	1,167		
㉟	－	－	主要県道関田名古屋線 （瑞穂区田辺通）	68	61	99.6% （251）	100% （252）	99.6% （251）	252		
㊱	－	－	主要県道名古屋中環状線 （港区明正一丁目）	67	60	100% （306）	100% （306）	100% （306）	306		
㊲	－	－	主要県道名古屋長久手線 （中区葵一丁目）	70	67	100% （2,637）	95.9% （2,531）	95.9% （2,531）	2,638		
㊳	－	－	主要市道名古屋環状線 （南区桜本町）	67	62	98.4% （600）	99.3% （606）	98.4% （600）	610		
㊴	45	B	主要市道名古屋環状線 （北区若葉通）	66	59	99.5% （1,958）	99.9% （1,966）	99.5% （1,958）	1,968		

番号	3次マップ番号	区間	道路名（調査地点）	等価騒音レベル LAeq（dB）		道路に面する地域における面的評価				環境基準値（dB）	
						環境基準達成状況（達成戸数）			区間内全戸数（戸）		
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜間			
㊵	52	B	主要市道堀田高岳線 名古屋高速都心環状線 （中区千代田五丁目）	70	65	76.8% （522）	79.9% （543）	76.8% （522）	680	70	65
㊶	54	B	主要市道堀田高岳線 名古屋高速都心環状線 （東区東桜一丁目）	69	67	90.4% （618）	87.7% （600）	87.7% （600）	684		
㊷	－	－	一般国道41号 名古屋高速1号楠線 （北区西味鋺二丁目）	71	68	93.1% （54）	70.7% （41）	70.7% （41）	58		
㊸	67	B	一般県道名古屋東港線 （熱田区伝馬一丁目）	67	61	94.7% （499）	90.1% （475）	90.1% （475）	527		
㊹	－	－	主要市道東海橋線 （天白区野並三丁目）	65	60	100% （656）	100% （656）	100% （656）	656		
㊺	57	B	主要市道名古屋環状線 （中川区五月南通）	70	67	99.4% （504）	78.1% （396）	78.1% （396）	507		
2023年度定期監視地点（①～⑧）・ 現況調査地点（⑨～㊺）を含む評価区間全体						95.1% （19,538）	92.8% （19,069）	92.4% （18,984）	20,542		

注1　昼間:6時～22時　夜間:22時～翌6時
注2　環境基準は1日の調査結果を用いて評価を行った。
注3　幹線交通を担う道路に近接する空間における環境基準の値を超過したものについては、下線で示した。

国道41号
国道302号
国道19号
県道関田名古屋線
県道名古屋多治見線
県道名古屋中環状線
国道22号
市道名古屋環状線
県道名古屋長久手線
東名阪自動車道
県道名古屋中環状線
市道堀田高岳線
市道名古屋環状線
国道302号
国道153号
国道1号
市道東海橋線
国道154号
国道23号
県道名古屋東港線
国道1号
国道23号

図　騒音調査地点図

2　第3次自動車騒音優先対策マップにおける騒音対策

※1:「定」は定期監視、「現A」は現況調査（A区間）、「現B」は現況調査（B区間）、「実」は実態監視、「MP」は住宅都市局のモニタリングポスト、「名高速」は名古屋高速道路公社による測定を示す。
※2:定期監視及び一部の現況調査（A区間）の調査地点の等価騒音レベルについては、３日間の測定結果で算出している。
※3：令和5年度に評価を実施した区間については赤字で示した。なお、環境基準達成率はセンサス区間内での実測結果を基に算出しているが、No.3は他のセンサス区間(10010-1)の実測結果を準用し、算出している。
※4：（）内の番号はR3センサス区間番号において変更があった番号を示す。

番号	区分	H27センサス区間番号 ※4	路線名	対象区間の始点の住所	対象区間の終点の住所	対策状況									騒音結果					
						＜発生源対策＞ 騒音対策状況 （R6.3現在）	対策実施年度	＜交通量対策＞ 騒音対策状況 （R6.3現在）	対策実施年度	＜交通流対策＞ 騒音対策状況 （R6.3現在）	対策実施年度	＜道路施設対策＋その他＞ 騒音対策状況 （R6.3現在）	対策実施年度	騒音対策実施主体	等価騒音レベル（dB） ※下線は要請限度超過を示す 昼間	夜間	測定年度	環境基準達成率（%） （昼夜間） ※3	測定種別 ※1	R6測定予定区間
1	B	90 (90,95)	東名高速道路	名東区 小井堀町 (名古屋IC)	守山区大字 下志段味 (市境)										59 63 56	55 57 52	R4 R5 R5	96.0	現B 実 実	
2	B	5060 (5070)	名古屋高速 ５号万場線	中村区畑江通 一丁目 (畑江通３)	中村区名駅南 三丁目 （新洲崎 JCT）					ETC平日昼間時間帯割引 ETC夜間割引 ETC夜間割引（中型車,大型車,特大車） ETC日曜・祝日割引 ETC特定区間割引(社会実験) (名古屋西JCT～白川)	～H25 H18～R3 R3～ H17～R3 H26,27	低騒音舗装 遮音壁	H27 S61	名古屋高速道路公社	62	56	R4	74.8	現B	
3	B	10011	国道1号	緑区有松 (長坂南)	緑区有松 (北平部)							低騒音舗装	H23	名古屋国道事務所				96.9		○
4	B	10040	国道1号 名古屋高速 ３号大高線	南区星崎 二丁目 (星崎一)	南区前浜通 二丁目 (前浜通)					ETC平日昼間時間帯割引 ETC夜間割引 ETC夜間割引（中型車,大型車,特大車） ETC日曜・祝日割引 ETC特定区間割引 （呼続～大高） ETC特定区間割引(社会実験) (名古屋南JCT～高辻)	～H25 H18～R3 R3～ H17～R3 H17～R3 H26,H27	低騒音舗装 低騒音舗装 遮音壁	H17,R2 H24,R3,R4 S52～54	名古屋国道事務所 名古屋高速道路公社	69 70	65 67	R5 R5	79.3	実 現B	
5	A	10050	国道1号 名古屋高速 ３号大高線	南区前浜通 二丁目 (前浜通)	瑞穂区河岸 一丁目 (松田橋)					ETC平日昼間時間帯割引 ETC夜間割引 ETC夜間割引（中型車,大型車,特大車） ETC日曜・祝日割引 ETC特定区間割引 （呼続～大高） ETC特定区間割引(社会実験) (名古屋南JCT～高辻)	～H25 H18～R3 R3～ H17～R3 H17～R3 H26,H27	低騒音舗装 低騒音舗装 遮音壁嵩上げ、中央分離帯新設	H20,22 H24,R3,R4 H16	名古屋国道事務所 名古屋高速道路公社	70 71	67 69	R5 R5 （要請限度）	69.9	現A※2	○
6	B	10070	国道1号	瑞穂区 神穂町 (松田橋)	熱田区伝馬 一丁目 (熱田神宮南)							低騒音舗装一部打替	R2	名古屋国道事務所	63	58	R5	99.4	現B	
7	B	10130	国道1号	中川区 昭和橋通 (高杉町)	中川区 かの里 (かの里)							低騒音舗装	H24,26	名古屋国道事務所	64	57	R5	100	現B	
8	B	10140	国道1号	港区南陽町 大字福田 (かの里)	中川区福島 (市境)							低騒音舗装	H13,16	名古屋国道事務所	72	68	R5	89.3	現B	
9	B	10150	国道19号	熱田区伝馬 一丁目 (熱田神宮南)	熱田区新尾頭 三丁目 (新尾頭)							低騒音舗装	H14	名古屋国道事務所	70	67	R4	83.9	現B	
10	B	10230	国道19号	北区大曽根 三丁目 (大曽根四)	北区山田 一丁目 (平安二)										67	62	R5	96.8	現B	
11	B	10250	国道19号	北区上飯田町 (天神橋南)	守山区幸心 三丁目 (市境)							低騒音舗装	H14,29	名古屋国道事務所	65 73	55 68	R4	94.1	現B	
12	B	10300	国道22号 名古屋高速 6号清須線	西区康生通 （康生通２）	西区堀越町 (市境)					ETC平日昼間時間帯割引 ETC夜間割引 ETC夜間割引（中型車,大型車,特大車） ETC日曜・祝日割引 ETC特定区間割引 （鳥見町～清須） ETC特定区間割引(社会実験) (清須JCT～明道町)	～H25 H18～R3 R3～ H17～R3 H19～R3 H26,H27	低騒音舗装 遮音壁 低騒音舗装	H23,25 H19	名古屋国道事務所 名古屋高速道路公社	71 72	68 67	R5	79.2	現B	
13	A	10320	国道23号 伊勢湾岸 自動車道	緑区桶狭間南 (市境)	緑区野末町 (市境)							遮音壁 低騒音舗装 遮音壁 低騒音舗装	H16～18 H15 H15	名古屋国道事務所 中日本高速道路（株）	73	71	R5 （要請限度）	1.9	現A※2	○
14	B	10330	国道23号 伊勢湾岸 自動車道 国道23号 名古屋高速 3号大高線	緑区清水山 二丁目 (市境) 緑区大高町 茨谷山 (名古屋南 JCT)	緑区大高町 茨谷山 (名古屋南 JCT) 緑区大高町 熊野山 （大高IC）					国道23号通行ルールの徹底 国道23号通行ルールの徹底 ETC平日昼間時間帯割引 ETC夜間割引 ETC夜間割引（中型車,大型車,特大車） ETC日曜・祝日割引 ETC特定区間割引 （呼続～大高） ETC特定区間割引(社会実験) (名古屋南JCT～高辻)	H26～ H26～ ～H25 H18～R3 R3～ H17～R3 H17～R3 H26,H27	遮音壁 低騒音舗装 遮音壁及び低騒音舗装 遮音壁 環境施設帯 低騒音舗装 遮音壁 低騒音舗装	H15 H16 S53 H24,R3,R4	名古屋国道事務所 名古屋市環境局 名古屋国道事務所 中日本高速道路（株） 名古屋国道事務所 名古屋国道事務所 名古屋市環境局 名古屋高速道路公社	66 52	62 50	R2 R5	71.5	現B	○
15	B	10350	国道23号 名古屋高速 ３号大高線	緑区大高町 熊野山 (大高IC)	緑区鳴海町 (天白扇川橋)					国道23号通行ルールの徹底 ETC平日昼間時間帯割引 ETC夜間割引 ETC夜間割引（中型車,大型車,特大車） ETC日曜・祝日割引 ETC特定区間割引 （呼続～大高） ETC特定区間割引(社会実験) (名古屋南JCT～高辻)	H26～ ～H25 H18～R3 R3～ H17～R3 H17～R3 H26,H27	遮音壁 環境施設帯 低騒音舗装 低騒音舗装 遮音壁 裏面吸音板	H10,H22,H23, H30,R1 H24,R3,R4 S53 H13,14	名古屋国道事務所 名古屋市環境局 名古屋国道事務所 名古屋高速道路公社	60	58	R5	92.0	現B	
16	B	10360	国道23号 名古屋高速 3号大高線	緑区鳴海町 (天白扇川橋)	南区丹後通 (丹後通)					ETC平日昼間時間帯割引 ETC夜間割引 ETC夜間割引（中型車,大型車,特大車） ETC日曜・祝日割引 ETC特定区間割引 （呼続～大高） ETC特定区間割引(社会実験) (名古屋南JCT～高辻)	～H25 H18～R3 R3～ H17～R3 H17～R3 H26,H27	遮音壁 低騒音舗装 低騒音舗装 遮音壁	H10,19 H24,R3,R4 S53	名古屋国道事務所 名古屋高速道路公社	62 58	60 55	R3	84.5	現B	

番号	区分	H27センサス区間番号※4	路線名	対象区間の始点の住所	対象区間の終点の住所	対策状況									騒音結果					
						＜発生源対策＞ 騒音対策状況 (R6.3現在)	対策実施年度	＜交通量対策＞ 騒音対策状況 (R6.3現在)	対策実施年度	＜交通流対策＞ 騒音対策状況 (R6.3現在)	対策実施年度	＜道路施設対策＋その他＞ 騒音対策状況 (R6.3現在)	対策実施年度	騒音対策実施主体	等価騒音レベル(dB) ※下線は要請限度超過を示す 昼間	等価騒音レベル(dB) ※下線は要請限度超過を示す 夜間	測定年度	環境基準達成率(%) (昼夜間) ※3	測定種別 ※1	R6測定予定区間
17	B	10370	国道23号	南区丹後通五丁目 (丹後通)	南区弥次エ町二丁目 (北頭)					国道23号通行ルールの徹底	H26～			名古屋国道事務所 名古屋市環境局						
												遮音壁 環境施設帯 低騒音舗装	H10,H22,H30, R1,R2,R4	名古屋国道事務所	66	67	R5 (要請限度)	64.9	定※2	○
						一部区間の速度規制 (40km/h)	S49			特定車種の車両通行区分 (大貨・大特・特中貨) PM11～AM6	S49			愛知県警						
18	A	10410	国道23号	港区名四町 (名四町)	港区十一屋三丁目 (十一屋)					国道23号通行ルールの徹底	H26～			名古屋国道事務所 名古屋市環境局						
												遮音壁 環境施設帯 低騒音舗装	H11～13.,18,20 H16,17,19,R4 H11,17,18	名古屋国道事務所	69 58	65 57	R2 R2	85.5	現A※2	○
						速度規制(50km/h)	S49			特定車種の車両通行区分 (大貨・大特・特中貨) PM11～AM6	S49			愛知県警	71	71	R5 (要請限度)			
19	A	10420	国道23号	港区十一屋三丁目 (十一屋)	港区宝神五丁目 (宝神)					国道23号通行ルールの徹底	H26～			名古屋国道事務所 名古屋市環境局						
										交通渋滞対策 (右折帯延長)		遮音壁 低騒音舗装	H13 H10,R1	名古屋国道事務所	71	71	R5 (要請限度)	71.4	現A※2	○
						速度規制(50km/h)	S49			特定車種の車両通行区分 (大貨・大特・特中貨) PM11～AM6	S49			愛知県警						
20	A	10430	国道23号	港区宝神五丁目 (宝神)	港区藤前三丁目 (市境)					国道23号通行ルールの徹底	H26～			名古屋国道事務所 名古屋市環境局						
												遮音壁 環境施設帯 低騒音舗装	H13,R4 H25,27,28,R4 H12,R1,R4	名古屋国道事務所	57 59	53 60	R3 R5 (要請限度)	94.4	現A※2	○
						速度規制(50km/h)	S49			特定車種の車両通行区分 (大貨・大特・特中貨) PM11～AM6	S49			愛知県警						
21	B	10460	国道41号	東区東桜二丁目 (高岳)	北区 成願寺町 (新川中橋)							遮音壁 低騒音舗装 低騒音舗装一部打替	H19 H16,18,25 R2	名古屋国道事務所	68 72 71 72	67 68 67 69	R4 R4 R5 (要請限度) R4	66.8	現B 現B 定※2 実	○
			名古屋高速1号楠線							ETC平日昼間時間帯割引 ETC夜間割引 ETC夜間割引(中型車,大型車,特大車) ETC日曜・祝日割引 ETC特定区間割引 (黒川～楠) ETC特定区間割引(社会実験) (楠JCT～東新町・東片端)	～H25 H18～R3 R3～ H17～R3 H17～R3 H26,H27	低騒音舗装(上り) 低騒音舗装(下り) 遮音壁嵩上げ	H29 H28 H15～16	名古屋高速道路公社	70	68	R5		MP	○
22	A	10480	国道41号	北区大我麻町 (楠JCT)	北区新沼町 (市境)							遮音壁 低騒音舗装	H15,H16,H17, R2	名古屋国道事務所	70	68	R5 (要請限度)	84.1	現A※2	○
			名古屋高速11号小牧線							ETC平日昼間時間帯割引 特定料金区間 (楠JCT～豊山南) ETC夜間割引 ETC夜間割引(中型車,大型車,特大車) ETC日曜・祝日割引	～H25 H14～R3 H18～R3 R3～ H17～R3	低騒音舗装 遮音壁	H25,26 H12	名古屋高速道路公社	71	69	R5		MP	○
23	B	10530	国道153号	昭和区広路町北石坂 (八事)	天白区植田南二丁目 (植田西)							低騒音舗装	H17	名古屋国道事務所	67	61	R4	99.6	現B	
												一部低騒音舗装実施	H23,R2	緑政土木局						
24	B	10540	国道153号	天白区植田南 (植田西)	天白区元植田 (植田一本松)							低騒音舗装	H19,20	名古屋国道事務所	62	58	R5	94.3	現B	
25	B	10550	国道153号	天白区元植田 (植田一本松)	天白区梅が丘 (植田IC)							低騒音舗装	H20～22	名古屋国道事務所	55	48	R3	58.4	現B	
26	B	10610	国道247号	熱田区伝馬一丁目 (熱田神宮南)	熱田区伝馬二丁目 (内田橋北)							一部低騒音舗装実施	H17	緑政土木局	65	62	R4	51.6	現B	
27	B	10741	国道302号	西区山田町大字平田 (新平田橋)	北区三軒町 (市境)										61 59	56 54	R5 R5 (要請限度)	89.5	現B 定※2	○
			名古屋第二環状自動車道												64 64 57	59 60 50	R4 R1 R4		実 現B 実	
28	B	10770	国道302号	守山区喜多山一丁目 (大森インター北)	名東区上社 (上社JCT)							遮音壁 環境施設帯	H11,12 H10	名古屋国道事務所	58	52	R5	89.3	実	
										国道302号の整備 愛知県道路交通渋滞対策推進協議会開催	S55H26	排水性舗装 遮音壁 環境施設帯	H15 H13 S55	愛知国道事務所	57	53	R4		現B	
			名古屋第二環状自動車道							舗装打ち換え	R4	遮音壁及び低騒音舗装	H5	中日本高速道路（株）	57	50	R5		MP	○
29	B	10781	国道302号	名東区陸前町 (野間町)	名東区猪高町大字高針 (高針南部第4号線)										61	55	R4	98.4	現B	
			名古屋第二環状自動車道																	
30	B	10790	国道302号	名東区猪高町大字高針 (高針JCT)	天白区梅が丘一丁目 (植田IC)							遮音壁 環境施設帯 低騒音舗装	H22 H22 H22	名古屋国道事務所	54	47	R4	87.1	現B	
										国道302号の整備 愛知県道路交通渋滞対策推進協議会開催	H23H26	排水性舗装 遮音壁 環境施設帯	H23 H23 H23	愛知国道事務所						
			名古屋第二環状自動車道									遮音壁及び低騒音舗装	H23	中日本高速道路（株）						
31	B	10800	国道302号	天白区梅が丘一丁目 (植田IC)	天白区平針五丁目 (原一)							遮音壁 低騒音舗装	H20,21 H22	名古屋国道事務所	61	57	R4	85.8	現B	
										国道302号の整備 愛知県道路交通渋滞対策推進協議会開催	H23H26	排水性舗装 遮音壁 環境施設帯	H23 H24 H23	愛知国道事務所						
			名古屋第二環状自動車道									遮音壁及び低騒音舗装	H23	中日本高速道路（株）						
32	B	10680	国道302号	港区小川三丁目 (市境)	港区小川三丁目 (小川三)					国道302号の整備 愛知県道路交通渋滞対策推進協議会開催 名二環西南部の整備	S63 H26 R3			愛知国道事務所	62	54	R3	0.0	現B	
33	B	10690 (10690, 10691)	国道302号	港区小川三丁目 (小川三)	港区春田野三丁目 (南陽中学校前)							環境施設帯 低騒音舗装	H16	名古屋国道事務所	58	53	R5	97.7	現B	
										国道302号の整備 愛知県道路交通渋滞対策推進協議会開催 名二環西南部の整備	S63 H26 R3	低騒音舗装	H16	愛知国道事務所						
34	B	10890	国道363号	守山区白山 (森孝新田白山)	守山区白山 (市境)										71	65	R3	80.2	現B	
35	B	40040	名古屋多治見線	守山区守山三丁目 (守山)	守山区小幡一丁目 (小幡)										68	63	R5	99.9	現B	

番号	区分	H27センサス区間番号※4	路線名	対象区間の始点の住所	対象区間の終点の住所	対策状況									騒音結果					
						＜発生源対策＞ 騒音対策状況 (R6.3現在)	対策実施年度	＜交通量対策＞ 騒音対策状況 (R6.3現在)	対策実施年度	＜交通流対策＞ 騒音対策状況 (R6.3現在)	対策実施年度	＜道路施設対策＋その他＞ 騒音対策状況 (R6.3現在)	対策実施年度	騒音対策実施主体	等価騒音レベル(dB) ※下線は要請限度超過を示す 昼間	夜間	測定年度	環境基準達成率(%) (昼夜間) ※3	測定種別 ※1	R6測定予定区間
36	B	40160	弥富 名古屋線	昭和区東郊通九丁目 (高辻)	昭和区桜山町六丁目 (桜山)							一部低騒音舗装実施	H22	緑政土木局	70 65	65 60	R4 R5	99.7	現B 実	
37	B	40280	諸輪 名古屋線	南区星崎 (星崎一)	南区丹後通 (丹後通)										68	65	R4	100	現B	
38	B	40350	名古屋 半田線 名古屋高速 4号東海線	港区大江町 (大江町)	港区船見町 (市境)					ETC平日昼間時間帯割引 ETC夜間割引 ETC夜間割引(中型車,大型車,特大車) ETC日曜・祝日割引 ETC特定区間割引 (木場～東海) ETC特定区間割引(社会実験) (東海JCT～山王・尾頭橋)	～H25 H18～R3 R3～ H17～R3 H23～R3 H26,H27	一部低騒音舗装実施 低騒音舗装 遮音壁	H26 H23	緑政土木局 名古屋高速道路公社	72	69	R4	0.0	現B	
39	B	40650	名古屋 長久手線	千種区今池五丁目 (今池)	千種区末盛通 (末盛通２)							一部低騒音舗装実施	R2,R3	緑政土木局	69	65	R4	99.9	現B	
40	B	40660	名古屋 長久手線	千種区末盛通 (末盛通２)	千種区末盛通 (本山)										67	66	R4	95.8	現B	
41	B	40670	名古屋 長久手線	千種区末盛通 (本山)	千種区星が丘元町 (星ヶ丘)							一部低騒音舗装実施	R2,R3	緑政土木局	62	58	R3	100	現B	
42	B	40680	名古屋 長久手線	千種区星が丘元町 (星ヶ丘)	名東区上社四丁目 (上社JCT)							一部低騒音舗装実施	R2,R3	緑政土木局	70	66	R3	98.3	現B	
43	B	40690	名古屋 長久手線 東名阪 自動車道	名東区上社四丁目 (上社JCT)	名東区 小井堀町 (市境)					 舗装の打ち換え	 R4	一部低騒音舗装実施 遮音壁及び低騒音舗装	H21,R3 H5	緑政土木局 中日本高速道路（株）	70 72 67 65 59	65 67 59	R1 R4 R5 (要請限度)	92.5	現B 実 定※2	○
44	B	40790	名古屋 津島線	中村区名駅一丁目 (名古屋駅)	中村区名駅南一丁目 (笹島)										66	62	R3	100	現B	
45	B	40940	名古屋 環状線	北区山田一丁目 (東大曾根)	北区志賀南通 (黒川)							一部低騒音舗装実施	R3	緑政土木局	66	59	R5	95.5	現B	
46	B	40950	名古屋 環状線	北区志賀南通 (黒川)	北区城見通 (城見通２)							一部低騒音舗装実施	R3	緑政土木局	67	62	R4	99.8	現B	
47	B	41000	名古屋 環状線	中川区長良町 (長良町３)	中川区昭和橋通三丁目 (昭和橋通３)										71	68	R4	79.9	現B	
48	B	41010	名古屋 環状線	中川区昭和橋通三丁目 (昭和橋通３)	港区川西通三丁目 (競馬場前)										69	65	R5 (要請限度)	99.0	定※2	○
49	B	41020	名古屋 環状線	港区川西通三丁目 (競馬場前)	港区名四町 (名四町)										70	66	R2	100	現B	○
50	B	41040	堀田高岳線 名古屋高速 ３号大高線	瑞穂区河岸一丁目 (松田橋)	瑞穂区堀田通六丁目 (牛巻)					ETC平日昼間時間帯割引 ETC夜間割引 ETC夜間割引(中型車,大型車,特大車) ETC日曜・祝日割引 ETC特定区間割引 (呼続～大高) ETC特定区間割引(社会実験) (名古屋南JCT～高辻)	～H25 H18～R3 R3～ H17～R3 H17～R3 H26,H27	一部低騒音舗装実施 低騒音舗装 遮音壁	H14,R3,R4,R5 H24,R3,R4 S53,54	緑政土木局 名古屋高速道路公社	70	67	R3	66.7	現B	
51	B	41050	堀田高岳線 名古屋高速 3号大高線	瑞穂区堀田通 (牛巻)	昭和区御器所一丁目 (鶴舞南JCT)					ETC平日昼間時間帯割引 ETC夜間割引 ETC夜間割引(中型車,大型車,特大車) ETC日曜・祝日割引 ETC特定区間割引(社会実験) (名古屋南JCT～高辻)	～H25 H18～R3 R3～ H17～R3 H26,H27	一部低騒音舗装実施 低騒音舗装 遮音壁	R3 H24,R3,R4 S53	緑政土木局 名古屋高速道路公社	68 69	64 65	R3 R5	86.6	現B MP	 ○
52	B	41060	堀田高岳線 名古屋高速 都心環状線	昭和区御器所一丁目 (鶴舞南JCT)	中区千代田五丁目 (丸田町JCT)					ETC平日昼間時間帯割引 ETC夜間割引 ETC夜間割引(中型車,大型車,特大車) ETC日曜・祝日割引 ETC都心環状割引 名古屋都心流入割引	～H25 H18～R3 R3～ H17～R3 R3～ R3～	低騒音舗装 遮音壁	R1 S59	名古屋高速道路公社	70	65	R5	76.1	現B	
53	B	41070	堀田高岳線 名古屋高速 都心環状線	中区千代田五丁目 (丸田町JCT)	中区新栄一丁目 (東新町)					ETC平日昼間時間帯割引 ETC夜間割引 ETC夜間割引(中型車,大型車,特大車) ETC日曜・祝日割引 ETC都心環状割引 名古屋都心流入割引	～H25 H18～R3 R3～ H17～R3 R3～ R3～	一部低騒音舗装実施 排水性舗装 遮音壁	H18 R1 S59	緑政土木局 名古屋高速道路公社	67	65	R4	81.8	現B	
54	B	41080	堀田高岳線 名古屋高速 都心環状線	中区新栄一丁目 (東新町)	東区東桜二丁目 (高岳)					ETC平日昼間時間帯割引 ETC夜間割引 ETC夜間割引(中型車,大型車,特大車) ETC日曜・祝日割引 ETC都心環状割引 名古屋都心流入割引	～H25 H18～R3 R3～ H17～R3 R3～ R3～	一部低騒音舗装実施 低騒音舗装 遮音壁	R5 R1 S59	緑政土木局 名古屋高速道路公社	69	67	R5	87.7	現B	
55	B	41100	江川線 名古屋高速 都心環状線	西区新道一丁目 (浅間町)	中村区名駅四丁目 (西柳町)					ETC平日昼間時間帯割引 ETC夜間割引 ETC夜間割引(中型車,大型車,特大車) ETC日曜・祝日割引 ETC都心環状割引 名古屋都心流入割引	～H25 H18～R3 R3～ H17～R3 R3～ R3～	低騒音舗装 遮音壁	R2 H6	名古屋高速道路公社	68 67	65 63	H30	77.0	実	○
56	B	41160	東海橋線	南区千竈通一丁目 (千竈通１)	南区桜本町二丁目 (桜本町１)										69	63	R2	96.0	現B	○
57	B	41310	名古屋 環状線	中村区黄金通 (黄金跨線橋北)	中川区長良町 (長良町３)										70	67	R5	78.1	現B	
58	B	42280	名古屋 半田線	緑区大高町 (大高一号橋)	緑区大高町定納山 (市境)										62 59	53 51	R3	25.0	現B	
59	B	60030	名古屋 犬山線	北区東味鋺一丁目 (味鋺)	北区東味鋺一丁目 (市境)										67	65	R3	100	現B	

番号	区分	H27センサス区間番号※4	路線名	対象区間の始点の住所	対象区間の終点の住所	対策状況									騒音結果					
						＜発生源対策＞ 騒音対策状況 (R6.3現在)	対策実施年度	＜交通量対策＞ 騒音対策状況 (R6.3現在)	対策実施年度	＜交通流対策＞ 騒音対策状況 (R6.3現在)	対策実施年度	＜道路施設対策＋その他＞ 騒音対策状況 (R6.3現在)	対策実施年度	騒音対策実施主体	等価騒音レベル(dB) ※下線は要請限度超過を示す 昼間	等価騒音レベル(dB) ※下線は要請限度超過を示す 夜間	測定年度	環境基準達成率(%) (昼夜間)※3	測定種別※1	R6測定予定区間
60	B	60090	中川中村線	中川区南八熊町(八熊通)	中川区山王三丁目(山王橋)							一部低騒音舗装実施	H26	緑政土木局						
			名古屋高速4号東海線							ETC平日昼間時間帯割引 ETC夜間割引 ETC夜間割引(中型車,大型車,特大車) ETC日曜・祝日割引 ETC特定区間割引(社会実験) (東海JCT～山王・尾頭橋)	～H25 H18～R3 R3～ H17～R3 H26,H27	低騒音舗装 遮音壁	H22	名古屋高速道路公社	62 64	59 60	R4 R3	88.6	現B	
61	B	60290	名古屋高速都心環状線	中区丸の内二丁目(新御園橋)	中村区本陣通三丁目(本陣通３)					ETC平日昼間時間帯割引 ETC夜間割引 ETC夜間割引(中型車,大型車,特大車) ETC日曜・祝日割引 ETC都心環状割引 名古屋都心流入割引	～H25 H18～R3 R3～ H17～R3 R3～ R3～	低騒音舗装 遮音壁	R1 H5,6	名古屋高速道路公社	69 69	64 66	R4 R3	91.3	現B	
62	B	60300	名古屋甚目寺線	中村区本陣通三丁目(本陣通３)	中村区日比津町(市境)							一部低騒音舗装実施	H21,R2 ,R3,R4	緑政土木局	69	65	R2	100	現B	○
63	B	60310	守山西線	守山区川東山(竜泉寺南)	守山区高島町(高島町)										72 65	66 60	R3	87.8	現B	
64	B	60400	松本名古屋線	守山区四軒家一丁目(市境)	守山区四軒家二丁目(森孝新田)										68	63	R3	100	現B	
65	B	60520	浅田名古屋線	名東区大針三丁目(梅森坂)	名東区梅森坂西二丁目(市境)										69	62	R3	99.7	現B	
66	B	60600	岩崎名古屋線	瑞穂区弥富通三丁目(弥富通３)	瑞穂区瑞穂通八丁目(新瑞橋)							一部低騒音舗装実施	H24	緑政土木局	72	66	R3	90.7	現B	
67	B	60690	名古屋東港線	熱田区伝馬二丁目(内田橋北)	熱田区伝馬二丁目(伝馬町)										67	61	R5	90.1	現B	
68	B	60745	港中川線	港区浜一丁目(築地口)	港区築三町(築三町)										71	65	R2	92.1	現B	○
69	B	80030	矢場町線	中区千代田五丁目(丸田町JCT)	昭和区車田町(吹上公園北)							一部低騒音舗装実施	H28,29 ,R3,R4	緑政土木局						
			名古屋高速2号東山線							ETC平日昼間時間帯割引 ETC夜間割引 ETC夜間割引(中型車,大型車,特大車) ETC日曜・祝日割引 ETC特定区間割引(社会実験) (高針JCT～吹上西)	～H25 H18～R3 R3～ H17～R3 H26,H27	低騒音舗装 遮音壁	H14,20,R5 S62	名古屋高速道路公社	68 63 62	63 57 57	R4 R3 R4	99.4	実 現B 実	
70	B	80360	千代田通線	守山区大森一丁目(大森インター南)	守山区八剣二丁目(守山警察署北)							一部低騒音舗装実施	H26,R3	緑政土木局	70	66	R3	92.2	現B	
71	B	80420	豆田町線	熱田区白鳥町(白鳥橋東)	熱田区旗屋町(旗屋町)										67	61	R3	86.0	現B	

資料8　幹線道路沿線における騒音調査結果

（平日平均値・$L_{A}eq$、単位：dB）

地点名		所在地	時間帯	年度				
				2019	2020	2021	2022	2023
都市高速	堀田	瑞穂区堀田通	昼間	71	71	71	69	69
			夜間	67	66	67	65	65
			1日	70	70	70	68	68
	大井	中区大井町	昼間	64	64	63	63	63
			夜間	59	58	57	58	59
			1日	63	62	62	62	62
	清水	北区清水五丁目	昼間	70	70	70	70	70
			夜間	67	66	67	67	68
			1日	69	69	69	69	70
	日岡	千種区日岡町	昼間	62	61	61	59	59
			夜間	55	54	54	52	54
			1日	60	60	60	58	58
	新沼	北区新沼町	昼間	74	73	71	71	71
			夜間	**72**	70	67	68	69
			1日	73	72	70	70	71
	上名古屋	西区上名古屋三丁目	昼間	69	69	69	69	70
			夜間	66	66	66	66	67
			1日	68	68	68	68	69
	大宝	熱田区大宝四丁目	昼間	63	64	64	63	64
			夜間	60	60	60	60	61
			1日	63	63	63	63	63
環状2号	小幡	守山区小幡三丁目	昼間	56	56	56	56	56
			夜間	50	50	49	50	51
			1日	55	55	55	55	55
	社口	名東区社口二丁目	昼間	56	59	58	59	57
			夜間	49	49	50	50	50
			1日	55	57	57	57	56
要請限度			昼間	75				
			夜間	70				

注1　市住宅都市局の資料から作成

注2　要請限度の値を超えたものについては**下線**を付した。

資料9　名古屋市内の自動車保有台数の推移

（単位：台）

年度末	貨物車	乗合車	乗用車	特殊(種)車	二輪車 (250cc超)	軽自動車	小型特殊車	合　　計
1992	237,286	3,836	755,869	22,910	18,063	139,005	7,257	1,184,226
1993	232,829	3,656	771,274	23,632	18,991	141,688	7,236	1,199,306
1994	229,387	3,599	785,718	24,460	19,665	145,248	7,247	1,215,324
1995	226,212	3,658	802,468	25,911	19,920	148,181	7,146	1,233,496
1996	223,506	3,661	822,519	28,090	19,767	147,881	7,192	1,252,616
1997	219,200	3,677	832,456	30,929	20,201	147,672	7,187	1,261,322
1998	212,647	3,532	836,439	34,106	20,847	149,218	6,983	1,263,772
1999	206,578	3,457	838,563	35,895	21,003	156,072	6,964	1,268,532
2000	201,031	3,393	843,190	35,609	21,453	164,663	6,854	1,276,193
2001	194,089	3,343	846,075	34,146	21,846	172,606	6,770	1,278,875
2002	184,820	3,219	848,785	31,899	22,013	180,961	6,274	1,277,971
2003	175,538	3,040	848,700	29,908	22,700	179,882	6,553	1,266,321
2004	166,308	3,104	854,264	28,185	23,177	188,907	6,409	1,270,354
2005	157,565	2,964	855,139	26,105	24,039	198,546	6,298	1,270,656
2006	150,972	2,891	850,622	24,789	24,785	209,076	6,227	1,269,362
2007	148,654	2,893	837,520	24,225	25,542	221,139	6,203	1,266,176
2008	142,777	2,831	827,778	22,794	26,370	230,323	6,546	1,259,419
2009	137,591	2,853	822,960	22,486	26,607	239,342	6,601	1,258,440
2010	134,635	2,837	817,535	22,141	26,687	243,544	6,367	1,253,746
2011	132,944	2,870	821,687	22,135	26,866	246,529	6,248	1,259,279
2012	130,516	2,858	820,579	22,261	27,226	251,435	6,110	1,260,985
2013	128,639	2,897	821,306	22,363	27,864	259,763	6,169	1,269,001
2014	127,686	2,931	818,358	22,703	27,961	269,804	6,124	1,275,567
2015	127,392	2,932	819,944	23,143	28,041	278,425	6,200	1,286,077
2016	127,364	2,971	825,648	23,303	28,222	283,703	6,202	1,297,413
2017	127,503	2,953	829,451	23,607	28,330	285,402	6,252	1,303,498
2018	127,708	2,987	830,262	23,732	28,726	287,647	6,279	1,307,341
2019	128,090	2,987	827,458	23,923	28,835	290,470	6,235	1,307,998
2020	128,061	2,868	824,827	24,073	29,353	292,272	6,218	1,307,672
2021	127,911	2,844	821,393	24,283	30,377	293,697	6,222	1,306,727
2022	128,328	2,816	821,184	24,518	31,365	299,562	6,233	1,314,006
2023	128,050	2,816	818,925	24,602	32,085	304,698	6,260	1,317,436

注　軽自動車は、四輪車・三輪車・二輪車（250cc以下）の総数である。

（中部運輸局及び市財政局の提供資料から作成）

資料10　名古屋市内の交通量の推移

名古屋市内（県道以上）の走行台キロの推移

（単位：千台キロ／12時間）

年度／道路種別	1977	1980	1985	1988	1990	1994	1997	1999	2005	2010	2015	2021
高速道路	261 (100)	421 (161)	608 (232)	1,104 (423)	1,561 (598)	2,279 (873)	2,933 (1124)	2,793 (1070)	3,222 (1234)	3,117 (1194)	4,220 (1617)	4,161 (1594)
一般国道	3,096 (100)	3,180 (103)	3,408 (110)	3,538 (114)	3,625 (117)	3,785 (122)	3,783 (122)	3,671 (119)	3,960 (128)	3,966 (128)	3,971 (128)	3,695 (119)
主要地方道	3,165 (100)	3,049 (96)	3,329 (105)	3,363 (106)	3,422 (108)	4,384 (139)	4,291 (136)	4,218 (133)	4,118 (130)	4,119 (130)	3,912 (124)	3,766 (119)
一般県道	1,733 (100)	1,868 (108)	2,482 (143)	2,665 (154)	2,636 (152)	2,036 (117)	2,092 (121)	1,990 (115)	1,930 (111)	1,728 (100)	1,667 (97)	1,558 (90)
合　　計	8,255 (100)	8,518 (103)	9,827 (119)	10,670 (129)	11,244 (136)	12,484 (151)	13,099 (159)	12,672 (154)	13,230 (160)	12,930 (157)	13,770 (167)	13,180 (160)

注　（　）内の数字は、1977年度を100とした時の値である。

（道路交通センサス報告書から作成）

資料11　名古屋市内の自動車騒音・振動苦情件数の推移

（単位：件）

年度	2019	2020	2021	2022	2023
騒音	4 (1,325)	3 (1,907)	5 (1,650)	5 (1,953)	8 (1,751)
振動	4 (312)	2 (424)	7 (388)	6 (432)	9 (439)

注1　保健センターが処理した自動車に関する騒音・振動苦情の件数
（アイドリングに関するものを除く）

注2　（　）内は保健センターが処理した騒音・振動苦情の延べ総件数

資料12　交通機関別の利用状況

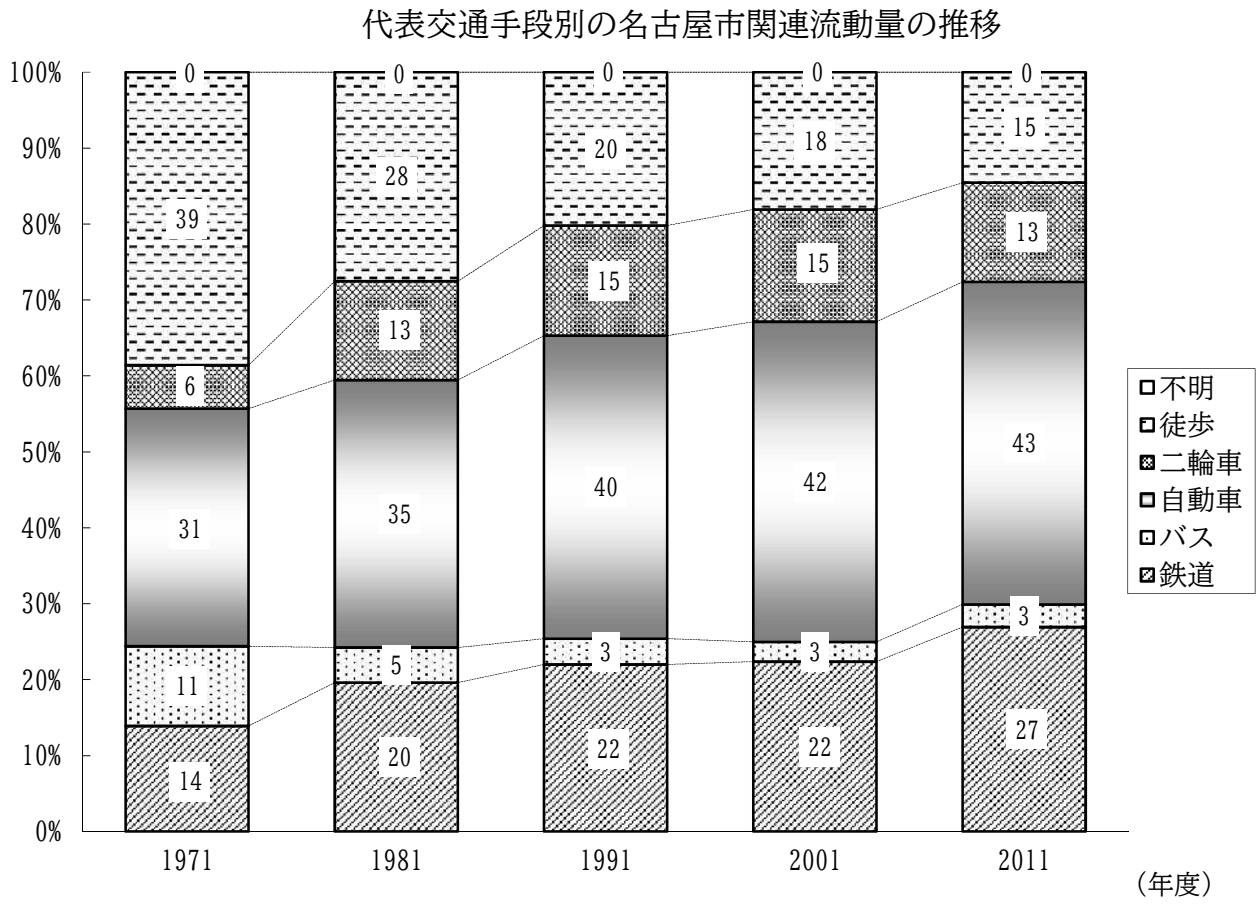

※　第1回（1971年）圏域での集計値

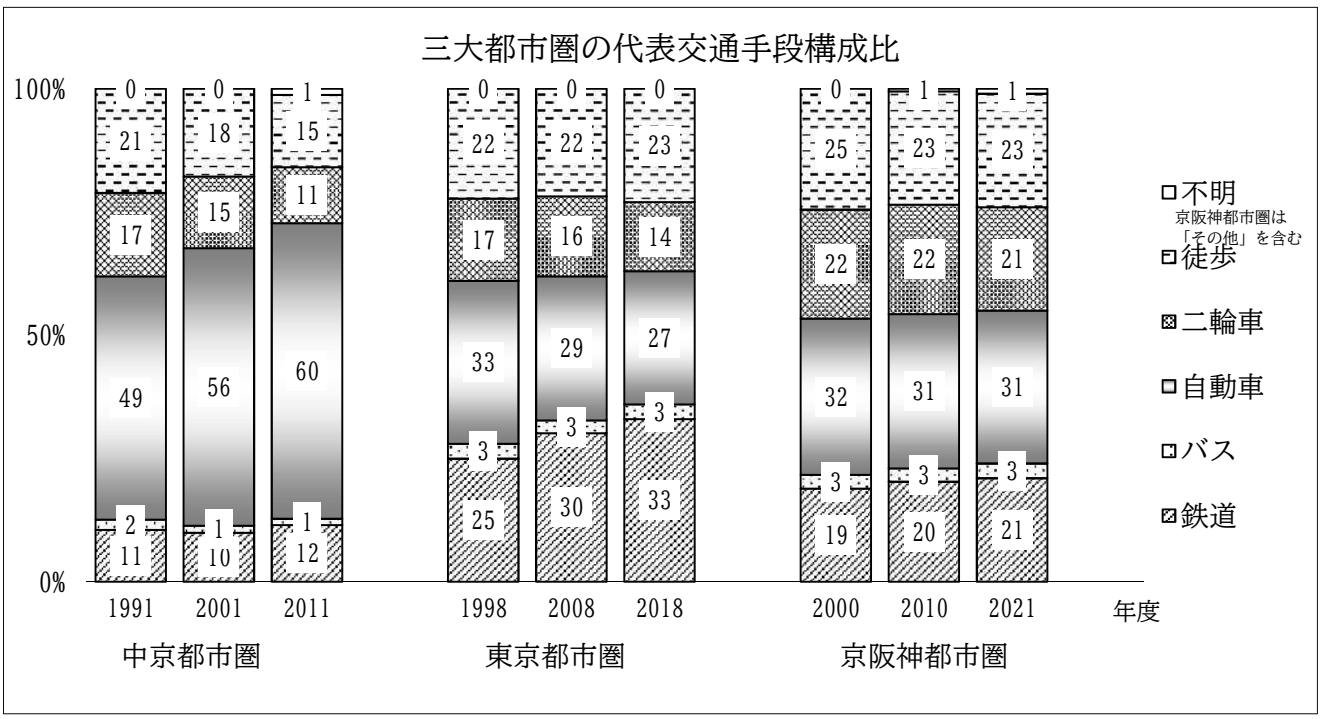

※　数値は四捨五入しており、合計が100%にならない場合がある。

（第５回中京都市圏パーソントリップ調査報告書、第６回東京都市圏パーソントリップ調査報告書、第６回近畿圏パーソントリップ調査報告書より作成）

資料13　大気環境・騒音と交通量の比較

二酸化窒素・浮遊粒子状物質と交通量の比較

・名古屋市が管理する自動車排ガス測定局の二酸化窒素・SPMと対象路線の交通量の比較を行った。
　なお、当該期間中に測定局の移転等により対象道路が変更している場合には対象より除外した。
・交通量については測定局が所在する道路交通センサスの昼間24h交通量より引用した。

上下水道局北営業所（市道名古屋環状線）

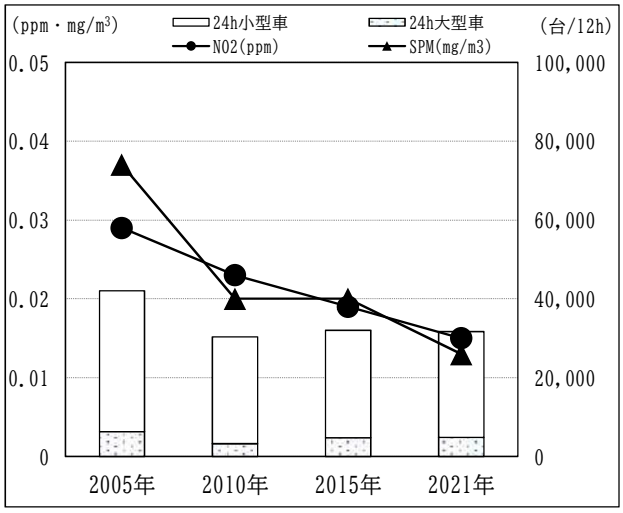

港陽測定局(国道154号)

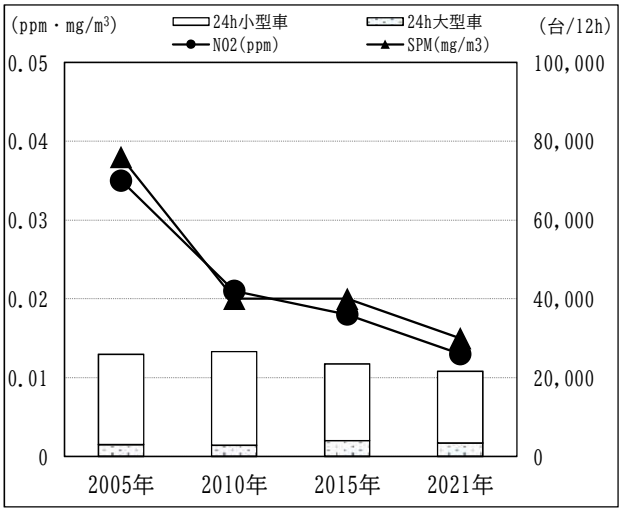

千竃測定局(国道1号・名古屋高速3号大高線)

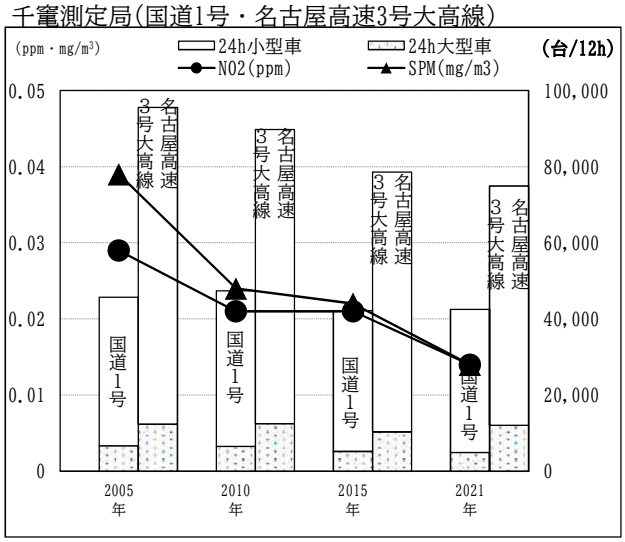

元塩公園測定局(国道23号)

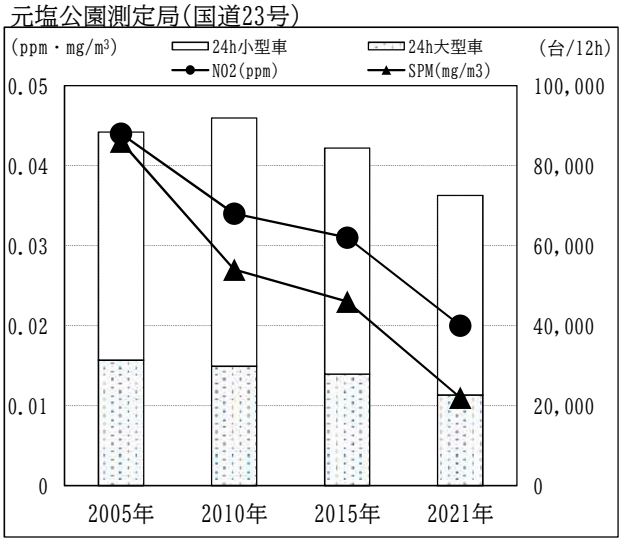

騒音と交通量の比較

・名古屋市の行う定期監視地点の騒音値と対象路線の交通量の比較を行った。
　なお、当該期間中に道路施設対策等が行われている地点は交通量との相関性がなくなる事から対象より除外した。
・交通量については測定地点が所在する道路交通センサスの交通量より引用した。
・2005年の夜間12時間交通量は、小型車と大型車の区別をしていない。

国道1号（中川区昭和橋通）

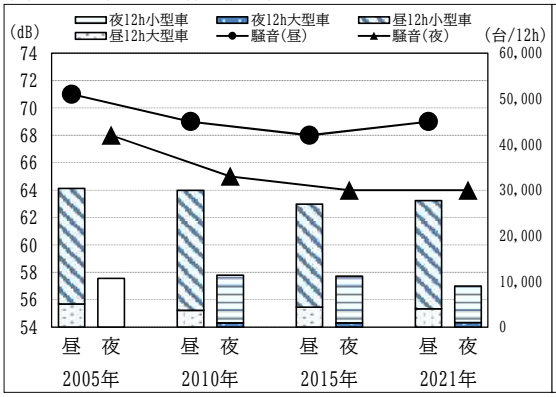

国道19号（北区山田町）

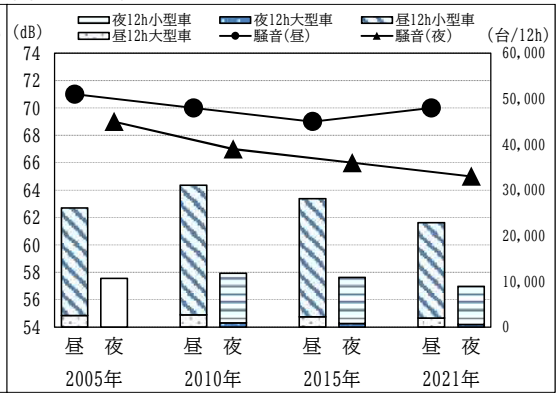

国道23号（南区浜田町）

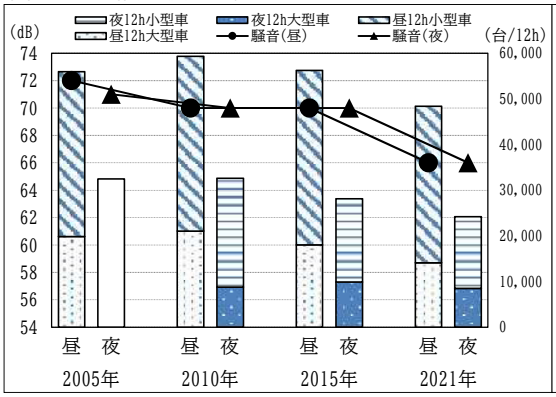

国道41号（北区萩野通）

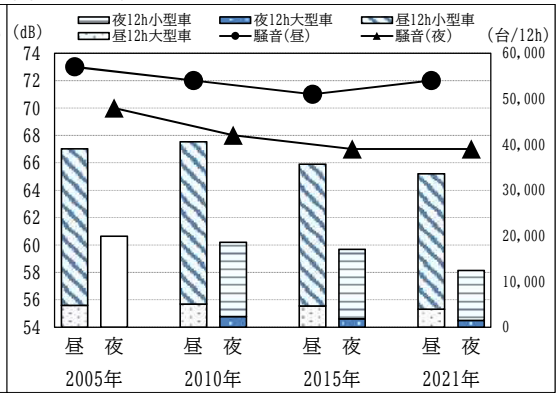

国道302号（西区八筋町）

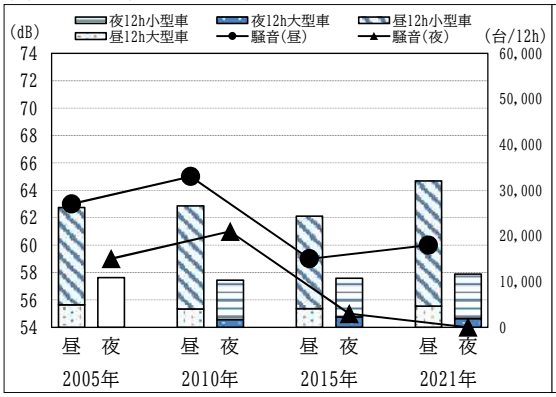

県道名古屋長久手線（名東区小井掘町）

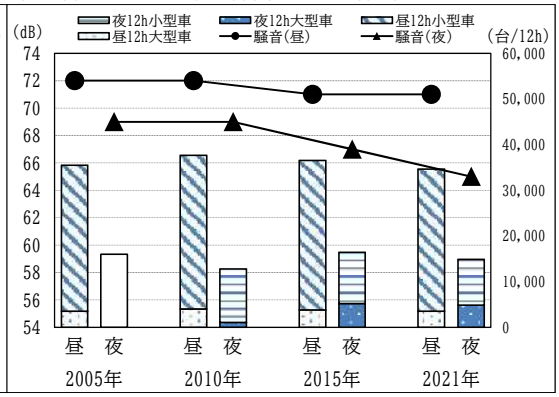

市道名古屋環状線（中川区小碓通）

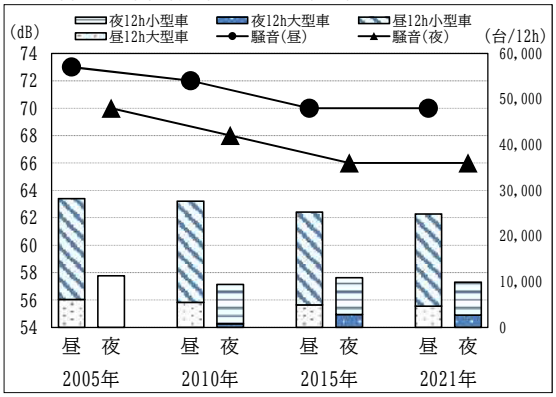

資料 14　自動車 NOx・PM 法による車種規制非適合車実態把握調査等結果

(1) 非適合車実態把握調査

南区丹後通の国道 23 号において、貨物自動車・バス・特種自動車を対象に、ビデオ等でナンバープレートを読み取り、自動車検査登録情報協会から情報を取得することで非適合車※の通行量を調査した。なお、2020 年度より 4 ナンバー車両も調査の対象として含めた。

※自動車 NOx・PM 法に基づく車種規制に適合しない（名古屋市内を「使用の本拠の位置」として登録できない）貨物自動車等のこと。なお、CNG 車、トレーラー、クレーン車等は規制対象外である。

ア　2023 年度調査結果　（単位：台）

調査日時	区　分	適合車	非適合車	対象外・不明	総　計	非適合車の割合(非適合車/総計)
2023.12.1(金) 5～19 時	豊橋方面（上り）	9,977	34	448	10,459	0.3 %
	四日市方面（下り）	9,924	41	320	10,285	0.4 %
合　計		19,901	75	768	20,744	0.4 %

注　同一車が複数通過した場合、重複して算出した。（イ～ウも同じ）

イ　調査結果推移　（単位：台）

調査日時	適合車	非適合車	対象外	合　計	非適合車の割合(非適合車/合計)
2023.12.1(金) 5～19 時	19,901	75	768	20,744	0.4 %
2022.12.2(金) 5～19 時	20,387	115	587	21,089	0.5 %
2021.12.3(金) 5～19 時	21,028	119	494	21,641	0.5 %

注　(　)内は 4 ナンバーを加えた数

ウ　非適合車の使用者の所在地別及び事業用自家用別割合　（単位：台）

区　分	市内	県内（市外）	岐阜・三重・静岡	他県	合計
事業用（緑ナンバー）	1 (1.3 %)	6 (8.0 %)	7 (9.3%)	0 (0.0 %)	14 (18.7 %)
自家用（白ナンバー）	3 (4.0 %)	19 (25.3 %)	29 (38.7%)	10 (13.3%)	61 (81.3 %)
計	4 (5.3 %)	25 (33.3 %)	36 (48.0 %)	10 (13.3%)	75 (100 %)

注　(　)内は、総数(75 台)を 100%としたときの割合(各割合は四捨五入しているため合計して 100%にならない場合がある)。

エ　事業者毎の非適合車の使用者の所在地別等割合

区　分	市内	県内（市外）	岐阜・三重・静岡	他県	合計
事業用（緑ナンバー）	1社 1両	3社 3両	6社 6両	0社 0両	10社 10両
自家用（白ナンバー）	2社 2両	13社 14両	21社 21両	8社 8両	44社 45 両
計	3社 3両	16社 17両	27社 27両	8社 8両	54社 55両

注　事業者ごと（同一車が複数通過した場合、重複せずに1両として算出）に集計した。

非適合車を使用していた東海四県の貨物自動車運送事業者（緑ナンバー10 社）に対し、パンフレット等を送付し要綱の周知を実施した。

(2) 交通量調査

ア　時間別大型車混入率割合

区分＼時間帯		5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	合計
豊橋方面（上り）	大型車(台)	141	135	81	77	118	135	154	122	82	106	99	85	63	45	1,443
	小型車(台)	143	245	292	246	229	227	228	231	194	238	276	328	323	317	3,517
	計 (台)	284	380	373	323	347	362	382	353	276	344	375	413	386	362	4,960
	大型車混入率(%)	49.6	35.5	21.7	23.8	34.0	37.3	40.3	34.6	29.7	30.8	26.4	20.6	16.3	12.4	29.1
四日市方面（下り）	大型車(台)	80	106	61	54	119	157	144	123	94	121	106	108	63	35	1,371
	小型車(台)	112	204	312	258	220	185	225	200	200	219	221	281	340	339	3,316
	計 (台)	192	310	373	312	339	342	369	323	294	340	327	389	403	374	4,687
	大型車混入率(%)	41.7	34.2	16.4	17.3	35.1	45.9	39.0	38.1	32.0	35.6	32.4	27.8	15.6	9.4	29.3

注　調査日： 2023.12.1(金)　 調査場所：南区丹後通（国道 23 号）
毎正時から 10 分間の交通量である。

イ　大型車混入率推移

調査日	大型車（台）	小型車（台）	合計（台）	大型車混入率
2023.12.1（金）	2,814	6,833	9,647	29.2 %
2022.12.2（金）	2,748	6,311	9,059	30.3 %
2021.12.3（金）	3,029	6,652	9,681	31.3 %

注　5～19 時の毎正時から 10 分間の交通量である。

（参考）全国道路・街路交通情勢調査報告書（道路交通センサス）（2021 年度）

区　分	大型車（台）	小型車（台）	合計（台）	大型車混入率
12 時間(7～19 時)交通量	14,608	35,418	50,026	29.2 %
24 時間交通量	23,661	52,378	76,039	31.1 %

注　調査場所：南区丹後通 4 丁目

資料15　ガソリン及び軽油の販売量の推移（愛知県）

単位：kℓ

年	ガソリン	軽油
1988	2,858,509	2,048,354
1989	2,904,921	2,164,047
1990	3,038,662	2,283,673
1991	3,210,811	2,463,360
1992	3,261,267	2,494,504
1993	3,265,429	2,515,383
1994	3,343,534	2,627,523
1995	3,354,262	2,688,912
1996	3,428,714	2,717,781
1997	3,489,774	2,659,381
1998	3,624,319	2,542,908
1999	3,710,910	2,418,274
2000	3,831,011	2,400,516
2001	3,881,495	2,443,740
2002	4,168,090	2,471,879
2003	4,287,177	2,348,622
2004	4,376,261	2,284,622
2005	4,234,286	2,109,207
2006	4,143,939	2,076,586
2007	4,123,845	2,139,099
2008	3,922,347	2,067,516
2009	3,871,187	1,886,346
2010	3,799,412	1,836,595
2011	3,686,484	1,949,700
2012	3,614,777	2,059,703
2013	3,616,684	2,070,904
2014	3,443,340	1,947,714
2015	3,505,660	1,932,488
2016	3,407,517	1,930,036
2017	3,258,917	1,947,672
2018	3,109,559	1,929,207
2019	2,930,678	1,849,743
2020	2,641,890	1,628,731
2021	2,663,577	1,682,271
2022	2,761,372	1,775,168
2023	2,764,861	1,761,160

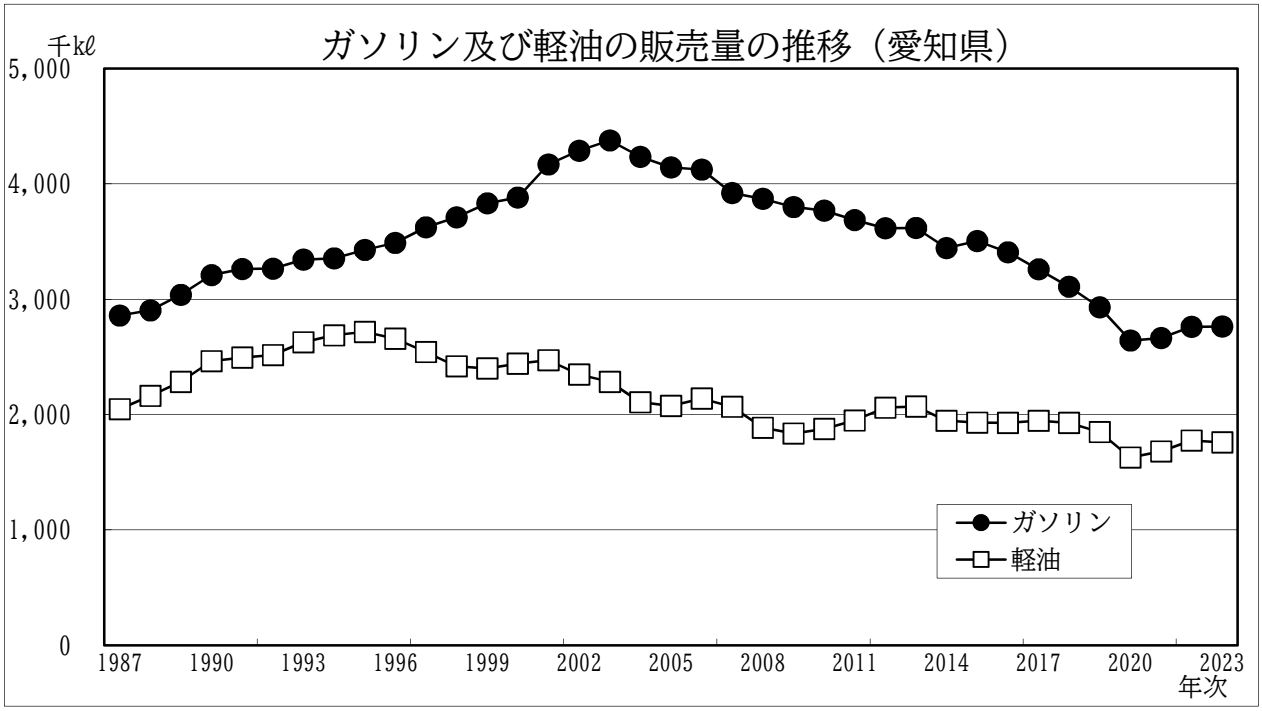

（経済産業省及び石油連盟資料から作成）

参　考　資　料

《参考資料》

参考資料 1　名古屋市自動車公害対策推進協議会について ---------- 97
参考資料 2　名古屋市自動車公害対策推進協議会の協議内容 ---------- 98
参考資料 3　第 3 次自動車騒音優先対策マップの更新の経緯と運用方法 ---------- 99
参考資料 4　自動車環境対策の推進に関する提案(経済産業省・国土交通省・環境省) ---- 102
参考資料 5　自動車環境対策の推進に関する提案(日本自動車工業会) ---------- 105
参考資料 6　自動車排出ガス規制値 ---------- 107
参考資料 7　今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第十五次答申)の概要 ------- 109
参考資料 8　今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について(答申)の概要 ---------- 110
参考資料 9　微小粒子状物質の国内における排出抑制策の在り方について(中間取りまとめ)の概要 - 111
参考資料 10　乗用自動車の燃費基準 ---------- 112
参考資料 11　貨物自動車の燃費基準 ---------- 114
参考資料 12　自動車騒音規制値 ---------- 117
参考資料 13　今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について(第四次答申)の概要 ----- 119
参考資料 14　名古屋地域における低公害車等補助・融資・税制優遇制度 ---------- 120
参考資料 15　自動車燃料品質規制値 ---------- 136
参考資料 16　公用車への電動車の導入方針 ---------- 137
参考資料 17　市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例(抄) ---------- 141
参考資料 18　市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則(抄) ---- 142
参考資料 19　名古屋市自動車公害対策推進協議会運営要領 ---------- 144
参考資料 20　名古屋市自動車公害対策推進協議会から専門部会への付議事項 -------- 147
参考資料 21　名古屋市自動車公害対策推進協議会委員等名簿 ---------- 148

参考資料1

名古屋市自動車公害対策推進協議会について

名古屋市自動車公害対策推進協議会は、自動車公害対策の総合的かつ計画的な推進に関して、関係機関・団体等相互の間における緊密な連絡協議を図ることを目的として、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づき設置されている。協議会の組織及び沿革は以下のとおりである。

1　組織

名古屋市自動車公害対策推進協議会
- 名古屋市自動車公害対策推進協議会幹事会
- 自動車騒音・排出ガス対策専門部会
- 次世代自動車普及・エコドライブ専門部会

2　沿革

1980 年 5 月16日	名古屋市公害対策審議会から「名古屋市の自動車公害対策に関する基本的な考え方について」答申
1980 年 8 月26日	名古屋市自動車公害対策推進協議会を設置
1994 年 1 月11日	名古屋市公害対策審議会から「今後の窒素酸化物対策の具体的方策について」答申
1994 年 7 月14日	「窒素酸化物専門部会」を設置
1996 年 2 月14日	協議会で「名古屋市における自動車排出窒素酸化物対策の推進について」をとりまとめる
1996 年 6 月26日	「道路交通騒音対策専門部会」を設置
1996 年10月14日	協議会で「名古屋市における道路交通騒音対策に係る取組方針」をとりまとめる
2000 年 4 月 1 日	「天然ガス自動車専門部会」を設置
2002 年 7 月26日	名古屋市環境対策審議会から「名古屋市公害防止条例の見直しに当たっての基本的な考え方について」答申
2003 年10月 1 日	「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」施行
2003 年11月20日	条例に基づく名古屋市自動車公害対策推進協議会を開催 専門部会を「自動車騒音・排出ガス対策専門部会」、「エコカー普及専門部会」、「エコドライブ専門部会」に改正
2005 年 5 月 9 日	名古屋市環境審議会から「名古屋市環境基本計画の見直し及び名古屋市環境基本条例に基づく環境目標値の設定について」答申
2005 年 9 月15日	協議会で自動車騒音優先対策マップを策定
2007 年 3 月20日	協議会でなごや自動車環境対策アクションプランを策定
2010 年12月14日	協議会で第 2 次なごや自動車環境対策アクションプランを策定
2011 年11月16日	「エコカー普及専門部会」、「エコドライブ専門部会」を「次世代自動車普及・エコドライブ専門部会」に統合
2014 年12月18日	協議会で第 2 次自動車騒音優先対策マップを策定
2018 年12月21日	協議会で第 2 次自動車騒音優先対策マップを改定
2021 年 1 月25日	協議会で第 3 次なごや自動車環境対策アクションプラン及び第 3 次自動車騒音優先対策マップを策定
2024 年 2 月 8 日	協議会で第 3 次なごや自動車環境対策アクションプランの一部改訂について承認
2024 年 3 月 28 日	第 3 次なごや自動車環境対策アクションプランの一部改訂

参考資料 2

名古屋市自動車公害対策推進協議会の協議内容

1　第 22 回名古屋市自動車公害対策推進協議会［2024 年 12 月 16 日］

(1)報告事項

ア　第3次なごや自動車環境対策アクションプランの進捗状況とその課題

事務局から資料に基づき報告があり、承認された。

イ　自動車環境対策の推進における国家提案

事務局から資料に基づき報告があり、承認された。

(2)その他

名古屋市環境局における自動車環境対策の取組み

事務局から資料に基づき報告があった。

(3) 講演「トラック・バスなど商用車における電動化の取組み」

いすゞ自動車株式会社カーボンニュートラル戦略部門 古川和成執行役員を講師に迎え、講演及び小型トラックエルフEVの見学を行った。

2　第 24 回自動車騒音・排出ガス対策専門部会［2024 年 11 月 6 日］

(1)第 3 次なごや自動車環境対策アクションプランの進捗状況とその課題

事務局から資料に基づき説明後、質疑応答が行われた。

(2)関係機関・団体等における取組内容について

事務局から資料に基づき説明後、質疑応答が行われた。

(3)関係機関・団体等への周知事項

各委員から取組内容について説明後、質疑応答が行われた。

(4)その他

・自動車環境対策の推進に関する国家提案等について

事務局から資料に基づき説明後、質疑応答が行われた。

3　第 15 回次世代自動車普及・エコドライブ専門部会［2024 年 11 月 26 日］

(1)第 3 次なごや自動車環境対策アクションプランの進捗状況とその課題

事務局から資料に基づき説明後、審議が行われた。

(2) 関係機関・団体等における取組及び周知事項

各委員から取組内容について説明後、質疑応答が行われた。

(3)その他

・自動車環境対策の推進に関する国家提案等について

事務局から資料に基づき説明後、質疑応答が行われた。

参考資料 3

第 3 次自動車騒音優先対策マップの更新の経緯と運用方法

1　経緯

名古屋市では、北区、東区内の都市高速道路、国道 41 号及び市道堀田高岳線沿道において自動車騒音の要請限度を超えていたことから、2002 年 8 月に愛知県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請した。

その後、自動車公害対策推進協議会として、自動車騒音に係る夜間の要請限度の超過状況を改善するため、2005 年度に自動車騒音優先対策マップ(以下「第 1 次優先対策マップ」という。）を策定した。また、2006 年度には自動車に起因する大気汚染、二酸化炭素の排出及び騒音に対しての対策を着実に推進するために「なごや自動車環境対策アクションプラン」を策定し、騒音対策としては、第 1 次優先対策マップを取り込み、総合的な対策に取り組むこととした。

さらに、2010 年度には、2020 年度を目標とする第 2 次なごや自動車環境対策アクションプラン（以下「第 2 次アクションプラン」という。）に改定した。これに伴い、第 2 次アクションプランの長期的目標を達成するため、自動車騒音優先対策マップを第 2 次自動車騒音優先対策マップ（以下「第 2 次優先対策マップ」という。）に改定した。

今回、第 2 次アクションプランの目標年次である 2020 年度において、騒音の環境基準に係わる目標を達成したことから、第 3 次なごや自動車環境対策アクションプラン（以下「第 3 次アクションプラン」という。）へ改定し、併せて第 3 次アクションプランの環境基準に係わる目標を達成するために、優先的に対策を行う区間を図示したマップを策定するものである。

なごや自動車環境対策アクションプランの騒音に係る目標（2007 年 3 月策定）
中期的目標（目標年度：2010 年度）
・自動車騒音優先対策マップのＡ区間の要請限度超過状況を解消
長期的目標（目標年度：2011 年度以降）
・自動車騒音優先対策マップ対象区間の要請限度超過状況を解消
・騒音に係る環境基準の達成

第 2 次なごや自動車環境対策アクションプランの騒音に係る目標（2010 年 12 月策定）
第 2 次目標（目標年度：2020 年度）
・市内の幹線道路全体での昼夜間における環境基準達成率を 95%以上まで改善
・騒音対策に優先的に取り組む区間（Ａ区間）及びその他の地点での要請限度超過状況の改善
長期的目標（最終目標）
・騒音に係る環境基準の達成

第 3 次なごや自動車環境対策アクションプランの騒音に係る目標（2021 年 1 月策定）
第 3 次目標（目標年度：2030 年度）
・市内の幹線道路全体での昼夜間における環境基準達成率を 98%以上まで改善
・市内の幹線道路沿道における要請限度超過状況の改善
長期的目標（最終目標）
・騒音に係る環境基準の達成

2　選定条件

区分	区間数	選　定　条　件
対象区間※	71 区間	・2019 年度の評価において昼夜間の環境基準達成率 95%未満のセンサス区間
A区間	6 区間	・2019 年度における名古屋市内の幹線道路沿道での直近の 1 日測定の値が要請限度の値を超えたセンサス区間 (要請限度：昼間 75dB、夜間 70dB)
B区間	65 区間	・第 3 次自動車騒音優先対策マップ対象区間のうち、A 区間を除く区間

※第 2 次優先対策マップ対象区間において、名古屋第二環状自動車道の建設工事に伴い、評価ができていない区間についても、引き続き対象区間とする。

2019 年度までの騒音測定結果におけるA区間の選定状況

No.	H27 センサス番号	路線名	測定地点	測定値(昼間)	測定値(夜間)	測定年度
1	10050	一般国道 1 号	瑞穂区明前町	73	71	2015 年度
2	10320	一般国道 23 号	緑区桶狭間南	73	71	2019 年度
3	10410	一般国道 23 号	港区善進本町	75	75	2019 年度
4	10420	一般国道 23 号	港区善南町	71	71	2019 年度
5	10430	一般国道 23 号	港区藤前四丁目	73	75	2019 年度
6	10480	一般国道 41 号	北区大我麻町	73	71	2019 年度

※測定値については、要請限度測定(1 週間測定)による結果ではなく、過去 5 年間のうち直近の環境基準測定(1 日測定)による結果を示したものである。なお、要請限度の値を超えたものについては、下線で示した。

3　第 3 次優先対策マップに基づく騒音対策の考え方

対策の実施にあたっては、各施策実施主体が、それぞれの関係施策について積極的に取組むこととし、必要に応じ各施策実施主体が相互に連携するなど、その効果的な推進に努め、自動車騒音の一層の低減に努めるものとする。

また、自動車騒音対策については、これまでの対策の実施の有無、騒音の状況、地域の状況（居住状況等)、路面の劣化状況、地元の要望等を考慮して必要に応じて進めるものとし、発生源対策、交通量・交通流対策、道路施設対策等を総合的に行う。

（例）

○発生源対策

・自動車単体の騒音規制の強化の働きかけ（タイヤ騒音規制の強化等）

○交通量・交通流対策

・公共交通機関等への転換

・広域ネットワークの構築

○道路施設対策

・低騒音舗装等の敷設及び修繕

4　第 3 次優先対策マップの進捗状況の管理及び更新

第 3 次優先対策マップの進捗状況については、市環境局による騒音測定結果等をもとに進捗状況を管理する。

なお、アクションプランの騒音に係る目標が見直された場合には、第 3 次優先対策マップについても全体的な見直しを行うものとする。

5　騒音測定

市環境局は、2021 年度から第 3 次優先対策マップに合わせて、騒音の測定地点数等の見直しを行うものとする。

Ａ区間については、要請限度の状況を把握するため、原則毎年測定をすることとする。

Ｂ区間については、環境基準の状況を把握するため、5 年に 1 度以上の測定をすることとする。

6　自動車騒音優先対策マップの比較

	第 2 次優先対策マップ	第 3 次優先対策マップ
対象区間の選定条件	・環境基準達成率 95%未満(昼夜間)	・環境基準達成率 95%未満(昼夜間) ・名古屋第二環状自動車道の建設工事に伴い、評価ができていない区間
対象区間数	98 区間	71 区間
A 区間の選定条件	2011～2013 年度に要請限度値(等価騒音レベル 昼間 75dB、夜間 70 dB)超	2019 年度において名古屋市内の幹線道路沿道での 1 日測定の値が要請限度の値を超えたセンサス区間
A 区間の区間数	対象区間の内 7 区間	6 区間
B 区間の選定条件	B 区間：関係機関で発生源対策、交通量対策、交通流対策、道路施設対策等を総合的に実施する区間	第 3 次自動車騒音優先対策マップ対象区間のうち、A 区間を除くセンサス区間
B 区間の区間数	対象区間の内 91 区間	65 区間
優先対策マップ	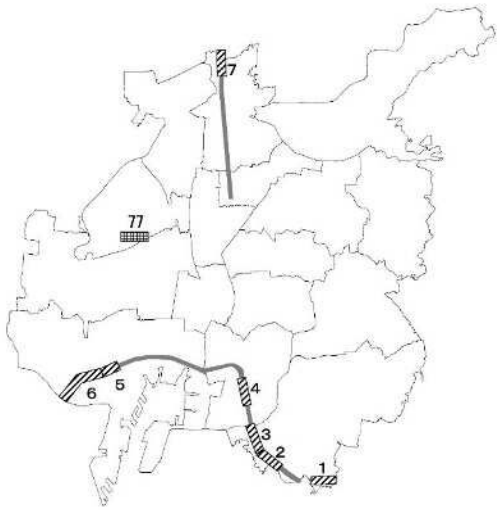	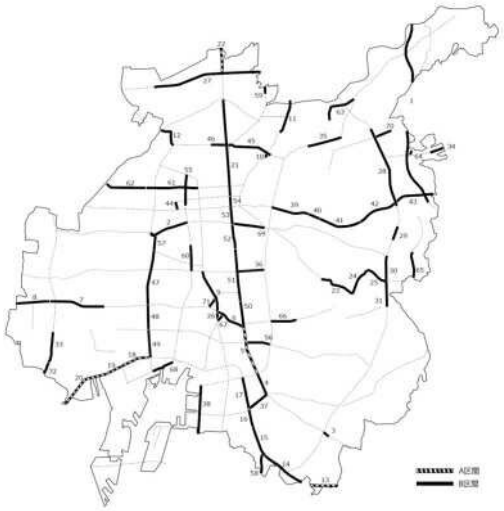
策定年月	2014.12 策定　(2018.12 改定)	2021.1 策定
備考	騒音測定結果やＢ区間の優先順位等を随時マップに反映・更新	

参考資料 4

令和 6 年 9 月 3 日

経済産業省製造産業局長
　伊　吹　　英　明　様
国土交通省物流・自動車局長
　鶴　田　　浩　久　様
環境省水・大気環境局長
　松　本　　啓　朗　様

名古屋市自動車公害対策推進協議会
会 長　杉野　みどり
（名古屋市副市長）

自動車環境対策の推進に関する提案

国におかれましては、自動車排出ガス及び騒音に係る規制の強化や電動車の普及など自動車環境対策の推進に格別のご尽力を賜り、深く感謝を申し上げます。

当推進協議会では、関係機関、関係団体の協力のもと各種自動車環境対策の推進に努めておりますが、名古屋市内においては国道 23 号など自動車交通が集中している地域の二酸化窒素及び粒子状物質による大気汚染並びに幹線道路周辺における騒音について、さらなる改善の努力を要する状況にあります。

また、地球温暖化防止の観点からは、自動車からの二酸化炭素等の温室効果ガス排出量を大幅に削減することが必要となっております。昨今では 2030 年に向けた削減目標が引き上げられ、今まで以上の削減が求められるようになっております。

また、東日本大震災をはじめとして相次いでいる災害を踏まえて、災害時における電力確保の観点等での「自動車の役割」が注目されるようになっております。

国におかれましては、こうした状況を十分におくみとりいただき、次記事項について格段のご配慮を賜るとともに、総合的な見地から自動車環境対策を強力に推進されますように提案いたします。

記

1　自動車 NOｘ・PM 法の車種規制の実効性の確保を図るとともに、対策地域外においても規制適合車への転換を推進するため、補助制度・税制優遇措置を拡充されたい。

また、「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（答申）（令和 4 年 4 月 28 日）」において、対策地域の指定解除の考え方が示されたが、引き続き、大気環境が悪化することのないよう配慮されたい。

併せて、国道等交通量が多く大気状況の悪化の恐れがある地域については、道路管理者によるモニタリングを実施されたい。

【要望先】国土交通省、環境省

2　排出ガス規制車等の最新規制適合車及び、最新燃費基準達成車への早期更新が図られるよう、自動車メーカーに対して働きかけられたい。

また、最新規制適合車両であっても排出ガス浄化装置の劣化や故障等によって、正常時よりも高い濃度で汚染物質を排出する場合がある事から、使用過程での抜き取り調査による排出ガスの確認体制の整備や、排出ガス不正防止のため、路上走行試験のディーゼル乗用車以外の車両の追加等に努められたい。

併せて、自動車メーカー各社の型式認定時の不正事案が報告されていることから、自動車ユーザーが安心して自動車を利用できるよう、不正の防止に努められたい。

【要望先】国土交通省、環境省

3　電動車、天然ガス自動車など次世代自動車の普及を促進するため、価格低減や性能向上につながる技術開発を推進するとともに、重量車や貨物車をはじめとする商用車への車種展開の促進を図られたい。

次世代自動車の導入及び充電器・燃料供給施設整備に対する導入・維持管理費の補助制度の継続及び税制優遇を図られたい。

【要望先】経済産業省、国土交通省、環境省

4　燃料電池自動車のさらなる普及に向けて、車種展開や価格低減に向けた技術開発を推進するとともに、燃料供給施設に対する規制について、利用者の利便性向上の観点も含め見直しの着実な実施を図られたい。

また、トラック・バス等の商用燃料電池自動車の導入拡大に向けて、導入時の補助制度に加えて運用コストの増大に対する補助制度を実施するとともに、大型車両に対応した燃料供給施設整備に対する補助制度の拡充を図られたい。

さらに、燃料電池自動車、燃料供給施設等における水素ガスの安全性について情報の収集及び広報に努められたい。

【要望先】経済産業省、国土交通省、環境省

5　エコドライブの普及を推進するために、エコドライブ支援機能の標準装備化を自動車メーカーへ働きかけるとともに、エコドライブによるCO_2排出量の削減に取り組む事業者等が社会的、経済的に評価される仕組みを構築されたい。

あわせて、エコドライブの講習・指導ができる人材の育成を図られたい。

【要望先】経済産業省、国土交通省、環境省

6　自動車交通騒音対策を推進するため、自動車単体及びタイヤの車外騒音の規制値に適合した自動車の技術開発及び早期導入が図られるよう、自動車メーカー、タイヤメーカーに対して働きかけられたい。

また、使用過程車等においても、適合タイヤへの代替促進及びタイヤ騒音許容限度目標値の適用時期についての検討を進められたい。

【要望先】経済産業省、国土交通省、環境省

7　揮発性有機化合物（ＶＯＣ）発生抑制対策の更なる推進のため、燃料蒸発ガスに対する給油所側及び自動車側双方で実行可能な対策を早期に進めるとともに、燃料小売業界に対しては給油所側における燃料蒸発ガス低減設備の導入支援に努められたい。

【要望先】国土交通省、環境省

8　微小粒子状物質（ＰM2.5）発生抑制対策の更なる推進のため、自動車から発生されるＰＭについて規制の強化を図るとともに、自動車における低減対策の技術開発に取り組むよう自動車メーカーに働きかけられたい。

また、ブレーキ粉塵及びタイヤ粉塵規制についても引き続き検討を進められたい。

【要望先】国土交通省、環境省

9　自動車ＮＯｘ・ＰＭ法の対策地域に指定されている地方公共団体に対し、自動車登録データの随時無償提供等に協力されたい。

【要望先】国土交通省

参考資料 5

令和 6 年 9 月 5 日

一般社団法人　日本自動車工業会
会長　片山　正則　様

名古屋市自動車公害対策推進協議会
会 長　杉野　みどり
（名古屋市副市長）

自動車環境対策の推進に関する提案

日ごろは、自動車環境対策について、格段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当推進協議会では、関係機関、関係団体の協力のもと各種自動車環境対策の推進に努めておりますが、名古屋市内においては、国道 23 号など自動車交通が集中している地域の二酸化窒素及び粒子状物質による大気汚染、幹線道路周辺における騒音並びに地球温暖化防止のための二酸化炭素等の温室効果ガス排出量削減について、さらなる改善の努力を要する状況にあります。

このため、当推進協議会では最新規制適合車への代替、低公害・低燃費車の普及などの発生源対策のほか、交通量・交通流対策など諸施策を実施し、道路沿道環境の改善と併せて地球温暖化の防止に努めております。

さらに、当推進協議会では、一層の排出ガス規制の強化、自動車騒音の低減等について、国に対して提案を行ってきております。

自動車製造業界各位におかれましても、こうした名古屋市の状況を十分にご理解いただき、次記事項について格段のご配慮をいただきますよう提案いたします。

記

1　平成28年・30年排出ガス規制車等の最新規制適合車に代替を進めるために販売体制を整えられたい。

　また、ディーゼル自動車の排出ガス低減装置の性能が実際の走行時にも確実に維持されるよう、一層の技術開発を推進されたい。

2　ユーザーが電動車等を選択しやすいようにするため、車種の多様化に努められたい。

　また、特に電気自動車、プラグインハイブリッド車、ＣＮＧ車の価格低減や性能向上につながる技術開発を推進するとともに、普及促進に努められたい。加えて、重量車や貨物車をはじめとする商用車への車種展開の促進を図られたい。

3　燃料電池自動車の普及を促進するため、価格低減や性能向上につながる技術開発を推進するとともに、燃料電池自動車の安全性（衝突安全性等）に関する広報に努められたい。

4　自動車の省エネルギー対策を推進するため、新燃費基準を達成できる自動車の技術開発を推進し、供給を図られたい。

　また、自動車メーカー各社の型式認定時の不正事案が報告されていることから、自動車ユーザーが安心して自動車を利用できるよう、不正防止について自動車メーカーに徹底されたい。

5　揮発性有機化合物(VOC)発生抑制対策の更なる推進のため、燃料蒸発ガスに対する給油所側及び自動車側双方で実行可能な対策を早期に進められたい。

6　エコドライブの普及を図るため、エコドライブ支援機能の標準装備化を図られたい。併せて、講習会等において、エコドライブの周知を積極的に行われたい。

7　微小粒子状物質（ＰＭ２．５）に関する研究成果の普及に努めるとともに、引き続き研究を進められたい。

8　自動車交通騒音対策を推進するため、次期加速走行騒音及びタイヤ車外騒音の規制値に適合した自動車の早期市場導入や、使用過程車等の適合タイヤへの代替促進を図られたい。

参考資料6　自動車排出ガス規制値

（環境省資料を参考に作成）

種別			従来規制				現行規制			
			試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値
ガソリン・ＬＰＧ車	乗用車		WLTC (g/km)	CO	平成30年	2.03 (1.15)	WLTC (g/km)	CO	令和2年	←
				NMHC		0.16 (0.10)		NMHC		←
				NOx		0.08 (0.05)		NOx		←
				PM※1		0.007(0.005)		PM※2		0.007(0.005)
	トラック・バス	軽自動車	WLTC (g/km)	CO	令和元年	7.06 (4.02)	WLTC (g/km)	CO	令和2年	←
				NMHC		0.16 (0.10)		NMHC		←
				NOx		0.08 (0.05)		NOx		←
				PM※1		0.007(0.005)		PM※2		0.007(0.005)
		軽量車 (GVW≦1.7ｔ)	WLTC (g/km)	CO	平成30年	2.03 (1.15)	WLTC (g/km)	CO	令和2年	←
				NMHC		0.16 (0.10)		NMHC		←
				NOx		0.08 (0.05)		NOx		←
				PM※1		0.007(0.005)		PM※2		0.007(0.005)
		中量車 (1.7ｔ＜GVW≦3.5ｔ)	WLTC (g/km)	CO	令和元年	4.48 (2.55)	WLTC (g/km)	CO	令和2年	←
				NMHC		0.23 (0.15)		NMHC		←
				NOx		0.11 (0.07)		NOx		←
				PM※1		0.009(0.007)		PM※2		0.009(0.007)
		重量車 (3.5ｔ＜GVW)	JE05モード (g/kWh)	CO	平成21年	21.3 (16.0)	JE05モード (g/kWh)	CO	令和2年	←
				NMHC		0.31 (0.23)		NMHC		←
				NOx		0.9 (0.7)		NOx		←
				PM※1		0.013(0.010)		PM※2		0.013(0.010)
ディーゼル車	乗用車		10・15M+11M (g/km)	CO	平成21年	0.84 (0.63)	WLTC (g/km)	CO	平成30年	0.88 (0.63)
				NMHC		0.032(0.024)		NMHC		0.037(0.024)
				NOx		0.11 (0.08)		NOx		0.23 (0.15)
				PM		0.007(0.005)		PM		0.009(0.005)
	トラック・バス	軽量車 (GVW≦1.7ｔ)	10・15M+11M (g/km)	CO	平成21年	0.84 (0.63)	WLTC (g/km)	CO	平成30年	0.88 (0.63)
				NMHC		0.032(0.024)		NMHC		0.037(0.024)
				NOx		0.11 (0.08)		NOx		0.23 (0.15)
				PM		0.007(0.005)		PM		0.009(0.005)
		中量車 (1.7ｔ＜GVW≦3.5ｔ)	10・15M+11M (g/km)	CO	平成22年	0.84 (0.63)	WLTC (g/km)	CO	令和元年	0.88 (0.63)
				NMHC		0.032(0.024)		NMHC		0.037(0.024)
				NOx		0.20 (0.15)		NOx		0.36 (0.24)
				PM		0.009(0.007)		PM		0.013(0.007)
		重量車 (3.5ｔ＜GVW)	WHSC 並びに WHTC※3 (g/kWh)	CO	平成29年	2.95 (2.22)	WHSC 並びに WHTC※3 (g/kWh)	CO	平成30年	←
				NMHC		0.23 (0.17)		NMHC		←
				NOx		0.7 (0.4)※4		NOx		0.7 (0.4)※4
				PM		0.013(0.010)		PM		←

CO：一酸化炭素、HC：炭化水素、NMHC：非メタン炭化水素、NOx：窒素酸化物、PM：粒子状物質
規制値 1.92（1.15）とは、1台あたり上限値 1.92、型式あたりの平均値 1.15 を示す
※1　吸蔵型NOx還元触媒を装着した希薄燃焼方式の筒内直接噴射ガソリンエンジン搭載車に対してのみ適用。
※2　全ての筒内直接噴射ガソリンエンジン搭載車に対して適用。
※3　平成28年規制（2016年）からはWHSCの測定値並びにWHTC（冷機状態）にの測定値に0.14を乗じた値とWHTC（暖機状態）の測定値に0.86　を乗じた値との和で算出される値に対し適用。
※4　重量車のうちGVW7.5tを超えるトラクタについては29年10月より規制、3.5t＜GVW≦7.5tについては30年10月より規制

種別		従来規制				現行規制				備考
		試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値	
二輪車	第一種原動機付自転車	二輪車モード※1 (g/km)	CO	平成18年	(2.0)	二輪車モード※1 (g/km)	CO	平成28年	(2.0)	
			HC		(0.50)		HC		(0.50)	
			NOx		(0.15)		NOx		(0.15)	
	第二種原動機付自転車（クラス1※2）	WMTC (g/km)※3	CO	平成28年	(1.14)	WMTC (g/km)※3	CO	令和2年	1.33(1.00)	
			HC		(0.30)		HC		0.13(0.10)	
			NMHC		−		NMHC		0.088(0.068)	
			NOx		(0.07)		NOx		0.096(0.060)	
			PM		−		PM※4		0.0063(0.0045)	
	軽二輪自動車（クラス2※2）	WMTC (g/km)※3	CO	平成28年	1.58 (1.14)	WMTC (g/km)※3	CO	令和2年	1.33(1.00)	
			HC		0.24 (0.20)		HC		0.13(0.10)	
			NMHC		−		NMHC		0.088(0.068)	
			NOx		0.10 (0.07)		NOx		0.096(0.060)	
			PM		−		PM※4		0.0063(0.0045)	
	小型二輪自動車（クラス3※2）	WMTC (g/km)※3	CO	平成28年	1.58 (1.14)	WMTC (g/km)※3	CO	令和2年	1.33(1.00)	
			HC		0.21 (0.17)		HC		0.13(0.10)	
			NMHC		−		NMHC		0.088(0.068)	
			NOx		0.14 (0.09)		NOx		0.096(0.060)	
			PM		−		PM※4		0.0063(0.0045)	
ディーゼル特殊自動車	定格出力19kW以上37kW未満のもの	8M及びNRTC (g/kWh)	CO	平成25年	6.5 (5.0)	8M又はRMC並びにNRTC (g/kWh)	CO	平成28年	6.5 (5.0)	
			NMHC		0.9 (0.7)		NMHC		0.9 (0.7)	
			NOx		5.3 (4.0)		NOx		5.3 (4.0)	
			PM		0.04 (0.03)		PM		0.04 (0.03)	
	定格出力37kW以上56kW未満のもの	8M及びNRTC (g/kWh)	CO	平成25年	6.5 (5.0)	8M又はRMC並びにNRTC (g/kWh)	CO	平成28年	6.5 (5.0)	
			NMHC		0.9 (0.7)		NMHC		0.9 (0.7)	
			NOx		5.3 (4.0)		NOx		5.3 (4.0)	
			PM		0.033(0.025)		PM		0.033(0.025)	
	定格出力56kW以上75kW未満のもの	8M及びNRTC (g/kWh)	CO	平成24年	6.5 (5.0)	8M又はRMC並びにNRTC (g/kWh)	CO	平成27年	6.5 (5.0)	
			NMHC		0.25 (0.19)		NMHC		0.25 (0.19)	
			NOx		4.4 (3.3)		NOx		0.53 (0.4)	
			PM		0.03 (0.02)		PM		0.03 (0.02)	
	定格出力75kW以上130kW未満のもの	8M及びNRTC (g/kWh)	CO	平成24年	6.5 (5.0)	8M又はRMC並びにNRTC (g/kWh)	CO	平成27年	6.5 (5.0)	
			NMHC		0.25 (0.19)		NMHC		0.25 (0.19)	
			NOx		4.4 (3.3)		NOx		0.53 (0.4)	
			PM		0.03 (0.02)		PM		0.03 (0.02)	
	定格出力130kW以上560kW未満のもの	8M及びNRTC (g/kWh)	CO	平成23年	4.6 (3.5)	8M又はRMC並びにNRTC (g/kWh)	CO	平成26年	4.6 (3.5)	
			NMHC		0.25 (0.19)		NMHC		0.25 (0.19)	
			NOx		2.7 (2.0)		NOx		0.53 (0.4)	
			PM		0.03 (0.02)		PM		0.03 (0.02)	
ガソリン・LPG特殊自動車	定格出力19kW以上560kW未満のもの	規制なし				7M (g/kWh)	CO	平成19年	26.6 (20.0)	
							NMHC		0.80 (0.6)	
							NOx		0.80 (0.6)	

CO：一酸化炭素、HC：炭化水素、NMHC：非メタン炭化水素、NOx：窒素酸化物、PM：粒子状物質
規制値 2.7（2.0）とは、1台あたり上限値 2.7、型式あたりの平均値2.0 を示す

※1 平成18年（2006年）より二輪車試験モードは、コールドスタートに順次変更

※2 クラス1：総排気量0.050ℓ超0.150ℓ未満かつ最高速度50km/h以下、又は、総排気量0.150ℓ未満かつ最高速度50km/h超100km/h未満の二輪車
クラス2：総排気量0.150ℓ未満かつ最高速度100km/h以上130km/h未満、又は、総排気量0.150ℓ以上かつ最高速度130km/h未満の二輪車
クラス3：最高速度130km/h以上の二輪車

※3 平成28年（2016年）よりWMTCで定める走行サイクルに応じて冷機時試験及び暖機時試験を実施し、各試験時の排出量に重み係数を乗じて算出した値の和に対し適用。

※4 直噴エンジン搭載車のみ適用。

参考資料 7

今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第十五次答申）の概要

2024 年 9 月 25 日　中央環境審議会

1. 特殊自動車の排出ガス低減対策について

定格出力 19kW 以上 560kW 未満のディーゼル特殊自動車について、PN（PM の粒子数）規制を導入するとともに、PM の質量規制（従来規制）の許容限度目標値の強化を行い、令和 9 年(2027 年)末までに適用を開始することが適当である。

2. 今後の検討課題について

自動車排出ガス専門委員会第十五次報告に掲げられた今後の検討課題のうち、微小粒子状物質等に関する対策、ブレーキ粉塵及びタイヤ粉塵に関する対策について重点的に検討することとする。

参考資料 8

今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について(答申)の概要

2022 年 4 月 28 日　中央環境審議会

1　経緯

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成４年法律第 70 号。以下「自動車ＮＯｘ・ＰＭ法」という。）第６条及び第８条の規定に基づき定められた自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（平成 23 年環境省告示第 22 号。以下「総量削減基本方針」という。）は、平成 32 年度までに二酸化窒素と浮遊粒子状物質の大気環境基準を確保することを目標としており、また、平成 19 年の改正法附則に基づき、目標の達成状況に応じ、制度全般にわたる検討を行うこととなっていました。

このため、令和 2 年 8 月 11 日付けで「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について」が環境大臣から中央環境審議会に諮問され、自動車排出ガス総合対策小委員会において検討を行いました。小委員会の審議の過程では、「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（答申）案」について、令和 4 年 2 月 10 日から 3 月 10 日まで意見募集（パブリックコメント）を実施しました。今般、令和 4 年 3 月 29 日に開催された小委員会（第 17 回）の審議結果に基づき「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（答申）」を取りまとめ、本日付で中央環境審議会会長から環境大臣に対し答申がなされました。

2　答申の概要

総量削減基本方針に規定されている「平成 32 年度までに窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域において二酸化窒素と浮遊粒子状物質の大気環境基準を確保する」という目標はほぼ達成されたと評価した上で、今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について取りまとめました。答申の概要は以下のとおりです。

・環境基準値を超過する可能性が十分に低い濃度レベルには至らなかった測定点が一部あったこと等から、引き続き現行の自動車 NOx・PM 法に基づく各種施策を継続することが必要。

・より環境性能の良い車への代替が進むこと等で、さらに環境改善が期待されることなどから、5 年後を目途に制度の在り方について改めて検討するべき。

・対策地域の指定とその解除について都道府県が申請することができるが、これまでその判断規準がなかったため、対策地域の指定解除の判断基準を明確化した。国においては、都道府県から申請があった場合には、判断基準に基づき慎重に審査を行うことが必要。

・対策地域の指定解除にあたり、ステークホルダーとの調整や解除後の大気環境状況の確認の継続等が必要。

・自動車使用管理計画の事務の合理化を検討することが望ましい。

参考資料 9

微小粒子状物質の国内における排出抑制策の在り方について(中間取りまとめ)の概要

2015 年 3 月 27 日　大気・騒音振動部会　微小粒子状物質等専門委員会

1. 背景

平成 21 年 9 月に大気環境基準が設定された微小粒子状物質（$PM_{2.5}$）について、今後適切な対策を進めていく必要があることから、平成 25 年 12 月 27 日に中央環境審議会大気・騒音振動部会に「微小粒子状物質等専門委員会」が設置され、微小粒子状物質の国内における排出抑制策の在り方について審議が進められてきました。

平成 26 年 3 月より審議が重ねられ、平成 27 年 2 月 5 日の第 5 回専門委員会において、「微小粒子状物質の国内における排出抑制策の在り方について（中間取りまとめ）（案）」が取りまとめられ、同案について平成 27 年 2 月 9 日から 3 月 10 日まで意見募集（パブリックコメント）を実施しました。その結果を踏まえて、平成 27 年 3 月 27 日に開催された第 6 回専門委員会において審議され、「微小粒子状物質の国内における排出抑制策の在り方について（中間取りまとめ）」が取りまとめられました。

2. 中間取りまとめの概要

中間取りまとめでは、微小粒子状物質（$PM_{2.5}$）について、越境汚染の影響は西日本などで比較的高いが、国内発生源も一定の寄与割合を占めており、その影響が示唆されることから、国内における排出抑制対策の着実な推進が必要とされています。

また、$PM_{2.5}$の生成機構や発生源の寄与割合について科学的に解明すべき課題も残されていること等を踏まえ、短期的課題と中長期的課題を整理し、段階的に対策を検討していくことが適当とされています。

【短期的課題】

現時点の知見に基づき、既存の大気汚染防止施策を $PM_{2.5}$ の対策の観点を加味して更に推進する。

・ばいじんや窒素酸化物（NOx）の排出規制の強化の検討
・燃料蒸発ガス対策の導入の検討　等

併せて、自動車排出ガス対策等を着実に実施する。

【中長期課題】

総合的な対策に取り組む上で基礎となる現象解明、情報整備等に取り組み、その進捗状況に応じて追加的な対策を検討する。

・$PM_{2.5}$や光化学オキシダント生成能の高い揮発性有機化合物（VOC）の解明と対策の検討
・発生源情報の整備、シミュレーションの高度化等による寄与割合の高い発生源の推定等

参考資料 10

乗用自動車の燃費基準

2020 年度燃費基準において、全重量区分で基準達成が求められる従来方式（重量区分別燃費規制方式）から、製造事業者等がそれぞれの技術的な特質に応じた選択と集中を柔軟に行うことで、全体として高い省エネ効果を期待できる企業別平均燃費規制方式（CAFE 方式）を採用する。2030 年度燃費基準においては、新たに電気自動車やプラグインハイブリッド自動車が規制対象となり、車両重量による区分が撤廃された。

○ 2005 年度・2010 年度燃費基準 ［乗用自動車］ （単位：km/L）

車両重量区分		ガソリン車 [2010 年度燃費基準値]	ディーゼル車 [2005 年度燃費基準値]
1	703kg 未満	21.2	18.9
2	703kg 以上　828kg 未満	18.8	
3	828kg 以上　1,016kg 未満	17.9	
4	1,016kg 以上　1,266kg 未満	16.0	16.2
5	1,266kg 以上　1,516kg 未満	13.0	13.2
6	1,516kg 以上　1,766kg 未満	10.5	11.9
7	1,766kg 以上　2,016kg 未満	8.9	10.8
8	2,016kg 以上　2,266kg 未満	7.8	9.8
9	2,266kg 以上	6.4	8.7

※　10・15 モード燃費値又は JC08 モード燃費値を換算式により変更したもの

○ 2015 年度・2020 年度燃費基準 ［乗用自動車］ （単位：km/L）

車両重量区分		ガソリン車		ディーゼル車	
		2015 年度	2020 年度	2015 年度	2020 年度
1	601kg 未満	22.5	24.6	24.8	27.1
2	601kg 以上　741kg 未満	21.8		24.0	
3	741kg 以上　856kg 未満	21.0	24.5	23.1	27.0
4	856kg 以上　971kg 未満	20.8	23.7	22.9	26.1
5	971kg 以上　1,081kg 未満	20.5	23.4	22.6	25.7
6	1,081kg 以上　1,196kg 未満	18.7	21.8	20.6	24.0
7	1,196kg 以上　1,311kg 未満	17.2	20.3	18.9	22.3
8	1,311kg 以上　1,421kg 未満	15.8	19.0	17.4	20.9
9	1,421kg 以上　1,531kg 未満	14.4	17.6	15.8	19.4
10	1,531kg 以上　1,651kg 未満	13.2	16.5	14.5	18.2
11	1,651kg 以上　1,761kg 未満	12.2	15.4	13.4	16.9
12	1,761kg 以上　1,871kg 未満	11.1	14.4	12.2	15.8
13	1,871kg 以上　1,991kg 未満	10.2	13.5	11.2	14.9
14	1,991kg 以上　2,101kg 未満	9.4	12.7	10.3	14.0
15	2,101kg 以上　2,271kg 未満	8.7	11.9	9.6	13.1
16	2,271kg 以上	7.4	10.6	8.1	11.7

※　JC08 モード燃費値又は WLTC モード燃費値

○ 2030 年度燃費基準 ［乗用自動車］

車両重量が M(kg)の車両の 2030 年度燃費基準値 FE(km/L)

【車両重量が 2,759 kg 未満】

$FE = -2.47 \times 10^{-6} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65$

【車両重量が 2,759 kg 以上】

$FE = 9.5$

（単位：km/L）

車両重量による目安	ガソリン車	ディーゼル車	LP ガス車
600 kg	29.2	32.1	21.6
800 kg	28.4	31.2	21.0
1,000 kg	27.3	30.0	20.2
1,200 kg	26.1	28.7	19.3
1,400 kg	24.6	27.1	18.2
1,600 kg	23.0	25.3	17.0
1,800 kg	21.1	23.2	15.6
2,000 kg	19.1	21.0	14.1
2,200 kg	16.8	18.5	12.4
2,400 kg	14.4	15.8	10.7
2,600 kg	11.7	12.9	8.7
2,759 kg 以上	9.5	10.5	7.0

※ WLTC モード燃費値

（注）乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年三月一日経済産業省・国土交通省告示第二号）をもとに作成

参考資料 11

貨物自動車の燃費基準

小型貨物自動車については、2022 年度燃費基準において、全重量区分で基準達成が求められる従来方式（重量区分別燃費規制方式）から、製造事業者等がそれぞれの技術的な特質に応じた選択と集中を柔軟に行うことで、全体として高い省エネ効果を期待できる企業別平均燃費規制方式（CAFE 方式）を採用する。

【車両総重量 3.5t 未満】

○ 2005 年度・2010 年度燃費基準 ［車両総重量 2.5t 以下の貨物自動車］（単位：km/L）

	区分		ガソリン車 ［2010 年度燃費基準値］		ディーゼル車 ［2005 年度燃費基準値］	
	種別	車両重量	ＭＴ	ＡＴ	ＭＴ	ＡＴ
1	軽	703kg 未満	20.2/17.0	18.9/16.2		
2		703kg 以上　828kg 未満	18.0/16.7	16.5/15.5		
3		828kg 以上　1,016kg 未満	15.5	14.9		
4	軽量車	1,016kg 未満	17.8	14.9	17.7	15.1
5		1,016kg 以上	15.7	13.8		
6	中量車	1,266kg 未満	14.5/12.3	12.5/11.2	17.4/14.6	14.5/12.6
7		1,266kg 以上　1,516kg 未満	10.7	10.3	14.1	12.3
8		1,516kg 以上　1,766kg 未満	9.3		12.5	10.8
9		1,766kg 以上				9.9

※1　10・15 モード燃費値又は JC08 モード燃費値を換算式により変換したもの
※2　基準値 20.2/17.0 とは、構造 A、B の基準値がそれぞれ 20.2、17.0 であることを示す。

○ 2015 年度燃費基準 ［車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車］　（単位：km/L）

	区分		ガソリン車 基準値		ディーゼル車 基準値	
	種別	車両重量	ＭＴ	ＡＴ	ＭＴ	ＡＴ
1	軽	741kg 未満	23.2/18.2	20.9/16.4	25.5/20.0	23.0/18.0
2		741kg 以上　856kg 未満	20.3/18.0	19.6/16.0	22.3/19.8	21.6/17.6
3		856kg 以上　971kg 未満	20.3/17.2	18.9/15.4	22.3/18.9	20.8/16.9
4		971kg 以上	20.3/16.4	18.9/14.7	22.3/18.0	20.8/16.2
5	軽量車	1,081kg 未満	18.5	17.4	20.4	19.1
6		1,081kg 以上　1,196kg 未満	17.1	15.8	18.8	17.4
7		1,196kg 以上		14.7		16.2
8	中量車	1311kg 未満	14.2/11.9/11.2	13.3/10.9/10.5	14.5/14.3	13.1/12.5
9		1,311kg 以上　1,421kg 未満	14.2/10.6/10.2	12.7/ 9.8/ 9.7		
10		1,421kg 以上　1,531kg 未満	14.2/10.3/ 9.9	12.7/ 9.6/ 8.9	14.1/12.9	12.8/11.8
11		1,531kg 以上　1,651kg 未満	14.2/10.0/ 9.7	12.7/ 9.4/ 8.6	13.8/12.6	11.5/10.9
12		1,651kg 以上　1,761kg 未満	14.2/ 9.8/ 9.3	12.7/ 9.1/ 7.9	13.6/12.4	11.3/10.6
13		1,761kg 以上　1,871kg 未満	14.2/ 9.7/ 8.9	12.7/ 8.8/ 7.9	13.3/12.0	11.0/ 9.7
14		1,871kg 以上　1,991kg 未満		12.7/ 8.5/ 7.9	12.8/11.3	10.8/ 9.5
15		1,991kg 以上　2,101kg 未満			12.3/11.2	10.3/ 9.0
16		2,101kg 以上			11.7/11.1	9.4/ 8.8

※1　JC08 モード燃費値又は WLTC モード燃費値
※2　軽の基準値 23.2/18.2 とは、構造 A、B の基準値がそれぞれ 23.2、18.2 であることを示す。
※3　中量車の基準値 14.2/11.9/11.2 とは、構造 A、B1、B2 の基準値がそれぞれ 14.2、11.9、11.2 であることを示し、基準値 14.5/14.3 とは、構造 A、B1、B2 の基準値がそれぞれ 14.5、14.3 であることを示す。

○ **2022年度燃費基準**［車両総重量3.5t以下の貨物自動車］　（単位：km/L）

	区分	ガソリン車 基準値		ディーゼル車 基準値	
	車両重量	ＭＴ	ＡＴ	ＭＴ	ＡＴ
1	741kg未満	28.1/21.0	28.1/20.4	30.9/23.1	30.9/22.4
2	741kg以上　856kg未満	25.0/20.4	25.0/19.8	27.5/22.4	27.5/21.8
3	856kg以上　971kg未満	22.7/19.9	22.7/19.2	25.0/21.9	25.0/21.1
4	971kg以上　1,081kg未満	20.8/19.4	20.8/18.7	22.9/21.3	22.9/20.6
5	1,081kg以上　1,196kg未満	18.5/16.7	18.5/16.3	20.4/18.4	20.4/17.9
6	1,196kg以上　1,311kg未満	16.9/15.1	16.9/14.7	18.6/16.6	18.6/16.2
7	1,311kg以上　1,421kg未満	16.9/13.9	16.9/13.5	18.6/15.3	18.6/14.9
8	1,421kg以上　1,531kg未満	16.9/12.9	16.9/12.5	18.6/14.2	18.6/13.8
9	1,531kg以上　1,651kg未満	16.9/12.1	16.9/11.7	18.6/13.3	18.6/12.9
10	1,651kg以上　1,761kg未満	16.9/11.5	16.9/11.1	18.6/16.8	18.6/14.0
11	1,761kg以上　1,871kg未満	16.9/11.0	16.9/10.6	18.6/15.9	18.6/13.7
12	1,871kg以上　1,991kg未満		16.9/10.2	18.6/15.2	18.6/13.5
13	1,991kg以上　2,101kg未満			18.6/14.6	18.6/13.3
14	2,101kg以上				18.6/13.0

※1　JC08モード燃費値又はWLTCモード燃費値

※2　基準値28.1/21.0とは、構造A、Bの基準値がそれぞれ28.1、21.0であることを示す。

＜構造A、構造Bの定義＞

1　「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。

イ　最大積載量を車両総重量で除した値が0.3 以下となるものであること。

ロ　乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

ハ　運転者室の前方に原動機を有するものであること。

2　「構造B」とは、構造A以外の構造をいう。

重量車については、2025 年度燃費基準においても、全重量区分で基準達成が求められる従来方式（重量区分別燃費規制方式）及び達成区分における超過達成分の合計の半分を未達成区分の未達成分と相殺ができるハーフクレジット制度を継続している。

【車両総重量 3.5t 超】

○ 2015 年度燃費基準　［車両総重量 3.5t 超の貨物自動車］（単位：km/L）

	車両重量	最大積載量	基準値
1	3.5ｔ超　7.5ｔ以下	1.5ｔ以下	10.83
2		1.5ｔ超　2ｔ以下	10.35
3		2ｔ超　3ｔ以下	9.51
4		3ｔ超	8.12
5	7.5ｔ超　8ｔ以下		7.24
6	8ｔ超　10ｔ以下		6.52
7	10ｔ超　12ｔ以下		6.00
8	12ｔ超　14ｔ以下		5.69
9	14ｔ超　16ｔ以下		4.97
10	16ｔ超　20ｔ以下		4.15
11	20ｔ超		4.04

※1　JH15 モード燃費値
※2　トラクタを除く

○ 2025 年度燃費基準　［車両総重量 3.5t 超の貨物自動車］（単位：km/L）

	車両重量	最大積載量	基準値
1	3.5ｔ超　7.5ｔ以下	1.5ｔ以下	13.45
2		1.5ｔ超　2ｔ以下	11.93
3		2ｔ超　3ｔ以下	10.59
4		3ｔ超	9.91
5	7.5ｔ超　8ｔ以下		8.39
6	8ｔ超　10ｔ以下		7.46
7	10ｔ超　12ｔ以下		7.44
8	12ｔ超　14ｔ以下		6.42
9	14ｔ超　16ｔ以下		5.89
10	16ｔ超　20ｔ以下		4.88
11	20ｔ超		4.42

※1　JH15 モード燃費値
※2　トラクタを除く

（注）貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十七年七月十日経済産業省・国土交通省告示第１号）をもとに作成

参考資料 12

自動車騒音規制値

（単位：デシベル）

1　走行騒音

(1)四輪自動車（市街地加速走行騒音）

自動車の種別			フェーズ1		フェーズ2		フェーズ3	
		最高出力	規制値	規制年	規制値	規制年	規制値	規制年
専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車	PMR が 120 以下のもの		72	平成 28 年（2016 年）	70	令和 2 年（2020 年）	68	令和 6 年（2024 年）
	PMR が 120 を超え 160 以下のもの		73		71		69	
	PMR が 160 を超えるもの（下記を除く）		75		73		71	
	PMR が 200 を超え、乗車定員 4 人以下、かつ、Rポイントの地上からの高さが 450 mm未満のもの		75		74		72	
専ら乗用の用に供する乗車定員9人を超える自動車	技術的最大許容質量が 2.5 トン以下のもの		72	平成 28 年（2016 年）	70	令和 2 年（2020 年）	69	令和 6 年（2024 年）
	技術的最大許容質量が 2.5 トンを超え 3.5 トン以下のもの		74		72		71	
	技術的最大許容質量が3.5トンを超え5トン以下のもの	135kW 以下のもの	75		73		72	
		135kW を超えるもの	75		74		72	
	技術的最大許容質量が5トンを超えるもの	150kW 以下のもの	76（78）	平成 28 年（2016 年）	74（76）	令和 2 年（2020 年）	73	令和 8 年（2026 年）
		150kW を超え、250kW 以下のもの	78（80）		77（79）		76	
		250kW を超えるもの	80（82）		78（80）		77	
貨物の運送の用に供する自動車	技術的最大許容質量が 2.5 トン以下のもの		72	平成 28 年（2016 年）	71	令和 2 年（2020 年）	69	令和 6 年（2024 年）
	技術的最大許容質量が 2.5 トンを超え 3.5 トン以下のもの		74		73		71	
	技術的最大許容質量が3.5トンを超え 12 トン以下のもの	135kW 以下のもの	77	平成 28 年（2016 年）	75	令和 4 年（2022 年）	74	令和 8 年（2026 年）
		135kW を超えるもの	78		76		75	
	技術的最大許容質量が 12 トンを超えるもの	150kW 以下のもの	79	平成 28 年（2016 年）	77	令和 2 年（2020 年）	76	令和 8 年（2026 年）
		150kW を超え 250kW 以下のもの	81		79		77	
		250kW を超えるもの	82		81		79	

注 1　技術的最大許容質量とは、自動車制作者が指定する技術的に許容できる自動車の質量をいう。
注 2　PMR とは、車両の最高出力を試験時車両重量（車両重量＋75 kg）で除した値をいう。
注 3　R ポイントとは、自動車制作者等が定める運転者席の着座位置についての設計点をいう。
注 4　（　）内の数値は、ガソリンのみを燃料とする自動車の規制値を示す。

(2)二輪自動車等（加速走行騒音）

自動車等の種別			PMR	規制値	規制年
二輪自動車	小型自動車・軽自動車（側車付のものを除く）		25以下のもの	73	平成28年（2016年）
			25を超え50以下のもの	74	
			50を超えるもの	77	
二輪の原動機付自転車	第一種原動機付自転車	最高速度50km毎時を超えるもの	25以下のもの	73	平成28年（2016年）
			25を超え50以下のもの	74	
			50を超えるもの	77	
	第二種原動機付自転車		25以下のもの	73	平成28年（2016年）
			25を超え50以下のもの	74	
			50を超えるもの	77	

注　PMRとは、車両の最高出力を試験時車両重量（車両重量＋75 kg）で除した値をいう。

2　タイヤ車外騒音

(1)乗用車

タイヤのクラス	断面幅の呼び	規制値	規制年
C1	185mm以下のもの	70（71）	・乗車定員9人以下：平成30年（2018年）
	185mmを超え245mm以下のもの	71（72）	・乗車定員9人超、車両総重量5トン以下：平成31年（2019年）
	245mmを超え275mm以下のもの	72（73）	・乗車定員9人超、車両総重量5トン超：令和5年（2023年）
	275mmを超えるもの	74（75）	

注　（　）内の数値は、シビアスノータイヤ、エクストラロードタイヤ、レインフォースドタイヤの規制値を示す。

(2)商用車

タイヤのクラス		タイヤの種類	規制値	規制年
C2	小型商用車	ノーマルタイヤ	72（73）	・乗車定員9人以下の専ら乗用の用に供する自動車：平成30年（2018年） ・乗車定員9人超、車両総重量5トン以下の専ら乗用の用に供する自動車及び3.5トン以下の貨物自動車：平成31年（2019年） ・乗車定員9人超、車両総重量5トン超の専ら乗用の用に供する自動車及び3.5トン超の貨物自動車：令和5年（2023年）
		スノータイヤ	72（73）	
		シビアスノータイヤ	73（75）	
		特種用途タイヤ	74（75）	
C3	中・大型商用車	ノーマルタイヤ	73（75）	
		スノータイヤ	73（75）	
		シビアスノータイヤ	74（76）	
		特種用途タイヤ	75（77）	

注　（　）内の数値は、トラクションタイヤの規制値を示す。

参考資料 13

今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について(第四次答申)の概要

2022 年 6 月 23 日　中央環境審議会

1. 四輪車の次期加速走行騒音許容限度目標値及び適用時期について

四輪車騒音の国際基準である UN Regulation No.51 03 Series に規定されたフェーズ 3 の規制値と調和し、M1 カテゴリー、M2 カテゴリー又は N1 カテゴリーに該当する車両にあっては令和 6 年（2024 年）、M3 カテゴリー、N2 カテゴリー又は N3 カテゴリーに該当する車両にあっては令和 8 年（2026 年）から適用を開始する。

2. R117-02 に適合するタイヤの市場への早期導入、代替促進策について

タイヤ業界と連携して、タイヤの国際基準である UN Regulation No.117 02 Series（以下「R117-02」という）騒音要件適合タイヤの情報をホームページ等に掲載することにより、R117-02 騒音要件適合タイヤの市場への早期導入や代替を促し、また、タイヤ業界の自主的な取組として、R117-02 騒音要件適合タイヤの表示制度の導入を進めることとし、令和 5 年（2023 年）から開始する。

3. 今後の検討課題について

四輪車走行騒音規制の見直し、二輪車走行騒音規制の見直し、マフラー性能等確認制度の見直し、タイヤ騒音規制の今後の検討課題について検討する。

名古屋地域における低公害車等補助・融資・税制優遇制度（2024年度）

1　補助制度

補助事業者	対象者	対象車両等	補助率等	備考
ｸﾘｰﾝｴﾈﾙｷﾞｰ自動車導入促進補助金 【実施主体】 経済産業省 （一般社団法人　次世代自動車振興センター）	対象車を購入する個人、法人、地方公共団体等	①　電気自動車（EV） ②　プラグインハイブリッド自動車 ③　電気自動車（燃料電池自動車） ④　電気自動車（超小型モビリティ） （型式指定車に限る） ⑤　電気自動車（ミニカー） ⑥　電気自動車（第一種原動機付自転車及び軽自動車に該当する側車付二輪自動車） ⑦　電気自動車 （第二種原動機付自転車及び小型自動車に該当する側車付二輪自動車）	●補助金の交付額は、次のクリーンエネルギー自動車等の区分ごとに定める上限額の範囲で定める。 ・新車新規登録日（新車新規検査届出日）が令和６年４月１日以降のクリーンエネルギー自動車は下表のとおりとする。 ①電気自動車 ●A：普通乗用自動車のうち乗車定員 10 人以下の自動車（一充電走行距離が 160km 以上のものに限る）：最大850千円 ●B：小型乗用自動車、軽乗用自動車、普通貨物自動車、小型貨物自動車、軽貨物自動車（貨物自動車は車両総重量 2.5t 以下の自動車に限る）：最大550千円 ②プラグインハイブリッド自動車（EV 走行換算距離が 40km 以上の車両に限る）：最大550千円 ③電気自動車（燃料電池自動車。燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするもの）乗車定員 10 人以下の乗用自動車及び車両総重量 2.5t 以下の貨物自動車に 限る：最大2,550千円 ④電気自動車（超小型モビリティ）（型式指定車に限る） ●外部給電機能無：最大250千円 ●外部給電機能有：最大350千円 ⑤電気自動車（道路運送車両法施行規則により定める「第一種原動機付自転車」であって、道路交通法施行規則により定める「ミニカー」） ●外部給電機能無：最大200千円 ●外部給電機能有：最大300千円 ※詳細は、本補助金の執行団体「一般社団法人次世代自動車振興センター」のＨＰを参照 （https://www.cev-pc.or.jp/hojo/cev.html）	〈公募期間〉 補助対象となる初度登録（届出）期間：令和７年２月１日まで 交付申請書の受付期間：令和７年２月１３日まで（必着） ※申請書は事務局への到着日で先着順の受付となり、令和７年２月１３日より前に予算額に達した場合は、予算額に達した日の前日（営業日）をもって申請受付終了

補助事業者	対象者	対象車両等	補助率等	備考
クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金 （充電設備） （V2H 充放電設備・外部給電器） 【実施主体】 経済産業省 （一般社団法人　次世代自動車振興ｾﾝﾀｰ）	対象設備を設置する法人、地方公共団体等	【充電設備】 ① 高速SA・PA等、道の駅、公道への充電設備設置（経路充電） ② 商業施設、宿泊施設等への充電設備設置（目的地充電） ③ 既存のマンション等への充電設備設置（基礎充電） 【V2H 充放電設備・外部給電器】 ① V2H 充放電設備（設備） ② V2H 充放電設備（設置工事費） ③ 外部給電器	【充電設備】 ① ・充電設備費：定額（1/1以内） ・設置工事費：定額（1/1以 ② ・充電設備費：定額（1/1以内）または1/2以内 ・設置工事費：定額（1/1以内） ③ ・充電設備費：1/2以内 ・設置工事費：定額（1/1以内） 【V2H 充放電設備・外部給電器】 ①設備の購入費： ・設置場所区分が公共施設／災害拠点：1/2以内 ・設置場所区分が公共施設／災害拠点以外：1/3以内 ②設備工事費： ・定額（1/1以内） ③外部給電器：1/3以内 ※詳細は、本補助金の執行団体「一般社団法人次世代自動車振興センター」のＨＰを参照	〈申請期間〉 【充電設備】 ●第１期 6月27日13時にて終了 ●第２期 ・急速充電設備 8月19日13時～9月2日13時 ・普通充電設備 8月19日13時～9月17日13時 【V2H充放電設備・外部給電器】 -V2H充放電設備 ●第１期 7月17日17時15分にて終了 ●第２期 8月19日13時～9月30日17時15分 （※）先着順の申請受付となるため、配分された予算額の累計を超えると予想される場合には、交付申請期間中であっても受付を終了。 -外部給電器 ●第１期 7月17日17時15分にて終了 ●第２期 8月19日～9月30日17時15分 （※）先着順の申請受付となるため、配分された予算額の累計を超えると予想される場合には、交付申請期間中であっても受付を終了。
クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業） 【実施主体】 経済産業省 （一般社団法人　次世代自動車振興ｾﾝﾀｰ）	民間団体等（地方公共団体、その他の法人（独立行政法人を除く））、個人事業者	水素供給設備の設置	① 設備費用の1/2もしくは2/3（上限有り。補助率及び補助上限額は水素供給設備の水素供給能力等による。） ※詳細は、本補助金の執行団体「一般社団法人次世代自動車振興センター」のＨＰ（https://www.cev-pc.or.jp/#no03）を参照	〈公募期間〉 ① 1次：2024年4月19日～2024年5月24日 2次：2024年7月1日～2024年7月19日
クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（燃料電池自動車等新規需要創出活動補助事業） 【実施主体】 経済産業省 （一般社団法人　次世代自動車振興ｾﾝﾀｰ）	民間団体等（地方公共団体、その他の法人（独立行政法人を除く））、個人事業者	燃料電池自動車の需要を喚起するための新規需要創出活動	新規需要創出活動費用の2/3 （補助対象経費の2/3と新規需要創出活動に使用する水素供給設備の供給方式に応じた補助上限額を比べて、低い金額） ※詳細は、本補助金の執行団体「一般社団法人次世代自動車振興センター」のＨＰ（https://www.cev-pc.or.jp/hojo/suiso_outline_juyo_r05hosei.html）を参照	〈公募期間〉 2024年3月29日～2024年12月20日（必着）

補助事業者	対象者	対象車両等	補助率等	備考
災害時の強靭性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金 ［天然ガスステーションの設備］ 【実施主体】 経済産業省 （一般社団法人　都市ガス振興センター）	（令和5年当初予算） 天然ガスステーションの設備を有する事業者（運輸業等で自家用使用の設備についても対象） （令和6年当初予算） 天然ガスステーションの設備を有する事業者（運輸業等で自家用使用の設備についても対象）	次の要件に適合すること。 1)中圧ガス導管でガス供給を受けていること。 2)更新又は増強若しくは既存ガス圧縮機の整備をして天然ガスを主原料とするガスを使用すること。 3)以下の施設に該当すること。 （a)貨物用天然ガス自動車（積載量4t相当以上※）への燃料供給に対応可能。 ※長さ7m以上、幅2m以上の貨物用天然ガス自動車 （b)合計圧縮能力２５０m3／h 以上のガス圧縮機が設置されている。 （c)年間４万m3以上の天然ガスの供給量がある。	<補助率> 補助対象経費の１／２以内 <補助金上限額> ０．８億円／１補助事業	<公募期間> 1次募集： 2023年4月26日 ～ 5月26日 2次募集： 2023年6月2日 ～ 6月19日 3次募集： 2023年6月23日 ～ 7月19日 4次募集： 2023年7月24日 ～ 9月1日 5次募集： 2023年9月6日 ～ 予算額に達した時点で締切 ※2023年9月7日にて締切 <公募期間> 2024年4月26日 ～ 2024年5月24日
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型ﾃﾞｨｰｾﾞﾙﾄﾗｯｸ普及加速化事業） 【実施主体】 環境省 （国土交通省連携事業） （一般社団法人　環境優良車普及機構）	民間事業者・団体等（中小トラック運送業者に限る）	・車両総重量3.5ｔ超の事業用車両(緑ナンバー) ・新車で令和6年4月1日から令和7年1月31日までに新車新規登録された車両 ・平成27年度重量車燃費基準を大型車は＋5%以上、中型車及び小型車は＋10%以上達成した車両。 ・廃車は令和6年4月1日から令和7年1月31日の間に廃車(スクラップ処理)され、直近まで稼働していた車両	基準額は以下の通り（万円） ・大型（12t超） 2015年度燃費基準+10%以上廃車有75,廃車無50 2015年度燃費基準+5%以上廃車有50,廃車無37.5 ・中型（7.5t超～12t以下） 2015年度燃費基準+10%以上廃車有42,廃車無28 ・小型（3.5t超～7.5t以下） 2015年度燃費基準+10%以上廃車有15,廃車無10	〈公募期間〉 2024年6月1日 ～2025年1月31日
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業） 【実施主体】 環境省 （国土交通省・経済産業省連携事業） （公益財団法人北海道環境財団）	地方公共団体、民間事業者等（所有事業者）	① 環境配慮型先進トラック ・ハイブリッド ・天然ガス ② 環境配慮型先進バス（乗車定員11名以上） ・ハイブリッド ・天然ガス ③ 環境配慮型先進連節バス・ハイブリッド	①及び② 標準燃費水準の車両との差額の1/2 ③ 1/2以下	〈公募期間〉 ①、②2024年7月1日 ～2025年1月31日（予算額の残額が２割程度に達した場合は、申請受付期間を当該日付から１か月（30日）後まで） ③ 2024年7月1日 ～2024年7月31日
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、フォークリフトの燃料電池化促進事業） 【実施主体】 環境省 （一部経済産業省・国土交通省連携事業） （公益財団法人北海道環境財団）	地方公共団体、民間事業者・団体等	・ 燃料電池フォークリフト	・ 燃料電池フォークリフトエンジン車両との差額の1/2（ただし、2020年度までに導入実績がある場合：エンジン車両との差額の1/3）	〈公募期間〉 2024年5月27日 ～2024年11月29日

補助事業者	対象者	対象車両等	補助率等	備考
脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業） 【実施主体】 （トラック：一般財団法人環境優良車普及機構） （タクシー、バス：公益財団法人日本自動車輸送技術協会）	民間事業者・団体等	【トラック】BEV,PHEV,FCV 【タクシー】BEV,PHEV,FCV 【バス】BEV,PHEV,FCV 【タクシー、バスに付帯する充電設備】	【トラック】 標準燃費水準車両との差額の2/3等 【タクシー】 ・BEV　1/4 ・PHEV　1/5 ・FCV　1/3 【バス】 標準燃費水準車両との差額2/3等 【タクシー、バスに付帯する充電設備】 ・急速充電 機器補助率　1/1 工事補助率　1/1 ・普通充電 機器補助率　1/2 工事補助率　1/1	〈公募期間〉 【トラック】 実績申請：2024年2月1日～2025年1月31日 通常申請：2024年3月8日～2025年1月31日 【タクシー】 実績申請：2024年2月1日～2025年1月31日 通常申請：2024年3月8日～2025年1月31日 【バス】 実績申請：2024年2月1日～2024年6月28日 通常申請：2024年3月8日～2024年6月28日
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業のうち　（２）水素活用による運輸部門等の脱炭素化支援事業） 【実施主体】 （公益財団法人北海道環境財団）	地方公共団体、民間事業者・団体企業等	地域再エネ水素ステーション保守点検事業 環境省の地域再エネ水素ステーション導入事業によって整備された再エネ水素ステーション	補助対象経費の2/3、1/2	〈公募期間〉 2024年5月22日 ～2024年11月29日
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業） 【実施主体】 環境省 （国土交通省連携事業） （一般社団法人　地域循環共生社会連携協会）	地方公共団体、民間事業者・団体等	LRT,BRT（ハイブリッド）	1/2以下	〈公募期間〉 2024年5月23日 ～2024年6月24日
環境対応車導入促進助成事業 【実施主体】 (公社)全日本ﾄﾗｯｸ協会 (一社)愛知県ﾄﾗｯｸ協会	愛知県ﾄﾗｯｸ協会の会員 ※電気ﾄﾗｯｸと燃料電池ﾄﾗｯｸは中小企業者のみ対象	天然ｶﾞｽ・ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞﾄﾗｯｸ・電気ﾄﾗｯｸ・燃料電池ﾄﾗｯｸ（購入又はﾘｰｽ）	・ 天然ｶﾞｽﾄﾗｯｸ（新車）： 大型：全ト協100万円、愛ト協100万円 中型：全ト協45.9万円、愛ト協91.6万円 小型：全ト協12.2万円、愛ト協24.3万円 ・ ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞﾄﾗｯｸ： 大型：全ト協60万円、愛ト協60万円 中型：全ト協33.5万円、愛ト協67万円 小型：全ト協9.7万円、愛ト協19.2万円 ・ 電気ﾄﾗｯｸ（新車）： 全ト協30万円、愛ト協30万 ・ 燃料電池ﾄﾗｯｸ（新車）： 全ト協30万円、愛ト協30万	〈公募期間〉 2024年5月10日 ～2025年1月10日
人と環境にやさしいﾊﾞｽ普及事業 【実施主体】 (公社)日本ﾊﾞｽ協会 (公社)愛知県ﾊﾞｽ協会	営業用バスを購入するバス事業者	購入・ﾘｰｽ ① ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞﾊﾞｽ ② CNGﾊﾞｽ ③ CNGﾊﾞｽ（改造） ④ 燃料電池バス、電気バス ⑤ 電気バス（改造）	①②④：30万円/両を限度 ③⑤：10万円/両を限度 ・ 1事業者300万円を限度 （日本ﾊﾞｽ協会） 上記の半額を協調補助 （愛知県ﾊﾞｽ協会）	〈応募期間〉 2024年4月1日 ～2024年11月30日
利子補給制度 【実施主体】 (公社)日本ﾊﾞｽ協会 (公社)愛知県ﾊﾞｽ協会	営業用バスを購入するバス事業者	購入 ① ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞﾊﾞｽ ② CNGﾊﾞｽ ③ 燃料電池バス・電気バス	・ 利子補給率:0.6% ﾊﾞｽ車両購入資金 年利1.0%超	〈応募期間〉 ①2024年7月1日 ～2024年7月30日 ②2025年1月頃

補助事業者	対象者	対象車両等	補助率等	備考
先進環境対応自動車導入促進費補助金 【実施主体】 愛知県	・営業用車両 旅客・貨物運送事業者※、自動車ﾘｰｽ事業者 ※は愛知県ﾄﾗｯｸ協会会員を除く ・自家用車両 中小企業等の事業者、自動車ﾘｰｽ事業者	・ 購入・ﾘｰｽ ① CNGバス・トラック ② 優良ハイブリッドバス・トラック ③ 電気バス ④ 電気トラック・乗用車 ⑤ プラグインハイブリッドバス ⑥ プラグインハイブリッドトラック・乗用車 ⑦ 燃料電池バス ⑧ 燃料電池自動車 ⑨ 燃料電池トラック	①②③⑤：通常車両価格との差額の1/3以内 ④ トラック ・ 蓄電池を搭載することで車両価格に上乗せされる経費 ×一充電走行距離（km）×1（千円/km） ④ 乗用車 ・ 3ﾅﾝﾊﾞｰ車：(一充電走行距離（km）-200）×2（千円 ・ 3ﾅﾝﾊﾞｰ以外の車：一充電走行距離（km）×1（千円 ⑥ トラック20万円 乗用車10万円 ⑦ 通常車両価格との差額の1/3以内（大企業は1/4以内） ⑧ 100万円 ⑨ 通常車両価格との差額の1/6以内	・ 営業用車両 ②③は国との協調補助 ・ 自家用車両 国の補助制度との併用可 〈公募期間〉 2024年4月1日～
充電インフラ導入促進費補助金 【実施主体】 愛知県	・自ら所有する補助対象施設に補助対象設備を設置する者 ・他の者が所有する補助対象施設に、その所有者から許諾を得て補助対象設備を設置する者 ※国及び地方公共団体は除く	・ 補助対象施設 基礎充電又は目的地充電を目的とした充電設備を設置する愛知県内の施設。 （戸建住宅、個人宅に付随する施設、国及び地方公共団体が所有する施設は除く） ・ 補助対象設備 急速充電設備、普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドのうち、県が定める要件を全て満たす設備	補助対象設備の購入費の1/4 上限 急速充電設備　125万円 普通充電設備等 1基当たり17万5千円	国の補助制度との併用可 〈公募期間〉 2024年4月23日～
愛知県燃料電池産業車両導入費補助金 【実施主体】 愛知県	燃料電池産業車両（ﾌｫｰｸﾘﾌﾄ）を導入する者	愛知県内における燃料電池産業車両の設置及び使用	・ 中小企業 通常車両価格との差額の1/2 上限550万円 ・ 大企業 通常車両価格との差額の1/4 上限275万円	国との協調補助 〈公募期間〉 2024年7月5日～ 2025年1月31日
愛知県水素ステーション整備費補助金 【実施主体】 愛知県	商用の水素ｽﾃｰｼｮﾝを整備する者（移動式は5年間は県内のみ又は主に県内で運用するもの）	水素ステーションの整備費	補助対象経費の1/4以内	国との協調補助 〈公募期間〉 2024年4月18日～
愛知県水素ステーション需要創出活動費補助金 【実施主体】 愛知県	水素ｽﾃｰｼｮﾝを運用（年度中の運用見込み含む）し、需要喚起活動等を行っている者	水素ステーションにおける需要創出活動費（運営費）の一部	定額補助：最大550万円	国との協調補助 〈公募期間〉 2024年4月1日～

補助事業者	対象者	対象車両等	補助率等	備考
NGV導入促進広告掲載制度 【実施主体】 東邦ガス㈱	東邦ガス管内で登録の天然ガス自動車	① 小型・中型ﾄﾗｯｸ ② 大型ﾄﾗｯｸ(供給ｴﾘｱ外) ③ 大型ﾄﾗｯｸ(供給ｴﾘｱ内)	① 5万円/台 ② 15万円/台 ③ 30万円/台	2024年4月1日 ～2025年3月19日 天然ｶﾞｽ自動車ｼｰﾙの貼付等条件あり
最新規制適合自動車代替促進事業 【実施主体】 名古屋市	中小企業事業者、幼稚園・保育園、福祉施設等	最新排ｶﾞｽ規制適合の軽油・ｶﾞｿﾘﾝ・LPｶﾞｽのﾄﾗｯｸ・ﾊﾞｽ（ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ車を含む)、天然ｶﾞｽ、電気のﾄﾗｯｸ･ﾊﾞｽ等への代替	・小型貨物：30万円 ・中型貨物：40万円 ・大型貨物：50万円 ・乗合：35万円 （旧車の廃車を行わない場合は20万円減額）	2024年4月1日 ～2025年3月3日 国の補助制度との併用不可
ゼロエミッション車の購入補助金 【実施主体】 名古屋市	外部給電機能を有するゼロエミッション車を新車で購入したもの	①電気自動車 ②ﾌﾟﾗｸﾞｲﾝﾊｲﾌﾞﾘｯﾄ自動車 ③燃料電池自動車	① 10万円 ② 5万円 ③ 20万円	2024年5月27日 ～2025年3月3日 国の補助制度との併用可

2　融資制度

補助事業者	対象者	対象車両等	補助率等備考
環境保全・省エネルギー設備資金融資 【実施主体】 名古屋市	市内の中小企業者・中小企業団体	① 電気・ハイブリッド・CNG・燃料電池自動車等の低公害車の購入及び充電・充填設備の設置 ② 最新規制に適合していないディーゼルトラック・バスの最新排ガス規制適合車への代替 ③ 基準に適合していない特定特殊自動車から基準適合車への代替 ④ 低騒音型建設機械等への代替	・融資額：3,000万円／年 （上限あり、利率：1.3%） ・利子補助： 利子額の全額（①） 又は1/2補助（②～④） （ただし③④のうち特に大気環境に良好な車両、機械を導入する場合は全額補助）
ポスト新長期規制適合車導入に係る近代化基金融資 【実施主体】 (一社)愛知県ﾄﾗｯｸ協会	愛知県トラック協会の会員（6か月以上経過）	ポスト新長期規制以降の適合車の購入	・融資限度額：5,000万円 ・利子補助： 補給率：0.5%

（注）この他、愛知県経済環境適応資金（愛知県）、低公害車に対する財政投融資による融資制度（日本政策金融公庫）がある。

3　税制優遇

（１）自動車税環境性能割(軽自動車環境性能割）の概要（国土交通省HP）

〔適用期限〕 **・令和5年4月1日～令和8年3月31日**
〔適用内容〕 **・上記の期間中に車両を取得した場合に、車両の取得価額に対して環境性能に応じた税率を課税。**

●乗用車(登録車)

①適用期間：**令和5年4月1日～令和5年12月31日**（令和4年4月1日～令和5年3月31日の期間に適用される税率及び適用区分を据え置き）

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容			
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合） ・クリーンディーゼル車（平成21年排出ガス規制適合又は平成30年排出ガス規制適合）※1 ・プラグインハイブリッド自動車		自家用 及び 営業用	非課税			
	燃費性能 ＼ 排出ガス性能		令和12年度燃費基準※2※3			
			60%	65%	75%	85%
ガソリン車・LPG車 （ハイブリッド車を含む）	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用	2%		1%	非課税
		営業用	1%	0.5%	非課税	

・上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

②適用期間：**令和6年1月1日～令和7年3月31日**

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容			
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合） ・プラグインハイブリッド自動車		自家用 及び 営業用	非課税			
	燃費性能 ＼ 排出ガス性能		令和12年度燃費基準※2※3			
			60%	70%	80%	85%
ガソリン車・LPG車 （ハイブリッド車を含む）	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用	3%	2%	1%	非課税
クリーンディーゼル車 （ハイブリッド車を含む）	平成21年排出ガス規制適合 又は 平成30年排出ガス規制適合	営業用	1%	0.5%	非課税	

・上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

③適用期間：**令和7年4月1日～令和8年3月31日**

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容					
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合） ・プラグインハイブリッド自動車		自家用 及び 営業用	非課税					
	燃費性能 ＼ 排出ガス性能		令和12年度燃費基準※2※3					
			70%	75%	80%	85%	90%	95%
ガソリン車・LPG車 （ハイブリッド車を含む）	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用	3%	2%		1%		非課税
クリーンディーゼル車 （ハイブリッド車を含む）	平成21年排出ガス規制適合 又は 平成30年排出ガス規制適合	営業用	1%		0.5%		非課税	

・上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

※1　クリーンディーゼル車については、令和2年度燃費基準達成の車両であって、令和12年度燃費基準60%以上達成車に限り、上記の要件を適用。
※2　軽減対象は、令和2年度燃費基準達成車両に限る。

【令和2年度燃費基準への読み替え】

令和2年度燃費基準	達成
↑	
平成22年度燃費基準	150%

※3【令和12年度燃費基準への読み替え】

令和12年度燃費基準	55%	60%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%
↑									
平成22年度燃費基準	119%	130%	141%	151%	162%	173%	184%	194%	205%

令和12年度燃費基準	55%	60%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%
↓									
令和2年度燃費基準	80%	87%	94%	102%	109%	116%	123%	130%	138%

●乗用車（軽自動車）

①適用期間：**令和5年4月1日～令和5年12月31日**（令和3年4月1日～令和5年3月31日の期間に適用される税率及び適用区分を据え置き）

<table>
<tr><th colspan="2">対象・要件等</th><th>自家用・営業用別</th><th colspan="3">特例措置の内容</th></tr>
<tr><td colspan="2">・電気自動車
・燃料電池自動車
・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合）</td><td>自家用
及び
営業用</td><td colspan="3">非課税</td></tr>
<tr><td colspan="2">燃費性能 ＼ 排出ガス性能</td><td></td><td colspan="3">令和12年度燃費基準※3</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td>55%</td><td>60%</td><td>75%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ガソリン車
（ハイブリッド車を含む）</td><td rowspan="2">平成17年排出ガス規制75%低減
又は
平成30年排出ガス規制50%低減</td><td>自家用</td><td>2%</td><td>1%※2</td><td rowspan="2">非課税※2</td></tr>
<tr><td>営業用</td><td>1%</td><td>0.5%※2</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2">1%</td></tr>
</table>

・上記の要件に該当しない車両については、2%の税率が適用。

②適用期間：**令和6年1月1日～令和7年3月31日**

<table>
<tr><th colspan="2">対象・要件等</th><th>自家用・営業用別</th><th colspan="3">特例措置の内容</th></tr>
<tr><td colspan="2">・電気自動車
・燃料電池自動車
・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合）</td><td>自家用
及び
営業用</td><td colspan="3">非課税</td></tr>
<tr><td colspan="2">燃費性能 ＼ 排出ガス性能</td><td></td><td colspan="3">令和12年度燃費基準※2※3</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td>60%</td><td>70%</td><td>80%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ガソリン車
（ハイブリッド車を含む）</td><td rowspan="2">平成17年排出ガス規制75%低減
又は
平成30年排出ガス規制50%低減</td><td>自家用</td><td>2%</td><td>1%</td><td rowspan="2">非課税</td></tr>
<tr><td>営業用</td><td>1%</td><td>0.5%</td></tr>
</table>

・上記の要件に該当しない車両については、2%の税率が適用。

③適用期間：**令和7年4月1日～令和8年3月31日**

<table>
<tr><th colspan="2">対象・要件等</th><th>自家用・営業用別</th><th colspan="3">特例措置の内容</th></tr>
<tr><td colspan="2">・電気自動車
・燃料電池自動車
・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合）</td><td>自家用
及び
営業用</td><td colspan="3">非課税</td></tr>
<tr><td colspan="2">燃費性能 ＼ 排出ガス性能</td><td></td><td colspan="3">令和12年度燃費基準※2※3</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td>70%</td><td>75%</td><td>80%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ガソリン車
（ハイブリッド車を含む）</td><td rowspan="2">平成17年排出ガス規制75%低減
又は
平成30年排出ガス規制50%低減</td><td>自家用</td><td>2%</td><td>1%</td><td rowspan="2">非課税</td></tr>
<tr><td>営業用</td><td>1%</td><td>0.5%</td></tr>
</table>

・上記の要件に該当しない車両については、2%の税率が適用。

●軽量車(車両総重量2.5ｔ以下のトラック)

①適用期間:**令和5年4月1日～令和5年12月31日**(令和3年4月1日～令和5年3月31日の期間に適用される税率及び適用区分を据え置き)

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容		
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド自動車		自家用 及び 営業用	非課税		
	排出ガス性能 ＼ 燃費性能		平成27年度燃費基準※4		
			115%	120%	125%
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用(登録車)	2%	1%	非課税
		自家用(軽自動車)	2%		
		営業用(登録車)	1%	0.5%	
		営業用(軽自動車)			

・上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。(軽自動車については一律2%が適用される。)

②適用期間:**令和6年1月1日～令和8年3月31日**

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容		
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド自動車		自家用 及び 営業用	非課税		
	排出ガス性能 ＼ 燃費性能		令和4年度燃費基準※5		
			95%	達成	105%
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用(登録車)	2%	1%	非課税
		自家用(軽自動車)	2%		
		営業用(登録車)	1%	0.5%	
		営業用(軽自動車)			

・上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。(軽自動車については一律2%が適用される。)

●中量車(車両総重量2.5ｔ超3.5ｔ以下のトラック)

①適用期間:**令和5年4月1日～令和5年12月31日**(令和3年4月1日～令和5年3月31日の期間に適用される税率及び適用区分を据え置き)

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容			
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド自動車		自家用 及び 営業用	非課税			
	排出ガス性能 ＼ 燃費性能		平成27年度燃費基準			
			105%	110%	115%	120%
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用	2%	1%	非課税	
		営業用	1%	0.5%		
	平成17年排出ガス規制50%低減 又は 平成30年排出ガス規制25%低減	自家用	3%	2%	1%	非課税
		営業用	2%	1%	0.5%	
ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	平成21年排出ガス規制NOx・PM+10%低減 又は 平成30年排出ガス規制適合	自家用	2%	1%	非課税	
		営業用	1%	0.5%		
	平成21年排出ガス規制適合	自家用	3%	2%	1%	非課税
		営業用	2%	1%	0.5%	

・上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

②適用期間:**令和6年1月1日～令和8年3月31日**

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容		
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド自動車		自家用 及び 営業用	非課税		
	排出ガス性能 ＼ 燃費性能		令和4年度燃費基準		
			95%	達成	105%
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用	1%	非課税	
		営業用	0.5%		
	平成17年排出ガス規制50%低減 又は 平成30年排出ガス規制25%低減	自家用	2%	1%	非課税
		営業用	1%	0.5%	
ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	平成21年排出ガス規制NOx・PM+10%低減 又は 平成30年排出ガス規制適合	自家用	1%	非課税	
		営業用	0.5%		
	平成21年排出ガス規制適合	自家用	2%	1%	非課税
		営業用	1%	0.5%	

・上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

※4 【平成27年度燃費基準への読み替え】

平成27年度燃費基準	115%	120%	125%
平成22年度燃費基準	144%	150%	157%

※5 【令和4年度燃費基準への読み替え】

令和4年度燃費基準	95%	達成	105%
平成22年度燃費基準	147%	155%	163%

●軽量車・中量車(車両総重量3.5ｔ以下のバス)

①適用期間:**令和5年4月1日～令和5年12月31日**(令和3年4月1日～令和5年3月31日の期間に適用される税率及び適用区分を据え置き)

○車両総重量2.5t以下のバス

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容		
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド自動車		自家用 及び 営業用	非課税		
	燃費性能 / 排出ガス性能		平成27年度燃費基準※6	令和2年度燃費基準※7	
			115%	達成	105%
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用	2%	1%	非課税
		営業用	1%	0.5%	

・上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

○車両総重量2.5t超3.5t以下のバス

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容				
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド自動車		自家用 及び 営業用	非課税				
	燃費性能 / 排出ガス性能		平成27年度燃費基準			令和2年度燃費基準	
			105%	110%	115%	達成	105%
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用	2%	1%	非課税		
		営業用	1%	0.5%			
	平成17年排出ガス規制50%低減 又は 平成30年排出ガス規制25%低減	自家用	3%	2%	1%	非課税	
		営業用	2%	1%	0.5%		
ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	平成21年排出ガス規制NOx・PM+10%低減 又は 平成30年排出ガス規制適合	自家用	2%	1%	非課税		
		営業用	1%	0.5%			
	平成21年排出ガス規制適合	自家用	3%	2%	1%	非課税	
		営業用	2%	1%	0.5%		

・上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

②適用期間:**令和6年1月1日～令和8年3月31日**

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容		
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド自動車		自家用 及び 営業用	非課税		
	燃費性能 / 排出ガス性能		令和2年度燃費基準		
			達成	105%	110%
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用	1%	非課税	
		営業用	0.5%		
	平成17年排出ガス規制50%低減 又は 平成30年排出ガス規制25%低減	自家用	2%	1%	非課税
		営業用	1%	0.5%	
ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	平成21年排出ガス規制NOx・PM+10%低減 又は 平成30年排出ガス規制適合	自家用	1%	非課税	
		営業用	0.5%		
	平成21年排出ガス規制適合	自家用	2%	1%	非課税
		営業用	1%	0.5%	

・上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

※6 【平成27年度燃費基準への読み替え】

平成27年度燃費基準	115%
平成22年度燃費基準	144%

※7 【令和2年度燃費基準への読み替え】

令和2年度燃費基準	達成	105%
平成22年度燃費基準	150%	157%

●重量車(車両総重量3.5ｔ超のバス・トラック)

①適用期間:令和5年4月1日～令和5年12月31日(令和3年4月1日～令和5年3月31日の期間に適用される税率及び適用区分を据え置き)

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容			
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%低減) ・プラグインハイブリッド自動車		自家用 及び 営業用	非課税			
	燃費性能 排出ガス性能		平成27年度燃費基準			
			達成	105%	110%	115%
ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	平成21年排出ガス規制NOx・PM+10%低減 又は 平成28年排出ガス規制適合	自家用	2%	1%	非課税	
		営業用	1%	0.5%		

・上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

②適用期間:令和6年1月1日～令和7年3月31日

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容		
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%低減) ・プラグインハイブリッド自動車		自家用 及び 営業用	非課税		
	燃費性能 排出ガス性能		平成27年度燃費基準		
			105%	110%	115%
ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	平成21年排出ガス規制NOx・PM+10%低減 又は 平成28年排出ガス規制適合	自家用	2%	1%	非課税
		営業用	1%	0.5%	

・上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

③適用期間:令和7年4月1日～令和8年3月31日

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容		
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%低減) ・プラグインハイブリッド自動車		自家用 及び 営業用	非課税		
	燃費性能 排出ガス性能		令和7年度燃費基準※8		
			95%	達成	105%
ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	平成21年排出ガス規制NOx・PM+10%低減 又は 平成28年排出ガス規制適合	自家用	2%	1%	非課税
		営業用	1%	0.5%	

・上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

※8 【令和7年度燃費基準への読み替え】

令和7年度燃費基準	95%	達成	105%
平成27年度燃費基準	105%	110%	115%

（２）自動車重量税（エコカー減税）の概要の概要（国土交通省HP）

〔適用期間〕・**令和5年5月1日～令和8年4月30日**
〔適用内容〕・減税対象車両について、**適用期間中に新車新規登録等を行った場合に限り**、**特例措置が適用（1回限り）**
・継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、原則として現行のエコカー減税の要件を満たす車両について本則税率を適用。

●乗用車

①適用期間：令和5年5月1日～令和5年12月31日（令和4年5月1日～令和5年4月30日の期間に適用される特例措置を据え置き）

対象・要件等		税目		特例措置の内容			
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合） ・プラグインハイブリッド自動車		重量税	新車新規検査	免税※1			
・クリーンディーゼル車（ハイブリッド車を含む）				免税※2、※3			
	燃費性能 / 排出ガス性能			令和12年度燃費基準※2			
				60%	75%	90%	120%
ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む）	平成30年排出ガス規制50%低減※5	重量税	新車新規検査	25%軽減	50%軽減	免税	免税※4

②適用期間：令和6年1月1日～令和7年4月30日

対象・要件等		税目		特例措置の内容			
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合） ・プラグインハイブリッド自動車		重量税	新車新規検査	免税※1			
	燃費性能 / 排出ガス性能			令和12年度燃費基準※2			
				70%	80%	90%	120%
ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む）	平成30年排出ガス規制50%低減※5	重量税	新車新規検査	25%軽減	50%軽減	免税	免税※4
クリーンディーゼル車（ハイブリッド車を含む）	平成30年排出ガス規制適合※6						

③適用期間：令和7年5月1日～令和8年4月30日

対象・要件等		税目		特例措置の内容				
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合） ・プラグインハイブリッド自動車		重量税	新車新規検査	免税※1				
	燃費性能 / 排出ガス性能			令和12年度燃費基準※2				
				75%	80%	90%	達成	125%
ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む）	平成30年排出ガス規制50%低減※7	重量税	新車新規検査	軽減なし・本則税率※9	25%軽減	50%軽減	免税	免税※4
クリーンディーゼル車（ハイブリッド車を含む）	平成30年排出ガス規制適合※8							

※1　新車新規登録時に免税を受けた電気自動車等については、初回継続検査時等も免税。
（車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用。）
※2　乗用車のうち、ガソリン車・LPG車・クリーンディーゼル車の減免対象は、令和2年度燃費基準達成車両に限る。
※3　新車新規登録時に免税を受けた令和12年度燃費基準120%達成車両については、初回継続検査時等も免税。
（車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用。）
※4　初回継続検査時等も免税。（車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用。）
※5　継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成17年排出ガス規制75%低減車両についても、
令和2年度燃費基準達成車両（WLTC燃費値を持たないものに限る。）又は
平成22年度燃費基準150%達成車両（WLTC燃費値及びJC08燃費値を持たないものに限る。）は本則税率を適用。
※6　継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成21年排出ガス規制適合車両についても、令和2年度燃費基準達成車両（WLTC燃費値を持たないものに限る。）は本則税率を適用。
※7　継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成17年排出ガス規制75%低減車両についても、
令和2年度燃費基準109%達成車両（WLTC燃費値を持たないものに限る。）又は
平成22年度燃費基準162%達成車両（WLTC燃費値及びJC08燃費値を持たないものに限る。）は本則税率を適用。
※8　継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成21年排出ガス規制適合車両についても、令和2年度燃費基準109%達成車両（WLTC燃費値を持たないものに限る。）は本則税率を適用。
※9　継続検査、中古車の新車新規登録等を行う場合についても本則税率を適用。

●軽量車(車両総重量2.5ｔ以下のトラック)

①適用期間:**令和5年5月1日～令和5年12月31日**(令和3年5月1日～令和5年4月30日の期間に適用される特例措置を据え置き)

対象・要件等		税目		特例措置の内容			
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド自動車		重量税	新車新規検査	免税※1			
	燃費性能 / 排出ガス性能			平成27年度燃費基準※10			
				105%	115%	120%	125%
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	重量税	新車新規検査	25%軽減	50%軽減	75%軽減	免税

②適用期間:**令和6年1月1日～令和8年4月30日**

対象・要件等		税目		特例措置の内容			
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合)※11 ・プラグインハイブリッド自動車		重量税	新車新規検査	免税※1			
	燃費性能 / 排出ガス性能			令和4年度燃費基準			
				90%	95%	達成	105%
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成30年排出ガス規制50%低減※12	重量税	新車新規検査	25%軽減	50%軽減	75%軽減	免税

●中量車(車両総重量2.5ｔ超3.5ｔ以下のトラック)

①適用期間:**令和5年5月1日～令和5年12月31日**(令和3年5月1日～令和5年4月30日の期間に適用される特例措置を据え置き)

対象・要件等		税目		特例措置の内容		
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド自動車		重量税	新車新規検査	免税※1		
	燃費性能 / 排出ガス性能			平成27年度燃費基準		
				105%	110%	115%
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	重量税	新車新規検査	50%軽減	75%軽減	免税
	平成17年排出ガス規制50%低減 又は 平成30年排出ガス規制25%低減			軽減なし	50%軽減	75%軽減
ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	平成21年排出ガス規制NOx・PM+10%低減 又は 平成30年排出ガス規制適合	重量税	新車新規検査	50%軽減	75%軽減	免税
	平成21年排出ガス規制適合			軽減なし	50%軽減	75%軽減

②適用期間:**令和6年1月1日～令和8年4月30日**

対象・要件等		税目		特例措置の内容		
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合)※11 ・プラグインハイブリッド自動車		重量税	新車新規検査	免税※1		
	燃費性能 / 排出ガス性能			令和4年度燃費基準		
				90%	95%	達成
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成30年排出ガス規制50%低減※13	重量税	新車新規検査	50%軽減	75%軽減	免税
	平成30年排出ガス規制25%低減※13			25%軽減	50%軽減	75%軽減
ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	平成30年排出ガス規制適合※13	重量税	新車新規検査	50%軽減	75%軽減	免税

※10　継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成22年度燃費基準132%達成車両(WLTC燃費値及びJC08燃費値を持たないものに限る。)についても本則税率を適用。
※11　継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成21年排出ガス規制NOx10%低減車両についても、本則税率を適用。
※12　継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成17年排出ガス規制75%低減車両についても、
平成22年度燃費基準139%達成車両(WLTC燃費値及びJC08燃費値を持たないものに限る。)又は令和4年度燃費基準90%達成車両は本則税率を適用。
※13　継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成17年排出ガス規制50%以上低減車両、平成21年排出ガス規制適合車両、平成21年排出ガス規制NOx・PM+10%低減車両についても、
令和4年度燃費基準90%達成車両は本則税率を適用。

●軽量車・中量車(車両総重量3.5ｔ以下のバス)

①適用期間：**令和5年5月1日～令和5年12月31日**（令和3年5月1日～令和5年4月30日の期間に適用される特例措置を据え置き）

対象・要件等		税目		特例措置の内容		
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合） ・プラグインハイブリッド自動車		重量税	新車新規検査	免税※1		
	燃費性能 ＼ 排出ガス性能			令和2年度燃費基準		
				達成	105%	110%
ガソリン車（ハイブリッド車を含む）	平成17年排出ガス規制75%低減又は平成30年排出ガス規制50%低減	重量税	新車新規検査	75%軽減	免税	
	平成17年排出ガス規制50%低減又は平成30年排出ガス規制25%低減	重量税	新車新規検査	50%軽減	75%軽減	免税
ディーゼル車（ハイブリッド車を含む）	平成21年排出ガス規制NOx・PM+10%低減又は平成30年排出ガス規制適合	重量税	新車新規検査	75%軽減	免税	
	平成21年排出ガス規制適合	重量税	新車新規検査	50%軽減	75%軽減	免税

②適用期間：**令和6年1月1日～令和8年4月30日**

対象・要件等		税目		特例措置の内容		
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合）※14 ・プラグインハイブリッド自動車		重量税	新車新規検査	免税※1		
	燃費性能 ＼ 排出ガス性能			令和2年度燃費基準		
				達成	105%	110%
ガソリン車（ハイブリッド車を含む）	平成30年排出ガス規制50%低減※15	重量税	新車新規検査	75%軽減	免税	
	平成30年排出ガス規制25%低減※15	重量税	新車新規検査	50%軽減	75%軽減	免税
ディーゼル車（ハイブリッド車を含む）	平成30年排出ガス規制適合※15	重量税	新車新規検査	75%軽減	免税	

●重量車(車両総重量3.5ｔ超のバス・トラック)

①適用期間：**令和5年5月1日～令和5年12月31日**（令和3年5月1日～令和5年4月30日の期間に適用される特例措置を据え置き）

対象・要件等		税目		特例措置の内容		
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減） ・プラグインハイブリッド自動車		重量税	新車新規検査	免税※1		
	燃費性能 ＼ 排出ガス性能			平成27年度燃費基準		
				105%	110%	115%
ディーゼル車（ハイブリッド車を含む）	平成28年排出ガス規制適合※16	重量税	新車新規検査	50%軽減	75%軽減	免税

②適用期間：**令和6年1月1日～令和7年4月30日**

対象・要件等		税目		特例措置の内容		
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減） ・プラグインハイブリッド自動車		重量税	新車新規検査	免税※1		
	燃費性能 ＼ 排出ガス性能			平成27年度燃費基準		
				105%	110%	115%
ディーゼル車（ハイブリッド車を含む）	平成28年排出ガス規制適合※16	重量税	新車新規検査	25%軽減	50%軽減	免税

③適用期間：**令和7年5月1日～令和8年4月30日**

対象・要件等		税目		特例措置の内容	
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減） ・プラグインハイブリッド自動車		重量税	新車新規検査	免税※1	
	燃費性能 ＼ 排出ガス性能			令和7年度燃費基準	
				95%	達成
ディーゼル車（ハイブリッド車を含む）	平成28年排出ガス規制適合※17	重量税	新車新規検査	50%軽減	免税

※14 継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成21年排出ガス規制NOx10%低減車両についても、本則税率を適用。
※15 継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成17年排出ガス規制50%以上低減車両、平成21年排出ガス規制適合車両及び平成21年排出ガス規制NOx・PM+10%低減車両についても、令和2年度燃費基準達成車両は本則税率を適用。
※16 継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成21年排出ガス規制NOx・PM+10%低減車両についても、平成27年度燃費基準105%達成車両は本則税率を適用。
※17 継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成21年排出ガス規制NOx・PM+10%低減車両及び平成28年排出ガス規制適合車両について、平成27年度燃費基準105%達成車両（JH25燃費値を持たないものに限る）は本則税率を適用。

(3)自動車税種別割の概要（自動車税種別割のグリーン化特例及び県税条例）

（国土交通省HP及び愛知県HPより作成）

対象車種		内容	備考
自家用乗用車	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 （H30排出ガス規制適合又は H21排出ガス規制NOx10%以上低減） プラグインハイブリッド自動車	概ね75%軽減 （登録の翌年度分）	令和5年4月1日～令和8年3月31日に新車新規登録した自動車
営業用乗用車	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 （H30排出ガス規制適合又は H21排出ガス基準NOx10%以上低減） プラグインハイブリッド自動車 ガソリン・LPG （H17排出ガス規制75%低減車両又はH30排出ガス規制50%低減車両のうち、R2年度燃費基準達成かつR12年度燃費基準90%達成車両・HV含む） クリーンディーゼル車 （H21排出ガス規制適合又はH30排ガス規制適合車両のうち、R2年度燃費基準達成かつR12年度燃費基準90%達成車両・HV含む）	概ね75%軽減 （登録の翌年度分）	
	ガソリン・LPG （H17排出ガス規制75%低減車両又はH30排出ガス規制50%低減車両のうち、R2年度燃費基準達成かつR12年度燃費基準70%達成車両・HV含む） クリーンディーゼル車 （H21排出ガス規制適合又はH30排出ガス規制適合車両のうち、R2年度燃費基準達成かつR12年度燃費基準70%達成車両・HV含む）	概ね50%軽減 （登録の翌年度分）	令和5年4月1日～令和7年3月31日に新車新規登録した自動車
重量車等 （バス・ トラック）	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 （H30排出ガス規制適合又は H21排出ガス規制NOx10%以上低減） プラグインハイブリッド自動車	概ね75%軽減 （登録の翌年度分）	令和5年4月1日～令和8年3月31日に新車新規登録した自動車
電気自動車・燃料電池自動車 プラグインハイブリッド自動車 （愛知県県税条例より）		登録年度の月割分＋翌年度から5年度分免税	平成30年4月1日～令和7年3月31日に新車新規登録した自動車

〈※〉新車新規登録等から13年経過したガソリン車（ハイブリッド自動車除く）・LPG車及び11年経過したディーゼル車は概ね15%重課

※電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンプラグインハイブリッド自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合バス及び被けん引車を除く

※バス（一般乗合バスを除く）及びトラック（被けん引車を除く）は概ね10%重課

(4)軽自動車税種別割の軽減措置（軽自動車税のグリーン化特例）

対象車種		内容	備考
自家用乗用車	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 （H30 排出ガス規制適合又は H21 排出ガス規制 NOx10%以上低減）	概ね 75%軽減 （登録の翌年度分）	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日 に新車新規登録した自動車
営業用乗用車	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 （H30 排出ガス規制適合又は H21 排出ガス基準 NOx10%以上低減）	概ね 75%軽減 （登録の翌年度分）	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日 に新車新規登録した自動車
	ガソリン車 （H17 排出ガス規制 75%低減車両又は H30 排出ガス規制 50%低減車両のうち、R2 年度燃費基準達成かつ R12 年度燃費基準 90 %達成車両・HV 含む）	概ね 50%軽減 （登録の翌年度分）	
	ガソリン車 （H17 排出ガス規制 75%低減車両又は H30 排出ガス規制 50%低減車両のうち、R2 年度燃費基準達成かつ R12 年度燃費基準 70 %達成車両・HV 含む）	概ね 25%軽減 （登録の翌年度分）	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 7 年 3 月 31 日 に新車新規登録した自動車
軽貨物車	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 （H30 排ガス規制適合又は H21 排ガス基準 NOx10%以上低減）	概ね 75%軽減 （登録の翌年度分）	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日 に新車新規登録した自動車

※初めて車両番号の指定を受けてから 13 年を経過した三輪以上の軽自動車は概ね 20%重課（電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車及び被けん引車を除く）

参考資料 15

自動車燃料品質規制値

ガソリンにバイオエタノールを 10 体積%まで混合したいわゆる「E10 対応ガソリン車」を普及する目的で、大気汚染防止法に基づく「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度」が改正され、その許容限度の確保のため、「揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則」が改正（2012.3.30 改正、2012.4.1 施行）された。

自動車の燃料の種類	燃料の性状又は燃料に含まれる物質	許　容　限　度 （揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則）
ガソリン	鉛	検出されないこと
	硫黄分	0.001 質量パーセント以下
	メチルターシャリーブチルエーテル(MTBE)	7 体積パーセント以下
	酸素分	1.3 質量パーセント以下 【3.7 質量パーセント以下】
	ベンゼン	1 体積パーセント以下
	灯油の混入率	4 体積パーセント以下
	メタノール	検出されないこと
	エタノール	3 体積パーセント以下 【10 体積パーセント以下】
	実在ガム	100 ミリリットル当たり 5 ミリグラム以下
	色	オレンジ色
軽　　油 （FAME を混合しない）	硫黄分	0.001 質量パーセント以下
	セタン指数	45 以上
	90 パーセント留出温度	摂氏 360 度以下
	トリグリセリド	0.01 質量パーセント以下
	脂肪酸メチルエステル(FAME)	0.1 質量パーセント以下
FAME 混合軽　　油	硫黄分	0.001 質量パーセント以下
	セタン指数	45 以上
	90 パーセント留出温度	360 度以下
	トリグリセリド	0.01 質量パーセント以下
	脂肪酸メチルエステル(FAME)	5.0 質量パーセント以下
	メタノール	0.01 質量パーセント以下
	酸価	0.13mgKOH/g 以下
	ぎ酸､酢酸及びプロピオン酸	合計が 0.003 質量パーセント以下
	酸化安定度	65 分以上

（注）許容限度の欄中の【　】は、E10 対応ガソリン車の基準

参考資料 16

公用車への電動車の導入方針

公布　令和 4 年 4 月 1 日
施行　令和 4 年 4 月 1 日

1　趣旨

名古屋市では、「名古屋市グリーン購入推進指針（平成 13 年 7 月実施）」に基づき、行政運営上必要な製品の購入等に際して、環境に配慮した製品（グリーン商品）を優先して選択するグリーン購入を推進している。

この取組みの一つとして、自動車については、「公用車への低公害・低燃費車の導入方針」を定め、環境に配慮した自動車の導入を推進し、「名古屋市役所環境行動計画 2030」に定める「全公用車に占める次世代自動車※の割合 20%」の目標を達成したところである。

そこで、これまでの取り組みの成果と本市をとりまく状況を踏まえ、新たな導入方針として「公用車への電動車の導入方針」を定め、環境に配慮した自動車の導入をより一層推進するものとする。

なお、現時点では電動車の開発・市販が進んでいない車種については、本方針の対象外とするが、環境性能ができるだけ高い車両を選定するものとする。

※次世代自動車：電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車及びポスト新長期規制適合ディーゼル車をいう。

2　定義

本方針における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 公用車　道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 2 条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）で、本市が所有するもの及びリース契約により本市が専属的に使用するものをいい、以下のように区分する。

ア　乗用車　乗車定員 10 人以下の乗用自動車であって、普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。

イ　小型バス　車両総重量 3.5t 以下の乗合自動車をいう。

ウ　小型貨物車（バン）　車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車で、バンタイプ（軽自動車を除く）のものをいう。

エ　小型貨物車（トラック）　車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車で、トラックタイプ（軽自動車を除く）のものをいう。

オ　小型貨物車（軽バン）　車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車で、バンタイプ（軽自

動車に限る）のものをいう。

カ　小型貨物車（軽トラック）　車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車で、トラックタイプ（軽自動車に限る）のものをいう。

キ　バス等　車両総重量 3.5t 超の乗合自動車をいう。

ク　トラック等　車両総重量 3.5t 超の貨物自動車（けん引車を除く。）をいう。

ケ　トラクタ　車両総重量 3.5t 超の貨物自動車（けん引車に限る。）をいう。

特種自動車については、ベース車両で区分を判断するものとする。

(2) 電動車　電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車及びハイブリッド自動車をいう。

(3) ゼロエミッション車　電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車をいう。

(4) 排出ガス性能　「低排出ガス車認定実施要領（平成 12 年運輸省告示第 103 号)」に基づく低排出ガス認定をいう。

(5) 燃費性能　「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」(昭和 54 年法律第 49 号）に基づく燃費基準の達成度合いを指す。

3　導入基準

新たに導入する公用車について、次に掲げる基準に基づき車両の導入を図るものとする。

現時点で保有している公用車及び契約が満了したリース車両については、本方針に適合していない場合、次に掲げる事項について留意して車両の導入を図るものとする。

(1) 原則として電動車とすること。

(2) 乗用車については、使用目的等から著しく困難な場合を除き、ゼロエミッション車を導入すること。ただし、電動車の導入を目的として他区分の車両から乗用車へ切り替える場合はこの限りでない。

(3) 電動車が導入できない場合は、別表に示す導入基準を満たす車両を導入すること。

(4) 車両改造等によりベース車両の環境性能が適用されない車両については、原則としてベース車両の環境性能で基準適合の適否を判断する。

4　配慮事項

導入にあたっては次に掲げる事項についても留意するものとする。

(1) エコドライブ支援機能（瞬間燃費が表示できる装備やデジタコなど）の搭載についても配慮するよう努めるものとする。

(2) 防災拠点などへの導入については、車載コンセントの導入など、災害時の電力確保についても配慮するよう努めるものとする。

(3) 衝突被害軽減ブレーキの装備など、交通の安全性についても配慮するよう努めるものとする。

5　導入基準適合車の導入が困難な場合

行政事務の遂行にあたり、目的に合致する適当な車種がない場合や、導入基準に適合した車両の導入が著しく困難な場合で、環境局地域環境対策部大気環境対策課長が認める場合は、基準に適合していない車両の中から、環境性能の良い自動車を優先して導入することとする。

6　導入基準の見直し

本導入方針に基づく導入基準は、社会情勢の変化、技術の進歩等に合わせて適宜見直しを行うものとする。

7　適用

本導入方針は、令和 5 年度以降の予算により導入する公用車に適用する。

8　その他

(1) 令和 4 年度までの予算により導入する公用車については、「公用車への低公害・低燃費車の導入方針」によるものとする。

(2) 「公用車への低公害・低燃費車の導入方針」は令和 5 年 3 月 31 日をもって廃止する。

別表（電動車が導入できない場合の導入基準）

自動車の種類		導入基準	
		ガソリン車・LP ガス車	ディーゼル車
乗用車	排出ガス性能	平成 17 年基準排出ガス 75%低減又は 平成 30 年基準排出ガス 50%低減	平成 21 年排出ガス規制適合
	燃費性能	2020 年度燃費基準達成	
小型バス	排出ガス性能	平成 17 年基準排出ガス 50%低減又は 平成 30 年基準排出ガス 25%低減	平成 21 年排出ガス規制適合
	燃費性能	2015 年度燃費基準達成	
小型貨物車（バン）	排出ガス性能	選択できる車種から可能な限り性能の良いものを選択	
	燃費性能	2015 年度燃費基準達成	
小型貨物車（トラック）	排出ガス性能	平成 17 年基準排出ガス 50%低減又は 平成 30 年基準排出ガス 25%低減	平成 21 年排出ガス規制適合
	燃費性能	2015 年度燃費基準達成	
小型貨物車（軽バン）	排出ガス性能	平成 17 年基準排出ガス 75%低減又は 平成 30 年基準排出ガス 50%低減	
	燃費性能	2015 年度燃費基準達成	
小型貨物車（軽トラック）	排出ガス性能	選択できる車種から可能な限り性能の良いものを選択	
	燃費性能	2015 年度燃費基準達成	
バス等	排出ガス性能	選択できる車種から可能な限り性能の良いものを選択	
	燃費性能	2015 年度燃費基準達成	
トラック等	排出ガス性能	選択できる車種から可能な限り性能の良いものを選択	
	燃費性能	2015 年度燃費基準達成	
トラクタ	排出ガス性能	選択できる車種から可能な限り性能の良いものを選択	
	燃費性能	2015 年度燃費基準達成	

※　車両総重量 3.5t 以下の自動車について、導入候補となる全ての車両が WLTC モードによる燃費表示を行っている場合（JC08 モードによる燃費表示をともに行っている場合を含む。）は、WLTC 燃費値により評価するものとする。それ以外の場合は、JC08 燃費値を優先するものとする（WLTC 燃費値のみ表示している車両については WLTC 燃費値により評価）。

参考資料 17

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（抄）

第1章　総則

（目的）

第1条　この条例は、名古屋市環境基本条例（平成8年名古屋市条例第6号）の理念にのっとり、環境の保全に関する市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、公害の発生源に対する規制及び環境への負荷の低減を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民が健康で安全な生活を営むことができる良好な環境を保全することを目的とする。

第5章　環境への負荷の低減に関する措置

第4節　自動車の使用に伴う環境への負荷の低減

第1款　自動車公害対策の推進

（総合的な施策の推進）

第103条　市は、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）の運行に伴い発生する公害を防止するため、公共交通機関の整備及び利用の促進、低公害車の普及その他の総合的な施策（以下「自動車公害対策」という。）の推進に努めなければならない。

（自動車公害対策への協力）

第104条　自動車の製造、販売、整備等を業とする者及び自動車の所有者又は使用者は、市が実施する自動車公害対策に協力しなければならない。

第2款　自動車公害対策推進協議会

（自動車公害対策推進協議会の設置）

第105条　自動車公害対策を総合的かつ計画的に推進するため、名古屋市自動車公害対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議会の所掌事務）

第106条　協議会は、自動車公害対策の総合的かつ計画的な推進に関し、関係機関、関係団体等相互の間における緊密な連絡協議を図るものとする。

（委任）

第107条　前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

参考資料 18

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（抄）

第1章　総則

（趣旨）

第1条　この規則は、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第4章　環境への負荷の低減に係る措置

第3節　自動車の使用に伴う環境への負荷の低減

（組織）

第86条　名古屋市自動車公害対策推進協議会（以下「協議会」という。）の委員は、次に掲げる者とする。

(1) 関係行政機関及び関係事業者団体等の役員若しくは職員又は学識経験者等のうちから市長が委嘱する者

(2) 本市職員のうち、市長が指名する職にある者

（任期）

第87条　前条第１号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第88条　協議会に会長及び副会長を各1人置く。

2　会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第89条　協議会の会議は、必要の都度会長が招集し、その議長となる。

（専門部会）

第90条　協議会には、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2　専門部会は、協議会から付議された事項について協議する。

3　専門部会は、部会長及び専門委員で組織する。

4　部会長は、協議会の会長が指名する。

5　専門委員は、次に掲げる者とする。

(1) 協議会の委員又は幹事のうちから会長が指名する者

(2) 関係行政機関及び関係事業者団体等の職員若しくは学識経験者のうちから市長が委嘱する者

(3) 本市職員のうち、市長が指名する職にある者

6　第88条第3項及び第4項並びに前条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、第88条第4項中「副会長」とあるのは「あらかじめ部会長の指名する専門委員」と読み替えるものとする。

7　部会長は、必要の都度、専門部会における協議の経過及び結果を協議会に報告する。

8　部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（幹事）
第91条　協議会に幹事を置く。
2　幹事は、次に掲げる者とする。
（1）関係行政機関及び関係事業者団体等の職員のうちから市長が委嘱する者
（2）本市職員のうち、市長が指名する職にある者
3　幹事は、協議会の事務について委員を補佐する。
（幹事会）
第92条　幹事会は、幹事をもって構成し、協議会の協議事項を整理する。
2　会長の指名する幹事は、幹事会を招集し、その会議の議長となる。
（庶務）
第93条　協議会の庶務は、環境局において処理する。
（委任）
第94条　第86条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、協議会が定める。

参考資料 19

名古屋市自動車公害対策推進協議会運営要領

（目的）

第１　この要領は、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第117号。以下「規則」という。）第94条の規定に基づき、名古屋市自動車公害対策推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるとともに、名古屋市情報公開条例施行細則（平成12年規則第124号）第17条第2項の規定に準じて協議会等の会議の傍聴に係る手続き及び傍聴するものが遵守すべき事項その他必要な事項について定めることを目的とする。

（会議）

第２　協議会の会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

２　協議会の会長は、必要があると認めるときは、会議の開催に代えて書面その他の方法により委員の説明又は意見を求めることができる。

（専門部会の設置）

第３　規則第90条の規定に基づき、協議会に次の専門部会を置く。

(1) 自動車騒音・排出ガス対策専門部会

(2) 次世代自動車普及・エコドライブ専門部会

２　専門委員は、付議事項についての協議が終了したときに解嘱されるものとする。

（作業部会）

第４　専門部会の部会長（以下「部会長」という。）は、協議事項に応じて、必要の都度、専門委員の一部を構成員とする作業部会を置くことができる。

（会議の公開）

第５　協議会は、会議の公開に関しては、名古屋市情報公開条例（平成12年条例第65号。以下「条例」という。）及び同条例施行細則（平成12年規則第124号）に定めるもののほか、附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱（平成12年8月8日制定。以下「事務取扱要綱」という。）に定める手続きに準じて行うものとする。

（会議の非公開の決定）

第６　協議会の会長は、条例第36条の趣旨を踏まえて、個々の議題について非公開とすることができる。

２　協議会の会長は、協議会を非公開とした場合には、これを協議会に報告しなければならない。

（傍聴者の定員及びその決定方法）

第７　傍聴者の定員及びその決定方法は、協議会の会長が定める。

（傍聴の手続き）

第８　協議会の会議の傍聴をしようとする者は、事務取扱要綱第3条の規定に基づき公表した「会議開催のお知らせ」に記載する方法により、傍聴の申し出をするものとする。

（会議資料の提供）
第９　協議会は、傍聴者に対しては、会議資料（非公開に該当するものを除く。）を提供しなければならない。

（会場に入ることができない者）
第10　ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者は、会議場に入ることができない。

（傍聴者の守るべき事項）
第11　傍聴者は、静粛を旨とし、次の事項を遵守するものとする。
(1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
(2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
(3) 携帯電話等の音を発生させないようにすること。
(4) その他会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。

（写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止）
第12　傍聴者は、会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、協議会の会長が許可した場合は、この限りでない。

（傍聴者への指示）
第13　傍聴者は、傍聴にあたっては協議会の会長の指示に従うものとする。

（違反に対する措置）
第14　傍聴者がこの要領の規定に違反したときは、協議会の会長は、傍聴者に対して必要な措置を命ずることができる。

（周知）
第15　協議会の会長は、傍聴をしようとする者及び傍聴者に対し、傍聴に係る事項について周知を図らなければならない。

（準用）
第16　第2及び第5から第15までの規定は、協議会に設置されている専門部会、作業部会又は幹事会について準用する。この場合において、本要領中の協議会は専門部会、作業部会又は幹事会と、また、協議会の会長は専門部会の部会長又は幹事会の議長と読み替える。

（委任）
第17　この要領に定めるもののほか、協議会の運営及び会議の傍聴に関し必要な事項は、協議会の会長が協議会に諮り定めるものとする。

附　則

この要領は、平成15年11月20日から施行する。

附　則

この要領は、平成23年11月16日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年７月９日から施行する。

参考資料 20

名古屋市自動車公害対策推進協議会から専門部会への付議事項

1　自動車騒音・排出ガス対策専門部会

（1）自動車騒音・排出ガス対策の総合的な計画の策定に関すること。

（2）道路交通騒音対策、自動車排出ガス対策に係る技術的手法等に関すること。

（3）優先的に道路交通騒音対策、自動車排出ガス対策に取り組むべき道路及び地域に関すること。

（4）自動車騒音・排出ガス対策の総合的施策に関すること。

（5）その他道路交通騒音対策、自動車排出ガス対策に関すること。

2　次世代自動車普及・エコドライブ専門部会

（1）次世代自動車等普及台数の目標の設定に関すること。

（2）次世代自動車等普及の施策に関すること。

（3）エコドライブの施策に関すること。

（4）その他次世代自動車、エコドライブ等に関すること。

参考資料21

名古屋市自動車公害対策推進協議会委員名簿

区分	氏　名	職　名
会長	杉 野　み ど り	名古屋市副市長
副会長	細 野　高 弘	一般社団法人愛知県自動車会議所常務理事
委員	山 田　容 功	中部経済産業局資源エネルギー環境部長
〃	望 月　拓 郎	中部地方整備局道路部長
〃	岡 田　英 雄	中部運輸局交通政策部長
〃	水 原　健 介	中部地方環境事務所統括環境保全企画官
〃	武 田　祥 延	愛知県環境局長
〃	野 村　喜 之	愛知県警察本部交通部長
〃	桑 山　幹 根	名古屋港管理組合企画調整室長
〃	堀 内　信	中日本高速道路株式会社名古屋支社副支社長
〃	河 田　誠 一	名古屋高速道路公社理事
〃	佐 藤　航 太	名古屋商工会議所産業振興部長
〃	根 本　恵 司	一般社団法人中部経済連合会常務理事
〃	林　幸 春	名古屋商工協同組合協会会長
〃	渡 辺　広 志	名古屋市商店街振興組合連合会副理事長
〃	西 尾　和 晴	中部鉄道協会常任理事事務局長
〃	白 木　広 治	一般社団法人愛知県トラック協会専務理事
〃	小 林　裕 之	公益社団法人愛知県バス協会専務理事
〃	伊 村　伸 一	名古屋タクシー協会常務理事
〃	小 川　聡 嗣	一般社団法人日本ガス協会東海北陸部会（東邦ガスエナジーエンジニアリング㈱ファシリティーマネジメント本部長）
〃	木 全　隆 俊	一般社団法人愛知県ＬＰガス協会専務理事
〃	嶋　久 美 子	名古屋市環境局担当局長（環境都市推進）
〃	伊 藤　大	名古屋市住宅都市局長
〃	山 田　好 人	名古屋市緑政土木局長
〃	折 戸　秀 郷	名古屋市交通局長

名古屋市自動車公害対策推進協議会幹事名簿

氏　名	職　名
小 林　弘 和	中部経済産業局資源エネルギー環境部環境・資源循環経済課長
藤 原　弘 典	中部地方整備局道路部計画調整課長
小 出　和 仁	中部運輸局交通政策部次長
猪 岡　貴 光	中部地方環境事務所環境対策課長
磯 谷　元 実	愛知県環境局地球温暖化対策課長
金 崎　翔 平	愛知県警察本部交通部交通規制課長
堀 部　猛	名古屋港管理組合企画調整室担当課長(環境担当)
野 口　哲 史	中日本高速道路株式会社名古屋支社総務企画部企画調整課長
馬 場　信 行	名古屋高速道路公社経営企画部環境対策課長
兒 島　正 幸	名古屋商工会議所産業振興部モノづくりユニット長
髙 橋　良	一般社団法人中部経済連合会価値創造本部社会実装推進部担当課長
熊 谷　正 康	一般社団法人愛知県自動車会議所総務部部長
天 野　栄	名古屋商工協同組合協会事務局長
小 粥　正 健	名古屋市商店街振興組合連合会事務局長
小 塚　仁 史	中部鉄道協会事務局業務第一課長
露 木　和 秋	一般社団法人愛知県トラック協会業務部長
徳 田　裕 二	公益社団法人愛知県バス協会事務局長
堀 尾　敏 一	名古屋タクシー協会指導課長
大 森　亮	一般社団法人日本ガス協会東海北陸部会(東邦ガスエナジーエンジニアリング㈱ファシリティーマネジメント第一部長)
服 部　康 利	一般社団法人愛知県ＬＰガス協会エルピーガススタンド保安委員会企画委員
中 西　岳 志	名古屋市環境局地域環境対策部長
堀 田　裕 之	名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課長
脇 田　裕 二	名古屋市住宅都市局都市計画部交通企画・モビリティ都市推進課長
佐 野　博 臣	名古屋市緑政土木局路政部道路管理課長
堀　千 景	名古屋市交通局営業本部企画財務部担当課長（企画調整・外郭団体）

名古屋市自動車公害対策推進協議会専門部会専門委員名簿

(1)　自動車騒音・排出ガス対策専門部会

氏　名	職　名
小 林　弘 和	中部経済産業局資源エネルギー環境部環境・資源循環経済課長
藤 原　弘 典	中部地方整備局道路部計画調整課長
菅 沼　真 澄	中部地方整備局名古屋国道事務所長
吉 川　昌 宏	中部地方整備局愛知国道事務所長
西 川　博 幸	中部運輸局自動車技術安全部保安・環境課長
猪 岡　貴 光	中部地方環境事務所環境対策課長
吉 田　和 久	愛知県環境局地球温暖化対策課課長補佐(自動車環境グループ班長)
田 島　俊 二	愛知県警察本部交通部交通規制課課長補佐
野 口　哲 史	中日本高速道路株式会社名古屋支社総務企画部企画調整課長
馬 場　信 行	名古屋高速道路公社経営企画部環境対策課長
岡 田　恭 明	名城大学理工学部教授
北 田　敏 廣	豊橋技術科学大学名誉教授
中 村　英 樹	名古屋大学大学院環境学研究科教授
野 呂　雄 一	三重大学大学院工学研究科教授
藤 田　素 弘	名古屋工業大学大学院教授
中 西　岳 志	名古屋市環境局地域環境対策部長
堀 田　裕 之	名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課長
鈴 木　寛	名古屋市環境局環境科学調査センター所長
横 山　哲 也	名古屋市住宅都市局都市計画部担当課長(自動車専用道路)
脇 田　裕 二	名古屋市住宅都市局都市計画部交通企画・モビリティ都市推進課長
坂 﨑　光 恭	名古屋市住宅都市局都市計画部担当課長(駐車場のあり方検討)
福 田　篤 史	名古屋市住宅都市局都市計画部交通事業推進課長
横 井　英 二	名古屋市緑政土木局道路部道路維持課長
堀　千 景	名古屋市交通局営業本部企画財務部担当課長（企画調整・外郭団体）

(2) 次世代自動車普及・エコドライブ専門部会

氏　名	職　名
長谷川　大晃	中部経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課カーボンニュートラル推進室長
鈴木　博行	中部運輸局交通政策部環境・物流課長
猪岡　貴光	中部地方環境事務所環境対策課長
吉田　和久	愛知県環境局地球温暖化対策課課長補佐(自動車環境グループ班長)
白木　広治	一般社団法人愛知県トラック協会専務理事
小林　裕之	公益社団法人愛知県バス協会専務理事
伊村　伸一	名古屋タクシー協会常務理事
大森　亮	一般社団法人日本ガス協会東海北陸部会(東邦ガスエナジーエンジニアリング㈱ファシリティーマネジメント第一部長)
木全　隆俊	一般社団法人愛知県ＬＰガス協会専務理事
小河原　恵吾	愛知県自動車販売店協会常務理事
小関　高広	いすゞ自動車㈱法規・認証部法規認証・技術渉外グループグループリーダー
荻村　友彦	トヨタ自動車㈱CN開発センター環境エンジニアリング部主査
松本　和也	一般社団法人日本自動車連盟愛知支部事業課長
中西　岳志	名古屋市環境局地域環境対策部長
堀田　裕之	名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課長
野末　竜雄	名古屋市交通局営業本部自動車部自動車運転課長
永井　昭弘	名古屋市交通局営業本部自動車部自動車車両課長

環境にやさしい交通行動をする人

エコドライバー3か条

エコドライブ 10 のすすめ

① エコドライブ　まずは自分の燃費を把握

② 発進は ふんわりスタート 5秒で20㎞/h

③ 車間距離 空けて余裕の加減速

④ アクセルを 早めに離して かしこく停車

⑤ サムイのは 車内もギャグも 控えめに

⑥ アイドリング 今は必要？ 駐停車

⑦ 目的地 事前に調べて スムーズ到着

⑧ ペチャンコの タイヤで燃料 無駄遣い

⑨ クルマでも いらない贅肉 落としたい

⑩ 都心部の 迷惑駐車が 渋滞招く